

平成27年度 学生便覧

教育学部
特別支援教育特別専攻科
FACULTY OF EDUCATION
HIROSHIMA UNIVERSITY 2015



学期区分・授業時間

学 期 区 分

期	区 分	期 間
前 期	春季休業	4月1日～4月7日
	授 業	4月8日～8月10日
	夏季休業	8月11日～9月30日
後 期	授 業	10月1日～12月25日
	創立記念日	11月5日
	冬季休業	12月26日～1月5日
	授 業	1月6日～2月15日
	学年末休業	2月16日～3月31日

授 業 時 間

時 限	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
時 間	8:45	9:30	10:30	11:15	12:50	13:35	14:35	15:20	16:20	17:05
	∩	∩	∩	∩	∩	∩	∩	∩	∩	∩
	9:30	10:15	11:15	12:00	13:35	14:20	15:20	16:05	17:05	17:50



2015

広島大学教育学部
広島大学特別支援教育特別専攻科

『学生便覧』について

- 1 この『学生便覧』は、教育学部平成27年度入学生を対象とする大学・学部 of 諸規則，教育課程，履修要領及び修学上の諸注意等を記載したものである。
- 2 この『学生便覧』は，前半部（到達目標型教育プログラム及び教養教育について）に，主として，到達目標型教育プログラムの構成，評価の方法等及び全学部に通じた教養教育に関する履修上の注意事項等を記載し，後半部（専門教育について）に，教育学部の教育課程，履修要領及び修学上の諸注意等を記載したものである。
- 3 平成27年度入学生は，卒業するまでこの『学生便覧』に従って履修等を行わなければならないので，大切に扱うこと。
- 4 平成27年度入学生は，この『学生便覧』と『もみじ』（広島大学学生情報システム）で閲覧できるシラバス（講義概要）を活用して，遺漏なく各自の履修等の計画を立てること。

● 広島大学の理念 ●

- ◇ 平和を希求する精神
- ◇ 新たなる知の創造
- ◇ 豊かな人間性を培う教育
- ◇ 地域社会・国際社会との共存
- ◇ 絶えざる自己変革

専門教育について

目 次

1	広島大学通則	専門 1 頁
2	広島大学教育学部細則	専門 15 頁
	○別表第1 教養教育科目履修基準	専門 21 頁
	○別表第2 専門教育科目履修基準	専門 36 頁
3	広島大学教育学部外国人留学生等の授業科目履修上の特例	専門 112 頁
4	卒業研究(卒業論文)について	専門 112 頁
5	長期履修学生制度について	専門 113 頁
6	履修手続, 試験, 成績等について	専門 114 頁
7	第一類学生の履修等について	専門 115 頁
	○専修への配属	
	○基礎資格	
8	第二類～第五類のコースで卒業研究を希望する第一類学生に対する履修条件(申合せ)	専門 116 頁
9	第二類から第五類の学生に対する小学校教諭免許状関係科目の履修基準	専門 119 頁
10	教育職員免許状の取得について	専門 120 頁
	1 免許状取得要件	専門 120 頁
	2 免許法上の単位修得方法について	専門 121 頁
	3 教育実習履修要領	専門 147 頁
	4 介護等体験履修要領	専門 150 頁
	5 教職実践演習履修要領	専門 150 頁
	6 免許状授与の申請手続	専門 150 頁
11	教職実践演習及び教員免許ポートフォリオについて	専門 151 頁
12	資格取得について	専門 152 頁
13	広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則による履修(早期履修)制度について	専門 154 頁
14	諸手続等について	専門 155 頁
	1 掲示及び「My もみじ」について	専門 155 頁
	2 諸書類の提出期限	専門 155 頁
	3 各種証明書の交付, 各種願・届の手続	専門 157 頁
	4 国立大学法人附属図書館の相互利用	専門 158 頁
15	諸規則について	
	(1) 広島大学学生交流規則	規則 1 頁
	(2) 広島大学学位規則	規則 4 頁
	(3) 広島大学授業料等免除及び猶予規則	規則 8 頁
	(4) 広島大学長期履修の取扱いに関する細則	規則 11 頁
	(5) 広島大学既修得単位等の認定に関する細則	規則 12 頁
	(6) 広島大学転学部の取扱いに関する細則	規則 13 頁
	(7) 広島大学科目等履修生規則	規則 14 頁
	(8) 広島大学研究生規則	規則 16 頁
	(9) 広島大学外国人研究生規則	規則 18 頁
	(10) 広島大学学生表彰規則	規則 20 頁
	(11) 広島大学学生懲戒指針	規則 21 頁
	(12) 広島大学学生懲戒指針の運用について(申合せ)	規則 25 頁
	(13) 広島大学学生生活に関する規則	規則 26 頁
	(14) 広島大学学生証取扱細則	規則 28 頁
	(15) 広島大学ピア・サポート・ルーム規則	規則 30 頁
	(16) 広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則	規則 31 頁
	(17) 身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について(申合せ)	規則 32 頁
	(18) 社会貢献活動に従事したことに関する証明書発行要項	規則 35 頁

(19) 期末試験等における不正行為の取扱いについて	規則	36	頁
(20) 広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則	規則	37	頁
(21) 広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則	規則	41	頁
(22) 広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則	規則	43	頁
(23) 学業に関する評価の取扱いについて	規則	45	頁
(24) 気象警報の発令、公共交通機関の運休又は事件・事故等における 授業等の取扱いについて	規則	47	頁
(25) 広島大学教育学部教室使用要領	規則	48	頁
16 広島大学特別支援教育特別専攻科規則			
(1) 広島大学特別支援教育特別専攻科規則	専攻科	1	頁
(2) 教育課程及び履修について	専攻科	3	頁
17 教育学部の沿革と特色	その他	1	頁
18 研究施設・センター等とその機能	その他	4	頁
19 教育学研究科支援室の業務	その他	6	頁
20 教職員名簿	その他	8	頁
21 教育学部建物配置図	その他	13	頁

1 広島大学通則

(平成16年4月1日規則第2号)

広島大学通則

目次

- 第1章 総則(第1条—第9条)
 - 第2章 入学(第10条—第18条)
 - 第3章 教育課程(第19条—第27条)
 - 第4章 他の大学等における授業科目の履修(第28条—第31条)
 - 第5章 休学及び退学(第32条—第35条)
 - 第6章 転学部, 転学科及び転学(第36条—第38条)
 - 第7章 賞罰及び除籍(第39条—第43条)
 - 第8章 卒業及び学位の授与(第44条—第46条)
 - 第9章 授業料(第47条—第51条)
 - 第10章 研究生, 科目等履修生及び外国人特別学生等(第52条—第54条)
 - 第11章 厚生施設等(第55条・第56条)
- 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この通則は、広島大学学則(平成16年4月1日規則第1号)第18条の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部の学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

(学科, 類及びコース)

第2条 本学の学部に、次の学科又は類を置く。

総合科学部	総合科学科
文学部	人文学科
教育学部	第一類(学校教育系)
	第二類(科学文化教育系)
	第三類(言語文化教育系)
	第四類(生涯活動教育系)
	第五類(人間形成基礎系)
法学部	法学科
経済学部	経済学科
理学部	数学科
	物理科学科
	化学科
	生物科学科
	地球惑星システム学科
医学部	医学科
	保健学科
歯学部	歯学科
	口腔健康科学科
薬学部	薬学科
	薬科学科

- 工学部 第一類(機械システム工学系)
第二類(電気・電子・システム・情報系)
第三類(化学・バイオ・プロセス系)
第四類(建設・環境系)

生物生産学部 生物生産学科

- 2 法学部及び経済学部は昼夜開講制とし、昼間に授業を行うコース(以下「昼間コース」という。)及び主として夜間に授業を行うコース(以下「夜間主コース」という。)を置く。

(教育研究上の目的)

第2条の2 学部は、本学の理念に立脚し、それぞれ固有の教育目標を明確に掲げるとともに、その目標を達成するための教育研究を通じて、基礎力と応用力を兼ね備えた柔軟性に富む人材を育成することを目的とする。

- 2 学部、学科、類等ごとの教育研究上の目的については、各学部細則で定める。

(収容定員)

第3条 本学の収容定員は、別表のとおりとする。

(修業年限)

第4条 本学の修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科にあつては、6年とする。

第5条 第52条の2に規定する本学の科目等履修生として、一定の単位を修得した者が本学に入学した場合において、当該単位の修得により当該学部の教育課程の一部を履修したと認められるときは、修得した単位数その他の事項を勘案して学部が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該学部の修業年限の2分の1を超えないものとする。

(在学年限)

第6条 本学の学部(医学部医学科、歯学部歯学科、薬学部薬学科及び工学部を除く。)の在学年限は、8年とする。

2 医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科の在学年限は、12年とする。

3 工学部の在学年限は、6年とする。

(学年)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学年は、前期及び後期の2期に分け、前期を4月1日から9月30日まで、後期を10月1日から翌年3月31日までとする。

2 前項に定める各学期は、前半及び後半に分けることができる。

(休業日)

第9条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 春季休業 4月1日から4月7日まで
- (4) 夏季休業 8月11日から9月30日まで
- (5) 冬季休業 12月26日から翌年1月5日まで

2 学長は、特別の事情があるときは、前項第3号から第5号までの休業日を変更することができる。

3 臨時の休業日は、その都度別に定める。

4 特別の事情があるときは、前3項に定める休業日に授業を実施することができる。

第2章 入学

(入学の時期)

第10条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、学期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第11条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したものの
- (4) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第2項の規定により大学に入学した者であつて、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学出願手続)

第12条 本学に入学を志願する者は、所定の期間内に、検定料17,000円(夜間主コースにあつては10,000円)を納付の上、別に定める書類(以下「出願書類」という。)を本学に提出しなければならない。

2 次条に規定する入学試験において、出願書類等による選抜(以下「第1段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下「第2段階目の選抜」という。)を行う場合の検定料の額は、前項の規定にかかわらず、第1段階目の選抜に係る額は4,000円(夜間主コースにあつては2,200円)とし、第2段階目の選抜に係る額は13,000円(夜間主コースにあつては7,800円)とする。

3 第1項の規定は、第14条、第18条又は第38条の規定により入学を志願する場合について準用する。ただし、検定料の額は、30,000円(夜間主コースにあつては18,000円)とする。

(入学試験)

第13条 入学志願者に対しては、入学試験を行う。

2 前項の入学試験については、別に定める。

(学士入学及び再入学)

第14条 本学は、次の各号のいずれかに該当する者については、前条の規定にかかわらず、選考の上、学士入学として入学を許可することができる。

- (1) 本学の一の学部を卒業して、更に同一学部の他の学科若しくは類又は他の学部に入學を願ひ出た者
- (2) 他の大学の学部を卒業し本学に入學を願ひ出た者
- (3) 学校教育法第104条第4項の規定により独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与され本学に入學を願ひ出た者

2 本学は、前条及び前項の規定にかかわらず、本学を退学し同一学部に入學を願ひ出た者については、選考の上、再入学として入学を許可することができる。

3 前2項による入学者の既修得単位、修業年限及び在学年限の認定は、当該学部の教授会の議を経て、学部長が行う。

(合格者の決定)

第15条 入学を許可すべき者は、各学部の教授会の議を経て、学長が決定する。

(入学手続)

第16条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに、別に定める書類(以下「入学手続書類」という。)を提出するとともに、入学料282,000円(夜間主コースにあつては141,000円)を納付しなければならない。

(入学料の免除及び徴収猶予)

第16条の2 前条の規定にかかわらず、特別の事情がある者には、入学料の全額又は半額を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

2 前条の規定にかかわらず、別に定める広島大学フェニックス奨学制度による奨学生(以下「フェニックス奨学生」という。)には、入学料の全額を免除することができる。

3 前2項に定めるもののほか、入学料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(入学許可)

第16条の3 学長は、第16条の入学手続を完了した者(入学料の免除又は徴収猶予の許可申請中の者及びフェニックス奨学生申請中の者を含む。)に入学を許可する。

(検定料及び入学料の返還)

第17条 既納の検定料及び入学料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、納付した者の申出により、当該各号に規定する額を返還する。

(1) 第13条の入学試験において、第1段階目の選抜を行い、第2段階目の選抜を行う場合に、検定料を納付した者が第1段階目の選抜で不合格となったとき 13,000円(夜間主コースにあつては7,800円)

(2) 第12条第1項の規定による一般選抜の出願の受付後に、検定料を納付した者が大学入試センター試験の受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明したとき 13,000円(夜間主コースにあつては7,800円)

(3) 検定料を納付した者が出願書類を提出しなかったとき その検定料相当額

(4) 入学料を納付した者が入学手続書類を提出しなかったとき その入学料相当額

(編入学)

第18条 本学は、第11条及び第14条の規定にかかわらず、本学の第3年次又は第2年次に入学を志願する者については、試験の上、編入学を許可することができる。

2 編入学の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

第3章 教育課程

(教育課程の編成及び履修方法等)

第19条 本学の教育課程は、本学の理念に基づき、学部及び学科又は類等の特色を生かして、教育上の到達目標を達成するために必要な授業科目を開設し、教育プログラムとして、体系的に編成するものとする。

2 授業科目は、教養教育科目及び専門教育科目に区分する。

3 前項に規定する授業科目及びその履修方法は、教養教育に関する規則及び各学部細則で定める。

4 教育課程の履修上の区分として、細目の区分を設ける必要があるときは、教養教育に関する規則及び各学部細則の定めるところによる。

5 教育プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(授業の方法)

第19条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

- 3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(単位数の計算の基準)

第19条の3 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で規則等(教養教育科目にあつては教養教育に関する規則、専門教育科目にあつては各学部細則をいう。以下同じ。)で定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で規則等で定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、規則等で定める時間の授業をもって1単位とすることができる。
 - (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して規則等で定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第19条の4 一の授業科目を履修した者に対しては、試験及び出席状況により所定の単位を与える。ただし、前条第2項の授業科目については、各学部の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(授業科目の成績評価)

第19条の5 授業科目の成績の評価は、秀、優、良、可及び不可の5段階とし、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

(履修科目の登録の上限)

第20条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、各学部細則の定めるところによる。

- 2 各学部細則の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、次学期に単位数の上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(日本語科目及び日本事情に関する科目)

第21条 外国人留学生及び外国人留学生以外の学生で外国において相当の期間中等教育を受けたものために、日本語科目及び日本事情に関する科目を置き、これらに関する授業科目を開設することができる。

- 2 前項の授業科目は、教育学部において履修するものとする。
- 3 前項の規定により履修して単位を修得するときに、卒業の要件として修得すべき単位数のうち、当該授業科目の単位で代えることができる授業科目及び単位数等については、各学部細則の定めるところによる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第22条 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、当該学部において支障のない場合に限り、その計画的な履修(以下「長期履修」という。)を認めることができる。

- 2 長期履修の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(教育課程の修了)

第23条 学生は、在学中所定の教育課程を修了しなければならない。

2 教育課程の修了は、所定の授業科目を履修の上、単位を修得することによる。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第24条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類等については、各学部細則の定めるところによる。
(他学部等の授業科目の履修)

第25条 学生は、第23条第2項の所定の授業科目(学部の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)のほか、他の学部、研究科、附置研究所、教養教育本部、全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設(以下この条において「他学部等」という。)の授業科目(学部の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)を履修することができる。

2 学生が他学部等の授業科目を履修しようとするときは、所属学部及び当該他学部等の定めるところにより履修するものとする。
(大学院授業科目の履修)

第26条 学生が、本学大学院に進学を志望し、所属学部が教育上有益と認めるときは、学生が進学を志望する研究科の長の許可を得て、当該研究科の授業科目(大学院の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)を履修することができる。

2 学生が、本学大学院の授業科目を履修することに関し必要な事項は、別に定める。
(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第27条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第4章 他の大学等における授業科目の履修

(学生交流)

第28条 学生は、学長の許可を得て他の大学又は短期大学の授業科目を履修することができる。

2 学部が教育上有益と認めるときは、学生が前項により修得した単位を、当該学部の教授会の議を経て、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、次条第3項及び第4項、第30条第1項並びに第31条第1項及び第2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 他の大学又は短期大学の学生は、学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。

5 学生交流に関し必要な事項は、別に定める。

(留学等)

第29条 学生は、外国の大学又は短期大学で学修しようとするときは、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の留学の期間は、本学の在学期間に算入する。

3 学部が教育上有益と認めるときは、学生が第1項により修得した単位を、当該学部の教授会の議を経て、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

4 前項の規定は、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

5 前2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第2項、次条第1項並びに第31条第1項及び第2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

6 外国の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの学生は、学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。

7 留学等に関し必要な事項は、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第30条 学部が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該学部の教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、第28条第2項、前条第3項及び第4項並びに次条第1項及び第2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 短期大学又は高等専門学校の専攻科等の学生は、学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。

4 大学以外の教育施設等における学修に関し必要な事項は、別に定める。

(第1年次に入学した者の既修得単位等の認定)

第31条 学部が教育上有益と認めるときは、本学の第1年次に入学した者が入学前に大学又は短期大学(外国の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものを含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学部が教育上有益と認めるときは、本学の第1年次に入学した者が入学前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、本学において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を除き、第28条第2項、第29条第3項及び第4項並びに前条第1項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 前3項の規定による既修得単位等の認定に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 休学及び退学

(休学)

第32条 学生が疾病その他やむを得ない事由により引き続き3年以上修学できないときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。

2 休学の期間は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の事情があるときは、更に1年以内の休学を許可することがある。

3 前2項の規定にかかわらず、医学部医学科の学生であつて、広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第17条第9号に該当する者が、大学院医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻の博士課程に入学するときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。

4 前項の休学期間は、引き続き4年を超えることができない。ただし、特別の事情があるときは、更に1年以内の休学を許可することがある。

5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、文部科学省が実施する日韓共同理工系学部留学生事業により受け入れた韓国人留学生が兵役に服するときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。

6 前項の休学期間は、兵役に服する期間とする。

7 休学期間内であっても、その事由が消滅したときは、当該学部長の許可を得て、復学することができる。

第33条 休学期間(前条第4項及び第6項に規定する休学期間を除く。)は、通算して所属学部の修業年限を超えることができない。

第34条 休学期間は、在学期間に算入しない。

(退学)

第35条 学生が退学しようとするときは、学長に願い出て許可を受けなければならない。

第6章 転学部、転学科及び転学

(転学部)

第36条 学生が他の学部に移ることを志望するときは、所属学部及び志望学部の教授会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

2 転学部の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(転学科等)

第37条 学生が所属学部内の他の学科又は類に移ることを志望するときは、当該学部長の許可を受けなければならない。

2 法学部又は経済学部の学生が所属学部内の他のコースに移ることを志望するときは、当該学部長の許可を受けなければならない。

(転学)

第38条 他の大学から転学を志願する者については、当該学部の教授会の議を経て、学長が許可する。この場合、既修得単位、修業年限及び在学年限の認定は、当該学部の教授会の議を経て、学部長が行う。

2 学生が他の大学に転学しようとするときは、所属学部の教授会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

第7章 賞罰及び除籍

(表彰)

第39条 学生に表彰に値する行為があるときは、学長は、これを表彰することができる。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第40条 学生が本学の諸規則に違反し、学内の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為をしたときは、学長は、これを懲戒する。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第41条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒により退学を命ずることができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなくて出席常でない者

(4) 学内の秩序を著しく乱した者

(5) 学生の本分に著しく反した者

第42条 停学が3月以上にわたるときは、その期間は、修業年限に算入しない。

(除籍)

第43条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、当該学部の教授会の議を経てこれを除籍することができる。

(1) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者、半額免除若しくは徴収猶予を許可された者又はフェニックス奨学生に不採用となった者であつて、納付すべき入学料を納付しないもの

(2) 所定の在学年限に達して、なお卒業の認定を得られない者

(3) 授業料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しない者

第8章 卒業及び学位の授与

(卒業の要件)

第44条 第4条に規定する修業年限以上在学し、かつ、所定の授業科目を履修し、各学部において定める卒業の要件として修得すべき単位数(124単位以上。医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては188単位以上、薬学部薬学科にあつては186単位以上(将来の薬剤師としての実務に必要な薬学に関する臨床に係る実践的な能力を培うことを目的として大学の附属病院その他の病院及び薬局で行う実習に係る20単位以上を含む。))を修得した者には、当該学部の教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 前項の規定による卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第19条の2第2項の授業の方法により修得することができる単位数は次のとおりとする。

(1) 卒業の要件として修得すべき単位数が124単位(医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては188単位、薬学部薬学科にあつては186単位。以下同じ。)の場合は、60単位を超えないものとする。

(2) 卒業の要件として修得すべき単位数が124単位を超える場合は、第19条の2第1項の授業の方法によって64単位(医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては128単位、薬学部薬学科にあつては126単位)以上の修得がなされていれば、60単位を超えることができる。

(早期卒業)

第45条 本学の学生(医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科に在学する学生を除く。)で当該学部に3年以上在学したもの(これに準ずるものとして文部科学大臣の定めるものを含む。)が、卒業の要件として修得すべき単位を優秀な成績をもって修得したと認められ、かつ、当該学部において学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第147条に定める要件を満たしている場合には、第4条の規定にかかわらず当該学部の教授会の議を経て、学長が卒業を認定することができる。

(卒業証書及び学位の授与)

第46条 卒業の認定を受けた者には、学長が卒業証書及び学士の学位を授与する。

2 学士の学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 授業料

(授業料)

第47条 授業料の年額は、535,800円(夜間主コースにあつては267,900円)とする。ただし、第22条により長期履修を認められた者については、長期履修を認められた時点における残りの修業年限に相当する年数に授業料の年額を乗じて得た額を当該長期履修の期間の年数で除した額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。

2 前項に定める授業料は、前期及び後期に区分し、各期ごとに年額の2分の1に相当する額を納付するものとし、前期にあつては4月、後期にあつては10月に納付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。

4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、前2項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納付することができる。

5 第2項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる日までに授業料を納付しなければならない。

(1) 特別の事情により期中途において入学、復学、転学、編入学又は再入学した者 月割計算によるその期の額をそれぞれの許可日の属する月の末日

(2) 学年の途中で卒業する者 月割計算によるその期の額を、第2項に定める各期の納付期日

- (3) 月割分納を許可された者 その月の末日。ただし、末日が休業期間中にある場合は、当該休業期間の開始する日の前日
- (4) 免除、徴収猶予及び月割分納の許可を取り消され、又は猶予期間満了の者 許可の取消し、又は猶予期間満了の日の属する月の末日
- 6 前項各号に定める月割の計算による額は、第1項に定める授業料の年額の12分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。
- 7 既に長期履修を認められている者が長期履修の期間を短縮することを認められたときは、当該短縮後の期間に応じて第1項ただし書の規定により定められた授業料に当該者が在学した期間の年数(その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り上げた年数。以下同じ。)を乗じて得た額から当該者が在学した期間(学年の中途にあつては、当該学年の終了までの期間とする。以下同じ。)に納付すべき授業料の総額を控除した額を、長期履修の期間の短縮を認められた時に納付するものとする。ただし、当該短縮後の期間が修業年限に相当する期間のときは、第1項本文に定める授業料に当該者が在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を納付するものとする。
- 8 所定の期日までに授業料を納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。
(授業料の免除及び徴収猶予)

第48条 経済的理由により納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる学生又は特別の事情により授業料の納付が著しく困難であると認められる学生に対しては、授業料の全額若しくは半額を免除し、又はその徴収を猶予し、若しくは月割分納を許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、フェニックス奨学生に対しては、授業料の全額を免除することができる。

3 前2項に定めるもののほか、授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(休学者の授業料)

第49条 休学中は、授業料を免除する。

(退学者等の授業料)

第50条 退学又は懲戒退学の者もその期の授業料は、納付しなければならない。

2 停学を命ぜられた者は、その期間中も授業料を納付しなければならない。

(授業料の返還)

第51条 既納の授業料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、授業料を納付した者が次の各号のいずれかに該当するときは、納付した者の申出により、当該各号に規定する授業料に相当する額を返還する。

(1) 入学の時期までに入学を辞退したとき 授業料の全額

(2) 納付期限までに休学を許可されたとき その許可された期間の授業料に相当する額

(3) 9月30日以前に退学を許可されたとき 後期分の授業料に相当する額

第10章 研究生、科目等履修生及び外国人特別学生等

(研究生)

第52条 本学の学生以外の者で、本学において特定の事項について研究することを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第52条の2 本学の学生以外の者で、本学において一又は複数の授業科目を履修することを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人特別学生)

第 53 条 第 13 条、第 14 条及び第 18 条の規定によらないで入学を志願する外国人は、外国人特別学生として選考の上、入学を許可することができる。

2 外国人特別学生は、定員の枠外とする。

(履修証明プログラム)

第 53 条の 2 本学の教育研究上の資源を活かし、社会人等への学習の機会を積極的に提供するため、本学に学校教育法第 105 条に規定する特別の課程として履修証明プログラムを開設することができる。

2 履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(公開講座)

第 54 条 本学の教育研究を広く社会に開放し、地域住民への学習の機会を積極的に提供するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第 11 章 厚生施設等

(厚生施設)

第 55 条 本学に、学生宿舎その他の厚生施設を設ける。

2 前項の施設に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第 56 条 学部長は、学部細則を改正したときは、学長に報告するものとする。

2 この通則に定めるもののほか、学部の学生の修学に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この通則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 法学部夜間主コース及び学部の収容定員並びに全学部の収容定員は、別表の規定にかかわらず、平成 16 年度から平成 18 年度までにあつては、次の表のとおりとする。

学部名	学科等名	収容定員		
		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
法学部	法学科夜間主コース	270	240	210
	計	850	820	790
総 計		9,840	9,790	9,760

3 経済学部夜間主コース及び学部の収容定員、生物生産学部の収容定員並びに全学部の収容定員は、別表の規定にかかわらず、平成 16 年度にあつては、次の表のとおりとする。

学部名	学科等名	収容定員
経済学部	経済学科夜間主コース	270
	計	890
生物生産学部	生物生産学科	390
	計	390
総 計		9,840

4 平成 15 年度以前に入学した学生の教育課程及び卒業要件等については、この通則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 平成 16 年 4 月 1 日以降において在学者の属する年次に編入学、学士入学、転入学又は再入学する者の教育課程における旧広島大学通則(昭和 26 年 10 月 1 日制定。以下「旧規程」という。)については、この通則の施行後もなおその効力を有する。

6 この通則の施行の際旧規程附則により存続するものとされた学部、学科及び課程については、なお存続するものとする。

(略)

附 則(平成 21 年 3 月 31 日規則第 14 号)

- 1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 医学部の医学科及び学部並びに全学部の入学定員並びにその収容定員は、この規則による改正後の広島大学通則(以下「新通則」という。)別表の規定にかかわらず、平成 21 年度から平成 36 年度までにあつては、次の表のとおりとする。

年 度	入学定員			収容定員		
	医学科	医学部計	総計	医学科	医学部計	総計
平成 21 年度	110	230	2,350	610	1,130	9,905
平成 22 年度	117	237	2,357	627	1,147	9,960
平成 23 年度	117	237	2,357	644	1,164	10,015
平成 24 年度	117	237	2,357	661	1,181	10,032
平成 25 年度	120	240	2,357	681	1,201	10,049
平成 26 年度	120	240	2,357	701	1,221	10,066
平成 27 年度	120	240	2,357	711	1,231	10,073
平成 28 年度	120	240	2,357	714	1,234	10,073
平成 29 年度	120	240	2,357	717	1,237	10,073
平成 30 年度	115	235	2,352	715	1,235	10,068
平成 31 年度	115	235	2,352	710	1,230	10,063
平成 32 年度				695	1,215	10,051
平成 33 年度				680	1,200	10,039
平成 34 年度				665	1,185	10,027
平成 35 年度				650	1,170	10,015
平成 36 年度				640	1,160	10,008

- 3 歯学部の口腔保健学科は、新通則第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 21 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学なくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 歯学部の口腔保健学科及び口腔健康科学科の収容定員は、新通則別表の規定にかかわらず、平成 21 年度から平成 23 年度までにあつては、次の表のとおりとする。

学部名	学科等名	収容定員		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
歯学部	口腔保健学科	120	80	40
	口腔健康科学科	40	80	120

- 5 新通則第 26 条の規定は、平成 20 年度以前に入学した学生には適用しない。

(略)

附 則(平成 23 年 3 月 31 日規則第 13 号)

- 1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 全学部の入学定員並びに歯学部の歯学科及び学部の収容定員並びに全学部の収容定員は、この規則による改正後の広島大学通則別表の規定にかかわらず、平成 23 年度から平成 36 年度までにあつては、次の表のとおりとする。

年度	入学定員	収容定員		
	総計	歯学科	歯学部計	総計

平成 23 年度	2,355	348	508	10,008
平成 24 年度	2,355	341	501	10,018
平成 25 年度	2,358	334	494	10,031
平成 26 年度	2,358	327	487	10,044
平成 27 年度	2,358	320	480	10,047
平成 28 年度	2,358			10,048
平成 29 年度	2,358			10,051
平成 30 年度	2,353			10,049
平成 31 年度	2,353			10,044
平成 32 年度				10,029
平成 33 年度				10,014
平成 34 年度				9,999
平成 35 年度				9,984
平成 36 年度				9,974

(略)

附 則

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 医学部の保健学科及び学部並びに全学部の収容定員は、この規則による改正後の広島大学通則別表の規定にかかわらず、平成 27 年度から平成 36 年度までにあつては、次の表のとおりとする。

年度	収容定員		
	保健学科	医学部計	総計
平成 27 年度	500	1,211	10,027
平成 28 年度		1,194	10,008
平成 29 年度		1,197	10,011
平成 30 年度		1,195	10,009
平成 31 年度		1,190	10,004
平成 32 年度		1,175	9,989
平成 33 年度		1,160	9,974
平成 34 年度		1,145	9,959
平成 35 年度		1,130	9,944
平成 36 年度		1,120	9,934

別表(第 3 条関係)

収容定員

学部名	学科等名	入学定員	編入学定員	収容定員
総合科学部	総合科学科	130		520
	計	130		520
文学部	人文学科	140	10	580
	計	140	10	580
教育学部	第一類(学校教育系)	180		720
	第二類(科学文化教育系)	88		352
	第三類(言語文化教育系)	84		336
	第四類(生涯活動教育系)	88		352

	第五類(人間形成基礎系)	55		220
	計	495		1,980
法学部	法学科 昼間コース	140	10	580
	夜間主コース	40	10	180
	計	180	20	760
経済学部	経済学科 昼間コース	150	10	620
	夜間主コース	60	10	260
	計	210	20	880
理学部	数学科	47	10	188
	物理科学科	66		264
	化学科	59		236
	生物科学科	34		136
	地球惑星システム学科	24		96
	計	230	10	940
医学部	医学科	105		630
	保健学科	120		480
	計	225		1,110
歯学部	歯学科	53		318
	口腔健康科学科	40		160
	計	93		478
薬学部	薬学科	38		228
	薬科学科	22		88
	計	60		316
工学部	第一類(機械システム工学系)	105	10	420
	第二類(電気・電子・システム・情報系)	135		540
	第三類(化学・バイオ・プロセス系)	115		460
	第四類(建設・環境系)	135		540
	計	490	10	1,980
生物生産学部	生物生産学科	90	10	380
	計	90	10	380
総 計		2,343	80	9,924

2 広島大学教育学部細則

平成16.4.1
学部長決裁

(総則)

第1条 広島大学教育学部(以下「本学部」という。)における教育課程、履修方法、単位の授与及び卒業の認定等については、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号。以下「通則」という。)、広島大学教育プログラム規則(平成18年2月14日規則第5号)及び広島大学教養教育科目履修規則(平成23年2月15日規則第3号。以下「教養教育科目履修規則」という。)に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(コース)

第2条 本学部の各類に、次のコースを置く。

類	コース
第一類(学校教育系)	初等教育教員養成コース, 特別支援教育教員養成コース
第二類(科学文化教育系)	自然系コース, 数理系コース, 技術・情報系コース, 社会系コース
第三類(言語文化教育系)	国語文化系コース, 英語文化系コース, 日本語教育系コース
第四類(生涯活動教育系)	健康スポーツ系コース, 人間生活系コース, 音楽文化系コース, 造形芸術系コース
第五類(人間形成基礎系)	教育学系コース, 心理学系コース

(教育研究上の目的)

第3条 本学部及び各コースの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次の表に掲げるとおりとする。

コース等	教育研究上の目的
学部	本学部は、教育諸問題を理論と実践の統合という視点から学際的、総合的に探究すると共に、「学習者」の視点に立つ新しい教育諸科学の教育・研究を行い、21世紀にふさわしい学校教育や学習社会づくりに貢献できる、幅広い社会的視野と豊かな課題探究力を有する指導的な人材の育成をめざす。
初等教育教員養成コース	小学校教員に等しく求められる資質や専門的力量を備えた人材を育成し、初等教育の充実、進展に貢献することを目的とする。
特別支援教育教員養成コース	特別支援教育の基礎として必要な初等教育に関する知識・技能・態度を修得するとともに、障害に関する基礎的な事項、検査法、心理・生理、指導法等に関する幅広い知識を修め、高度な専門性と優れた教育実践力及び特別支援教育の発展に寄与する創造力・研究能力を有する特別支援教育教員を養成することを目的とする。
自然系コース	中等理科教育の原理、内容、方法についての専門的な素養と教育実践力を有し、理論と実践を融合した教育研究を行うことができる中学校及び高等学校の理科教員の養成を主目的とし、併せて、教育関係の機関、施設等において中等理科教育に関連する業務に携わる専門的人材を養成する。
数理系コース	中等数学教育の原理、内容及び方法についての専門的な素養と教育実践力を有し、理論と実践を統合した教育研究を行うことができる中学校及び高等学校の数学教員の養成を主目的とし、併せて、教育関係の機関、施設等において中等数学教育に関連する業務に携わる専門的職員を養成する。
技術・情報系コース	情報技術も含めた幅広い生産技術に支えられた「ものづくり」の基盤となる技術・情報教育の目標、内容、方法等に関する教育と研究を通して、IT社会に対応した技術的教養(Technology Literacy)の形成を促すとともに、学校教育を始めとした生涯学習を支援できる中学校及び高等学校の教員や企業における技術者等、技術・情報教育の内容と方法に関わる幅広い分野で指導的な役割を担える人材の養成を行うことを目的とする。
社会系コース	中学校社会科、高等学校地理歴史科・公民科に関する専門的資質を育成し、中等社会系教育に関連する業務に携わる人材を養成する。

国語文化系コース	中等国語科教育の原理、内容、及び方法についての専門的な素養と教育実践力を有し、理論と実践を融合した教育研究を行うことができる中学校及び高等学校の国語科教員の養成を主目的とし、併せて、教育関係の機関、施設等において国語文化に関連する業務に携わる専門的職員を養成する。
英語文化系コース	中等英語教育の原理、内容及び方法についての専門的な素養と教育実践力を有し、理論と実践を融合した教育研究を行うことができる中学校及び高等学校の英語教員の養成を主目的とし、併せて、教育関係の機関、施設等において中等英語教育に関連する業務に携わる専門的人材を養成する。
日本語教育系コース	質の高い日本語教育者の養成と国際社会で活躍できる人材の育成を目的とする。
健康スポーツ系コース	健康やスポーツに関する専門的資質を育成し、学校教員、社会体育指導者及び研究者などの人材養成を通して、生涯学習社会に貢献することを目的とする。
人間生活系コース	個人や家族の生活を衣食住環境、生活経営及び発達科学等の多様な視点から考え、研究し、中学校及び高等学校の家庭科教員、公務員及び人間生活・生涯教育関連の企業や団体等において専門業務に従事する、人間生活教育学の専門家の養成を目的とする。
音楽文化系コース	多様化する現代社会に対応して、学校教育はもとより、生涯教育にもわたる広い視野に立って、音楽専門技術、教育方法を習得させながら、音楽教育を研究し、実践する人材を育成することを目的とする。
造形芸術系コース	生涯教育及び中学校及び高等学校の造形芸術（美術）教育を推進できる指導者や、造形表現活動によって社会貢献できる人材を育成することを目的とする。
教育学系コース	教育諸科学の体系的知識を提供し、教育に関する高い識見と総合的な判断力をもつ専門的人材を育成することを目的とする。
心理学系コース	心の仕組みや働きについて理解し、現代社会における人間の心に関わる問題を発見し、解決する能力を備えた人材を養成することを目的とする。

第4条 学生は、第2条に規定するコースのいずれか一つに所属し、所定の教育課程を履修しなければならない。
(専修)

第5条 前条に定めるもののほか、学生の履修組織として、初等教育教員養成コースに初等カリキュラム専修及び学習開発実践専修を、特別支援教育教員養成コースに第一専修（視覚障害教育）、第二専修（聴覚障害教育）及び第三専修（知的障害・肢体不自由・病弱教育）を置く。

2 前項に定める専修への配属は、学生の希望を調査の上、入学後に決定する。
(教育課程)

第6条 本学部の教育課程は、教育上の到達目標を達成するために必要な授業科目により、主専攻プログラムとして、体系的に編成する。

2 本学部が開設する主専攻プログラムは、次の表のとおりとする。

コース	主専攻プログラム
初等教育教員養成コース	初等教育教員養成プログラム
特別支援教育教員養成コース	特別支援教育教員養成プログラム
自然系コース	中等教育科学（理科）プログラム
数理系コース	中等教育科学（数学）プログラム
技術・情報系コース	中等教育科学（技術・情報）プログラム
社会系コース	中等教育科学（社会・地理歴史・公民）プログラム
国語文化系コース	中等教育科学（国語）プログラム
英語文化系コース	中等教育科学（英語）プログラム
日本語教育系コース	日本語教育プログラム
健康スポーツ系コース	健康スポーツ教育プログラム
人間生活系コース	人間生活教育プログラム
音楽文化系コース	音楽文化教育プログラム
造形芸術系コース	造形芸術教育プログラム
教育学系コース	教育学プログラム
心理学系コース	心理学プログラム

(授業科目及び履修方法)

第7条 授業科目は、教養教育科目及び専門教育科目に区分する。

- 2 教養教育科目の授業科目及び履修方法は、教養教育科目履修規則及び別表第1のとおりとする。
- 3 専門教育科目の授業科目及び履修方法は、別表第2のとおりとする。

(単位数の計算の基準)

第8条 各授業科目の単位数は、授業の方法に応じ、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義は、15時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 演習は、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 実験、実習及び実技は、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。
- 2 一の授業科目について、二以上の方法の併用により授業を行う場合の単位数の計算は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとなるよう、前項の基準を考慮してそれらの方法ごとに時間を定めるものとする。

(履修手続)

第9条 授業時間割は、学年の始めに発表する。

- 2 学生は、履修しようとする授業科目について、各学期の指定する期間に所定の手続をしなければならない。
- 3 指定する期間に所定の手続をしない者には、履修を認めない。ただし、特別の事由がある場合に限り、当該授業担当教員の承認を経て、履修を認めることがある。
- 4 学生は、他の学部の授業科目を履修しようとするときは、当該学部の定めるところにより履修するものとする。

(履修単位数の少ない学生の履修指導)

第10条 指導教員は、修得単位数の少ない学生に対し、履修促進のための適切な指導を行うものとする。

(第1年次に入学した者の既修得単位等の認定)

第11条 広島大学既修得単位等の認定に関する細則(平成16年4月1日副学長(教育・学生担当)決裁)第2条第1項の規定に基づき定める第1年次に入学した者の既修得単位等の認定単位数は、60単位とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、広島大学での既修得単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)については、教授会の議を経て学部長が認めることができる。

(日本語科目及び日本事情に関する科目)

第12条 外国人留学生及び外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間中等教育を受けたものが、日本語科目及び日本事情に関する科目に係る授業科目を履修して単位を修得した場合には、当該授業科目の単位を卒業の要件として修得すべき教養教育科目の単位に代えることができる。

- 2 前項の授業科目及び単位数については、別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第13条 長期にわたる教育課程の履修については、広島大学長期履修の取扱いに関する細則(平成16年4月1日副学長(教育・学生担当)決裁)の定めるところにより取り扱う。

- 2 長期履修の期間の最長年限は、8年とする。

(試験)

第14条 試験は、原則として毎学期末に行う。

- 2 試験の方法及び期日は、あらかじめ発表する。
- 3 授業実施時間数の1/3以上を欠席した者は、試験を受けることができない。ただし、その欠席が病気その他やむを得ない事由によると認められる場合は、当該授業科目担当教員の判断に従うものとする。

(追試験)

第15条 次の各号のいずれかにより試験を受けることができなかった者は、追試験を受けることができる。

- (1) 配偶者又は3親等内の親族の死亡による忌引
 - (2) 負傷又は疾病(入院又はこれに準ずる場合に限る。)
 - (3) 天災その他の非常災害
 - (4) 交通機関の突発事故
 - (5) その他やむを得ない事情
- 2 追試験を受けようとする者は、原則として当該授業科目の試験実施後1週間以内に所定の追試験受験願にその理由書を添えて所属学部長に願い出なければならない。
- 3 追試験受験を許可された者は、原則として担当教員の指定する日時に追試験を受験しなければならない。
- 4 追試験の実施期間は、当該授業科目の試験実施後3週間以内とする。

(平均評価点)

第16条 学生が受講した個々の授業の成績評価を総合した達成度の測定は、次の算式で求める平均評価点 (GPA : Grade Point Average) によって行う。

$$\text{平均評価点} = ((\text{秀の単位数} \times 4 + \text{優の単位数} \times 3 + \text{良の単位数} \times 2 + \text{可の単位数} \times 1) / (\text{総登録単位数} \times 4)) \times 100$$

(到達度の評価)

第17条 通則第19条の5に規定する成績評価のほか、教育プログラムの到達目標への到達度の評価を行う。

2 前項の到達度の評価は、別に定める教育プログラムの学習の成果の評価項目と評価基準に基づき、「極めて優秀」、「優秀」及び「良好」の3段階で行う。

(教育実習)

第18条 教育実習は、3年次及び4年次に行う。

2 教育実習の時期、実施方法その他教育実習に関し必要な事項は、あらかじめ発表する。

3 教育実習の受講資格については、別に定める。

(卒業研究)

第19条 卒業論文(以下「論文」という。)は、別表第1及び別表第2の教育課程における卒業要件単位(論文を除く。)を修得見込の者に限り提出することができる。

2 論文作成のための指導教員は、本学部専任の授業科目担当教員の中から定めなければならない。

3 コースによっては、論文に加えて演奏又は制作を課すこともできる。

4 論文を提出しようとする者は、あらかじめ指導教員を定め、当該指導教員の承認を得て、論文題目届及び論文を、次の各提出期限(当該期日が土曜日又は日曜日の場合は月曜日)までに所属のコース主任に提出しなければならない。

論文題目届 10月31日(学年中途卒業者にあっては、4月30日)

論文 1月31日(学年中途卒業者にあっては、7月31日)

(卒業)

第20条 卒業の認定は、本学部で4年以上在学し、かつ、別表第1及び別表第2の教育課程における所定の単位を修得した者について行う。

(教育職員免許状)

第21条 卒業の認定を受ける学生は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所定の科目を履修し、その単位を修得したときは、次の表に掲げる免許状及び免許教科の種類に応じ、教育職員の普通免許状の授与の所要資格を取得することができる。

類	コース	免許状の種類	免許教科の種類
第一類 (学校教育系)	初等教育教員養成コース	小学校教諭一種免許状 幼稚園教諭一種免許状	
	特別支援教育教員養成コース	特別支援学校教諭一種免許状 (視覚障害者に関する教育の領域) (聴覚障害者に関する教育の領域) (知的障害者に関する教育の領域) (肢体不自由者に関する教育の領域) (病弱者に関する教育の領域)	
第二类 (科学文化教育系)	自然系コース	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	理科
	数理系コース	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	数学
	技術・情報系コース	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	技術 情報、工業
	社会系コース	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	社会 地理歴史、公民
第三類 (言語文化教育系)	国語文化系コース	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	国語

	英語文化系コース	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	英語
	日本語教育系コース	高等学校教諭一種免許状	国語
第 四 類 (生涯活動教育系)	健康スポーツ系コース	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	保健体育
	人間生活系コース	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	家庭
	音楽文化系コース	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	音楽
	造形芸術系コース	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	美術
第 五 類 (人間形成基礎系)	教育学系コース	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	社会 公民
	心理学系コース	高等学校教諭一種免許状	公民

(副専攻プログラム及び特定プログラムの履修)

第22条 副専攻プログラムは、広島大学副専攻プログラム履修細則(平成18年3月14日副学長(教育・研究担当)決裁)の定めるところにより、履修することができる。

2 特定プログラムは、広島大学特定プログラム履修細則(平成18年3月14日副学長(教育・研究担当)決裁)の定めるところにより、履修することができる。

(休学)

第23条 学生は、休学しようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、その許可を得なければならない。

2 学生は、休学期間を短縮しようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、その許可を得なければならない。

(退学)

第24条 学生は、退学しようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、学長の許可を得なければならない。

(転学)

第25条 学生は、他の大学に転学しようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、広島大学教育学研究科教授会(以下「教授会」という。)の議を経て、学長の許可を得なければならない。

2 他の大学から本学部に転学を志望する者は、所定の書類を学部長に提出し、教授会の議を経て、学長の許可を得なければならない。

(学士入学、再入学)

第26条 通則第14条の規定により、本学部に入学を願い出た者に対する選考の方法及び期日は、別に定める。

2 学士入学及び再入学は、類に欠員がある場合に限る。

3 本学部に再入学の願い出をすることができる者は、退学後2年以内のものとする。ただし、特別の事由により本文に規定する年限を超えた者については、教授会の議を経て学部長がその願い出を受理することがある。

(編入学)

第27条 編入学については、広島大学編入学規則(平成16年4月1日規則第5号)の定めるところによる。

(転コース)

第28条 通則第37条の規定により、本学部の学生が他のコースに移ることを志望するときは、教授会の議を経て学部長はこれを許可することがある。

2 転コースを志望する学生は、転コース願を所定の期日までに所属のコース主任を経て学部長に提出しなければならない。

(雑則)

第29条 この細則に定めるもののほか、本学部の学生の修学に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この細則は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成16年度以前に入学した学生の教育課程については、この細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成17年度以前に入学した学生の教育課程等は、この細則による改正後の広島大学教育学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成18年度以前に入学した学生の教育課程等は、この細則による改正後の広島大学教育学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成20年2月21日 一部改正)

- 1 この細則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度以前に入学した学生の教育課程等は、この細則による改正後の広島大学教育学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成21年2月19日 一部改正)

- 1 この細則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度以前に入学した学生の教育課程等は、この細則による改正後の広島大学教育学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成22年2月18日 一部改正)

- 1 この細則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前に入学した学生の教育課程等は、この細則による改正後の広島大学教育学部細則の規定(平成21年度に入学した学生にあつては、第22条の規定を除く。)にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成23年3月17日 一部改正)

- 1 この細則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度以前に入学した学生の教育課程等は、この細則による改正後の広島大学教育学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成24年3月15日 一部改正)

- 1 この細則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前に入学した学生の教育課程等は、この細則による改正後の広島大学教育学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成25年3月21日 一部改正)

- 1 この細則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前に入学した学生の教育課程等は、この細則による改正後の広島大学教育学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成26年3月5日 一部改正)

- 1 この細則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度以前に入学した学生の教育課程等は、この細則による改正後の広島大学教育学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成27年3月19日 一部改正)

- 1 この細則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度以前に入学した学生の教育課程等は、この細則による改正後の広島大学教育学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1 (第7条第2項関係)

教養教育科目履修基準表

第一類 初等教育教員養成コース (初等教育教員養成プログラム)

区分	科目区分	要修得単位数	授業科目等	単位数	履修区分	履修セメスター(注1)													
						1年次		2年次		3年次		4年次							
						1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ						
教養教育科目	教養コア科目	教養ゼミ	2	教養ゼミ	2	必修	○												
		平和科目	2		2	選択必修	○	○											
		パッケージ別科目	6	決定された1パッケージから3科目	2	選択必修	○	○											
	外国語科目	英語(注2)	コミュニケーション基礎	0	コミュニケーション基礎 I	1	/												
				0	コミュニケーション基礎 II	1													
			コミュニケーション I (注3)	4	1	コミュニケーション I A	1	選択必修	○										
					1	コミュニケーション I B	1		○										
				コミュニケーション II (注3)	1	コミュニケーション II A	1			○									
					1	コミュニケーション II B	1			○									
		上記4科目から2科目以上																	
		共通科目	コミュニケーション III	2	1	コミュニケーション III A	1	選択必修				○	○						
					1	コミュニケーション III B	1												
					1	コミュニケーション III C	1												
		上記3科目から2科目																	
		初修外国語 (ドイツ語、フランス語、スペイン語、ロシア語、中国語、韓国語、アラビア語のうちから1言語選択)	4	1	ベーシック外国語 I から2科目	1	選択必修	○											
1	ベーシック外国語 II から2科目			1		○													
情報科目	2	情報活用基礎	2	必修	○														
領域科目	2	日本国憲法	2	必修	○	○													
	(5)	すべての領域から(注4)	1又は2	選択必修	○	○	○	○											
健康スポーツ科目	2		1又は2	選択必修	○	○													
基盤科目	(0)		1~3	自由選択	○	○	○	○											
計	31																		

注1: ○印は標準履修セメスターを表している。なお、当該セメスターで単位を修得できなかった場合はこれ以降に履修することも可能である。授業科目により実際に開講するセメスターが異なる場合があるので、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等で確認すること。

注2: 短期語学留学等による「英語圏フィールドリサーチ」又は自学自習による「マルチメディア英語演習」の履修により修得した単位を、卒業に必要な英語の単位に代えることが可能である。また、外国語技能検定試験、語学研修による単位認定制度もある。詳細については、学生便覧に掲載の教養教育の英語に関する項及び「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。

注3: 時間割編成の都合上、1セメスターは「コミュニケーション I A」及び「コミュニケーション I B」が、2セメスターは「コミュニケーション II A」及び「コミュニケーション II B」が指定されている。

注4: ・領域科目は、可能な限り専門分野以外の分野から履修すること。
・修得した基盤科目の単位を算入することができる。

教 養 教 育 科 目 履 修 基 準 表

第一類 特別支援教育教員養成コース（特別支援教育教員養成プログラム）

区分	科目区分	要修得単位数	授業科目等	単位数	履修区分	履修セメスター(注1)														
						1年次		2年次		3年次		4年次								
						1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ							
教養教育科目	教養コア科目	教養ゼミ	2	教養ゼミ	2	必修	○													
		平和科目	2		2	選択必修	○	○												
		パッケージ別科目	6	決定された1パッケージから3科目	2	選択必修	○	○												
	共通科目	外国語科目	英語(注2)	(0)	コミュニケーション基礎 I	1	自由選択	○												
					コミュニケーション基礎 II	1			○											
			英語(注2)	4	コミュニケーション I (注3)	コミュニケーション I A	1	選択必修	○											
						コミュニケーション I B	1			○										
					コミュニケーション II (注3)	コミュニケーション II A	1			○										
						コミュニケーション II B	1			○										
			コミュニケーション III	2	上記4科目から2科目以上	コミュニケーション III A	1	選択必修												
						コミュニケーション III B	1				○	○								
						コミュニケーション III C	1													
						上記3科目から2科目														
		初修外国語 (ドイツ語、フランス語、スペイン語、ロシア語、中国語、韓国語、アラビア語のうちから1言語選択)	4	ベーシック外国語 I から2科目	1	選択必修	○													
					1			○												
		情報科目	2	情報活用基礎	2	必修	○													
		領域科目	2	日本国憲法	2	必修	○	○												
(5)	すべての領域から(注4)		1又は2	選択必修	○	○	○	○												
健康スポーツ科目	2		1又は2	選択必修	○	○														
基盤科目	(0)		1~3	自由選択	○	○	○	○												
計	31																			

注1： ○印は標準履修セメスターを表している。なお、当該セメスターで単位を修得できなかった場合はこれ以降に履修することも可能である。授業科目により実際に開講するセメスターが異なる場合があるので、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等で確認すること。

注2： 短期語学留学等による「英語圏フィールドリサーチ」又は自学自習による「マルチメディア英語演習」の履修により修得した単位を、卒業に必要な英語の単位に代えることが可能である。また、外国語技能検定試験、語学研修による単位認定制度もある。詳細については、学生便覧の教養教育の英語に関する項及び「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。

注3： 時間割編成の都合上、1セメスターは「コミュニケーション I A」及び「コミュニケーション I B」が、2セメスターは「コミュニケーション II A」及び「コミュニケーション II B」が指定されている。

注4： 修得したコミュニケーション基礎及び基盤科目の単位を算入することができる。

教 養 教 育 科 目 履 修 基 準 表

第二類 自然系コース（中等教育科学（理科）プログラム）

区分	科目区分	要修得単位数	授業科目等	単位数	履修区分	履修セメスター(注1)											
						1年次		2年次		3年次		4年次					
						1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ				
教養教育科目	教養ゼミ	2	教養ゼミ	2	必修	○											
		2	平和科目	2	選択必修	○	○										
		6	パッケージ別科目	決定された1パッケージから3科目	2	選択必修	○	○									
	共通科目	英語 (注2)	(0)	コミュニケーション基礎	1	自由選択	○										
				コミュニケーション基礎Ⅱ	1			○									
			4	コミュニケーションⅠ(注3)	コミュニケーションⅠA	1	選択必修	○									
					コミュニケーションⅠB	1		○									
				コミュニケーションⅡ(注3)	コミュニケーションⅡA	1			○								
					コミュニケーションⅡB	1			○								
		2	コミュニケーションⅢ	上記4科目から2科目以上													
				コミュニケーションⅢA	1	選択必修											
				コミュニケーションⅢB	1				○	○							
		コミュニケーションⅢC	1														
					上記3科目から2科目												
		4	初修外国語 (ドイツ語、フランス語、スペイン語、ロシア語、中国語、韓国語、アラビア語のうちから1言語選択)	ベーシック外国語Ⅰから2科目		1	選択必修	○									
	ベーシック外国語Ⅱから2科目			1		○											
	2	情報科目	(注4)	2	2	選択必修	○										
	(8)	領域科目	(注5)	すべての領域から	1又は2	選択必修	○	○	○	○							
	2	健康スポーツ科目			1又は2	選択必修	○	○									
	基盤科目(注6)	6	微分積分学Ⅰ		2	選択必修	○										
微分積分学Ⅱ			2		○												
一般物理学			2	○													
基礎物理学Ⅰ			2	○													
一般化学			2	○													
種生物学			2	○													
物理学実験			1		○												
化学実験			1		○												
生物学実験			1				○										
地学実験			1	○													
計	38																

注1：○印は標準履修セメスターを表している。なお、当該セメスターで単位を修得できなかった場合はこれ以降に履修することも可能である。授業科目により実際に開講するセメスターが異なる場合があるので、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等で確認すること。

注2：短期語学留学等による「英語圏フィールドリサーチ」又は自学自習による「マルチメディア英語演習」の履修により修得した単位を、卒業に必要な英語の単位に代えることが可能である。また、外国語技能検定試験、語学研修による単位認定制度もある。詳細については、学生便覧の教養教育の英語に関する項及び「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。

注3：時間割編成の都合上、1セメスターは「コミュニケーションⅠA」及び「コミュニケーションⅠB」が、2セメスターは「コミュニケーションⅡA」及び「コミュニケーションⅡB」が指定されている。

注4：1セメスター開設の「情報活用基礎」を履修すること。なお、「情報活用基礎」の単位を修得できなかった場合は、2セメスター開設の「情報活用演習」を履修することができる。

注5：・教育職員免許状を取得するためには、「日本国憲法」の2単位を修得する必要がある。
・修得したコミュニケーション基礎の単位を算入することができる。
・要修得単位数を超えて修得した基盤科目の単位は、指定・未指定にかかわらず、領域科目の単位として算入することができる。

注6：・少なくとも実験科目を2単位以上修得すること。
・講義科目については高等学校で履修していない科目も履修することが望ましい。
・「一般物理学」については、高等学校で物理を履修していない者を対象とした科目である。

教 養 教 育 科 目 履 修 基 準 表

第二類 数理系コース（中等教育科学（数学）プログラム）

区分	科目区分	要修 得単 位数	授業科目等	単位 数	履修区分	履修セメスター(注1)														
						1年次		2年次		3年次		4年次								
						1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ							
教養教育科目	教養ゼミ	2	教養ゼミ	2	必修	○														
	平和科目	2		2	選択必修	○	○													
	パッケージ別科目	6	決定された1パッケージから3科目	2	選択必修	○	○													
	外国語科目	コミュニケーション基礎	2	コミュニケーション基礎Ⅰ	1	必修	○													
				コミュニケーション基礎Ⅱ	1			○												
		コミュニケーションⅠ(注3)	4	コミュニケーションⅠA	1	選択必修	○													
				コミュニケーションⅠB	1		○													
				コミュニケーションⅡA	1			○												
				コミュニケーションⅡB	1			○												
		上記4科目から2科目以上																		
		コミュニケーションⅢ	2	コミュニケーションⅢA	1	選択必修														
				コミュニケーションⅢB	1				○	○										
				コミュニケーションⅢC	1															
	上記3科目から2科目																			
	初修外国語 <small>(ドイツ語、フランス語、スペイン語、ロシア語、中国語、韓国語、アラビア語のうちから1言語選択)</small>	4	ベーシック外国語Ⅰから2科目	1	選択必修	○														
			ベーシック外国語Ⅱから2科目	1			○													
	情報科目	2	(注4)	2	選択必修	○														
	領域科目	6	すべての領域から(注5)	1又は2	選択必修	○	○	○	○											
	健康スポーツ科目	2		1又は2	選択必修	○	○													
	基盤科目	8	線形代数学Ⅰ	2	必修	○														
線形代数学Ⅱ			2			○														
微分積分学Ⅰ			2	○																
微分積分学Ⅱ			2			○														
計	40																			

- 注1：○印は標準履修セメスターを表している。なお、当該セメスターで単位を修得できなかった場合はこれ以降に履修することも可能である。授業科目により実際に開講するセメスターが異なる場合があるので、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等で確認すること。
- 注2：短期語学留学等による「英語圏フィールドリサーチ」又は自学自習による「マルチメディア英語演習」の履修により修得した単位を、卒業に必要な英語の単位に代えることが可能である。また、外国語技能検定試験、語学研修による単位認定制度もある。詳細については、学生便覧の教養教育の英語に関する項及び「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。
- 注3：時間割編成の都合上、1セメスターは「コミュニケーションⅠA」及び「コミュニケーションⅠB」が、2セメスターは「コミュニケーションⅡA」及び「コミュニケーションⅡB」が指定されている。
- 注4：1セメスター開設の「情報活用基礎」を履修すること。なお、「情報活用基礎」の単位を修得できなかった場合は、2セメスター開設の「情報活用演習」を履修することができる。
- 注5：・専門分野以外の分野から履修することが望ましい。なお、教育職員免許状を取得するためには、「日本国憲法」の2単位を修得する必要がある。
・履修基準表で指定されていない基盤科目の単位を算入することができる。

教 養 教 育 科 目 履 修 基 準 表

第二類 技術・情報系コース（中等教育科学（技術・情報）プログラム）

区分	科目区分	要修得単位数	授業科目等	単位数	履修区分	履修semester(注1)														
						1年次		2年次		3年次		4年次								
						1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ							
教養教育科目	教養コア科目	教養ゼミ	2	教養ゼミ	2	必修	○													
		平和科目	2		2	選択必修	○	○												
		パッケージ別科目	6	決定された1パッケージから3科目	2	選択必修	○	○												
	共通科目	外国語科目	英語 (注2)	(0)	コミュニケーション基礎 I	1	自由選択	○												
					コミュニケーション基礎 II	1			○											
				4	コミュニケーション I (注3)	コミュニケーション I A	1	選択必修	○											
						コミュニケーション I B	1		○											
					コミュニケーション II (注3)	コミュニケーション II A	1			○										
						コミュニケーション II B	1			○										
			2	上記4科目から2科目以上																
				コミュニケーション III	コミュニケーション III A	1	選択必修													
					コミュニケーション III B	1				○	○									
			コミュニケーション III C		1															
			上記3科目から2科目																	
			4	初修外国語 (ドイツ語、フランス語、スペイン語、ロシア語、中国語、韓国語、アラビア語のうちから1言語選択)		ベーシック外国語 I から2科目	1	選択必修	○											
						ベーシック外国語 II から2科目	1			○										
2	情報科目	(注4)		2	選択必修	○														
(16)	領域科目	すべての領域から(注5)		1又は2	選択必修	○	○	○	○											
2	健康スポーツ科目			1又は2	選択必修	○	○													
(0)	基盤科目			1~3	自由選択	○	○	○	○											
40	計																			

注1：○印は標準履修semesterを表している。なお、当該semesterで単位を修得できなかった場合はこれ以降に履修することも可能である。授業科目により実際に開講するsemesterが異なる場合があるので、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等で確認すること。

注2：短期語学留学等による「英語圏フィールドリサーチ」又は自学自習による「マルチメディア英語演習」の履修により修得した単位を、卒業に必要な英語の単位に代えることが可能である。また、外国語技能検定試験、語学研修による単位認定制度もある。詳細については、学生便覧の教養教育の英語に関する項及び「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。

注3：時間割編成の都合上、1semesterは「コミュニケーション I A」及び「コミュニケーション I B」が、2semesterは「コミュニケーション II A」及び「コミュニケーション II B」が指定されている。

注4：1semester開設の「情報活用基礎」を履修すること。なお、「情報活用基礎」の単位を修得できなかった場合は、2semester開設の「情報活用演習」を履修することができる。

注5：・教育職員免許状を取得するためには、「日本国憲法」の2単位を修得する必要がある。

・修得したコミュニケーション基礎の単位を算入することができる。

・修得した基盤科目の単位を算入することができる。ただし、8単位を限度とする。

教 養 教 育 科 目 履 修 基 準 表

第二類 社会系コース（中等教育科学（社会・地理歴史・公民）プログラム）

区分	科目区分	要修 得単 位数	授業科目等	単位 数	履修区分	履修semester(注1)														
						1年次		2年次		3年次		4年次								
						1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ							
教養教育科目	教養ゼミ	2	教養ゼミ	2	必修	○														
		2	平和科目	2	選択必修	○	○													
		6	パッケージ別科目	決定された1パッケージから3科目	2	選択必修	○	○												
	外国語科目	英語 (注2)	(0)	コミュニケーション基礎 I	1	自由選択	○													
				コミュニケーション基礎 II	1			○												
			4	コミュニケーション I (注3)	コミュニケーション I A	1	選択必修	○												
					コミュニケーション I B	1		○												
				コミュニケーション II (注3)	コミュニケーション II A	1			○											
					コミュニケーション II B	1			○											
		上記4科目から2科目以上																		
		2	コミュニケーション III	コミュニケーション III A	1	選択必修														
				コミュニケーション III B	1				○	○										
				コミュニケーション III C	1															
		上記3科目から2科目																		
		4	初修外国語 (ドイツ語、フランス語、スペイン語、ロシア語、中国語、韓国語、アラビア語のうちから1言語選択)	ベーシック外国語 I から2科目		1	選択必修	○												
ベーシック外国語 II から2科目				1		○														
2	情報科目	(注4)		2	選択必修	○														
(8)	領域科目	(注5)		1又は2	選択必修	○	○	○	○											
2	健康スポーツ科目			1又は2	選択必修	○	○													
(0)	基盤科目			1~3	自由選択	○	○	○	○											
計		32																		

注1：○印は標準履修semesterを表している。なお、当該semesterで単位を修得できなかった場合はこれ以降に履修することも可能である。授業科目により実際に開講するsemesterが異なる場合があるので、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等で確認すること。

注2：短期語学留学等による「英語圏フィールドリサーチ」又は自学自習による「マルチメディア英語演習」の履修により修得した単位を、卒業に必要な英語の単位に代えることが可能である。また、外国語技能検定試験、語学研修による単位認定制度もある。詳細については、学生便覧の教養教育の英語に関する項及び「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。

注3：時間割編成の都合上、1semesterは「コミュニケーション I A」及び「コミュニケーション I B」が、2semesterは「コミュニケーション II A」及び「コミュニケーション II B」が指定されている。

注4：1semester開設の「情報活用基礎」を履修すること。なお、「情報活用基礎」の単位を修得できなかった場合は、2semester開設の「情報活用演習」を履修することができる。

注5：・教育職員免許状を取得するためには、「日本国憲法」の2単位を修得する必要がある。

・修得したコミュニケーション基礎及び基盤科目の単位を算入することができる。ただし、基盤科目にあつては2単位を限度とする。

教 養 教 育 科 目 履 修 基 準 表

第三類 国語文化系コース（中等教育科学（国語）プログラム）

区分	科目区分	要修得単位数	授業科目等	単位数	履修区分	履修セメスター(注1)																
						1年次		2年次		3年次		4年次										
						1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ									
教養教育科目	教養コア科目	教養ゼミ	2	教養ゼミ	2	必修	○															
		平和科目	2		2	選択必修	○	○														
		パッケージ別科目	6	決定された1パッケージから3科目	2	選択必修	○	○														
	共通科目	外国語科目	英語 (注2)	(0)	コミュニケーション基礎 I	1	自由選択	○														
					コミュニケーション基礎 II	1			○													
				4	コミュニケーション I (注3)	コミュニケーション I A	1	選択必修	○													
						コミュニケーション I B	1		○													
					コミュニケーション II (注3)	コミュニケーション II A	1			○												
						コミュニケーション II B	1			○												
			上記4科目から2科目以上																			
			2	コミュニケーション III	コミュニケーション III A	1	選択必修															
					コミュニケーション III B	1					○	○										
					コミュニケーション III C	1																
			上記3科目から2科目																			
			4	初修外国語 (ドイツ語、フランス語、スペイン語、ロシア語、中国語、韓国語、アラビア語のうちから1言語選択)	ベーシック外国語 I から2科目		1	選択必修	○													
					ベーシック外国語 II から2科目		1			○												
2	情報科目	(注4)		2	選択必修	○																
(10)	領域科目	すべての領域から(注5)		1又は2	選択必修	○	○	○	○													
2	健康スポーツ科目			1又は2	選択必修	○	○															
(0)	基盤科目			1~3	自由選択	○	○	○	○													
計		34																				

注1：○印は標準履修セメスターを表している。なお、当該セメスターで単位を修得できなかった場合はこれ以降に履修することも可能である。授業科目により実際に開講するセメスターが異なる場合があるので、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等で確認すること。

注2：短期語学留学等による「英語圏フィールドリサーチ」又は自学自習による「マルチメディア英語演習」の履修により修得した単位を、卒業に必要な英語の単位に代えることが可能である。また、外国語技能検定試験、語学研修による単位認定制度もある。詳細については、学生便覧の教養教育の英語に関する項及び「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。

注3：時間割編成の都合上、1セメスターは「コミュニケーション I A」及び「コミュニケーション I B」が、2セメスターは「コミュニケーション II A」及び「コミュニケーション II B」が指定されている。

注4：1セメスター開設の「情報活用基礎」を履修すること。なお、「情報活用基礎」の単位を修得できなかった場合は、2セメスター開設の「情報活用演習」を履修することができる。

注5：・教育職員免許状を取得するためには、「日本国憲法」の2単位を修得する必要がある。

・修得したコミュニケーション基礎及び基盤科目の単位を算入することができる。ただし、基盤科目にあつては4単位を限度とする。

教 養 教 育 科 目 履 修 基 準 表

第三類 英語文化系コース（中等教育科学（英語）プログラム）

区分	科目区分	要修得単位数	授業科目等	単位数	履修区分	履修セメスター(注1)													
						1年次		2年次		3年次		4年次							
						1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ						
教養教育科目	教養コア科目	教養ゼミ	2	教養ゼミ	2	必修	○												
		平和科目	2		2	選択必修	○	○											
		パッケージ別科目	6	決定された1パッケージから3科目	2	選択必修	○	○											
	共通科目	外国語科目 (注2)	英語	(0)	コミュニケーション基礎 I	1	自由選択	○											
					コミュニケーション基礎 II	1			○										
			コミュニケーション I (注3)	4	コミュニケーション I A	1	選択必修	○											
					コミュニケーション I B	1			○										
			コミュニケーション II (注3)	4	コミュニケーション II A	1				○									
					コミュニケーション II B	1				○									
		上記4科目から2科目以上																	
		コミュニケーション III	2	コミュニケーション III A	1	選択必修													
				コミュニケーション III B	1				○	○									
				コミュニケーション III C	1														
		上記3科目から2科目																	
		初修外国語 (ドイツ語、フランス語、スペイン語、ロシア語、中国語、韓国語、アラビア語のうちから1言語選択)	4	ベーシック外国語 I から2科目	1	選択必修	○												
ベーシック外国語 II から2科目	1				○														
情報科目	2	(注4)	2	選択必修	○														
領域科目	(8)	すべての領域から(注5)	1又は2	選択必修	○	○	○	○											
健康スポーツ科目	2		1又は2	選択必修	○	○													
基盤科目	(0)		1~3	自由選択	○	○	○	○											
計	32																		

- 注1：○印は標準履修セメスターを表している。なお、当該セメスターで単位を修得できなかった場合はこれ以降に履修することも可能である。授業科目により実際に開講するセメスターが異なる場合があるので、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等で確認すること。
- 注2：短期語学留学等による「英語圏フィールドリサーチ」又は自学自習による「マルチメディア英語演習」の履修により修得した単位を、卒業に必要な英語の単位に代えることが可能である。また、外国語技能検定試験、語学研修による単位認定制度もある。詳細については、学生便覧の教養教育の英語に関する項及び「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。
- 注3：時間割編成の都合上、1セメスターは「コミュニケーション I A」及び「コミュニケーション I B」が、2セメスターは「コミュニケーション II A」及び「コミュニケーション II B」が指定されている。
- 注4：1セメスター開設の「情報活用基礎」を履修すること。なお、「情報活用基礎」の単位を修得できなかった場合は、2セメスター開設の「情報活用演習」を履修することができる。
- 注5：・教育職員免許状を取得するためには、「日本国憲法」の2単位を修得する必要がある。
 ・「英米文化事情概論 I」、「英米文化事情概論 II」、「英米文化事情概論 III」及び「英米文化事情概論 IV」を履修することを要望する。
 ・修得したコミュニケーション基礎及び基盤科目の単位を算入することができる。ただし、基盤科目にあっては4単位を限度とする。

教養教育科目履修基準表

第三類 日本語教育系コース（日本語教育プログラム）

区分	科目区分	要修得単位数	授業科目等	単位数	履修区分	履修セメスター(注1)														
						1年次		2年次		3年次		4年次								
						1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ							
教養教育科目	教養コア科目	教養ゼミ	2	教養ゼミ	2	必修	○													
		平和科目	2		2	選択必修	○	○												
		パッケージ別科目	6	決定された1パッケージから3科目	2	選択必修	○	○												
	共通科目	外国語科目	英語 (注2)	コミュニケーション基礎	2	コミュニケーション基礎Ⅰ	1	必修	○											
				コミュニケーション基礎Ⅱ	1		○													
			英語 (注3)	コミュニケーションⅠ	コミュニケーションⅠA	1	選択必修	○												
					コミュニケーションⅠB	1		○												
				コミュニケーションⅡ	コミュニケーションⅡA	1			○											
					コミュニケーションⅡB	1			○											
			上記4科目から2科目以上																	
			英語 (注2)	コミュニケーションⅢ	コミュニケーションⅢA	1	選択必修													
					コミュニケーションⅢB	1			○	○										
					コミュニケーションⅢC	1														
		上記3科目から2科目																		
		英語 (注2)	初修外国語 (ドイツ語、フランス語、スペイン語、中国語、韓国語のうちから1言語選択)	ベーシック外国語Ⅰから2科目	1	選択必修	○													
				ベーシック外国語Ⅱから2科目	1			○												
		英語 (注2)	情報科目	2	(注4)	2	選択必修	○												
		英語 (注2)	領域科目		インテンシブ外国語ⅠA	1	必修 (注5)	○												
インテンシブ外国語ⅠB	1				○															
インテンシブ外国語ⅡA	1					○														
インテンシブ外国語ⅡB	1					○														
(16)	すべての領域から(注6)	1又は2	選択必修	○	○	○	○													
英語 (注2)	健康スポーツ科目	2		1又は2	選択必修	○	○													
英語 (注2)	基盤科目	(0)		1～3	自由選択	○	○	○	○											
英語 (注2)	計	46																		

注1：○印は標準履修セメスターを表している。なお、当該セメスターで単位を修得できなかった場合はこれ以降に履修することも可能である。授業科目により実際に開講するセメスターが異なる場合があるので、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等で確認すること。

注2：短期語学留学等による「英語圏フィールドリサーチ」又は自学自習による「マルチメディア英語演習」の履修により修得した単位を、卒業に必要な英語の単位に代えることが可能である。また、外国語技能検定試験、語学研修による単位認定制度もある。詳細については、学生便覧の教養教育の英語に関する項及び「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。

注3：時間割編成の都合上、1セメスターは「コミュニケーションⅠA」及び「コミュニケーションⅠB」が、2セメスターは「コミュニケーションⅡA」及び「コミュニケーションⅡB」が指定されている。

注4：1セメスター開設の「情報活用基礎」を履修すること。なお、「情報活用基礎」の単位を修得できなかった場合は、2セメスター開設の「情報活用演習」を履修することができる。

注5：初修外国語で選択した言語と同一言語の「インテンシブ外国語」を1年次に選択・履修し、4単位を修得すること。4単位に満たなかった場合は、2年次以降に「インテンシブ外国語」を再履修し、単位を修得すること。なお、「インテンシブ外国語」は初修外国語と連動しており、「インテンシブ外国語」のみを再履修することはできない。再履修の際は、登録方法に注意すること。

注6：・専門分野以外の分野から履修することが望ましい。
・教育職員免許状を取得するためには、「日本国憲法」の2単位を修得する必要がある。
・修得した基盤科目の単位を算入することができる。ただし、6単位を限度とする。

教 養 教 育 科 目 履 修 基 準 表

第四類 健康スポーツ系コース（健康スポーツ教育プログラム）

区分	科目区分	要修得単位数	授業科目等	単位数	履修区分	履修セメスター(注1)													
						1年次		2年次		3年次		4年次							
						1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ						
教養教育科目	教養コア科目	教養ゼミ	2	教養ゼミ	2	必修	○												
		平和科目	2		2	選択必修	○	○											
		パッケージ別科目	6	決定された1パッケージから3科目	2	選択必修	○	○											
	共通科目	外国語科目 (注2)	英語 コミュニケーション基礎	(0)	コミュニケーション基礎Ⅰ	1	自由選択	○											
					コミュニケーション基礎Ⅱ	1			○										
			英語 コミュニケーションⅠ(注3)	4		コミュニケーションⅠA	1	選択必修	○										
						コミュニケーションⅠB	1		○										
			コミュニケーションⅡ(注3)			コミュニケーションⅡA	1			○									
						コミュニケーションⅡB	1			○									
					上記4科目から2科目以上														
		コミュニケーションⅢ	2		コミュニケーションⅢA	1	選択必修				○	○							
					コミュニケーションⅢB	1													
					コミュニケーションⅢC	1													
					上記3科目から2科目														
		初修外国語 (ドイツ語、フランス語、スペイン語、ロシア語、中国語、韓国語、アラビア語のうちから1言語選択)	4		ベーシック外国語Ⅰから2科目	1	選択必修	○											
ベーシック外国語Ⅱから2科目	1					○													
情報科目	2	(注4)		2	選択必修	○													
領域科目	(20)	すべての領域から(注5)		1又は2	選択必修	○	○	○	○										
健康スポーツ科目	2			1又は2	選択必修	○	○												
基盤科目	(0)			1～3	自由選択	○	○	○	○										
計	44																		

注1：○印は標準履修セメスターを表している。なお、当該セメスターで単位を修得できなかった場合はこれ以降に履修することも可能である。授業科目により実際に開講するセメスターが異なる場合があるので、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等で確認すること。

注2：短期語学留学等による「英語圏フィールドリサーチ」又は自学自習による「マルチメディア英語演習」の履修により修得した単位を、卒業に必要な英語の単位に代えることが可能である。また、外国語技能検定試験、語学研修による単位認定制度もある。詳細については、学生便覧の教養教育の英語に関する項及び「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。

注3：時間割編成の都合上、1セメスターは「コミュニケーションⅠA」及び「コミュニケーションⅠB」が、2セメスターは「コミュニケーションⅡA」及び「コミュニケーションⅡB」が指定されている。

注4：1セメスター開設の「情報活用基礎」を履修すること。なお、「情報活用基礎」の単位を修得できなかった場合は、2セメスター開設の「情報活用演習」を履修することができる。

- 注5：・教育職員免許状を取得するためには、「日本国憲法」の2単位を修得する必要がある。
 ・修得したコミュニケーション基礎の単位を算入することができる。
 ・修得した基盤科目の単位は、4単位まで算入することができる。

教 養 教 育 科 目 履 修 基 準 表

第四類 人間生活系コース（人間生活教育プログラム）

区分	科目区分	要修得単位数	授業科目等	単位数	履修区分	履修セメスター(注1)															
						1年次		2年次		3年次		4年次									
						1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ								
教養教育科目	教養コア科目	教養ゼミ	2	教養ゼミ	2	必修	○														
		平和科目	2		2	選択必修	○	○													
		パッケージ別科目	6	決定された1パッケージから3科目	2	選択必修	○	○													
	共通科目	外国語科目 (注2)	英語 コミュニケーション基礎	(0)	コミュニケーション基礎Ⅰ	1	自由選択	○													
					コミュニケーション基礎Ⅱ	1			○												
			英語 コミュニケーションⅠ(注3)	4	コミュニケーションⅠA	1	選択必修	○													
					コミュニケーションⅠB	1		○													
					コミュニケーションⅡA	1			○												
					コミュニケーションⅡB	1			○												
			上記4科目から2科目以上																		
			英語 コミュニケーションⅢ	2	コミュニケーションⅢA	1	選択必修														
					コミュニケーションⅢB	1				○	○										
					コミュニケーションⅢC	1															
	上記3科目から2科目																				
	英語 初修外国語 (ドイツ語、フランス語、スペイン語、ロシア語、中国語、韓国語、アラビア語のうちから1言語選択)	4	ベーシック外国語Ⅰから2科目	1	選択必修	○															
			ベーシック外国語Ⅱから2科目	1			○														
情報科目	2	(注4)	2	選択必修	○																
領域科目	(16)	すべての領域から(注5)	1又は2	選択必修	○	○	○	○													
健康スポーツ科目	2		1又は2	選択必修	○	○															
基盤科目(注6)	(0)		1~3	自由選択	○	○	○	○													
計	40																				

注1：○印は標準履修セメスターを表している。なお、当該セメスターで単位を修得できなかった場合はこれ以降に履修することも可能である。授業科目により実際に開講するセメスターが異なる場合があるので、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等で確認すること。

注2：短期語学留学等による「英語圏フィールドリサーチ」又は自学自習による「マルチメディア英語演習」の履修により修得した単位を、卒業に必要な英語の単位に代えることが可能である。また、外国語技能検定試験、語学研修による単位認定制度もある。詳細については、学生便覧の教養教育の英語に関する項及び「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。

注3：時間割編成の都合上、1セメスターは「コミュニケーションⅠA」及び「コミュニケーションⅠB」が、2セメスターは「コミュニケーションⅡA」及び「コミュニケーションⅡB」が指定されている。

注4：1セメスター開設の「情報活用基礎」を履修すること。なお、「情報活用基礎」の単位を修得できなかった場合は、2セメスター開設の「情報活用演習」を履修することができる。

- 注5：
- ・「現代の消費生活」の履修を要望する。
 - ・「衣食住の基礎科学」の履修を要望する。
 - ・教育職員免許状を取得するためには、「日本国憲法」の2単位を修得する必要がある。
 - ・修得したコミュニケーション基礎、情報科目及び基盤科目の単位を算入することができる。ただし、基盤科目にあっては8単位を限度とする。

注6：「物理学実験」、「化学実験」、「生物学実験」のうちから1科目以上履修することを要望する。

教 養 教 育 科 目 履 修 基 準 表

第四類 音楽文化系コース（音楽文化教育プログラム）

区分	科目区分	要修得単位数	授業科目等	単位数	履修区分	履修セメスター(注1)													
						1年次		2年次		3年次		4年次							
						1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ						
教養教育科目	教養コア科目	教養ゼミ	2	教養ゼミ	2	必修	○												
		平和科目	2		2	選択必修	○	○											
		パッケージ別科目	6	決定された1パッケージから3科目	2	選択必修	○	○											
	共通科目	外国語科目 (注2)	英語 コミュニケーション基礎	(0)	コミュニケーション基礎Ⅰ	1	自由選択	○											
					コミュニケーション基礎Ⅱ	1			○										
			英語 コミュニケーションⅠ(注3)	4	コミュニケーションⅠA	1	選択必修	○											
					コミュニケーションⅠB	1			○										
			英語 コミュニケーションⅡ(注3)	4	コミュニケーションⅡA	1				○									
					コミュニケーションⅡB	1				○									
			上記4科目から2科目以上																
			英語 コミュニケーションⅢ	2	コミュニケーションⅢA	1	選択必修												
					コミュニケーションⅢB	1				○	○								
					コミュニケーションⅢC	1													
	上記3科目から2科目																		
	初修外国語 (ドイツ語、フランス語、スペイン語、ロシア語、中国語、韓国語、アラビア語のうちから1言語選択)	4	ベーシック外国語Ⅰから2科目	1	選択必修	○													
			ベーシック外国語Ⅱから2科目	1			○												
情報科目	2	(注4)	2	選択必修	○														
領域科目	(12)	すべての領域から(注5)	1又は2	選択必修	○	○	○	○											
健康スポーツ科目	2		1又は2	選択必修	○	○													
基盤科目	(0)		1～3	自由選択	○	○	○	○											
計	36																		

注1：○印は標準履修セメスターを表している。なお、当該セメスターで単位を修得できなかった場合はこれ以降に履修することも可能である。授業科目により実際に開講するセメスターが異なる場合があるので、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等で確認すること。

注2：短期語学留学等による「英語圏フィールドリサーチ」又は自学自習による「マルチメディア英語演習」の履修により修得した単位を、卒業に必要な英語の単位に代えることが可能である。また、外国語技能検定試験、語学研修による単位認定制度もある。詳細については、学生便覧の教養教育の英語に関する項及び「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。

注3：時間割編成の都合上、1セメスターは「コミュニケーションⅠA」及び「コミュニケーションⅠB」が、2セメスターは「コミュニケーションⅡA」及び「コミュニケーションⅡB」が指定されている。

注4：1セメスター開設の「情報活用基礎」を履修すること。なお、「情報活用基礎」の単位を修得できなかった場合は、2セメスター開設の「情報活用演習」を履修することができる。

注5：・教育職員免許状を取得するためには、「日本国憲法」の2単位を修得する必要がある。

・修得したコミュニケーション基礎及び基盤科目の単位を算入することができる。ただし、基盤科目にあつては4単位を限度とする。

教 養 教 育 科 目 履 修 基 準 表

第四類 造形芸術系コース（造形芸術教育プログラム）

区分	科目区分	要修得単位数	授業科目等	単位数	履修区分	履修セメスター(注1)																	
						1年次		2年次		3年次		4年次											
						1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ										
教養教育科目	教養コア科目	教養ゼミ	2	教養ゼミ	2	必修	○																
		平和科目	2		2	選択必修	○	○															
		パッケージ別科目	6	決定された1パッケージから3科目	2	選択必修	○	○															
	共通科目	外国語科目 (注2)	英語 コミュニケーション基礎	(0)	コミュニケーション基礎 I	1	自由選択	○															
					コミュニケーション基礎 II	1			○														
			英語 コミュニケーション I (注3)	4	コミュニケーション I A	1	1	選択必修	○														
						コミュニケーション I B	1		1	○													
					コミュニケーション II (注3)	コミュニケーション II A	1		1		○												
						コミュニケーション II B	1		1			○											
			上記4科目から2科目以上																				
			コミュニケーション III	2	コミュニケーション III A	1	1	選択必修				○	○										
					コミュニケーション III B	1	1																
					コミュニケーション III C	1	1																
	上記3科目から2科目																						
	初修外国語 (ドイツ語, フランス語, スペイン語, ロシア語, 中国語, 韓国語, アラビア語のうちから1言語選択)	4	ベーシック外国語 I から2科目		1	選択必修	○																
			ベーシック外国語 II から2科目		1				○														
情報科目	2	(注4)		2	選択必修	○																	
領域科目	(18)	すべての領域から(注5)		1又は2	選択必修	○	○	○	○														
健康スポーツ科目	2			1又は2	選択必修	○	○																
基盤科目	(0)			1~3	自由選択	○	○	○	○														
計	42																						

注1：○印は標準履修セメスターを表している。なお、当該セメスターで単位を修得できなかった場合はこれ以降に履修することも可能である。授業科目により実際に開講するセメスターが異なる場合があるので、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等で確認すること。

注2：短期語学留学等による「英語圏フィールドリサーチ」又は自学自習による「マルチメディア英語演習」の履修により修得した単位を、卒業に必要な英語の単位に代えることが可能である。また、外国語技能検定試験、語学研修による単位認定制度もある。詳細については、学生便覧の教養教育の英語に関する項及び「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。

注3：時間割編成の都合上、1セメスターは「コミュニケーション I A」及び「コミュニケーション I B」が、2セメスターは「コミュニケーション II A」及び「コミュニケーション II B」が指定されている。

注4：1セメスター開設の「情報活用基礎」を履修すること。なお、「情報活用基礎」の単位を修得できなかった場合は、2セメスター開設の「情報活用演習」を履修することができる。

注5：・教育職員免許状を取得するためには、「日本国憲法」の2単位を修得する必要がある。
 ・「芸術学A」, 「芸術学B」から2単位の履修を要望する。
 ・修得した基盤科目の単位を算入することができる。ただし、6単位を限度とする。

教 養 教 育 科 目 履 修 基 準 表

第五類 教育学系コース（教育学プログラム）

区分	科目区分	要修得単位数	授業科目等	単位数	履修区分	履修セメスター(注1)													
						1年次		2年次		3年次		4年次							
						1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ						
教養教育科目	教養コア科目	教養ゼミ	2	教養ゼミ	2	必修	○												
		平和科目	2		2	選択必修	○	○											
		パッケージ別科目	6	決定された1パッケージから3科目	2	選択必修	○	○											
	共通科目	外国語科目 (注2)	英語 コミュニケーション基礎	2	コミュニケーション基礎 I	1	必修	○											
				2	コミュニケーション基礎 II	1			○										
			英語 コミュニケーション I (注3)	4	1	コミュニケーション I A	1	選択必修	○										
					1	コミュニケーション I B	1		○										
			英語 コミュニケーション II (注3)	4	1	コミュニケーション II A	1			○									
					1	コミュニケーション II B	1			○									
					上記4科目から2科目以上														
		英語 コミュニケーション III	2	1	コミュニケーション III A	1	選択必修				○	○							
				1	コミュニケーション III B	1													
				1	コミュニケーション III C	1													
					上記3科目から2科目														
		初修外国語 (ドイツ語, フランス語, スペイン語, ロシア語, 中国語, 韓国語, アラビア語のうちから1言語選択)	4	1	ベーシック外国語 I から2科目	1	選択必修	○											
1	ベーシック外国語 II から2科目			1		○													
情報科目	2	(注4)	2	選択必修	○														
領域科目	(20)	すべての領域から(注5)	1又は2	選択必修	○	○	○	○											
健康スポーツ科目	2		1又は2	選択必修	○	○													
基盤科目	(0)		1~3	自由選択	○	○	○	○											
計	46																		

注1：○印は標準履修セメスターを表している。なお、当該セメスターで単位を修得できなかった場合はこれ以降に履修することも可能である。授業科目により実際に開講するセメスターが異なる場合があるので、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等で確認すること。

注2：短期語学留学等による「英語圏フィールドリサーチ」又は自学自習による「マルチメディア英語演習」の履修により修得した単位を、卒業に必要な英語の単位に代えることが可能である。また、外国語技能検定試験、語学研修による単位認定制度もある。詳細については、学生便覧の教養教育の英語に関する項及び「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。

注3：時間割編成の都合上、1セメスターは「コミュニケーション I A」及び「コミュニケーション I B」が、2セメスターは「コミュニケーション II A」及び「コミュニケーション II B」が指定されている。

注4：1セメスター開設の「情報活用基礎」を履修すること。なお、「情報活用基礎」の単位を修得できなかった場合は、2セメスター開設の「情報活用演習」を履修することができる。

注5：・教育職員免許状を取得するためには、「日本国憲法」の2単位を修得する必要がある。

・人文科学領域の「哲学A」, 「哲学B」, 「倫理学A」又は「倫理学B」及び複合領域の「文化人類学A」又は「文化人類学B」から1科目2単位の履修を要望する。

・初修外国語で選択した言語と同一言語の「インテンシブ外国語」の履修を要望する。

・修得した基盤科目の単位を算入することができる。ただし、6単位を限度とする。

教 養 教 育 科 目 履 修 基 準 表

第五類 心理学系コース（心理学プログラム）

区分	科目区分	要修得単位数	授業科目等	単位数	履修区分	履修セメスター(注1)													
						1年次		2年次		3年次		4年次							
						1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ						
教養教育科目	教養コア科目	教養ゼミ	2	教養ゼミ	2	必修	○												
		平和科目	2		2	選択必修	○	○											
		パッケージ別科目	6	決定された1パッケージから3科目	2	選択必修	○	○											
	共通科目	外国語科目 (注2)	英語 コミュニケーション基礎	2	コミュニケーション基礎 I	1	必修	○											
				2	コミュニケーション基礎 II	1			○										
			英語 コミュニケーション I (注3)	4	1	コミュニケーション I A	1	選択必修	○										
					1	コミュニケーション I B	1		○										
			英語 コミュニケーション II (注3)	4	1	コミュニケーション II A	1			○									
					1	コミュニケーション II B	1			○									
				上記4科目から2科目以上															
		英語 コミュニケーション III	2	1	コミュニケーション III A	1	選択必修				○	○							
				1	コミュニケーション III B	1													
				1	コミュニケーション III C	1													
				上記3科目から2科目															
		初修外国語 (ドイツ語, フランス語, スペイン語, ロシア語, 中国語, 韓国語, アラビア語のうちから1言語選択)	4	1	ベーシック外国語 I から2科目	1	選択必修	○											
1	ベーシック外国語 II から2科目			1		○													
情報科目	2	(注4)	2	2	選択必修	○													
領域科目	4	2	心理学A(注5)	2	必修	○													
		2	心理学B(注5)	2			○												
		(16)	すべての領域から(注6)	1又は2	選択必修	○	○	○	○										
健康スポーツ科目	2		1又は2	2	選択必修	○	○												
基盤科目	(0)		1~3	3	自由選択	○	○	○	○										
計		46																	

注1：○印は標準履修セメスターを表している。なお、当該セメスターで単位を修得できなかった場合はこれ以降に履修することも可能である。授業科目により実際に開講するセメスターが異なる場合があるので、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等で確認すること。

注2：短期語学留学等による「英語圏フィールドリサーチ」又は自学自習による「マルチメディア英語演習」の履修により修得した単位を、卒業に必要な英語の単位に代えることが可能である。また、外国語技能検定試験、語学研修による単位認定制度もある。詳細については、学生便覧の教養教育の英語に関する項及び「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。

注3：時間割編成の都合上、1セメスターは「コミュニケーション I A」及び「コミュニケーション I B」が、2セメスターは「コミュニケーション II A」及び「コミュニケーション II B」が指定されている。

注4：1セメスター開設の「情報活用基礎」を履修すること。なお、「情報活用基礎」の単位を修得できなかった場合は、2セメスター開設の「情報活用演習」を履修することができる。

注5：時間割編成の都合上、1セメスターは「心理学A」が、2セメスターは「心理学B」が指定されている。

- 注6：・「心と行動の科学」の履修を要望する。
 ・教育職員免許状を取得するためには、「日本国憲法」2単位を修得する必要がある。
 ・修得した基盤科目の単位を算入することができる。

別表第2（第7条第3項関係）

学部履修基準

第一類（学校教育系）

○ 初等教育教員養成コース（初等教育教員養成プログラム）

科目区分等			要修得単位数	開設学部		
教養教育	教養コア科目	教養ゼミ	2	31	総合科学部ほか	
		平和科目	2			
		パッケージ別科目	6			
	共通科目	外国語科目	英語			6
			初修外国語			4
		情報科目	2			
		領域科目	(7)			
		健康スポーツ科目	2			
	基盤科目	(0)				
専門教育	専門基礎科目	教職専門科目	50	99	教育学部	
		教科専門科目	12			
	専門科目	教科又は教職科目	31			
	卒業研究	6				
合計			130			

専門教育科目履修基準

第一類 初等教育教員養成コース（初等教育教員養成プログラム）

履修内容		要修得単位数	開設	
教 職 専 門 科 目	教職入門	2	初等教育教員養成コース	
	教育の思想と原理	2		
	教育課程論	2		
	教育と社会・制度	2		
	特別活動指導法	2		
	教育方法・技術論	2		
	道徳教育指導法	2		
	児童・青年期発達論	2		
	生徒・進路指導論	2		
	教育相談	2		
	総合的な学習構成論	2		
	初等国語科教育法	2		
	初等社会科教育法	2		
	算数科教育法	2		
	初等理科教育法	2		
	生活科教育法	2		
	初等音楽科教育法	2		
	図画工作科教育法	2		
	初等体育科教育法	2		
	初等家庭科教育法	2		
教育実習	8	50		
教職実践演習（幼・小）	2			
教 科 専 門 科 目	初等国語		2	12
	算数		2	
	初等社会		2	
	初等理科		2	
	生活		2	
	初等家庭		2	
	初等音楽		2	
	図画工作		2	
	初等体育		2	
教 科 又 は 教 職 科 目	介護等体験事前指導		1	31
	教職選択科目		14～20	
	教科選択科目		10～16	
卒業研究			6	初等教育教員養成コースほか

＜履修上の注意＞

- 『教科専門科目』欄の「初等社会」「初等理科」「生活」「初等家庭」「初等音楽」「図画工作」「初等体育」は、「初等社会」「初等理科」「生活」「初等家庭」から2科目4単位、「初等音楽」「図画工作」「初等体育」から2科目4単位を修得すること。なお、所定の単位を超えて修得した単位は、『教科又は教職科目』欄の「教科選択科目」の単位に含むことができる。
- 『教科又は教職科目』欄の「教職選択科目」の14～20単位は、第一類～第五類及び特別科目で開設されている教職に関する専門科目の中から選択することができる。また、『教科又は教職科目』欄の「教科選択科目」の10～16単位は、第一類～第五類で開設されている教科に関する専門科目の中から選択することができる。
なお、「免許法該当科目」以外の科目も上記の単位数に含むことができる。また、教育職員免許法上で「教科又は教職に関する科目」に区分されている科目については、科目の内容によって、「教職選択科目」「教科選択科目」のいずれかの単位数に含むことができる。
- 教職実践演習（幼・小）（8セメスター）を履修するためには、原則として7セメスター終了時点で小学校教育実習Ⅰの単位を修得していること。ただし、教職実践演習を受講するセメスターまでに、教育実習の単位を修得できない場合は、同セメスターで教育実習の単位を修得見込みであることを条件に、履修を認める。
- 『卒業研究』は、初等カリキュラム専修を専攻する者は「初等教科研究法Ⅰ・Ⅱ」の2単位と「卒業論文」4単位、学習開発実践専修を専攻する者は「学習開発研究法Ⅰ・Ⅱ」の2単位と「卒業論文」4単位を履修すること。
なお、『卒業研究』6単位は、同一類内の他専修又は第二類～第五類の他コースで開設されている『卒業研究』6単位で代えることができる。ただし、その場合は他の専修又はコースの指定に従って履修しなければならない。

第一類 初等教育教員養成コース（初等教育教員養成プログラム）

教職専門科目

○印は必修

区分	授業科目	開単 位 設 数	学期別週授業時数								免許法該当科目	備考	
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ			
教 育 学 及 び 心 理 学	教職入門	②		2								教職の意義及び教員の役割，教員の職務内容， 進路選択に資する各種の機会の提供等	
	教育の思想と原理	②			2							教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	
	教育課程論	②				2						教育課程の意義及び編成の方法	
	教育と社会・制度	②				2						教育に関する社会的，制度的又は経営的事項	
	特別活動指導法	②			2							特別活動の指導法	
	教育方法・技術論	②					2					教育の方法及び技術	
	道徳教育指導法	②					2					道徳の指導法	
	児童・青年期発達論	②			2							幼児，児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	
	生徒・進路指導論	②					2					生徒指導の理論及び方法，進路指導の理論及び方法	
	教育相談	②					2					教育相談	
	総合的な学習構成論	②						2				教育課程の意義及び編成の方法	
教 科 教 育 法	初等国語科教育法	②				2						教科（国語）の指導法	
	初等社会科教育法	②					2					教科（社会）の指導法	
	算数科教育法	②					2					教科（算数）の指導法	
	初等理科教育法	②				2						教科（理科）の指導法	
	生活科教育法	②				2						教科（生活）の指導法	
	初等音楽科教育法	②					2					教科（音楽）の指導法	
	図画工作科教育法	②					2					教科（図画工作）の指導法	
	初等体育科教育法	②					2					教科（体育）の指導法	
	初等家庭科教育法	②					2					教科（家庭）の指導法	
教 育 実 習	小学校教育実習入門	②	2									教育実習（事前指導）	
	小学校教育実習観察	1				■						教育実習（事前指導）	
	教育実習指導A	①					■					教育実習（事前指導）	
	小学校教育実習 I	⑤						■				教育実習（小学校本免用）	
教 職 実 践 演 習	教職実践演習（幼・小）	②									2	教職実践演習	

教科専門科目

○印は必修

区分	授業科目	開単 設数	学期別週授業時数								免許法該当科目	備考	
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ			
教 科 専 門 科 目	初等国語	②			2							国語（書写を含む。）	
	算数	②		2								算数	
	初等社会	2	④	2								社会	
	初等理科	2		2								理科	
	生活	2			2							生活	
	初等家庭	2			2							家庭	
	初等音楽	2	④				2					音楽	
	図画工作	2					2					図画工作	
	初等体育	2				2						体育	

区分	授業科目	開単 設数	学期別週授業時数								免許法該当科目	
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ		
教職選 択科目	生活科学習指導論	2						2			教科（生活）の指導法	
	生活科授業研究	2							2		教科（生活）の指導法	
	初等音楽科学習指導論	2				2					教科（音楽）の指導法	
	初等音楽科授業研究	2						2			教科（音楽）の指導法	
	図画工作科学習指導論	2						2			教科（図画工作）の指導法	
	図画工作科授業研究	2			2						教科（図画工作）の指導法	
	初等体育科学習指導論	2				2					教科（体育）の指導法	
	初等体育科授業研究	2							2		教科（体育）の指導法	
	初等家庭科学習指導論	2				2					教科（家庭）の指導法	
	初等家庭科授業研究	2						2			教科（家庭）の指導法	
教科選 択科目	国語科学習材講義	2						2			国語（書写を含む。）	
	社会科学習材講義	2						2			社会	
	算数科学習材講義	2							2		算数	
	理科学習材講義	2				2					理科	
	生活科学習材講義	2						2			生活	
	音楽科学習材講義	2					2				音楽	
	図画工作科学習材講義	2							2		図画工作	
	体育科学習材講義	2				2					体育	
	家庭科学習材講義	2					2				家庭	

卒業研究

○印は必修

区分	授業科目	開単 設数	学期別週授業時数								免許法該当科目	備考
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ		
卒業 研究	学習開発研究法Ⅰ	①					2					学習開発 実践専修
	学習開発研究法Ⅱ	①						2				
	初等教科研究法Ⅰ	①					2					初等カリキ ュラム専修
	初等教科研究法Ⅱ	①						2				
	卒業論文	④										

学部履修基準

第一類（学校教育系）

○ 特別支援教育教員養成コース（特別支援教育教員養成プログラム）

科目区分等			要修得単位数		開設学部	
教養教育	教養コア科目	教養ゼミ	2		総合科学部ほか	
		平和科目	2			
		パッケージ別科目	6			
	共通科目	外国語科目	英語	6		
			初修外国語	4		
		情報科目	2			
		領域科目	(7)			
		健康スポーツ科目	2			
	基盤科目	(0)				
専門教育	専門基礎科目	教職専門科目	45		教育学部	
		教科専門科目	8			
	専門科目	特別支援教育に関する専門科目	38			
	卒業研究	6				
合 計			128			

専門教育科目履修基準

第一類 特別支援教育教員養成コース（特別支援教育教員養成プログラム）

履修内容		要修得単位数	開設
教 職 専 門 科 目	教職入門	2	初等教育教員養成コース
	教育の思想と原理	2	
	教育課程論	2	
	教育と社会・制度	2	
	特別活動指導法	2	
	教育方法・技術論	2	
	道徳教育指導法	2	
	児童・青年期発達論	2	
	生徒・進路指導論	2	
	教育相談	2	
	初等国語科教育法	2	
	初等社会科教育法	2	
	算数科教育法	2	
	初等理科教育法	2	
	生活科教育法	2	
	初等音楽科教育法	2	
	図画工作科教育法	2	
	初等体育科教育法	2	
	初等家庭科教育法	2	
	教職実践演習（幼・小）	2	
教育実習指導A	1		
小学校教育実習 I	4		
教科 専門 科目	初等国語	2	初等教育教員養成コース
	算数	2	
	初等社会	2	
	初等理科	2	
	生活	2	
	初等家庭	2	
	初等音楽	2	
	図画工作	2	
	初等体育	2	
特別 支援 教育 に 関 する 専 門 科 目	基礎理論	2	特別支援教育教員養成コース
	心理, 生理及び病理	10	
	教育課程及び指導法	10	
	免許領域以外の領域科目	5	
	特別支援教育に関する選択科目	8	
	特別支援教育実習	3	
発展科目			
卒業研究		6	特別支援教育教員養成コース

<履修上の注意>

- 「特別支援教育に関する選択科目」については、次のように履修すること。
 - 視覚障害教育領域の「心理, 生理及び病理」および「教育課程及び指導法」に関する科目の中から4単位以上。
 - 聴覚障害教育領域の「心理, 生理及び病理」および「教育課程及び指導法」に関する科目の中から4単位以上。
- 教職実践演習（幼・小）（8セメスター）を履修するためには、原則として7セメスター終了時点で小学校教育実習 I の単位を修得していること。ただし、教職実践演習を受講するセメスターまでに、教育実習の単位を修得できない場合は、同セメスターで教育実習の単位を修得見込みであることを条件に、履修を認める。
- 「発展科目」は、免許取得の要件には含まれない。

第一類 特別支援教育教員養成コース（特別支援教育教員養成プログラム）

特別支援教育に関する専門科目

○印は必修

区分	授業科目	開単 位 設 数	学期別週授業時数								免許法該当科目	備考	
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ			
基礎理論	特別支援教育総論	②	2									特別支援教育の基礎理論に関する科目	
心理、 生理及び 病理	大脳生理・病理	2			集中							心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	
	視覚障害心理学	②	2									〃	
	視覚障害測定・評価演習	1							2			〃	
	聴覚障害心理学	②	2									〃	
	聴覚障害測定・評価演習	1						2				〃	
	知的障害心理学	②	2									〃	
	知的障害測定・評価演習	1			2							〃	
	肢体不自由心理学	②		2								〃	
病弱心理学	②			2							〃		
教育課程 及び指導法	視覚障害教育基礎論	②		2								心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	
	視覚障害「自立活動」指導法Ⅰ	2			2							〃	
	点字の理論と実際Ⅰ	2				2						〃	
	視覚障害「自立活動」指導法Ⅱ	2					2					〃	
	点字の理論と実際Ⅱ	2						2				〃	
	聴覚障害教育基礎論	②		2								〃	
	聴覚障害「自立活動」指導法	2			2							〃	
	聴覚障害教育授業法Ⅰ	2				2						〃	
	聴覚障害コミュニケーションⅠ	2				2						〃	
	聴覚障害コミュニケーションⅡ	2					2					〃	
	知的障害教育基礎論	②		2								〃	
	知的障害指導法Ⅰ	2				2						〃	
	知的障害指導法Ⅱ	2					2					〃	
	肢体不自由教育基礎論	②			2							〃	
	肢体不自由指導法Ⅰ	2				2						〃	
	肢体不自由指導法Ⅱ	2						集中				〃	
	病弱教育基礎論	②			2							〃	
	病弱指導法Ⅰ	2						2				〃	
病弱指導法Ⅱ	2							集中			〃		
免許 領域 以外 の 領域 科目	言語障害教育総論	②					2					免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	
	LD等教育総論	②			2							〃	
	重複障害教育総論	②					2					〃	

区分	授業科目	開単 位 設 数	学期別週授業時数								免許法該当科目	備考	
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ			
発展 科 目	特別支援教育教育課程総論	2				2							
	視覚管理	2						2					
	視覚障害教材作成法	2							2				
	視覚障害教育授業法	2					2						
	聴覚管理	2			2								
	聴覚障害教育授業法Ⅱ	2					2						
	聴覚障害乳幼児指導法	2						集中					
	特別支援教育教材開発演習	2			集中	集中							
	知的障害職業教育実践演習	2					集中	集中					
	知的障害測定・評価実践演習	2						2					
	言語障害測定・評価実践演習	2							2				
特別 支 援 教 育 実 習	特別支援学校教育実習入門	1	集中										
	特別支援学校教育実習観察	1				集中							
	特別支援学校教育実習	③						集中			心身に障害のある幼児，児童又は生徒についての教育実習		
	特別支援学級教育演習	1								集中			
卒業 研 究	特別支援教育研究法Ⅰ	①					2						
	特別支援教育研究法Ⅱ	①						2					
	卒業論文	④											

学部履修基準

第二類（科学文化教育系）

○ 自然系コース（中等教育科学（理科）プログラム）

科目区分等			要修得単位数		開設学部	
教養教育	教養コア科目	教養ゼミ	2		総合科学部ほか	
		平和科目	2			
		パッケージ別科目	6			
	共通科目	外国語科目	英語	6		
			初修外国語	4		
		情報科目	2			
		領域科目	(8)			
		健康スポーツ科目	2			
	基盤科目	6				
専門教育	専門基礎科目		18		教育学部ほか	
	専門科目		38			
	専門選択科目		28			
	自由選択科目					
	卒業研究		6			
合計			128			

専門教育科目履修基準

第二類 自然系コース（中等教育科学（理科）プログラム）

履修内容		要修得単位数	開設	
専門基礎科目	科学文化教育論	2	第二類	
	自然システム（理科）教育法Ⅰ	2		
	自然システム（理科）教育法Ⅱ	2		
	自然システムの理解（物理）	2		
	自然システムの理解（化学）	2		
	自然システムの理解（生物）	2		
	自然システムの理解（地学）	2		
	自然システム理解実験（物理）	1		
	自然システム理解実験（化学）	1		
	自然システム理解実験（生物）	1		
	自然システム理解実験（地学）	1		
専門科目	自然システム（理科）教育実践論	2	自然系コース	
	理科カリキュラム論	2		
	力とエネルギーのリテラシーⅠ	2		
	力とエネルギーのリテラシーⅡ	2		
	物質と反応のリテラシーⅠ	2		
	物質と反応のリテラシーⅡ	2		
	生物とその多様性のリテラシーⅠ	2		
	生物とその多様性のリテラシーⅡ	2		
	宇宙と地球のリテラシーⅠ	2		
	宇宙と地球のリテラシーⅡ	2		
	科学教育史	4		38
	比較科学教育論			
	科学教育デザイン論			
	科学教育教材メディアデザイン論			
	理科教育評価論	8		
	理科授業プランニング論			
	理科教材プランニング論			
	物理教材内容論Ⅰ			
	物理教材内容論Ⅱ			
	物理教材内容論Ⅲ			
	化学教材内容論Ⅰ			
化学教材内容論Ⅱ				
化学教材内容論Ⅲ				
生物教材内容論Ⅰ				
生物教材内容論Ⅱ				
生物教材内容論Ⅲ				
地学教材内容論Ⅰ				

専 門 科 目	地学教材内容論Ⅱ	4	自 然 系 コ ー ス
	地学教材内容論Ⅲ		
	物理教材内容演習		
	化学教材内容演習		
	生物教材内容演習	2	
	地学教材内容演習		
	物理教材内容実験		
	化学教材内容実験		
	生物教材内容実験		
	地学教材内容実験		
専 門 選 択 科 目	28	教 育 学 部 ほ か	
自 由 選 択 科 目			
卒 業 研 究	6	自 然 系 コ ー ス	

<履修上の注意>

- 『卒業研究』の6単位については、「自然システム教育研究法」2単位と「卒業論文」4単位を充てること。
- 『自由選択科目』の副専攻プログラム及び特定プログラムの修得単位数は、28単位まで認める。
- 『専門科目』のうち38単位を超えて修得した単位数は、『自由選択科目』の修得単位数に含めることができる。
- 教職実践演習(中・高)(8 Semester)を履修するためには、原則として7 Semester終了時点で中・高等学校教育実習Ⅰ又はⅡの単位を修得していること。ただし、教職実践演習を受講する Semesterまでに、教育実習の単位を修得できない場合は、同 Semesterで教育実習の単位を修得見込みであることを条件に、履修を認める。

第二類 自然系コース（中等教育科学（理科）プログラム）

○印は必修

区分	授業科目	開単 設 数	学期別週授業時数								免許法該当科目	備考	
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ			
専 門 基 礎 科 目	科学文化教育論	②			2								類共通科目
	自然システム（理科）教育法Ⅰ	②			2							教科の指導法（理科）	
	自然システム（理科）教育法Ⅱ	②				2						〃	
	自然システムの理解（物理）	②	2									物理学	
	自然システムの理解（化学）	②	2									化学	
	自然システムの理解（生物）	②	2									生物学	
	自然システムの理解（地学）	②	2									地学	
	自然システム理解実験（物理）	①				2						物理学実験	
	自然システム理解実験（化学）	①				2						化学実験	
	自然システム理解実験（生物）	①			2							生物学実験	
	自然システム理解実験（地学）	①			2							地学実験	
専 門 科 目	自然システム（理科）教育実践論	②					2					教科の指導法（理科）	
	科学教育史	2					2					教科又は教職に関する科目	
	比較科学教育論	2				2						〃	
	科学教育デザイン論	2							2			〃	
	科学教育教材メディアデザイン論	2							2			〃	
	理科カリキュラム論	②			2							教科の指導法（理科）	
	理科教育評価論	2						2				教科又は教職に関する科目	
	理科授業プランニング論	2				2						教科の指導法（理科）	
	理科教材プランニング論	2					2					〃	
	力とエネルギーのリテラシーⅠ	②		2								物理学	
	力とエネルギーのリテラシーⅡ	②			2							〃	
	物質と反応のリテラシーⅠ	②		2								化学	
	物質と反応のリテラシーⅡ	②			2							〃	
	生物とその多様性のリテラシーⅠ	②		2								生物学	
	生物とその多様性のリテラシーⅡ	②			2							〃	
宇宙と地球のリテラシーⅠ	②		2								地学		
宇宙と地球のリテラシーⅡ	②			2							〃		

区分	授業科目	開 単 位 設 数	学期別週授業時数								免許法該当科目	備考	
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ			
専 門 科 目	物理教材内容論Ⅰ	2				2						物理学	
	物理教材内容論Ⅱ	2					2					〃	
	物理教材内容論Ⅲ	2						2				〃	
	化学教材内容論Ⅰ	2				2						化学	
	化学教材内容論Ⅱ	2					2					〃	
	化学教材内容論Ⅲ	2						2				〃	
	生物教材内容論Ⅰ	2				2						生物学	
	生物教材内容論Ⅱ	2					2					〃	
	生物教材内容論Ⅲ	2						2				〃	
	地学教材内容論Ⅰ	2				2						地学	
	地学教材内容論Ⅱ	2					2					〃	
	地学教材内容論Ⅲ	2						2				〃	
	物理教材内容演習	2					2					物理学	
	化学教材内容演習	2					2					化学	
	生物教材内容演習	2					2					生物学	
	地学教材内容演習	2					2					地学	
	物理教材内容実験	2						4				物理学実験	
	化学教材内容実験	2						4				化学実験	
	生物教材内容実験	2						4				生物学実験	
	地学教材内容実験	2						4				地学実験	

区分	授業科目	開 単 位 設 数	学 期 別 週 授 業 時 数								免 許 法 該 当 科 目	備 考	
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ			
専 門 選 択 科 目	教職入門	2			2							教職の意義及び教員の役割、教員の職務内容、進路選択に資する各種の機会の提供等	
	教育の思想と原理	2			2							教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	
	児童・青年期発達論	2					2					幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	
	教育と社会・制度	2				2						教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	
	教育課程論	2					2					教育課程の意義及び編成の方法	
	道徳教育指導法	2					2					道徳の指導法	
	特別活動指導法	2				2						特別活動の指導法	
	教育方法・技術論	2						2				教育の方法及び技術	
	生徒・進路指導論	2				2						生徒指導の理論及び方法、進路指導の理論及び方法	
	教育相談	2						2				教育相談	
	中・高等学校教育実習入門	2	2									教育実習（事前指導）	
	中・高等学校教育実習観察	1				集中						教育実習（事前指導）	
	教育実習指導B	1					集中					教育実習（事前指導）	
	中・高等学校教育実習Ⅰ	4						集中				教育実習（中学校本免用）	
	中・高等学校教育実習Ⅱ	2							集中			教育実習（高等学校本免用）	
	教職実践演習（中・高）	2									2	教職実践演習	
	介護等体験事前指導	1			1							教科又は教職に関する科目	
	サイエンスミュージアム教育論	2								2			
	自然環境・防災学習論	2								2			
	機器分析化学	2								2			理学部
	分子遺伝学A	2							2				理学部
	細胞生物学A	2							2				理学部
熱水地球化学	2							2				理学部	
日本環境地誌	2									2		総合科学部	
自 由 選 択 科 目	本コース、本学部他コース、特別科目及び他学部等が開設する専門教育科目（副専攻プログラム及び特定プログラムを含む。）												
卒業研究	自然システム教育研究法	①・①						2	2				
	卒業論文	④											

学部履修基準

第 二 類 (科学文化教育系)

○ 数理系コース (中等教育科学 (数学) プログラム)

科目区分等			要修得単位数	開設学部		
教養教育	教養コア科目	教 養 ゼ ミ	2	40	総合科学部ほか	
		平 和 科 目	2			
		パ ッ ケ ー ジ 別 科 目	6			
	共通科目	外国語科目	英 語			8
			初修外国語			4
		情 報 科 目	2			
		領 域 科 目	6			
		健 康 ス ポ ー ツ 科 目	2			
	基 盤 科 目	8				
専門教育	専 門 基 礎 科 目		26	88	教育学部ほか	
	専 門 科 目		20			
	専 門 選 択 科 目		36			
	自 由 選 択 科 目					
	卒 業 研 究		6			
合 計			128			

専門教育科目履修基準

第二類 数理系コース（中等教育科学（数学）プログラム）

履修内容		要修得単位数	開設
専門基礎科目・専門科目	科学文化教育論	2	第二類 数理系コース
	I 数学教育学	8	
	II 代数学	4	
	III 幾何学	4	
	IV 解析学	4	
	V 確率論・統計学	2	
	VI コンピュータ	2	
	選択科目	20	
専門選択科目		36	教育学部ほか
自由選択科目			
卒業研究		6	数理系コース

＜履修上の注意＞

- 『専門基礎科目・専門科目』欄のⅠ～Ⅵに掲げる科目は、それぞれの区分で指定された単位を修得し、かつ、専門基礎科目24単位、専門科目20単位以上修得すること。
- 『自由選択科目』欄の副専攻プログラム及び特定プログラムの修得単位数は、36単位まで認める。
- 教職実践演習（中・高）（8 Semester）を履修するためには、原則として7 Semester終了時点で中・高等学校教育実習Ⅰ又はⅡの単位を修得していること。ただし、教職実践演習を受講する Semester までに、教育実習の単位を修得できない場合は、同 Semester で教育実習の単位を修得見込みであることを条件に、履修を認める。

第二類 数理系コース（中等教育科学（数学）プログラム）

○印は必修

区分	授業科目	開 単 位 設 数	学期別週授業時数								免許法該当科目	備考	
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ			
専 門 基 礎 科 目	科学文化教育論	②			2								類共通科目
	I	数学教育学概論Ⅰ	②			2						教科の指導法（数学）	
		数学教育学概論Ⅱ	②				2					〃	
		数学教育方法論	②		2							〃	
	II	代数学概論	②			2						代数学	
		代数学概論演習	②				2					〃	
	III	幾何学概論	②			2						幾何学	
		幾何学概論演習	②				2					〃	
	IV	解析学概論	②			2						解析学	
		解析学概論演習	②				2					〃	
	V	数理統計学概論	②			2						確率論・統計学	
	VI	コンピュータ基礎演習Ⅰ	②			2						コンピュータ	
		コンピュータ基礎演習Ⅱ	②				2					〃	
	専 門 科 目	I	数学教育カリキュラム論	2					2			教科の指導法（数学）	
数学教育史			2						2		教科又は教職に関する科目		
数学教育学研究			2						2		教科の指導法（数学）		
II		代数学研究法Ⅰ	2					2			代数学		
		代数学A	2						2		〃	理学部	
		代数学B	2							2	〃	理学部	
		代数内容研究	2						2		〃		
III		幾何学研究法Ⅰ	2					2			幾何学		
		幾何学研究法Ⅱ	2						2		〃		
		幾何学A	2						2		〃	理学部	
		幾何学B	2							2	〃	理学部	
		幾何内容研究	2						2		〃		

○印は必修

区分	授業科目	開 単 位 設 数	学期別週授業時数								免許法該当科目	備考			
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ					
専 門 科 目	IV	解析学研究法 I	2					2				解析学			
		解析学研究法 II	2						2			〃			
		解析学 A	2								2	〃	理学部		
		解析学 C	2									2	〃	理学部	
		解析内容研究	2							2			〃		
	V	確率論・統計学研究法 I	2					2					確率論・統計学		
		確率・統計 A	2									2	〃	理学部	
		確率・統計 B	2										2	〃	理学部
		数理統計内容研究	2							2			〃		

区分	授業科目	開 単 位 設 数	学期別週授業時数								免許法該当科目	備考	
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ			
専 門 選 択 科 目	教職入門	2			2							教職の意義及び教員の役割, 教員の職務内容, 進路選択に資する各種の機会の提供等	
	教育の思想と原理	2			2							教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	
	児童・青年期発達論	2					2					幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	
	教育と社会・制度	2				2						教育に関する社会的, 制度的又は経営的事項	
	教育課程論	2					2					教育課程の意義及び編成の方法	
	道徳教育指導法	2					2					道徳の指導法	
	特別活動指導法	2				2						特別活動の指導法	
	教育方法・技術論	2						2				教育の方法及び技術	
	生徒・進路指導論	2				2						生徒指導の理論及び方法, 進路指導の理論及び方法	
	教育相談	2						2				教育相談	
	中・高等学校教育実習入門	2	2									教育実習 (事前指導)	
	中・高等学校教育実習観察	1				集中						教育実習 (事前指導)	
	教育実習指導B	1					集中					教育実習 (事前指導)	
	中・高等学校教育実習 I	4						集中				教育実習 (中学校本免用)	
	中・高等学校教育実習 II	2							集中			教育実習 (高等学校本免用)	
	教職実践演習(中・高)	2									2	教職実践演習	
介護等体験事前指導	1			1							教科又は教職に関する科目		
自 由 選 択 科 目	本コース, 本学部他コース, 特別科目及び他学部等が開設する専門教育科目(副専攻プログラム及び特定プログラムを含む。)												
卒 業 研 究	数学教育実践研究	2								2			
	代数教育内容研究	2								2			
	幾何教育内容研究	2	②							2			
	解析教育内容研究	2								2			
	統計教育内容研究	2								2			
	卒業論文	④											

学部履修基準

第二類（科学文化教育系）

○ 技術・情報系コース（中等教育科学（技術・情報）プログラム）

科目区分等			要修得単位数		開設学部	
教養教育	教養コア科目	教養ゼミ	2		総合科学部ほか	
		平和科目	2			
		パッケージ別科目	6			
	共通科目	外国語科目	英語	6		
			初修外国語	4		
		情報科目	2			
		領域科目	(16)			
		健康スポーツ科目	2			
	基盤科目	(0)				
専門教育	専門基礎科目		34		教育学部ほか	
	専門科目		20			
	専門選択科目		28			
	自由選択科目					
	卒業研究		6			
合計			128			

専門教育科目履修基準

第二類 技術・情報系コース（中等教育科学（技術・情報）プログラム）

履修内容		要修得単位数	開設
専門基礎科目	科学文化教育論	2	第二類 技術・情報系コース
	技術教育概論Ⅰ	2	
	情報教育論Ⅰ	2	
	木材活用概論	2	
	金属活用概論	2	
	機械活用概論	2	
	電気電子活用概論Ⅰ	2	
	情報活用概論Ⅰ	2	
	情報活用概論Ⅱ	2	
	メカトロニクス創造実習	2	
	選択専門基礎科目	14	
専門科目	20		
専門選択科目	28	教育学部ほか	
自由選択科目			
卒業研究	6	技術・情報系コース	

<履修上の注意>

- 『自由選択科目』欄の副専攻プログラム及び特定プログラムの修得単位数は、28単位まで認める。
- 教職実践演習（中・高）（8セメスター）を履修するためには、原則として7セメスター終了時点で中・高等学校教育実習Ⅰ又はⅡの単位を修得していること。ただし、教職実践演習を受講するセメスターまでに、教育実習の単位を修得できない場合は、同セメスターで教育実習の単位を修得見込みであることを条件に、履修を認める。

第二類 技術・情報系コース（中等教育科学（技術・情報）プログラム）

○印は必修

区分	授業科目	開 単 位 設 数	学 期 別 週 授 業 時 数								免 許 法 該 当 科 目	備 考	
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ			
専 門 基 礎 科 目	科学文化教育論	②			2								類共通科目
	技術教育概論Ⅰ	②			2								教科の指導法（技術）
	情報教育論Ⅰ	②			2								教科の指導法（情報）
	木材活用概論	②		2									木材加工，工業
	金属活用概論	②		2									金属加工，工業
	機械活用概論	②			2								機械，工業
	電気電子活用概論Ⅰ	②			2								電気，工業
	情報活用概論Ⅰ	②	2										情報
	情報活用概論Ⅱ	②	2										〃
	メカトロニクス創造実習	②					4						機械，工業
	メカトロニクス基礎実習	2				2							〃，〃
	ハードウェア概論	2				2							情報とコンピュータ，工業
	木材活用教材演習Ⅰ	1			2								木材加工，工業
	金属活用教材演習Ⅰ	1			2								金属加工，工業
	メカトロニクス教材演習	1	2										機械，工業
	電気電子活用概論Ⅱ	2				2							電気，工業
	ハードウェア教材演習	1		2									情報とコンピュータ，工業
	技術教育概論Ⅱ	2				2							教科の指導法（技術）
	情報教育論Ⅱ	2					2						教科の指導法（情報）
	情報システム概論	2			2								情報
情報ネットワーク概論	2				2							〃	
マルチメディアの活用	2						2					〃	
プログラミングの学習	2				2							〃	
専 門 科 目	技術教育プランニング論	2					2						教科の指導法（技術）
	技術教育方法・評価論	2						2					〃
	工業科教育方法論Ⅰ	2				2							教科の指導法（工業）
	工業科教育方法論Ⅱ	2					2						〃
	情報教育プランニング論	2						2					教科の指導法（情報）
	職業指導	2							2				職業指導

区分	授業科目	開 単 位 設 数	学期別週授業時数								免許法該当科目	備考
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ		
専 門 科 目	木材機械加工概論	2					2				木材加工，工業	
	木材活用教材演習Ⅱ	1				2					〃，〃	
	木材活用教材演習Ⅲ	1						2			〃，〃	
	基礎製図	1			2						〃，〃	
	金属機械加工概論	2						2			金属加工，工業	
	金属活用教材演習Ⅱ	1					2				〃，〃	
	メカトロニクス設計製図	1				2					機械，工業	
	エネルギー活用論	2				2					〃，〃	
	メカトロニクス	2						2			〃，〃	工学部
	機構運動学	2				2					〃，〃	工学部
	電気・電子工学	2					2				電気，工業	工学部
	工業教育の数理	2		2							工業	
	栽培活用概論	2					2				栽培，工業	
	栽培活用教材演習	1						2			〃，〃	
	情報社会論	2			2						情報	
	アルゴリズム論	2			2						〃	
	自動制御工学	2			2						〃	工学部
	線形システム理論	2				2					〃	工学部
	デジタル制御	2					2				〃	
	モデリングとシミュレーション	2						2			〃	
	データベース	2					2				〃	工学部
	情報と職業	2					2				〃	
	ハードウェア研究法	2							2		〃	
	ソフトウェア研究法	2								2	〃	
ネットワーク研究法	2								2	〃		
マルチメディア研究法	2								2	〃		

区分	授業科目	開 単 位 設 数	学 期 別 週 授 業 時 数								免 許 法 該 当 科 目	備 考	
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ			
専 門 選 択 科 目	教職入門	2			2							教職の意義及び教員の役割、教員の職務内容、進路選択に資する各種の機会の提供等	
	教育の思想と原理	2			2							教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	
	児童・青年期発達論	2					2					幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	
	教育と社会・制度	2				2						教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	
	教育課程論	2					2					教育課程の意義及び編成の方法	
	道徳教育指導法	2					2					道徳の指導法	
	特別活動指導法	2				2						特別活動の指導法	
	教育方法・技術論	2						2				教育の方法及び技術	
	生徒・進路指導論	2				2						生徒指導の理論及び方法、進路指導の理論及び方法	
	教育相談	2						2				教育相談	
	中・高等学校教育実習入門	2	2									教育実習（事前指導）	
	中・高等学校教育実習観察	1				集中						教育実習（事前指導）	
	教育実習指導B	1					集中					教育実習（事前指導）	
	中・高等学校教育実習Ⅰ	4						集中				教育実習（中学校本免用）	
	中・高等学校教育実習Ⅱ	2							集中			教育実習（高等学校本免用）	
	教職実践演習(中・高)	2									2	教職実践演習	
介護等体験事前指導	1			1							教科又は教職に関する科目		
自 由 選 択 科 目	本コース、本学部他コース、特別科目及び他学部等が開設する専門教育科目(副専攻プログラム及び特定プログラムを含む。)												
卒業研究	卒業論文	⑥											

学部履修基準

第二類（科学文化教育系）

○ 社会系コース（中等教育科学（社会・地理歴史・公民）プログラム）

科目区分等			要修得単位数		開設学部	
教養教育	教養コア科目	教養ゼミ	2		総合科学部ほか	
		平和科目	2			
		パッケージ別科目	6			
	共通科目	外国語科目	英語	6		
			初修外国語	4		
		情報科目	2			
		領域科目	(8)			
		健康スポーツ科目	2			
	基盤科目	(0)				
専門教育	専門基礎科目		16		教育学部ほか	
	専門科目		40			
	専門選択科目		32			
	自由選択科目					
	卒業研究		8			
合計			128			

専門教育科目履修基準

第二類 社会系コース（中等教育科学（社会・地理歴史・公民）プログラム）

履修内容			要修得単位数	開設	
専門基礎科目・専門科目	科学文化教育論		2	第二類	
	社会認識教育学		6		
	社会認識内容学	I	地理認識内容学		2
		II	歴史認識内容学		4
		III	市民性内容学		2
		IV	社会科学認識内容学		2
選択科目		38	54	社会系コースほか	
専門選択科目			32	教育学部ほか	
自由選択科目					
卒業研究			8	社会系コース	

<履修上の注意>

- 『専門基礎科目・専門科目』欄の「社会認識教育学」6単位は、「社会認識教育学概論」（必修）2単位と「社会認識教育学」の中から4単位を修得すること。
- 『専門基礎科目・専門科目』欄の「社会認識内容学」は、開設授業科目表に示すI～IVの科目の中から、それぞれ指定された単位を修得すること。
- 『専門基礎科目・専門科目』は、専門基礎科目16単位、専門科目40単位以上修得すること。
- 『自由選択科目』欄の副専攻プログラム及び特定プログラムの修得単位数は、32単位まで認める。
- 教職実践演習（中・高）（8セメスター）を履修するためには、原則として7セメスター終了時点で中・高等学校教育実習Ⅰ又はⅡの単位を修得していること。ただし、教職実践演習を受講するセメスターまでに、教育実習の単位を修得できない場合は、同セメスターで教育実習の単位を修得見込みであることを条件に、履修を認める。

第二類 社会系コース（中等教育科学（社会・地理歴史・公民）プログラム）

○印は必修

区分	授業科目	開 単 位 数	学期別週授業時数								免許法該当科目	備考			
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ					
専 門 基 礎 科 目	科学文化教育論	②			2									類共通科目	
	社会認識教育学概論	②		2											
	社会科教育論	2			2								教科の指導法（社会）		
	地理歴史科教育論	2				2							教科の指導法（社会，地歴）		
	公民科教育論	2				2							教科の指導法（社会，公民）		
	I	地理学概説 I	2			2								地理学，「人文地理学及び自然地理学」	
		地理学概説 II	2		2									〃，〃	
	II	日本史概説	2	2										日本史及び外国史，日本史	
		世界史概説	2			2								〃，外国史	
	III	倫理学概説	2				2							「哲学，倫理学，宗教学」，「哲学，倫理学，宗教学，心理学」	
	IV	法律学概説	2		2									「法哲学，法社会学」，「法社会学（国際法を含む）」，「法社会学（国際法を含む）」	
		政治学原論	2				2							〃，〃	法学部
		経済学概説	2	2										「社会学，経済学」，「社会学，経済学（国際経済を含む）」	
	専 門 科 目	社会認識教育学	社会系（地理歴史）カリキュラムデザイン論	2					2					教科の指導法（社会，地歴）	
			社会系（公民）カリキュラムデザイン論	2					2					教科の指導法（社会，公民）	
			社会系（地理歴史）教科指導法	2			2							教科の指導法（社会，地歴）	
社会系（公民）教科指導法			2			2							教科の指導法（社会，公民）		
I		自然地理学研究	2					2						地理学，「人文地理学及び自然地理学」	
		人文地理学研究	2					2						〃，〃	
		自然地理学実習	1				2							〃，〃	
		世界地誌	2				2							〃，地誌	
		地域研究法 I	2						2					〃，〃	
		地域研究法 II	2						2						
		人文地理学実習	1					2						地理学，「人文地理学及び自然地理学」	
		日本環境地誌	2				2							〃，地誌	総合科学部
ヨーロッパ環境地誌	2			2								〃，地誌	総合科学部		
地理情報システム学	2						2					〃，地誌，「人文地理学及び自然地理学」	文学部		
地理情報システム学実習	1							2				〃，〃，〃	文学部		

○印は必修

区分	授業科目	開 単 位 設 数	学期別週授業時数								免許法該当科目	備考	
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ			
専 門 科 目	戦争と平和に関する史的研究	2		2								日本史及び外国史, 日本史	
	日本社会史研究	2				2						" , "	
	日本中世研究A	2			2							" , "	文学部
	日本近世研究A	2			2							" , "	文学部
	考古学概説	2			2							" , "	文学部
	社寺建築学研究	2			2							" , "	文学部
	文字資料解析学A	2			2							" , "	文学部
	文献資料解析演習 I	2					2					" , "	
	文献資料解析演習 II	2						2				" , "	
	文字資料解析学B	2				2						" , "	文学部
	中国政治史研究A	2			2							" , 外国史	文学部
	中国経済史研究A	2			2							" , "	文学部
	地中海地域システム研究	2			2							" , "	文学部
	地中海社会史研究	2			2							" , "	文学部
	ヨーロッパ社会経済史文書解析学A	2				2						" , "	文学部
	ヨーロッパ社会経済史文書解析学B	2				2						" , "	文学部
	ヨーロッパ政治文化論史料演習A	2			2							" , "	文学部
	ヨーロッパ政治文化論史料演習B	2			2							" , "	文学部
	アジア海域システム研究A(東洋史)	2			2							" , "	文学部
	東アジア地域システム研究A	2			2							" , "	文学部
	異文化交流史研究(西洋史)	2			2							" , "	文学部
	ヨーロッパ社会経済史研究	2				2						" , "	文学部
	ヨーロッパ海域システム研究	2				2						" , "	文学部
	哲学概論 I	2			2							[哲学, 倫理学, 宗教学], [哲学, 倫理学, 宗教学, 心理学]	文学部
	哲学概論 II	2				2						" , "	文学部
	現代倫理研究	2			2							" , "	
	応用倫理学研究	2					2					" , "	
	現代倫理学演習	2						2				" , "	
	仏教学概説	2				2						" , "	文学部
	対人心理学	2					2					[哲学, 倫理学, 宗教学, 心理学]	第五類

○印は必修

区分	授業科目	開 単 位 設 数	学 期 別 週 授 業 時 数								免 許 法 該 当 科 目	備 考	
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ			
専 門 科 目 IV	国際法 1	2			2							〔法学部、経済学〕、〔法学部（国際法を含む）〕、〔経済学（国際法を含む）〕	法学部
	国際法 2	2				2						〃 , 〃	法学部
	現代司法論	2			2							〃 , 〃	
	法学研究	2					2					〃 , 〃	
	法比較研究	2						2				〃 , 〃	
	国際政治学	2					2					〃 , 〃	法学部
	国際政治経済学	2					2					〃 , 〃	法学部
	社会学 1	2				2						〔社会学、経済学〕、〔社会学、経済学（国際経済を含む）〕	法学部
	社会学 2	2				2						〃 , 〃	法学部
	社会調査論	2			2							〃 , 〃	法学部
	経済学各論Ⅰ	2			2							〃 , 〃	
	経済学各論Ⅱ	2				2						〃 , 〃	
	経済学各論Ⅲ	2					2					〃 , 〃	
	国際経済学 1	2			2							〃 , 〃	経済学部
	国際経済学 2	2				2						〃 , 〃	経済学部

(注) 他学部開設科目については、開講年度によりセメスターが変更される場合があるので、各年度の初めに各自で該当学部の時間割表をよく見て確認すること。

区分	授業科目	開 単 位 設 数	学期別週授業時数								免許法該当科目	備考	
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ			
専 門 選 択 科 目	教職入門	2			2							教職の意義及び教員の役割，教員の職務内容， 進路選択に資する各種の機会の提供等	
	教育の思想と原理	2			2							教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	
	児童・青年期発達論	2					2					幼児，児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	
	教育と社会・制度	2				2						教育に関する社会的，制度的又は経営的事項	
	教育課程論	2					2					教育課程の意義及び編成の方法	
	道徳教育指導法	2					2					道徳の指導法	
	特別活動指導法	2				2						特別活動の指導法	
	教育方法・技術論	2						2				教育の方法及び技術	
	生徒・進路指導論	2				2						生徒指導の理論及び方法，進路指導の理論及び方法	
	教育相談	2						2				教育相談	
	中・高等学校教育実習入門	2	2									教育実習（事前指導）	
	中・高等学校教育実習観察	1				集中						教育実習（事前指導）	
	教育実習指導B	1					集中					教育実習（事前指導）	
	中・高等学校教育実習Ⅰ	4						集中				教育実習（中学校本免用）	
	中・高等学校教育実習Ⅱ	2							集中			教育実習（高等学校本免用）	
	介護等体験事前指導	1			1							教科又は教職に関する科目	
教職実践演習	2									2	教職実践演習		
自 由 選 択 科 目	本コース，本学部他コース，特 別科目及び他学部等が開設する 専門教育科目（副専攻プログラ ム及び特定プログラムを含む。）												
卒 業 研 究	社会認識教育研究演習	2								2			
	地理内容研究演習	2								2			
	日本史内容研究演習	2								2			
	世界史内容研究演習	2								2			
	倫理内容研究演習	2								2			
	経済内容研究演習	2								2			
	法内容研究演習	2								2			
	卒業論文	⑥											

学部履修基準

第三類（言語文化教育系）

○ 国語文化系コース（中等教育科学（国語）プログラム）

科目区分等			要修得単位数	開設学部		
教養教育	教養コア科目	教養ゼミ	2	34	総合科学部ほか	
		平和科目	2			
		パッケージ別科目	6			
	共通科目	外国語科目	英語			6
			初修外国語			4
		情報科目	2			
		領域科目	(10)			
		健康スポーツ科目	2			
基盤科目		(0)				
専門教育	専門基礎科目		4	94	教育学部ほか	
	専門科目	発展科目Ⅰ	16			
		発展科目Ⅱ	36			
	専門選択科目		32			
	自由選択科目					
卒業研究		6				
合計			128			

専門教育科目履修基準

第三類 国語文化系コース（中等教育科学（国語）プログラム）

履修内容		要修得単位数		開設
専門基礎科目	国語文化基礎ゼミⅠ	2	4	国語文化系コース
	国語文化基礎ゼミⅡ	2		
専門科目 I	国語教育学概論Ⅰ	2	52	国語文化系コース
	国語教育学概論Ⅱ	2		
	国語文化概論A（国語文化とことば）	2		
	国語文化概論B（国語文化と文学）	2		
	国語文化概論C（国語文化と漢文）	2		
	国語文化概論D（国語文化と書写書道）	2		
	国語文化の歴史A（国語の歴史）	2		
	国語文化の歴史B（国文学の歴史）	2		
発展科目Ⅱ		36		
専門選択科目		32		教育学部ほか
自由選択科目				
卒業研究		6		国語文化系コース

<履修上の注意>

- 『卒業研究』の「国語文化研究法」（Ⅰ～Ⅳ＝教育系，Ⅴ～Ⅵ＝言語系，Ⅶ～Ⅸ＝文学系）は，卒業論文における研究領域に応じて1科目を選択履修すること。（2科目まで履修可能で2科目目の履修単位は専門教育「自由選択科目」単位として認める。）
- 『自由選択科目』欄の副専攻プログラム及び特定プログラムの修得単位数は，32単位まで認める。
- 教職実践演習（中・高）（8セメスター）を履修するためには，原則として7セメスター終了時点で中・高等学校教育実習Ⅰ又はⅡの単位を修得していること。ただし，教職実践演習を受講するセメスターまでに，教育実習の単位を修得できない場合は，同セメスターで教育実習の単位を修得見込みであることを条件に，履修を認める。

第三類 国語文化系コース（中等教育科学（国語）プログラム）

○印は必修

区分	授業科目	開 単 位 設 数	学 期 別 週 授 業 時 数								免 許 法 該 当 科 目	備 考	
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ			
専門 基礎科目	国語文化基礎ゼミⅠ	②		2									
	国語文化基礎ゼミⅡ	②		2									
専 門 科 目	発 展 科 目 Ⅰ	国語教育学概論Ⅰ	②			2						教科の指導法（国語）	
		国語教育学概論Ⅱ	②				2					〃	
		国語文化概論A（国語文化とことば）	②			2						国語学	
		国語文化概論B（国語文化と文学）	②			2						国文学	
		国語文化概論C（国語文化と漢文）	②				2					漢文学	
		国語文化概論D（国語文化と書写書道）	②				2					書道	
		国語文化の歴史A（国語の歴史）	②				2					国語学	
	国語文化の歴史B（国文学の歴史）	②			2						国文学		
	発 展 科 目 Ⅱ	国語教育基礎論	2			2						教科の指導法（国語）	
		国語科学習開発論	2				2					〃	
		国語科教材研究演習	2				2					〃	
		国語科教育方法論	2					2				〃	
		国語カリキュラム・教材構成論	2					2				〃	
		国語教育史	2						2			教科又は教職に関する科目	
		国語科教育評価論	2							2		〃	
		現代国語文化演習A（国語学分野）	2				2					国語学	
		古代国語文化演習A（国語学分野）	2					2				〃	
		古代国語文化研究A（国語学分野）	2						2			〃	
		現代国語文化研究A（国語学分野）	2						2			〃	
		現代国語文化演習B（国文学分野）	2				2					国文学	
古代国語文化演習B（国文学分野）		2					2				〃		
古代国語文化研究B（国文学分野）	2						2			〃			
現代国語文化研究B（国文学分野）	2						2			〃			
国語文化の歴史C（漢文学の歴史）	2					2				漢文学			
漢字漢語文化研究	2						2			〃			
書写書道演習	2				2					書道			
国語文化の歴史D（書写書道の歴史）	2						2						
古代中世文学概説	2				2					国文学	文学部		

区分	授業科目	開 単 位 設 数	学 期 別 週 授 業 時 数								免 許 法 該 当 科 目	備 考	
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ			
専 門 科 目	展 展 科 目 II	古代中世文学演習 I	2			2						国文学	文学部
		古代中世文学研究法	2					2				〃	文学部
		近世文学概説	2			2						〃	文学部
		近世文学演習 I	2				2					〃	文学部
		近世文学研究法	2						2			〃	文学部
		中国古典散文演習	2			2						漢文学	文学部
		中国古典韻文演習	2				2					〃	文学部
専 門 選 択 科 目	教職入門	2			2							教職の意義及び教員の役割、教員の職務内容、進路選択に資する各種の機会の提供等	
	教育の思想と原理	2			2							教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	
	児童・青年期発達論	2					2					幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	
	教育と社会・制度	2				2						教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	
	教育課程論	2					2					教育課程の意義及び編成の方法	
	道徳教育指導法	2					2					道徳の指導法	
	特別活動指導法	2				2						特別活動の指導法	
	教育方法・技術論	2						2				教育の方法及び技術	
	生徒・進路指導論	2				2						生徒指導の理論及び方法、進路指導の理論及び方法	
	教育相談	2						2				教育相談	
	中・高等学校教育実習入門	2	2									教育実習（事前指導）	
	中・高等学校教育実習観察	1					集中					教育実習（事前指導）	
	教育実習指導B	1						集中				教育実習（事前指導）	
	中・高等学校教育実習 I	4							集中			教育実習（中学校本免用）	
	中・高等学校教育実習 II	2								集中		教育実習（高等学校本免用）	
教職実践演習（中・高）	2									2	教職実践演習		
介護等体験事前指導	1				1							教科又は教職に関する科目	
自 由 選 択 科 目	本コース，本学部他コース，特別科目及び他学部等が開設する専門教育科目（副専攻プログラム及び特定プログラムを含む。）												

○印は必修

区分	授業科目	開 単 設 数	学期別週授業時数								免許法該当科目	備考
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ		
卒業研究	国語文化研究法Ⅰ	2						2				
	国語文化研究法Ⅱ	2						2				
	国語文化研究法Ⅲ	2						2				
	国語文化研究法Ⅳ	2						2				
	国語文化研究法Ⅴ	2	②					2				
	国語文化研究法Ⅵ	2						2				
	国語文化研究法Ⅶ	2						2				
	国語文化研究法Ⅷ	2						2				
	国語文化研究法Ⅸ	2						2				
	卒業論文		④									

学部履修基準

第三類（言語文化教育系）

○ 英語文化系コース（中等教育科学（英語）プログラム）

科目区分等			要修得単位数	開設学部	
教養教育	教養コア科目	教養ゼミ	2	総合科学部ほか	
		平和科目	2		
		パッケージ別科目	6		
	共通科目	外国語科目	英語		6
			初修外国語		4
		情報科目	2		
		領域科目	(8)		
		健康スポーツ科目	2		
	基盤科目	(0)			
専門教育	専門基礎科目		14	教育学部ほか	
	専門科目		44		
	専門選択科目		20		
	自由選択科目		12		
	卒業研究		6		
合計			128		

専門教育科目履修基準

第三類 英語文化系コース（中等教育科学（英語）プログラム）

履修内容		要修得単位数		開設
専門基礎科目	英語教育学概論Ⅰ	2	14	英語文化系コース
	英語教育学概論Ⅱ	2		
	英語学概説Ⅰ	2		
	英語学概説Ⅱ	2		
	英語文学概説	2		
	英語コミュニケーション演習Ⅰ	2		
	コミュニケーションライティングⅠ	2		
専門科目		44		教育学部ほか
専門選択科目		20		教育学部
自由選択科目		12		教育学部ほか
卒業研究		6		英語文化系コース

<履修上の注意>

- 『卒業研究』の6単位は、「英語教育研究法」1単位、「英語教育学研究」「英語学研究」「英語文化学研究」の中のいずれかで1単位、「卒業論文」4単位で充てること。
- 『自由選択科目』欄の副専攻プログラム及び特定プログラムの修得単位数は、12単位まで認める。
- 教職実践演習（中・高）（8セメスター）を履修するためには、原則として7セメスター終了時点で中・高等学校教育実習Ⅰ又はⅡの単位を修得していること。ただし、教職実践演習を受講するセメスターまでに、教育実習の単位を修得できない場合は、同セメスターで教育実習の単位を修得見込みであることを条件に、履修を認める。
- 卒業研究への導入として「英語教育研究法」を履修し、配属ゼミが決定され、卒業論文作成に取りかかる。ただし、留学などで「英語教育研究法」を未履修のまま卒業論文作成時を迎えた者は、特例として、「英語教育研究法」の履修と卒業論文作成を同時に行うことができる（配属ゼミは留学後に個別に決定）。この特例制度により、HUSAなどで留学をしても、単位修得状況等が良好であれば4年間で卒業ができる。

第三類 英語文化系コース（中等教育科学（英語）プログラム）

○印は必修

区分	授業科目	開 単 位 設 数	学 期 別 週 授 業 時 数								免 許 法 該 当 科 目	備 考
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ		
専 門 基 礎 科 目	英語教育学概論Ⅰ	②				2					教科の指導法（英語）	
	英語教育学概論Ⅱ	②					2				〃	
	英語学概説Ⅰ	②				2					英語学	
	英語学概説Ⅱ	②					2				〃	
	英語文学概説	②	2								英米文学	
	英語コミュニケーション演習Ⅰ	②	2								英語コミュニケーション	
	コミュニカティブライティングⅠ	②					2				〃	
専 門 科 目	英語教育方法論	2					2				教科の指導法（英語）	
	英語教育カリキュラム論	2					2				〃	
	英語教材構成論	2				2					〃	
	英語授業プランニング論	2				2					〃	
	英語教材研究ワークショップ	2				2					〃	
	英語コミュニケーション演習Ⅱ	2		2							英語コミュニケーション	
	英語ボキャブラリー演習	2			2						〃	
	英語発音演習	2			2						〃	
	コミュニカティブライティングⅡ	2						2			〃	
	CALL演習	2				2					〃	
	上級コミュニケーション演習	2							2		〃	
	英語教師のための音声学	2		2							英語学	
	英語史	2						2			〃	文学部
	現代英語演習	2				2					〃	文学部
	英語語用法演習	2				2					〃	
	英語教育文法	2						2			〃	
	イギリス文学史講義A	2			2						英米文学	文学部
	イギリス文学史講義B	2				2					〃	文学部
	アメリカ文学史講義	2					2				〃	文学部
	英語教育教材研究	2					2				〃	
IS教科書研究Ⅰ（英語）	2	2								〃		
IS教科書研究Ⅱ（英語）	2		2							〃		
英語教育のための異文化理解	2						2			異文化理解		
英語圏の文化と社会	2							2		〃		

区分	授業科目	開 単 位 設 数	学期別週授業時数								免許法該当科目	備考
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ		
専門科目	英語教育史	2						2			教科又は教職に関する科目	
	英語教育評価論	2						2			〃	
	英語教育文法入門	2			2							
	コミュニケーション能力と英語教育	2						2				
	現代社会の英語使用	2							2			
	英語圏エリアスタディⅠ	2			2							
	英語圏エリアスタディⅡ	2			2							
	英語教師のためのコンピュータ入門	2		2								
専門 選択 科目	教職入門	2			2						教職の意義及び教員の役割、教員の職務内容、 進路選択に資する各種の機会の提供等	
	教育の思想と原理	2			2						教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	
	児童・青年期発達論	2					2				幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	
	教育と社会・制度	2				2					教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	
	教育課程論	2					2				教育課程の意義及び編成の方法	
	道徳教育指導法	2					2				道徳の指導法	
	特別活動指導法	2				2					特別活動の指導法	
	教育方法・技術論	2						2			教育の方法及び技術	
	生徒・進路指導論	2				2					生徒指導の理論及び方法、進路指導の理論及び方法	
	教育相談	2						2			教育相談	
	中・高等学校教育実習入門	2	2								教育実習（事前指導）	
	中・高等学校教育実習観察	1				集中					教育実習（事前指導）	
	教育実習指導B	1					集中				教育実習（事前指導）	
	中・高等学校教育実習Ⅰ	4						集中			教育実習（中学校本免用）	
	中・高等学校教育実習Ⅱ	2							集中		教育実習（高等学校本免用）	
	教職実践演習（中・高）	2								2	教職実践演習	
介護等体験事前指導	1			1						教科又は教職に関する科目		
自由 選択 科目	本コース，本学部他コース，特 別科目及び他学部等が開設する 専門教育科目（副専攻プログラ ム及び特定プログラムを含む。）											

○印は必修

区分	授業科目	開 単 位 設 数	学期別週授業時数								免許法該当科目	備考
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ		
卒業研究	英語教育研究法	①						2				
	英語教育学研究	1							2			
	英語学研究	1	①						2			
	英語文化学研究	1							2			
	卒業論文	④										

学部履修基準

第三類（言語文化教育系）

○ 日本語教育系コース（日本語教育プログラム）

科目区分等			要修得単位数	開設学部		
教 養 教 育	教養コア科目	教 養 ゼ ミ	2	46	総合科学部ほか	
		平 和 科 目	2			
		パ ッ ケ ー ジ 別 科 目	6			
	共通科目	外国語科目	英 語			8
			初修外国語			4
		情 報 科 目	2			
		領 域 科 目	(20)			
		健 康 ス ポ ー ツ 科 目	2			
	基 盤 科 目	(0)				
専 門 教 育	専 門 基 礎 科 目	18	82	教育学部ほか		
	専 門 科 目	30				
	専 門 選 択 科 目	28				
	卒 業 研 究	6				
合 計			128			

専門教育科目履修基準

第三類 日本語教育系コース（日本語教育プログラム）

履修内容		要修得単位数		開設
専門基礎科目	必修科目	4	48	日本語教育系コース
	日本語の教育	14		
	日本語学習の支援			
	言語の構造			
	言語と行動			
	表現と文化			
	文化の理解			
専門科目	30			
専門選択科目		28	教育学部ほか	
卒業研究		6	日本語教育系コース	

<履修上の注意>

- 「必修科目」以外の専門基礎科目の14単位は、「日本語の教育」、「日本語学習の支援」、「言語の構造」、「言語と行動」、「表現と文化」、「文化の理解」の6分野の中から4分野以上にわたって履修すること。
- 「必修科目」以外の専門基礎科目の修得単位数が14単位を超えた場合は、超過した単位数を専門科目の要修得単位数30単位の一部として認める。
- 『専門選択科目』欄の副専攻プログラム及び特定プログラムの修得単位数は、28単位まで認める。

第三類 日本語教育系コース（日本語教育プログラム）

○印は必修

区分	授業科目	開単 位設 数	学期別週授業時数								免許法該当科目	備考	
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ			
専 門 基 礎 科 目	必修科目												
	日本語教育学基礎論	②	2										
	日本語教育学特定研究Ⅰ	①								2			
	日本語教育学特定研究Ⅱ	①									2		
	日本語の教育		2			2							
	日本語教授法研究		2			2							
	日本語教育と文法		2				2					国語学	
	日本語の音声と発音		2				2					〃	
	日本語学習とマルチメディア		2			2							
	第二言語学習の心理		2				2						
	言語の構造		2		2							国語学	
	日本語の文法		2			2						〃	
	言語学の理論と方法		2		2								
	言語と行動		2				2						
	社会言語学		2				2						
	日本語の習得と指導		2				2						
	言語心理学		2					2					
	表現と文化		2			2						国語学	
	日本語の表現と論理		2			2						国語学	
	日本文学と文化		2				2					国文学	
日本語の語彙と意味		2			2						国語学		
文化の理解		2			2								
比較日本文化学		2			2								
日本文化研究		2				2							
異文化接触と文化学習		2			2								
専 門 科 目	学校日本語教育		2				2						
学習者言語の研究		2					2						
日本語文字・表記研究		2				2					国語学		
日本語技能指導論		2					2						
日本語の変遷		2					2				国語学		
日本語文法演習		2					2				〃		
言語の比較と対照研究		2					2						
対照言語学演習		2						2					
語用論		2					2						

区分	授 業 科 目	開 単 位 設 数	学 期 別 週 授 業 時 数								免 許 法 該 当 科 目	備 考
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ		
専 門 科 目	第二言語習得論演習	2						2				
	日本語位相論	2					2				国語学	
	表現法演習	2						2			〃	
	日本語語彙論・意味論演習	2				2					〃	
	近代日本文学史	2						2			国文学	
	東アジアのなかの日本文化	2					2					
	社会文化学	2					2					
	多文化間教育論	2					2					
	日本の近現代文学	2					2				国文学	
	日本文化学演習	2						2				
	比較文化学演習	2						2				
	異文化間教育学演習	2						2				
	言語学概説A	2			2							文学部
	一般言語学基礎演習A	2			2							文学部
	統語論	2			2							総合科学部
	日本語教育海外実習研究	2						2				
日本語教育実習研究	2							2				
専 門 選 択 科 目	本コース，本学部他コース，特別科目及び他学部等が開設する専門教育科目（副専攻プログラム及び特定プログラムを含む。）											
卒業研究	卒業論文	⑥										

学部履修基準

第四類（生涯活動教育系）

○ 健康スポーツ系コース（健康スポーツ教育プログラム）

科目区分等			要修得単位数	開設学部		
教 養 教 育	教養コア科目	教 養 ゼ ミ	2	44	総合科学部ほか	
		平 和 科 目	2			
		パ ッ ケ ー ジ 別 科 目	6			
	共通科目	外国語科目	英 語			6
			初修外国語			4
		情 報 科 目	2			
		領 域 科 目	(20)			
		健 康 ス ポ ー ツ 科 目	2			
	基 盤 科 目	(0)				
専 門 教 育	専 門 基 礎 科 目	22	84	教育学部ほか		
	専 門 科 目	25				
	専 門 選 択 科 目	31				
	自 由 選 択 科 目					
	卒 業 研 究	6				
合 計			128			

<履修上の注意>

『自由選択科目』欄の副専攻プログラム及び特定プログラムの修得単位数は、31単位まで認める。

専門教育科目履修基準

第四類 健康スポーツ系コース (健康スポーツ教育プログラム)

○印は必修

区分	授業科目	開単 位 設 数	学期別週授業時数								免許法該当科目	備考		
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ				
専 門 基 礎 科 目	生涯活動教育論	②				2								類共通科目
	健康・スポーツ総論	②		2										
	救急看護法	2				2							学校保健	
	公衆衛生学	2	2										衛生学及び公衆衛生学	
	バイオメカニクス	2			2								生理学	
	体育科教育概論	2			2								教科の指導法 (保健体育)	
	体育科教育課程・教材構成論	2				2							〃	
	体育・スポーツ行政学	2				2							【体育原理, 体育心理学, 体育経営管理学, 体育社会学】及び運動学	
	陸上競技 I	1	2										体育実技	
	器械運動 I	1		2									〃	
	舞踊 I	1			2								〃	
	水泳 I	1			2								〃	
	武道 A I (柔道)	1			2								〃	
	武道 B I (剣道)	1	2										〃	
	球技 A I (バレーボール)	1	2										〃	
	球技 B I (サッカー)	1	2										〃	
	球技 C I (バスケットボール)	1		2									〃	
	球技 D I (テニス)	1			2								〃	
	アクアスポーツ	1			2								〃	
	野外活動 A I (登山・キャンプ)	1	2										〃	
野外活動 B I (スキー)	1				2							〃		
トレーニング実習 I	1		2									〃		
専 門 科 目	スポーツ生理学	2					2						生理学	
	スポーツ生理学実験	1							2				〃	
	学校保健	2				2							学校保健	
	スポーツ医学 (スポーツ栄養学を含む)	2					2						衛生学及び公衆衛生学	
	スポーツ社会学	2				2							【体育原理, 体育心理学, 体育経営管理学, 体育社会学】及び運動学	
	スポーツ社会学演習	1							2				〃	
	スポーツ経営学	2					2						〃	

区分	授業科目	開 単 位 設 数	学期別週授業時数								免許法該当科目	備考
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ		
専 門 科 目	スポーツ経営学演習	1						2			「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学」及び運動学	
	スポーツ心理学	2						2			〃	
	体育科教育概論演習	1						2			教科の指導法（保健体育）	
	体育科教育課程・教材構成論演習	1						2			〃	
	保健体育科教育方法・評価論	2					2				〃	
	舞踊教育論	2				2					「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学」及び運動学	
	舞踊教育論演習	1						2			〃	
	運動技術論	2					2				〃	
	運動技術論実験	1						2			〃	
	コーチング論	2					2				〃	
	コーチング論実験	1						2			〃	
	スポーツトレーニング学	2			2						〃	
	スポーツトレーニング学実験	1						2			〃	
	陸上競技Ⅱ	1				2					体育実技	
	器械運動Ⅱ	1						2			〃	
	舞踊Ⅱ	1				2					〃	
	水泳Ⅱ	1					2				〃	
	球技AⅡ（バレーボール）	1					2				〃	
	球技BⅡ（サッカー）	1			2						〃	
	球技CⅡ（バスケットボール）	1				2					〃	
武道AⅡ（柔道）	1					2				〃		
武道BⅡ（剣道）	1			2						〃		
トレーニング実習Ⅱ	1				2					〃		

○印は必修

区分	授業科目	開設 単位数	学期別週授業時数								免許法該当科目	備考	
			1 セメ	2 セメ	3 セメ	4 セメ	5 セメ	6 セメ	7 セメ	8 セメ			
専門 選択 科目	教職入門	2			2							教職の意義及び教員の役割、教員の職務内容、進路選択に資する各種の機会の提供等	
	教育の思想と原理	2			2							教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	
	児童・青年期発達論	2					2					幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	
	教育と社会・制度	2				2						教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	
	教育課程論	2					2					教育課程の意義及び編成の方法	
	道徳教育指導法	2					2					道徳の指導法	
	特別活動指導法	2				2						特別活動の指導法	
	教育方法・技術論	2						2				教育の方法及び技術	
	生徒・進路指導論	2				2						生徒指導の理論及び方法、進路指導の理論及び方法	
	教育相談	2						2				教育相談	
	中・高等学校教育実習入門	2	2									教育実習（事前指導）	
	中・高等学校教育実習観察	1				集中						教育実習（事前指導）	
	教育実習指導B	1					集中					教育実習（事前指導）	
	中・高等学校教育実習Ⅰ	4						集中				教育実習（中学校本免用）	
	中・高等学校教育実習Ⅱ	2							集中			教育実習（高等学校本免用）	
教職実践演習（中・高）	2									2	教職実践演習		
介護等体験事前指導	1			1							教科又は教職に関する科目		
自由 選択科目	本コース、本学部他コース、特別科目及び他学部等が開設する専門教育科目（副専攻プログラム及び特定プログラムを含む。）												
卒業研究	卒業論文	⑥											

学部履修基準

第四類（生涯活動教育系）

○ 人間生活系コース（人間生活教育プログラム）

科目区分等			要修得単位数	開設学部		
教養教育	教養コア科目	教養ゼミ	2	40	総合科学部ほか	
		平和科目	2			
		パッケージ別科目	6			
	共通科目	外国語科目	英語			6
			初修外国語			4
		情報科目	2			
		領域科目	(16)			
		健康スポーツ科目	2			
	基盤科目	(0)				
専門教育	専門基礎科目	24	88	教育学部ほか		
	専門科目	28				
	専門選択科目	30				
	卒業研究	6				
合計			128			

専門教育科目履修基準

第四類 人間生活系コース（人間生活教育プログラム）

履 修 内 容		要 修 得 単 位 数	開 設
専門基礎科目		24	人間生活系コース
専 門 科 目	人間生活教育学	28	
	生活経営学		
	人間発達科学		
	住居学		
	食物学		
	アパレル科学		
	選択科目		
専門選択科目		30	教育学部ほか
卒業研究		6	人間生活系コース

<履修上の注意>

『専門選択科目』欄の副専攻プログラム及び特定プログラムの修得単位数は、30単位まで認める。

第四類 人間生活系コース（人間生活教育プログラム）

○印は必修

区分	授業科目	開 単 位 設 数	学 期 別 週 授 業 時 数								免 許 法 該 当 科 目	備 考		
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ				
専 門 基 礎 科 目	生涯活動教育論	②				2								類共通科目
	人間生活（家庭科）教育概論	②		2										教科の指導法（家庭）
	家庭科教材構成論	②			2									〃
	生活経営学	②		2										家庭経営学
	生活経済学	②			2									〃
	保育学	②					2							保育学
	家庭看護学	②				2								〃
	住居学	②			2									住居学
	住居環境学	②				2								〃
	食生活栄養学	②				2								食物学
	調理学実習Ⅰ	①			3									〃
	アパレル素材学	②			2									被服学
	アパレル設計学実習Ⅰ	①				3								〃
専 門 科 目	人間生活教育学	人間生活（家庭科）教育演習	2				2							教科の指導法（家庭）
		家庭科授業論Ⅰ	2		2									〃
		家庭科授業論Ⅱ	2			2								〃
		家庭科教育方法・評価論	2				2							〃
		人間生活教育史	2				2							教科又は教職に関する科目
	生活経営学	生活設計論	2					2						家庭経営学
		消費生活論	2				2							〃
		家族関係学	2						2					〃
	人間発達科学	生涯発達学	2		2									保育学
		児童保健学	2			2								〃
	住居学	住居計画学	2					2						住居学
		住居管理学	2					2						〃
		インテリア計画	2					2						〃
設計製図		1			3								〃	
住居設計演習Ⅰ		2					2						〃	
住居設計演習Ⅱ		2						2					〃	

区分	授業科目	開単 位 設 数	学期別週授業時数								免許法該当科目	備考	
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ			
専 門 選 択 科 目	教職入門	2			2							教職の意義及び教員の役割、教員の職務内容、進路選択に資する各種の機会の提供等	
	教育の思想と原理	2			2							教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	
	児童・青年期発達論	2					2					幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	
	教育と社会・制度	2				2						教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	
	教育課程論	2					2					教育課程の意義及び編成の方法	
	道徳教育指導法	2					2					道徳の指導法	
	特別活動指導法	2				2						特別活動の指導法	
	教育方法・技術論	2						2				教育の方法及び技術	
	生徒・進路指導論	2				2						生徒指導の理論及び方法、進路指導の理論及び方法	
	教育相談	2						2				教育相談	
	中・高等学校教育実習入門	2	2									教育実習（事前指導）	
	中・高等学校教育実習観察	1				集中						教育実習（事前指導）	
	教育実習指導B	1					集中					教育実習（事前指導）	
	中・高等学校教育実習Ⅰ	4						集中				教育実習（中学校本免用）	
	中・高等学校教育実習Ⅱ	2							集中			教育実習（高等学校本免用）	
	教職実践演習(中・高)	2									2	教職実践演習	
	介護等体験事前指導	1			1							教科又は教職に関する科目	
	本コース、本学部他コース、特別科目及び他学部等が開設する専門教育科目（副専攻プログラム及び特定プログラムを含む。）												
卒業研究	卒業論文	⑥											

学部履修基準

第四類（生涯活動教育系）

○音楽文化系コース（音楽文化教育プログラム）

科目区分等			要修得単位数		開設学部	
教 養 教 育	教養コア科目	教 養 ゼ ミ	2		総 合 科 学 部 ほ か	
		平 和 科 目	2			
		パ ッ ケ ー ジ 別 科 目	6			
	共通科目	外国語科目	英 語	6		
			初修外国語	4		
		情 報 科 目	2			
		領 域 科 目	(12)			
		健 康 ス ポ ー ツ 科 目	2			
基 盤 科 目		(0)				
専 門 教 育	専 門 基 礎 科 目		30		教 育 学 部 ほ か	
	専 門 科 目		31			
	専 門 選 択 科 目		25			
	自 由 選 択 科 目					
	卒 業 研 究		6			
合 計			128			

<履修上の注意>

『自由選択科目』欄の副専攻プログラム及び特定プログラムの修得単位数は、25単位まで認める。

専門教育科目履修基準

第四類 音楽文化系コース（音楽文化教育プログラム）

○印は必修

区分	授業科目	開 単 位 設 数	学 期 別 週 授 業 時 数								免許法該当科目	備 考	
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ			
専 門 基 礎 科 目	生涯活動教育論	②				2							類共通科目
	音楽教育学概論	②			2							教科の指導法（音楽）	
	音楽文化（音楽科）カリキュラムデザイン論	②			2							〃	
	西洋音楽史Ⅰ	②			2							音楽理論、作曲法及び音楽史	
	声楽基礎研究Ⅰ	②	2									声楽	
	声楽基礎研究Ⅱ	②		2								声楽	
	鍵盤楽器基礎研究Ⅰ	②	2									器楽	
	鍵盤楽器基礎研究Ⅱ	②		2								器楽	
	作曲基礎研究Ⅰ	②	2									音楽理論、作曲法及び音楽史	
	合唱Ⅰ	①			2							声楽	
	合唱Ⅱ	①				2						〃	
	器楽基礎研究Ⅰ	②	2									〃	
	器楽基礎研究Ⅱ	②		2								〃	
	ソルフェージュⅠ	①	2									ソルフェージュ	
	アンサンブルA（管弦楽）Ⅰ	①			2							器 楽	
	コンサート・マネジメントⅠ	①					1						
	コンサート・マネジメントⅡ	①						1					
	音楽文化教育研究法	②				2							
専 門 科 目	音楽文化教育史	2						2				教科又は教職に関する科目	
	音楽科授業論	2			2							教科の指導法（音楽）	
	音楽科実践論	2					2					〃	
	音楽教育方法・評価論	2					2					〃	
	音楽教育教材構成論	2				2						〃	
	音楽科教育実践演習Ⅰ	1					2					教科の指導法（音楽）	
	音楽科教育実践演習Ⅱ	1						2				教科の指導法（音楽）	
	音楽科教育実践演習Ⅲ	1							2			教科の指導法（音楽）	
	日本音楽概論	2					2					音楽理論、作曲法及び音楽史	
	西洋音楽史Ⅱ	2				2						音楽理論、作曲法及び音楽史	
	中等音楽科教育法（日本音楽・民族音楽）	2					2					〃	
	ソルフェージュⅡ	1		2								ソルフェージュ	
	声楽Ⅰ	1			2							声楽	
	声楽Ⅱ	1				2						〃	
	声楽Ⅲ	1					2					〃	
	声楽Ⅳ	1						2				〃	
声楽Ⅴ	1							2			〃		
声楽Ⅵ	1								2		〃		

区分	授業科目	開設 単位数	学期別週授業時数					免許法該当科目	備考			
			1 セメ	2 セメ	3 セメ	4 セメ	5 セメ			6 セメ	7 セメ	8 セメ
専門科目	オペラ実習Ⅰ	1			2					声乐		
	オペラ実習Ⅱ	1				2				〃		
	オペラ実習Ⅲ	1					2			〃		
	オペラ実習Ⅳ	1						2		〃		
	合唱Ⅲ	1					2			〃		
	合唱Ⅳ	1						2		〃		
	ピアノ1	1			2					器楽		
	ピアノ2	1				2				〃		
	ピアノ3	1					2			〃		
	ピアノ4	1						2		〃		
	ピアノ5	1							2	〃		
	ピアノ6	1								2	〃	
	弦楽器1	1			2					〃		
	弦楽器2	1				2				〃		
	弦楽器3	1					2			〃		
	弦楽器4	1						2		〃		
	弦楽器5	1							2	〃		
	弦楽器6	1								2	〃	
	作曲基礎研究Ⅱ	2		2							音楽理論、作曲法及び音楽史	
	作曲1	1			2						〃	
	作曲2	1				2					〃	
	作曲3	1					2				〃	
	作曲4	1						2			〃	
	作曲5	1							2		〃	
	作曲6	1								2	〃	
	指揮法Ⅰ	1			2						指揮法	
	指揮法Ⅱ	1				2					〃	
	管弦打楽器Ⅰ	1			2						器楽	
	管弦打楽器Ⅱ	1				2					〃	
	管弦打楽器Ⅲ	1					2				〃	
	管弦打楽器Ⅳ	1						2			〃	
	管弦打楽器Ⅴ	1							2		〃	
	管弦打楽器Ⅵ	1								2	〃	
アンサンブルA（管弦楽）Ⅱ	1				2					〃		
アンサンブルA（管弦楽）Ⅲ	1					2				〃		
アンサンブルA（管弦楽）Ⅳ	1						2			〃		
アンサンブルA（管弦楽）Ⅴ	1							2		〃		
アンサンブルA（管弦楽）Ⅵ	1								2	〃		

区分	授業科目	開設 単位数	学期別週授業時数								免許法該当科目	備考
			1 セメ	2 セメ	3 セメ	4 セメ	5 セメ	6 セメ	7 セメ	8 セメ		
専門 科目	アンサンブルBⅠ	1			2						器楽	
	アンサンブルBⅡ	1			2						〃	
	アンサンブルBⅢ	1				2					〃	
	アンサンブルBⅣ	1					2				〃	
	アンサンブルBⅤ	1						2			〃	
	アンサンブルBⅥ	1							2		〃	
	音楽美学	2					2					総合科学部
	芸術社会論	2			2							総合科学部
専門 選択 科目	教職入門	2			2						教職の意義及び教員の役割、教員の職務内容、 進路選択に資する各種の機会の提供等	
	教育の思想と原理	2			2						教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	
	児童・青年期発達論	2				2					幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	
	教育と社会・制度	2				2					教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	
	教育課程論	2					2				教育課程の意義及び編成の方法	
	道徳教育指導法	2					2				道徳の指導法	
	特別活動指導法	2				2					特別活動の指導法	
	教育方法・技術論	2						2			教育の方法及び技術	
	生徒・進路指導論	2				2					生徒指導の理論及び方法、進路指導の理論及び方法	
	教育相談	2						2			教育相談	
	中・高等学校教育実習入門	2	2								教育実習（事前指導）	
	中・高等学校教育実習観察	1				集中					教育実習（事前指導）	
	教育実習指導B	1					集中				教育実習（事前指導）	
	中・高等学校教育実習Ⅰ	4						集中			教育実習（中学校本免用）	
	中・高等学校教育実習Ⅱ	2							集中		教育実習（高等学校本免用）	
教職実践演習（中・高）	2								2	教職実践演習		
介護等体験事前指導	1			1							教科又は教職に関する科目	
自由 選択科目	本コース、本学部他コース、特別科目及び他学部等が開設する専門教育科目（副専攻プログラム及び特定プログラムを含む。）											
卒業研究	卒業論文	⑥										

学部履修基準

第四類（生涯活動教育系）

○ 造形芸術系コース（造形芸術教育プログラム）

科目区分等			要修得単位数		開設学部	
教 養 教 育	教養コア科目	教 養 ゼ ミ	2		総 合 科 学 部 ほ か	
		平 和 科 目	2			
		パ ッ ケ ー ジ 別 科 目	6			
	共 通 科 目	外国語科目	英 語	6		
			初修外国語	4		
		情 報 科 目	2			
		領 域 科 目	(18)			
		健 康 ス ポ ー ツ 科 目	2			
基 盤 科 目	(0)					
専 門 教 育	専 門 基 礎 科 目	18		86	教 育 学 部 ほ か	
	専 門 科 目	32				
	専 門 選 択 科 目	30				
	卒 業 研 究	6				
合 計			128			

専門教育科目履修基準

<履修上の注意>

- 『卒業研究』の6単位は、「卒業研究基礎演習Ⅰ・Ⅱ」又は「卒業研究基礎制作Ⅰ・Ⅱ」の2単位と「卒業論文」4単位を充てること。
- 『専門選択科目』欄の副専攻プログラム及び特定プログラムの修得単位数は、30単位まで認める。

第四類 造形芸術系コース（造形芸術教育プログラム）

○印は必修

区分	授業科目	開 単 位 設 数	学 期 別 週 授 業 時 数								免許法該当科目	備 考	
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ			
専 門 基 礎 科 目	生涯活動教育論	②				2							類共通科目
	芸術教育学概論	②		2								教科の指導法（美術）	
	美術科教育方法・評価論	②				2						教科の指導法（美術）	
	絵画表現論	②		2								絵 画	
	絵画表現実習基礎	①	2									絵 画	
	彫刻表現論	②			2							彫 刻	
	彫刻表現実習基礎	①	2									彫 刻	
	デザイン概論	②			2							デザイン	
	デザイン表現実習基礎	①	2									デザイン	
	工芸表現論	②				2						工 芸	
	工芸表現実習基礎	①			2							工 芸	
	造形芸術基礎論	②		2								美術理論及び美術史	
専 門 科 目	美術科教育学概論	2			2							教科の指導法（美術）	
	芸術教育教材・構成論	2						2				〃	
	美術科教育指導者論	2							2			〃	
	芸術教育支援論	2			2							〃	
	芸術教育思想	2					2					〃	
	美術科授業プランニング基礎	2				2						〃	
	美術科授業プランニング演習	2					2					〃	
	絵画表現研究	2								2		絵 画	
	絵画表現演習	2			2							〃	
	絵画表現実習 I	1				2						〃	
	絵画表現実習 II	1					2					〃	
	彫刻表現演習	2				2						彫 刻	
	彫刻表現総合演習	2						2				〃	
	彫刻教育素材実習	1		2								〃	
	彫刻表現実習	1					2					〃	
平面デザイン教育演習	2							2			デザイン		
立体デザイン教育演習	2		2								〃		

区分	授業科目	開単 位設 数	学期別週授業時数								免許法該当科目	備考	
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ			
専 門 科 目	色彩学演習	2				2						デザイン	
	CG基礎演習	2							2			〃	
	工芸教育素材研究Ⅰ	2						2				工芸	
	工芸教育素材研究Ⅱ	2							2			〃	
	工芸表現演習	2									2	〃	
	日本美術史概説	2			2							美術理論及び美術史	
	西洋美術史概説	2						2				〃	
	造形芸術学演習	2									2	〃	
	学外研修（隔年開講）	2			集中								
	人間文化基礎論	2			2								総合科学部
西洋建築史	2						2					工学部	
専 門 選 択 科 目	本コース，本学部他コース， 特別科目及び他学部等が開設 する専門教育科目（副専攻プ ログラム及び特定プログラム を含む。）												
卒 業 研 究	卒業研究基礎演習Ⅰ	1	2	②						2			
	卒業研究基礎演習Ⅱ	1									2		
	卒業研究基礎制作Ⅰ	1	2							2			
	卒業研究基礎制作Ⅱ	1									2		
	卒業論文	④											

学部履修基準

第五類（人間形成基礎系）

○ 教育学系コース（教育学プログラム）

科目区分等			要修得単位数		開設学部		
教 養 教 育	教養コア科目	教 養 ゼ ミ	2		46	総合科学部ほか	
		平 和 科 目	2				
		パ ッ ケ ー ジ 別 科 目	6				
	共通科目	外国語科目	英 語	8			
			初修外国語	4			
		情 報 科 目	2				
		領 域 科 目	(20)				
		健 康 ス ポ ー ツ 科 目	2				
	基 盤 科 目	(0)					
専 門 教 育	専 門 基 礎 科 目		16		82	教育学部ほか	
	専 門 科 目	〈研究法〉〈領域基礎演習〉	16	20			46
		〈領域課題演習〉	2				
		教育学総合演習A	1				
		教育学総合演習B	1				
	専 門 選 択 科 目		28				
	卒 業 研 究	課 題 研 究	2	8			
卒 業 論 文		6					
合 計			128				

専門教育科目履修基準

<履修上の注意>

- 『専門基礎科目』は16単位以上、『専門科目』は20単位以上選択履修すること。また、『専門基礎科目』と『専門科目』を合わせて46単位修得すること。
- 『専門科目』については以下の①～③に留意すること。
 - ①〈研究法〉と〈領域基礎演習〉を合わせて16単位以上、選択履修すること。
 - ②〈領域課題演習〉から2単位を選択履修すること。その際、『卒業研究』における研究領域に応じて科目を選択することが望ましい。
 - ③「教育学総合演習A」1単位、「教育学総合演習B」1単位は必修とする。
- 『専門選択科目』に充てる副専攻プログラム及び特定プログラムの修得単位数は、28単位まで認める。
- 『卒業研究』の8単位は、課題研究からの2単位と「卒業論文」6単位を充てること。

第五類 教育学系コース (教育学プログラム)

○印は必修

区分	授業科目	開単位 設数	学期別週授業時数								免許法該当科目	備考		
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ				
専 門 基 礎 科 目	教育哲学	2		2								[哲学, 倫理学, 宗教学], [哲学, 倫理学, 宗教学, 心理学]		
	日本東洋教育史	2	2									「日本史及び外国史」		
	西洋教育史	2		2								〃		
	教育社会学	2		2								[社会学, 経済学], [社会学, 経済学 (国際経済を含む。)]		
	教育方法学	2		2								教育課程の意義及び編成の方法		
	社会教育学	2	2									教科又は教職に関する科目		
	教育行政学	2	2									[法学, 政治学], [法学 (国際法), 政治学 (国際政治)]		
	比較教育学	2		2								教育に関する社会的, 制度的又は経営的事項		
	教育経営学	2		2								〃		
	幼児教育学	2	2									幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
	高等教育概論	2				2								
専 門 科 目	研究法	教育学外書講読演習Ⅰ	2			2								
		教育学外書講読演習Ⅱ	2				2							
		教育調査統計法演習	4					4						
		教育フィールドワーク演習	2				2							
		教育学研究法演習Ⅰ	2					2						
		教育学研究法演習Ⅱ	2						2					
	領域基礎演習	教育哲学演習	2			2							[哲学, 倫理学, 宗教学], [哲学, 倫理学, 宗教学, 心理学]	
		日本東洋教育史演習	2				2						「日本史及び外国史」	
		西洋教育史演習	2			2							〃	
		教育社会学演習	2			2							[社会学, 経済学], [社会学, 経済学 (国際経済を含む。)]	
		教育方法学演習	2			2							教育の方法及び技術	
		社会教育学演習	2				2						教科又は教職に関する科目	
		教育行政学演習	2				2						[法学, 政治学], [法学 (国際法), 政治学 (国際政治)]	
		比較教育学演習	2			2							教育に関する社会的, 制度的又は経営的事項	
		教育経営学演習	2			2							〃	
	幼児教育学演習	2				2						幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
	領域課題演習	教育哲学課題演習	1・1					2	2					
		日本東洋教育史課題演習	1・1					2	2					
		西洋教育史課題演習	1・1					2	2					
教育社会学課題演習		1・1					2	2						

区分	授業科目	開単 位 設 数	学期別週授業時数								免許法該当科目	備考	
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ			
専 門 科 目	領域課題演習	教育方法学課題演習	1・1					2	2				
		社会教育学課題演習	1・1					2	2				
		教育行政学課題演習	1・1					2	2				
		比較教育学課題演習	1・1					2	2				
		教育経営学課題演習	1・1					2	2				
	教育学総合演習A	①				2							
	教育学総合演習B	①						2					
専 門 選択科目	本コース，本学部他 コース，特別科目及 び他学部等が開設す る専門教育科目（副 専攻プログラム及び 特定プログラムを含 む。）												
卒 業 研 究	教育哲学課題研究	1・1								2	2		
	日本東洋教育史課題研究	1・1								2	2		
	西洋教育史課題研究	1・1								2	2		
	教育社会学課題研究	1・1								2	2		
	教育方法学課題研究	1・1								2	2		
	社会教育学課題研究	1・1								2	2		
	教育行政学課題研究	1・1								2	2		
	比較教育学課題研究	1・1								2	2		
	教育経営学課題研究	1・1								2	2		
卒業論文	⑥												

学部履修基準

第五類(人間形成基礎系)

○心理学系コース(心理学プログラム)

科目区分等			要修得単位数		開設学部	
教養教育	教養コア科目	教養ゼミ	2		総合科学部ほか	
		平和科目	2			
		パッケージ別科目	6			
	共通科目	外国語科目	英語	8		
			初修外国語	4		
		情報科目	2			
		領域科目	(20)			
		健康スポーツ科目	2			
	基盤科目	(0)				
専門教育	専門基礎科目	18		教育学部ほか		
	専門科目	25				
	専門選択科目	25				
	卒業論文	6				
自由選択科目	8					
合計			128			

専門教育科目履修基準

第五類 心理学系コース (心理学プログラム)

履 修 内 容		要 修 得 単 位 数		開 設	
専門基礎科目	研究法	心理学基礎実習Ⅰ	2	心理学系コース	
		心理学基礎実習Ⅱ	2		
		心理統計法Ⅰ	2		
		心理統計法Ⅱ	2		
	選択科目	6	18		
外書講読		4			
専門科目	領域概論		10		25
	領域特論		12		
	研究法演習	心理学課題演習	2		
		選択科目	1		
専門選択科目		25	教育学部ほか		
卒業論文		6	心理学系コース		
自由選択科目		8	教育学部ほか		

<履修上の注意>

『専門選択科目』欄の副専攻プログラム及び特定プログラムの修得単位数は、25単位まで認める。

第五類 心理学系コース（心理学プログラム）

○印は必修

区分	授業科目	開 単 位 設 数	学期別週授業時数								免許法該当科目	備考	
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ			
専門 基礎 科目	心理学基礎実習Ⅰ	②	4									〔哲学, 倫理学, 宗教学, 心理学〕	
	心理学基礎実習Ⅱ	②		4								〃	
	心理統計法Ⅰ	②			2							〃	
	心理統計法Ⅱ	②				2						〃	
	心理実験法	2			2							〃	
	心理社会調査法	2				2						〔社会学, 経済学（国際経済を含む。）〕	
	心理検査法Ⅰ	2				2						〔哲学, 倫理学, 宗教学, 心理学〕	
	心理検査法Ⅱ	2					2					〃	
	心理学外書講読演習Ⅰ	2			2							〃	
	心理学外書講読演習Ⅱ	2			2							〃	
	心理学外書講読演習Ⅲ	2				2						〃	
	心理学外書講読演習Ⅳ	2				2						〃	
専門 科目	認知心理学	2				2						〃	
	学習心理学	2			2							幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	
	社会心理学	2			2							〔社会学, 経済学（国際経済を含む。）〕	
	教育心理学	2				2						幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	
	発達心理学	2				2						〃	
	臨床心理学	2			2							〔哲学, 倫理学, 宗教学, 心理学〕	
	知覚心理学	2						2				〃	
	対人心理学	2						2				〃	
	児童・青年期発達論	2					2					幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	
	乳幼児心理学	2					2					〃	
	心理療法論	2					2					〔哲学, 倫理学, 宗教学, 心理学〕	
	生徒・進路指導論	2				2						生徒指導の理論及び方法, 進路指導の理論及び方法	
教育相談	2						2				教育相談		
精神医学	2						2						

区分	授業科目	開単 位 設 数	学期別週授業時数								免許法該当科目	備考	
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ			
専 門 科 目	心理学課題演習	②					4					「哲学, 倫理学, 宗教学, 心理学」	
	認知心理学課題研究 I	1							2			〃	
	学習心理学課題研究 I	1							2			〃	
	社会心理学課題研究 I	1							2			〃	
	教育心理学課題研究 I	1							2			〃	
	発達心理学課題研究 I	1							2			〃	
	臨床心理学課題研究 I	1							2			〃	
	認知心理学課題研究 II	1								2		〃	
	学習心理学課題研究 II	1								2		〃	
	社会心理学課題研究 II	1								2		〃	
	教育心理学課題研究 II	1								2		〃	
	発達心理学課題研究 II	1								2		〃	
	臨床心理学課題研究 II	1								2		〃	
専 門 選択科目	本コース, 本学部他コース, 特別科目及び他学部等が開 設する専門教育科目 (副専 攻プログラム及び特定プロ グラムを含む。)												
卒業研究	卒業論文	⑥											
自由選択 科目	教養教育の領域科目, 基盤 科目及び専門教育科目												

特別科目

区分	授業科目	開単 位 設 数	学期別週授業時数								免許法該当科目	備考		
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ				
教 職 関 係 科 目	教職入門	2			2							教職の意義及び教員の役割、教員の職務内容、 進路選択に資する各種の機会の提供等	教育学部生 (第二類から第五類) 及び他学部生 対 象	
	教育の思想と原理	2			2							教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		
	教育と社会・制度	2				2						教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		
	教育課程論	2					2					教育課程の意義及び編成の方法		
	道德教育指導法	2					2					道德の指導法		
	特別活動指導法	2				2						特別活動の指導法		
	教育方法・技術論	2						2				教育の方法及び技術		
	児童・青年期発達論	2					2					幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
	生徒・進路指導論	2				2						生徒指導の理論及び方法、進路指導の理論及び方法		
	教育相談	2						2				教育相談		
	中・高等学校教育実習入門	2	2									教育実習（事前指導）		教育学部生 (第二類から第五類) 対 象
	中・高等学校教育実習観察	1				準						教育実習（事前指導）		
	教育実習指導B	1					準					教育実習（事前指導）		
	教育実習指導C	1				2		2				教育実習（事前指導）		他学部生対象（注）
	中・高等学校教育実習Ⅰ	4						準				教育実習（中学校本免用）		教育学部生 (第二類から第五類) 及び他学部生 対 象
	中・高等学校教育実習Ⅱ	2							準			教育実習（高等学校本免用）		教育学部生 (第二類から第五類) 対 象
	小学校教育実習Ⅱ	2								準		教育実習（小学校副免用）		教育学部生 (第二類から第五類) 対 象
	中・高等学校教育実習Ⅲ	2								準		教育実習（中・高等学校副免用）		教育学部生 (第一類) 対象
	教職実践演習(中・高)	2									2	教職実践演習		教育学部生 (第二類から第五類) 及び他学部生 対 象
介護等体験事前指導	1			1							教科又は教職に関する科目	教育学部生 (第二類から第五類) 対 象		
同和 関係 科目 教育	同和教育	2			2						教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想			
幼 稚 園 免 許 状 取 得 の た め の 科 目	保育内容論（健康）	2							2		保育内容の指導法	教育学部生 対 象		
	保育内容論（人間関係）	2							2		〃			
	保育内容論（環境）	2							2		〃			
	保育内容論（言葉）	2						2			〃			
	保育内容論（表現Ⅰ）	2							2		〃			
	保育内容論（表現Ⅱ）	2							2		〃			
	保育内容論（表現Ⅲ）	2							2		〃			
幼稚園教育実習	2								準		教育実習（幼稚園副免用）			
共 通 科 目	インターンシップ	2			準		準					2年次又は 3年次		

注：中学校及び高等学校教諭免許状取得希望者は4セメスター、高等学校教諭免許状のみ取得希望者は6セメスターに履修すること。

区分	授業科目	単位数 開設数	学期別週授業時数								免許法該当科目	備考		
			1 セメ	2 セメ	3 セメ	4 セメ	5 セメ	6 セメ	7 セメ	8 セメ				
共通 科目	学校経営と学校図書館	2					2							学校図書館 司書教諭 資格取得 学生対象
	学校図書館メディアの構成	2						2						
	学習指導と学校図書館	2						2						
	読書と豊かな人間性	2						2						
	情報メディアの活用	2					2							
	日本語教育学課題演習Ⅰ	1			2									AIMS-HU プ ogram参加 学生対象
	日本語教育学課題演習Ⅱ	1			2									
	日本語教育学課題演習Ⅲ	1			2									
	日本語教育学課題演習Ⅳ	1			2									
	日本語教育学課題演習Ⅴ	1			2									
	日本語教育学課題演習Ⅵ	1			2									
	日本語教育学課題演習Ⅶ	1			2									
	日本語教育学課題演習Ⅷ	1			2									
	日本語教育学課題演習Ⅸ	1			2									
	国際課題研究	2			準									
	教育とグローバルマインド	2	2											グローバル 教員養成の ための科目
	教育の英語基本用語Ⅰ	2	2											
	教育の英語基本用語Ⅱ	2		2										

留学生関係科目

授 業 科 目	開 単 設 位 数	学 期 別 週 授 業 時 数								備 考
		1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ	
教育学部留学生のための専門基礎A	2	2								留学生対象
教育学部留学生のための専門基礎B	2		2							
Study on International Issues and Challenges	3									短期交換留学生 対 象 前期開講科目
Study on Japanese Companies and Organizations	2									
The Independent Study on Japanese Companies and Organizations	1									
The Japanese Culture and Peace	2									
The Independent Study on Japanese Culture and Peace	1									
Cross-Cultural Studies on Education	2									
Globalization Support Internship II :Practicum	2									
Japanese Art and Global Education	2									
Quantitative Methods in the Social Sciences (Introductory Statistics and Regression Analysis)	2									
Japanese Business and Organizational Management	2									
International Cooperation in Education	2									
Elementary Japanese II A	2									
Elementary Japanese II B	2									
Elementary Japanese II C	2									
Intermediate Japanese I D	2									
Intermediate Japanese I E	2									
Intermediate Japanese I F	2									
Intermediate Japanese II D	2									
Intermediate Japanese II E	2									
Intermediate Japanese II F	2									
Japanese Education and Culture A	2									
Advanced Japanese A (Lexical)	2									
Advanced Japanese A (Listening)	2									

授 業 科 目	開 単 設 位 数	学 期 別 週 授 業 時 数								備 考
		1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ	
Advanced Japanese A (Cinema)	2									短期交換留学生 対 象 前期開講科目
Advanced Japanese A (Expression)	2									
Advanced Japanese A (Analysis)	2									
Academic Writing A	2									
Japanese Society and Culture A	2									
Globalization Support Internship I:Career Theory and Practice	2									短期交換留学生 対 象 後期開講科目
Globalization Support Internship II:Practicum	2									
Family Life in Japan	2									
Study on International Issues and Challenges	3									
Study on Japanese Companies and Organizations	2									
The Independent Study on Japanese Companies and Organizations	1									
The Japanese Culture and Peace	2									
The Independent Study on Japanese Culture and Peace	1									
Japanese Society and Gender Issues	2									
The Independent Study on Japanese Society and Gender Issues	2									
Quantitative Methods in the Social Sciences (Introductory Statistics and Regression Analysis)	2									
Japanese Business and Organizational Management	2									
Elementary Japanese I A	2									
Elementary Japanese I B	2									
Elementary Japanese I C	2									
Elementary Japanese I D	2									
Elementary Japanese II A	2									
Elementary Japanese II B	2									
Elementary Japanese II C	2									

授 業 科 目	開 単 設 位 数	学 期 別 週 授 業 時 数								備 考
		1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ	
Intermediate Japanese I A	2									短期交換留学生 対 象 後期開講科目
Intermediate Japanese I B	2									
Intermediate Japanese I C	2									
Intermediate Japanese II A	2									
Intermediate Japanese II B	2									
Intermediate Japanese II C	2									
Japanese Education and Culture B	2									
Advanced Japanese B (Lexical)	2									
Advanced Japanese B (Listening)	2									
Advanced Japanese B (Cinema)	2									
Advanced Japanese B (Expression)	2									
Advanced Japanese B (Analysis)	2									
Academic Writing B	2									
Japanese Society and Culture B	2									

日本語・日本事情授業科目

区分	授業科目	開単 位 設 数	学期別週授業時数		備考
			前期	後期	
日 本 語	総合日本語初級ⅠA	1・1	2	2	広島大学外国人留学生 のための授業である。 (東広島キャンパス)
	総合日本語初級ⅠB	1・1	2	2	
	総合日本語初級ⅠC	1・1	2	2	
	総合日本語初級ⅠD	1・1	2	2	
	総合日本語初級ⅠE	1・1	2	2	
	総合日本語初級ⅡA	1・1	2	2	
	総合日本語初級ⅡB	1・1	2	2	
	総合日本語初級ⅡC	1・1	2	2	
	総合日本語初級ⅡD	1・1	2	2	
	総合日本語中級ⅠA	1	2		
	総合日本語中級ⅠB	1	2		
	総合日本語中級ⅠC	1	2		
	総合日本語中級ⅠD	1		2	
	総合日本語中級ⅠE	1		2	
	総合日本語中級ⅠF	1		2	
	総合日本語中級ⅡA	1	2		
	総合日本語中級ⅡB	1	2		
	総合日本語中級ⅡC	1	2		
	総合日本語中級ⅡD	1		2	
	総合日本語中級ⅡE	1		2	
	総合日本語中級ⅡF	1		2	
	日本語聴解特別演習A	1	2		
	日本語聴解特別演習B	1		2	
	日本語分析特別演習A	1	2		
	日本語分析特別演習B	1		2	
	日本語表現特別演習A	1	2		
	日本語表現特別演習B	1		2	
	日本語語彙特別演習A	1	2		
	日本語語彙特別演習B	1		2	
	映像日本語特別演習A	1	2		
	映像日本語特別演習B	1		2	
	論文作成法A	1	2		
論文作成法B	1		2		

区分	授業科目	開 単 位 設 数	学期別週授業時数		備 考
			前 期	後 期	
日 本 事 情	日本の教育と文化A	1	2		広島大学外国人留学生のための授業である。 (東広島キャンパス)
	日本の教育と文化B	1		2	
	日本の社会・文化A	1	2		
	日本の社会・文化B	1		2	
特 定 研 究	日本語・日本文化特別研究ⅠA	4		4	広島大学日本語・日本文化 研修留学生のための授業 である。 (東広島キャンパス)
	日本語・日本文化特別研究ⅡA	4	4		
	日本語・日本文化特別研究ⅠB	4		4	
	日本語・日本文化特別研究ⅡB	4	4		
	日本語・日本文化特別研究ⅠC	4		4	
	日本語・日本文化特別研究ⅡC	4	4		
日 本 語	総合日本語初級ⅠA	1・1	2	2	広島大学外国人留学生のための授業である。 (霞キャンパス)
	総合日本語初級ⅠB	1・1	2	2	
	総合日本語初級ⅡA	1・1	2	2	

3 広島大学教育学部外国人留学生等の 授業科目履修上の特例

広島大学教育学部細則第12条第2項の規定に基づき、教育学部外国人留学生及び外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間中等教育を受けたものための授業科目履修上の特例を次のとおり定める。

(特 例)

外国人留学生及び外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間中等教育を受けたものが、日本語科目及び日本事情に関する授業科目を履修した場合に、卒業の要件として修得すべき単位数のうち、当該授業科目の単位で代えることができる授業科目及び単位数は、下記のとおりとする。

記

- | | |
|--------------|--------|
| 1 領域科目又は基盤科目 | 16単位まで |
| 2 外国語科目（英語） | 6単位まで |

4 卒業研究（卒業論文）について

- 1 卒業研究（卒業論文）は、各コースにおいて定められた作成要領に従って作成すること。

提出にかかわる諸手続きは次のとおりである。

論文題目提出 10月31日（学年中途卒業者は、4月30日）

論文提出 1月31日（学年中途卒業者は、7月31日）

- 2 第一類の「初等教育教員養成コース」に所属する学生は、同一類内の他専修及び第二類から第五類の各コースにおいて指導を受け、卒業論文を作成することができる。

各コースの受入指導体制の詳細については、卒業論文作成のための基礎的ガイダンス（1セメ終了時）及び卒業論文作成のための個別ガイダンス（4セメ終了時）において説明する。

なお、同一類内の他専修及び第二類から第五類の各コースにおいて卒業研究を履修する者は、それぞれのコースの指定に従って履修すること。

5 長期履修学生制度について

1 長期履修学生制度とは

職業を有している等の事情により、通常の修業年限を超えて一定の期間にわたり、計画的に教育課程を履修して卒業することができる制度です。

この制度による授業料は、通常の修業年限分の授業料総額を計画的に履修することを認められた一定の期間の年数で分割して納めることとなります。

2 対象となる学生

長期履修を願い出できる者は、職業（定職）を有している者又は本学フェニックス入学制度により入学した者で長期履修を希望する者です。

3 長期履修の期間

長期履修の期間は、在学年限の範囲内で本学部が定める年数（8年）を限度とします。

4 申請手続き等

長期履修を希望する場合は、入学後の履修ガイダンスを受けた後、チューターと相談のうえ履修計画を立てる必要があります。

なお、手続期間や提出書類等詳細は、本学部学士課程担当に照会してください。

6 履修手続, 試験, 成績等について

1 履修手続

(1) 履修手続について

履修手続は、学内外のパソコンを利用して「もみじ」(広島大学学生情報システム)から行うこと。

※ 何らかの理由により、「もみじ」からの履修登録ができない場合は、授業科目開設学部の教務担当へ申し出ること。

履修科目は、各自所属するコースの履修基準により選択すること。

教育実習の履修受付期間については、別途掲示を行う。

(2) 履修手続上の注意

本学部の履修手続は、すべてコンピュータ処理のため、シラバス(シラバスについては、Web『もみじ』での参照のみ)、授業時間割等を参照して、履修しようとする講義コード等を正確に登録すること。

集中講義を履修する場合も、必ず履修登録期間中に登録すること。

(3) 履修登録期間について

具体的な日程は、各期に学部の掲示等により通知します。履修登録期間終了後は、履修科目の登録や取消は原則としてできません。

履修登録期間中に、各自で必ず履修科目名、講義コード、曜日、時限および担当教員名が正しく登録されているかを確認すること。

その他、履修手続に関することは、学部の掲示等で通知します。

2 試験

(1) 期末試験

試験は学期末に随時実施される。試験の実施日時、場所、方法、受験者心得等については担当教員の指示に注意すること。

(2) 追試験

原則として追試験は行わない。ただし、別に定めるやむを得ない事情により期末試験を受けられなかったと判断される場合に限り、追試験を認めることがある。

3 試験等の特別措置

身体等の障害ゆえに期末試験等を通常の方法のもとでは受けられない学生は、教育学部長に特別措置を申請できる。

詳細については、「身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について」(p. 規則32)を参照のこと。

4 学業成績

成績の確認は、学期末の成績発表日以降(チューター等の確認又は面談があればそれ以降)、「もみじ」により学内パソコン(学内LANに接続されたパソコン)からのみ参照できるので、各自で確認します。

5 不正行為

専門教育科目の期末試験等において不正行為を行った者は、その期に履修している専門教育科目の評価を全て「不可」とするとともに、「広島大学学生懲戒指針」により懲戒処分を行う。

7 第一類学生の履修等について

(専修への配属)

- 1 初等教育教員養成コースに所属する学生は、「初等カリキュラム専修」又は「学習開発実践専修」のいずれか一つを専攻しなければならない。
- 2 特別支援教育教員養成コースに所属する学生は、「第一専修（視覚障害教育）」、「第二専修（聴覚障害教育）」又は「第三専修（知的障害・肢体不自由・病弱教育）」のいずれか一つを専攻しなければならない。
- 3 専修への所属の方法については、新入生オリエンテーション行事の中でガイダンスを行う。

(基礎資格)

特別支援教育教員養成コースを専攻する学生が、特別支援学校教諭免許状を取得する場合は、小学校教諭一種免許状を有することが「基礎資格」として必要である。

8 第二類～第五類のコースで卒業研究を希望する 第一類の学生に対する履修条件(申合せ)

第一類「初等教育教員養成コース」学生の卒業研究の履修については、全コースが協力するという趣旨から、学生が第二類～第五類のコースで卒業研究を希望する場合には、下記の履修条件の範囲内で履修を認める。なお、これらのことは第二類～第五類の教育部会委員が中心となり対応する。

●自然系コース

【受入学生数】 6名まで

【履修要望授業科目】(1～3セメスター開設授業科目)

自然システムの理解(物理、化学、生物、地学)とそれぞれに対応する実験を組み合わせて少なくとも1科目以上

【合計修得単位数】上記科目のうちから 3単位以上

【その他】4セメスター開設授業科目に別途要望するものがある。

●数理系コース

【受入学生数】 3名まで

【履修要望授業科目】(1～3セメスター開設授業科目)

(教養教育)線形代数学Ⅰ・Ⅱ、微分積分学Ⅰ・Ⅱ

(学部)数学教育方法論、数学教育学概論Ⅰ、代数学概論、幾何学概論、解析学概論、

数理統計学概論、コンピュータ基礎演習Ⅰ

【合計修得単位数】上記科目のうちから 10単位以上

【その他】特になし

●技術・情報系コース

【受入学生数】 3名まで

【履修要望授業科目】(1～3セメスター開設授業科目)

技術教育概論Ⅰ、木材活用教材演習Ⅰ、金属活用概論、基礎製図、電気電子活用概論Ⅰ、情報教育論Ⅰ、

情報活用概論Ⅰ、情報社会論、アルゴリズム論、情報システム概論

【合計修得単位数】上記科目のうちから 10単位以上

【その他】特になし

●社会系コース

【受入学生数】 特に制限しない

【履修要望授業科目】(1～3セメスター開設授業科目)

経済学概説、法律学概説、社会認識教育学概論、社会科教育論、地理学概説Ⅰ・Ⅱ、日本史概説、

世界史概説、現代倫理研究

【合計修得単位数】上記科目のうちから 10単位以上

【その他】所属ゼミは、5セメスターに開くゼミ分け説明会后決定する。

●国語文化系コース

【受入学生数】 9名まで

【履修要望授業科目】(1～3セメスター開設授業科目)

特に指定しない

【合計修得単位数】国語文化系コース開設科目のうちから 4単位以上

【その他】各教員一人あたり2名を上限とする。

●英語文化系コース

【受入学生数】 5名まで

【履修要望授業科目】(1～3セメスター開設授業科目)

特に指定しない

【合計修得単位数】英語文化系コース開設科目のうちから 10単位以上

【その他】 1. 卒業論文は英語で書く。

2. 教員免許状(英語)の取得を希望する。

3. 6セメスター開設の「英語教育研究法」を履修すること。

4. 所属ゼミは、6セメスター開設の「英語教育研究法」でのゼミ分け説明会后決定する(1月末頃)。

●日本語教育系コース

【受入学生数】 5名まで

【履修要望授業科目】(1～3セメスター開設授業科目)

指導教員予定者の開設科目を含めて日本語教育系コース専門科目

【合計修得単位数】上記科目のうちから 6単位以上

【その他】 1. 特定教員に希望が集中する場合は、受け入れを断る場合もある。

2. 指導教員予定者の演習系授業科目を4～6期で履修する必要がある。

●健康スポーツ系コース

【受入学生数】 5名まで

【履修要望授業科目】(1～3セメスター開設授業科目)

講義科目<健康・スポーツ総論, バイオメカニクス, 公衆衛生学, 体育科教育概論,
スポーツトレーニング学>

実技科目<陸上競技I, 器械運動I, 舞踊I, 水泳I, 武道AI(柔道), 武道BI(剣道),
球技AI(バレーボール), 球技BI(サッカー), 球技CI(バスケットボール),
球技DI(テニス)>

【合計修得単位数】上記科目のうちから 6単位以上

【その他】 1. 教員免許状(保健体育)の取得を希望する。

2. 合計修得単位数の6単位のうち, 4単位は講義科目を, 2単位は実技科目を履修すること。

3. 設備等の関係で, 希望通りとならないこともある。

●人間生活系コース

【受入学生数】 5名まで

【履修要望授業科目】(1～3セメスター開設授業科目)

人間生活(家庭科)教育概論, 家庭科教材構成論, 生活経営学, 生活経済学, 生涯発達学,
アパレル素材学, アパレル設計学, 調理学実習I, 設計製図

【合計修得単位数】上記科目のうちから 10単位以上

【その他】 4セメスター開設授業科目のうち次の科目の履修を要望する。

アパレル設計学実習I, 食生活栄養学, 食品科学, 住居環境学

●音楽文化系コース

【受入学生数】 5名まで

【履修要望授業科目】(1～3セメスター開設授業科目)

音楽教育学概論, 音楽文化(音楽科)カリキュラムデザイン論, 西洋音楽史I, 合唱I,
鍵盤楽器基礎研究II, 作曲基礎研究I, アンサンブルA(管弦楽)I

【合計修得単位数】上記科目を含めて 10単位以上

【その他】 特になし

●造形芸術系コース

【受入学生数】 3名まで

【履修要望授業科目】(1～3セメスター開設授業科目)

芸術教育学概論, 絵画表現論, 絵画表現実習基礎, 彫刻表現論, 彫刻表現実習基礎, デザイン概論,
デザイン表現実習基礎, 工芸表現実習基礎, 造形芸術基礎論, 美術科教育学概論

【合計修得単位数】上記科目のうちから 10単位以上

【その他】 1. 作品制作に多くの時間が必要となる。

2. 施設・設備の条件から希望の領域での研究ができないこともある。

●教育学系コース

【受入学生数】 9名まで

【履修要望授業科目】(1～3セメスター開設授業科目)

教育学系コースの専門基礎科目

【合計修得単位数】上記科目のうちから 6単位以上

【その他】 特になし

●心理学系コース

【受入学生数】 特に制限しない

【履修要望授業科目】(1～3セメスター開設授業科目)

なし

【合計修得単位数】 指定なし

【その他】 希望するゼミの状況によっては, 受け入れできない場合がある。

9 第二類から第五類の学生に対する小学校教諭 免許状関係科目の履修基準

小学校教諭免許状関係の下記の授業科目（初等教育教員養成コースの必修並びに選択必修科目及び教育実習。以下「小免科目」という。）は、第二類から第五類の学生のうち、入学後2年を経過した時点において学部が認めた学生に限り、3年次前期（5セメ）から履修をさせることができる。

1 対象となる授業科目

① 教職に関する科目

初等国語科教育法，初等社会科教育法，算数科教育法，初等理科教育法，生活科教育法，
初等音楽科教育法，図画工作科教育法，初等体育科教育法，初等家庭科教育法

② 教科に関する科目

初等国語，初等社会，算数，初等理科，生活，初等音楽，図画工作，初等体育，初等家庭

③ 教育実習

小学校教育実習Ⅱ（2単位）

2 入学後2年を経過した時点で、小免科目の「教職に関する科目」、「教科に関する科目」の履修を認める方法

① 入学後4セメまでの取得単位数が70単位以上の者であること。

② コース主任は、当該学生グループのうちで、中学校教諭一種免許状に加えて小免科目の履修を希望する学生を調査する。

③ コース主任は、

ア 学業成績：4セメまでの単位の換算点（秀＝4，優＝3，良＝2，可＝1として計算した合計点を科目数で除した数値）

イ 面接等：小免科目を履修する動機と意欲，今後の学習計画，初等教育に関する抱負などを総合し，履修学生を決定する。

④ コース主任は，履修学生が入学した年度のコース受入予定数の2割を超えないように調整する。

⑤ コース主任は，3月中旬までに履修学生名簿を教育学部長へ提出する。

⑥ 履修学生は，3月下旬までに「履修科目届（所定の用紙）」を学生支援室に提出する。（該当科目は「もみじ」による履修登録ができない。）

⑦ 履修単位は，各コースの卒業要件に10単位まで含めることができる。

3 「小学校教育実習Ⅱ」の受講を認める条件

① 中・高等学校教育実習Ⅰの受講資格を満たしていること。

② 小学校教育実習Ⅱを受講する学期の前までに次の単位を修得済であること。

【教職に関する科目】

上記1の①「対象となる授業科目」のうち8単位以上

【教科に関する科目】

上記1の②「対象となる授業科目」のうち4単位以上

10 教育職員免許状の取得について

1 免許状取得要件

表1

教育職員免許法第5条関係

第1欄		第2欄	第3欄			
所要資格 免許状の種類		基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数			
			教職に関する科目	教科に関する科目	教科又は教職に関する科目	特別支援教育に関する科目
小学校教諭	一種免許状	学士の学位を有すること。	41	8	10	
	二種免許状	学校教育法第69条の2第7項に定める短期大学士の称号を有すること。	31	4	2	
中学校教諭	一種免許状	学士の学位を有すること。	31	20	8	
	二種免許状	学校教育法第69条の2第7項に定める短期大学士の称号を有すること。	21	10	4	
高等学校教諭	一種免許状	学士の学位を有すること。	23	20	16	
特別支援学校教諭	一種免許状	学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。				26
	二種免許状	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。				16
幼稚園教諭	一種免許状	学士の学位を有すること。	35	6	10	
	二種免許状	学校教育法第69条の2第7項に定める短期大学士の称号を有すること。	27	4		

備考

- 『教科又は教職に関する科目』は、『教科に関する科目』又は『教職に関する科目』若しくは『教科又は教職に関する科目』のうちから単位を修得すること。
- 特別支援学校教諭一種免許状の『特別支援教育に関する科目』について、5領域の免許状を取得する場合の必要な単位数は38単位（P. 専門144）である。
- 小学校又は中学校教諭の免許状を取得する場合は、上記表1のほか特別支援学校において2日間、社会福祉施設等において5日間、計7日間の「介護等体験」が必要である。
なお、介護等体験の履修要領については、P. 専門150を参照のこと。

2 免許法上の単位修得方法について

(1) 教養教育科目

次の表2により、免許法上で必要な科目の単位を修得すること。

表2

教育職員免許法施行規則第66条の6関係

免許法等で特に必要なものとして定める科目	必要単位数	授業科目	備考
日本国憲法	2	日本国憲法(2)	必修
体育	2	健康スポーツ科学(2), スポーツ実習A(1), スポーツ実習B(1)	2単位選択必修
外国語コミュニケーション	2	コミュニケーションⅠA(1), コミュニケーションⅠB(1), コミュニケーションⅡA(1), コミュニケーションⅡB(1)	2科目選択必修
情報機器の操作	2	情報活用基礎(2)	第一類 必修
		情報活用基礎(2), 情報活用演習(2)	第二類～第五類 1科目選択必修

注：()の数字は、単位数を示す。

(2) 専門教育科目

免許状の種類ごとに、『教職に関する科目』、『教科に関する科目』、『教科又は教職に関する科目』若しくは『特別支援教育に関する科目』について、免許法上で必要な科目の単位を修得すること。

○小学校教諭一種免許状

- ・教職に関する科目 …………… P. 専門122
- ・教科に関する科目 …………… P. 専門123
- ・教科又は教職に関する科目 …………… //

○中学校教諭一種免許状

- ・教職に関する科目 …………… P. 専門124～125
- ・教科に関する科目 …………… P. 専門128～143
- ・教科又は教職に関する科目 …………… //

○高等学校教諭一種免許状

- ・教職に関する科目 …………… P. 専門126～127
- ・教科に関する科目 …………… P. 専門128～143
- ・教科又は教職に関する科目 …………… //

○特別支援学校教諭一種免許状(5領域)

- ・特別支援教育に関する科目 …………… P. 専門144

○幼稚園教諭一種免許状

- ・教職に関する科目 …………… P. 専門145
- ・教科に関する科目 …………… //
- ・教科又は教職に関する科目 …………… P. 専門146

小学校教諭一種免許状

*数字は、免許法上の最低修得単位数

科目の区分		授業科目		最低修得単位数	
教 職 に 関 す る 科 目	第二欄	教職の意義及び教員の役割	○教職入門	2	
	教職の意義等に関する科目	教員の職務内容（研修，服務及び身分保障等を含む。）			
		進路選択に資する各種の機会の提供等			
	第三欄	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	○教育の思想と原理，同和教育，学校教育思想史，学校教育基礎論	6	
	教育の基礎理論に関する科目	幼児，児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児，児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	○児童・青年期発達論，特別支援教育		
		教育に関する社会的，制度的又は経営的事項	○教育と社会・制度，学校制度・経営論		
	第四欄	教育課程の意義及び編成の方法	○教育課程論，総合的な学習構成論，初等教育カリキュラム開発論，教育評価論	22	
	教育課程及び指導法に関する科目	各教科の指導法	国語		○初等国語科教育法，初等国語科学習指導論，初等国語科授業研究
			社会		○初等社会科教育法，初等社会科学習指導論，初等社会科授業研究
			算数		○算数科教育法，算数科学習指導論，算数科授業研究
理科			○初等理科教育法，初等理科学習指導論，初等理科授業研究		
生活			○生活科教育法，生活科学習指導論，生活科授業研究		
音楽			○初等音楽科教育法，初等音楽科学習指導論，初等音楽科授業研究		
図画工作			○図画工作科教育法，図画工作科学習指導論，図画工作科授業研究		
体育			○初等体育科教育法，初等体育科学習指導論，初等体育科授業研究		
家庭	○初等家庭科教育法，初等家庭科学習指導論，初等家庭科授業研究				
道徳の指導法	○道徳教育指導法				
特別活動の指導法	○特別活動指導法，野外活動実践，野外教育実践，地域教育実践Ⅰ，地域教育実践Ⅱ				
教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	○教育方法・技術論，学習指導論				
生徒指導，教育相談及び進路指導等に関する科目	・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導の理論及び方法	○生徒・進路指導論	4		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	○教育相談，子どもの心と学び支援実習Ⅰ，子どもの心と学び支援実習Ⅱ，子どもの心と学び支援実習Ⅲ			
第五欄	教育実習	小学校教育実習入門 小学校教育実習観察 ○教育実習指導A，B ○小学校教育実習Ⅰ 小学校教育実習Ⅱ	5		
第六欄	教職実践演習	○教職実践演習（幼・小）	2		
小 計				41	

*数字は、免許法上の最低修得単位数

科目の区分		授業科目	最低修得単位数
教科に関する科目	国語（書写を含む。）	△初等国語，国語科学習材講義	8
	社会	△初等社会，社会科学習材講義	
	算数	△算数，算数科学習材講義	
	理科	△初等理科，理科学習材講義	
	生活	△生活，生活科学習材講義	
	音楽	△初等音楽，音楽科学習材講義	
	図画工作	△図画工作，図画工作科学習材講義	
	家庭	△初等家庭，家庭科学習材講義	
	体育	△初等体育，体育科学習材講義	
小計			8
教科又は教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	○介護等体験事前指導 小学校外国語（英語）活動学習指導論 小学校外国語（英語）活動実践演習 言語障害教育総論 LD等教育総論 重複障害教育総論	10
		※上記科目又は最低修得単位数を超えて履修した『教職に関する科目』若しくは『教科に関する科目』について，併せて10単位以上を修得すること。	
小計			10
合計			59

注：○印は免許状取得のための必修科目を，△印は選択必修科目を示す。

備考

- 「教育実習」（第五欄），「教職実践演習」（第六欄）の単位は，「教育実習」にあつては3単位まで，「教職実践演習」にあつては2単位まで，他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の，それぞれの科目の単位をもつてあてることができる。
- 『教科に関する科目』は，国語（書写を含む。），社会，算数，理科，生活，音楽，図画工作，家庭及び体育の教科に関する科目のうち，一以上の△印（選択必修）科目を含めて修得すること。

中学校教諭一種免許状

*数字は、免許法上の最低修得単位数

科目の区分		授業科目		最低修得単位数		
教 職 に 関 す る 科 目	第二欄	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割	○教職入門	2	
			教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）			
			進路選択に資する各種の機会の提供等			
	第三欄	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	○教育の思想と原理，同和教育	6	
			幼児，児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児，児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	○児童・青年期発達論，発達心理学，教育心理学，学習心理学，乳幼児心理学，幼児教育学，幼児教育学演習		
			教育に関する社会的，制度的又は経営的事項	○教育と社会・制度，比較教育学，教育経営学，比較教育学演習，教育経営学演習		
	第四欄	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	○教育課程論，教育方法学	12	
			各教科の指導法	国語		○国語教育学概論Ⅰ，○国語教育学概論Ⅱ，国語教育基礎論，国語科教育方法論，国語カリキュラム・教材構成論，国語科教材研究演習，国語科学習開発論
				社会		○社会科教育論，△地理歴史科教育論，社会系（地理歴史）カリキュラムデザイン論，社会系（公民）カリキュラムデザイン論，社会系（地理歴史）教科指導法，社会系（公民）教科指導法，△公民科教育論
				数学		○数学教育学概論Ⅰ，○数学教育学概論Ⅱ，数学教育方法論，数学教育学研究，数学教育カリキュラム論
理科				○自然システム（理科）教育法Ⅰ，○自然システム（理科）教育法Ⅱ，自然システム（理科）教育実践論，理科カリキュラム論，理科授業プランニング論，理科教材プランニング論		
音楽				○音楽教育学概論，○音楽文化（音楽科）カリキュラムデザイン論，音楽教育方法・評価論，音楽教育教材構成論，音楽科授業論，音楽科実践論，音楽科教育実践演習Ⅰ，音楽科教育実践演習Ⅱ，音楽科教育実践演習Ⅲ		
美術				○芸術教育学概論，美術科教育学概論，芸術教育教材・構成論，美術科教育指導者論，○美術科教育方法・評価論，美術科授業プランニング基礎，美術科授業プランニング演習，芸術教育支援論，芸術教育思想		
保健体育				○体育科教育概論，体育科教育概論演習，○体育科教育課程・教材構成論，体育科教育課程・教材構成論演習，保健体育科教育方法・評価論		
技術				○技術教育概論Ⅰ，○技術教育概論Ⅱ，技術教育方法・評価論，技術教育プランニング論		
家庭				○人間生活（家庭科）教育概論，人間生活（家庭科）教育演習，○家庭科教材構成論，家庭科授業論Ⅰ，家庭科授業論Ⅱ，家庭科教育方法・評価論		
英語	○英語教育学概論Ⅰ，○英語教育学概論Ⅱ，英語教育方法論，英語教育カリキュラム論，英語教材構成論，英語授業プランニング論，英語教材研究ワークショップ					

*数字は、免許法上の最低修得単位数

科目の区分			授業科目	最低修得単位数
		道徳の指導法	○道徳教育指導法	
		特別活動の指導法	○特別活動指導法	
		教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	○教育方法・技術論，教育方法学演習	
	生徒指導，教育相談及び進路指導等に関する科目	・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導の理論及び方法	○生徒・進路指導論	4
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	○教育相談	
第五欄	教育実習	中・高等学校教育実習入門 中・高等学校教育実習観察 ○教育実習指導A，B又はC ○中・高等学校教育実習Ⅰ 中・高等学校教育実習Ⅲ	5	
第六欄	教職実践演習	○教職実践演習（中・高）	2	
合 計				31

注：○印は免許状取得のための必修科目を，△印は社会の免許状を取得するときの選択必修科目を示す。

備考

- 1 「各教科の指導法」の単位の修得方法は，それぞれ受けようとする免許教科ごとに修得すること。
- 2 「教育実習」（第五欄），「教職実践演習」（第六欄）の単位は，「教育実習」にあつては3単位まで，「教職実践演習」にあつては2単位まで，他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の，それぞれの科目の単位をもってあてることができる。
- 3 『教科に関する科目』及び『教科又は教職に関する科目』の履修については，①～③に示す（P. 専門128～143）各教科ごとの表により，必要な科目の単位を修得すること。

高等学校教諭一種免許状

*数字は、免許法上の最低修得単位数

科目の区分		授業科目		最低修得単位数		
教 職 に 関 す る 四 科 目	第二欄	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割	○教職入門	2	
			教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）			
			進路選択に資する各種の機会の提供等			
	第三欄	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	○教育の思想と原理，同和教育	6	
			幼児，児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児，児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	○児童・青年期発達論，発達心理学，教育心理学，学習心理学，乳幼児心理学，幼児教育学，幼児教育学演習		
			教育に関する社会的，制度的又は経営的事項	○教育と社会・制度，比較教育学，教育経営学，比較教育学演習，教育経営学演習		
	第四欄	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	○教育課程論，教育方法学	6	
			各教科の指導法	国語		○国語教育学概論Ⅰ，○国語教育学概論Ⅱ，国語教育基礎論，国語科教育方法論，国語カリキュラム・教材構成論，国語科教材研究演習，国語科学習開発論
				地理歴史		○地理歴史科教育論，社会系（地理歴史）カリキュラムデザイン論，社会系（地理歴史）教科指導法
				公民		○公民科教育論，社会系（公民）カリキュラムデザイン論，社会系（公民）教科指導法
数学				○数学教育学概論Ⅰ，○数学教育学概論Ⅱ，数学教育方法論，数学教育学研究，数学教育カリキュラム論		
理科				○自然システム（理科）教育法Ⅰ，○自然システム（理科）教育法Ⅱ，自然システム（理科）教育実践論，理科カリキュラム論，理科授業プランニング論，理科教材プランニング論		
音楽				○音楽教育学概論，○音楽文化（音楽科）カリキュラムデザイン論，音楽教育方法・評価論，音楽教育教材構成論，音楽科授業論，音楽科実践論，音楽科教育実践演習Ⅰ，音楽科教育実践演習Ⅱ，音楽科教育実践演習Ⅲ		
美術				○芸術教育学概論，美術科教育学概論，芸術教育教材・構成論，美術科教育指導者論，○美術科教育方法・評価論，美術科授業プランニング基礎，美術科授業プランニング演習，芸術教育支援論，芸術教育思想		
保健体育				○体育科教育概論，体育科教育概論演習，○体育科教育課程・教材構成論，体育科教育課程・教材構成論演習，保健体育科教育方法・評価論		
家庭				○人間生活（家庭科）教育概論，人間生活（家庭科）教育演習，○家庭科教材構成論，家庭科授業論Ⅰ，家庭科授業論Ⅱ，家庭科教育方法・評価論		
工業	○工業科教育方法論Ⅰ，○工業科教育方法論Ⅱ					
情報	○情報教育論Ⅰ，○情報教育論Ⅱ，情報教育プランニング論					
英語	○英語教育学概論Ⅰ，○英語教育学概論Ⅱ，英語教育方法論，英語教育カリキュラム論，英語教材構成論，英語授業プランニング論，英語教材研究ワークショップ					

*数字は、免許法上の最低修得単位数

科目の区分			授業科目	最低修得単位数
		特別活動の指導法	○特別活動指導法	
		教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	○教育方法・技術論，教育方法学演習	
	生徒指導，教育相談及び進路指導等に関する科目	・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導の理論及び方法	○生徒・進路指導論	4
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	○教育相談	
第五欄	教育実習	中・高等学校教育実習入門 中・高等学校教育実習観察 ○教育実習指導A，B又はC ○中・高等学校教育実習Ⅱ 中・高等学校教育実習Ⅲ	3	
第六欄	教職実践演習	○教職実践演習（中・高）	2	
合 計				23

注：○印は、免許状取得のための必修科目を示す。

備考

- 1 「各教科の指導法」の単位の修得方法は、それぞれ受けようとする免許教科ごとに修得すること。
- 2 「教育実習」（第五欄）、「教職実践演習」（第六欄）の単位は、「教育実習」にあつては2単位まで、「教職実践演習」にあつては2単位まで、他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の、それぞれの科目の単位をもってあてることができる。
- 3 『教科に関する科目』及び『教科又は教職に関する科目』の履修については、①～⑬に示す（P. 専門128～143）各教科ごとの表により、必要な科目の単位を修得すること。

① 国 語

中 学 校 教 諭 一 種 免 許 状			高 等 学 校 教 諭 一 種 免 許 状		
第 二 欄	授 業 科 目		第 二 欄	授 業 科 目	
教科に関する科目		開 設 コース等	教科に関する科目		開 設 コース等
国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	○国語文化概論A(国語文化とことば) ○国語文化の歴史A(国語の歴史) 古代国語文化研究A(国語学分野) 現代国語文化研究A(国語学分野) 古代国語文化演習A(国語学分野) 現代国語文化演習A(国語学分野)	国語文化系コース	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	○国語文化概論A(国語文化とことば) ○国語文化の歴史A(国語の歴史) 古代国語文化研究A(国語学分野) 現代国語文化研究A(国語学分野) 古代国語文化演習A(国語学分野) 現代国語文化演習A(国語学分野)	国語文化系コース
				日本語教育と文法 ○日本語の音声と発音 ○日本語の構造 日本語の文法 ○日本語の表現と論理 日本語の語彙と意味 日本語文字・表記研究 日本語語彙論・意味論演習 日本語文法演習 表現法演習 日本語の変遷 日本語位相論	日本語教育系コース
国文学（国文学史を含む。）	○国語文化概論B(国語文化と文学) ○国語文化の歴史B(国文学の歴史) 古代国語文化研究B(国文学分野) 現代国語文化研究B(国文学分野) 古代国語文化演習B(国文学分野) 現代国語文化演習B(国文学分野) 古代中世文学概説 近世文学概説 古代中世文学演習Ⅰ 近世文学演習Ⅰ 古代中世文学研究法 近世文学研究法	国語文化系コース	国文学（国文学史を含む。）	○国語文化概論B(国語文化と文学) ○国語文化の歴史B(国文学の歴史) 古代国語文化研究B(国文学分野) 現代国語文化研究B(国文学分野) 古代国語文化演習B(国文学分野) 現代国語文化演習B(国文学分野) 古代中世文学概説 近世文学概説 古代中世文学演習Ⅰ 近世文学演習Ⅰ 古代中世文学研究法 近世文学研究法	国語文化系コース
				○日本文学と文化 ○近代日本文学史 日本の近現代文学	日本語教育系コース
漢文学	○国語文化概論C(国語文化と漢文) 国語文化の歴史C(漢文学の歴史) 漢字漢語文化研究 中国古典散文演習 中国古典韻文演習	国語文化系コース	漢文学	○国語文化概論C(国語文化と漢文) 国語文化の歴史C(漢文学の歴史) 漢字漢語文化研究 中国古典散文演習 中国古典韻文演習	国語文化系コース
書道（書写を中心とする。）	○国語文化概論D(国語文化と書写書道) 書写書道演習	国語文化系コース			
最低修得単位数	20		最低修得単位数	20	
教科又は教職に関する科目	国語教育史 国語科教育評価論	国語文化系コース	教科又は教職に関する科目	国語教育史 国語科教育評価論	国語文化系コース
	○介護等体験事前指導			道徳教育指導法	
最低修得単位数	8		最低修得単位数	16	

備考

- 印は、免許状取得のための必修科目を示す。ただし、高等学校教諭免許状を取得する場合で、第二欄に掲げる国語学、国文学、漢文学の○印は開設コース単位での必修科目を示す。
- 『教科又は教職に関する科目』は、上記科目又は最低修得単位を超えて履修した『教職に関する科目』若しくは『教科に関する科目』について、所定の単位を修得すること。

② 社会

No. 1

中学校教諭一種免許状

第二欄		第二欄		
教科に関する科目	授業科目 開設コース等	教科に関する科目	授業科目 開設コース等	
日本史及び外国史	○日本史概説 日本社会史研究 日本中世研究A 日本近世研究A 考古学概説 社寺建築学研究 文字資料解析学A 文献資料解析演習I 文献資料解析演習II 文字資料解析学B 戦争と平和に関する史的研究 ○世界史概説 中国政治史研究A 中国経済史研究A 日本東洋教育史 日本東洋教育史演習 アジア海域システム研究A(東洋史) 東アジア地域システム研究A 地中海地域システム研究 地中海社会史研究 異文化交流史研究(西洋史) ヨーロッパ社会経済史研究 ヨーロッパ海域システム研究 ヨーロッパ社会経済史文書解析学A ヨーロッパ社会経済史文書解析学B ヨーロッパ政治文化論史料演習A ヨーロッパ政治文化論史料演習B 西洋教育史 西洋教育史演習	社会系コース	「社会学, 経済学」 ○経済学概説 経済学各論I 経済学各論II 経済学各論III 国際経済学1 国際経済学2 社会学1 社会学2 社会調査論 教育社会学 教育社会学演習	社会系コース 教育学系コース
		教育学系コース	「哲学, 倫理学, 宗教学」 △哲学概論I △哲学概論II △倫理学概説 仏教学概説 現代倫理研究 応用倫理学研究 現代倫理学演習 教育哲学 教育哲学演習	社会系コース 教育学系コース
	社会系コース			
	教育学系コース			
地理学(地誌を含む。)	○地理学概説I ○地理学概説II 自然地理学研究 人文地理学研究 自然地理学実習 人文地理学実習 地域研究法I 地域研究法II 世界地誌 日本環境地誌 ヨーロッパ環境地誌 地理情報システム学 地理情報システム学実習	社会系コース		
「法律学, 政治学」	△法律学概説 △政治学原論 国際法1 国際法2 国際政治学 国際政治経済学 現代司法論 法学研究 法比較研究 教育行政学 教育行政学演習	社会系コース 教育学系コース		
最低修得単位数	20			

中 学 校 教 諭 一 種 免 許 状

教科又は教職に 関する科目	社会教育学 社会教育学演習	教育学系コース	△	△	△
	○介護等体験事前指導	○	○	○	○
最低修得単位数	8				

備考

- 1 ○印は免許状取得のための必修科目を，△印は第二欄に掲げる各区分内での選択必修科目を示す。
- 2 『教科又は教職に関する科目』は，上記科目又は最低修得単位数を超えて履修した『教職に関する科目』若しくは『教科に関する科目』について，所定の単位数を修得すること。

③ 地理歴史

高等学校教諭一種免許状					
第二欄		第二欄			
教科に関する科目	授業科目	開設コース等	教科に関する科目	授業科目	開設コース等
日本史	○日本史概説 日本社会史研究 日本中世研究A 日本近世研究A 考古学概説 社寺建築学研究 文字資料解析学A 文献資料解析演習I 文献資料解析演習II 文字資料解析学B 戦争と平和に関する史的研究	社会系コース	人文地理学及び自然地理学	○地理学概説I ○地理学概説II 自然地理学研究 人文地理学研究 自然地理学実習 人文地理学実習 地理情報システム学 地理情報システム学実習	社会系コース
			地誌	○世界地誌 日本環境地誌 ヨーロッパ環境地誌 地域研究法I 地域研究法II	社会系コース
外国史	○世界史概説 中国政治史研究A 中国経済史研究A アジア海域システム研究A(東洋史) 東アジア地域システム研究A 地中海海域システム研究 地中海社会史研究 異文化交流史研究(西洋史) ヨーロッパ社会経済史研究 ヨーロッパ海域システム研究 ヨーロッパ社会経済史文書解析学A ヨーロッパ社会経済史文書解析学B ヨーロッパ政治文化論史料演習A ヨーロッパ政治文化論史料演習B	社会系コース			
最低修得単位数	20				
教科又は教職に関する科目	道徳教育指導法				
最低修得単位数	16				

備考

- 印は免許状取得のための必修科目を示す。
- 『教科又は教職に関する科目』は、上記科目又は最低修得単位を超えて履修した『教職に関する科目』若しくは『教科に関する科目』について、所定の単位を修得すること。

④ 公 民

高等学校教諭一種免許状					
第 二 欄		第 二 欄			
教科に関する科目	授 業 科 目	開 設 コース等	教科に関する科目	授 業 科 目	開 設 コース等
「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	△法律学概説 △政治学原論 国際法 1 国際法 2 国際政治学 国際政治経済学 現代司法論 法学研究 法比較研究 教育行政学 教育行政学演習	社会系コース	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	心理学基礎実習Ⅰ 心理学基礎実習Ⅱ 心理統計法Ⅰ 心理統計法Ⅱ 心理実験法 心理学課題演習 臨床心理学 知覚心理学 対人心理学 心理療法論 認知心理学 心理学外書講読演習Ⅰ 心理学外書講読演習Ⅱ 心理学外書講読演習Ⅲ 心理学外書講読演習Ⅳ 心理検査法Ⅰ 心理検査法Ⅱ 認知心理学課題研究Ⅰ 認知心理学課題研究Ⅱ 学習心理学課題研究Ⅰ 学習心理学課題研究Ⅱ 社会心理学課題研究Ⅰ 社会心理学課題研究Ⅱ 教育心理学課題研究Ⅰ 教育心理学課題研究Ⅱ 発達心理学課題研究Ⅰ 発達心理学課題研究Ⅱ 臨床心理学課題研究Ⅰ 臨床心理学課題研究Ⅱ	心理学系コース
		教育学系コース			
「社会学、経済学（国際経済を含む。）」	○経済学概説 経済学各論Ⅰ 経済学各論Ⅱ 経済学各論Ⅲ 国際経済学 1 国際経済学 2 社会学 1 社会学 2 社会調査論 教育社会学 教育社会学演習 社会心理学 心理社会調査法	社会系コース	/	/	/
		教育学系コース			
		心理学系コース			
「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	△哲学概論Ⅰ △哲学概論Ⅱ △倫理学概説 仏教学概説 現代倫理研究 応用倫理学研究 現代倫理学演習 教育哲学 教育哲学演習	社会系コース	/	/	/
		教育学系コース			
最低修得単位数	20				
教科又は教職に関する科目	社会教育学演習	教育学系コース	/	/	/
	道徳教育指導法	/			
最低修得単位数	16				

備考

- 印は免許状取得のための必修科目を，△印は第二欄に掲げる各区分内での選択必修科目を示す。
- 『教科又は教職に関する科目』は，上記科目又は最低修得単位を超えて履修した『教職に関する科目』若しくは『教科に関する科目』について，所定の単位を修得すること。

⑤ 数 学

中 学 校 教 諭 一 種 免 許 状			高 等 学 校 教 諭 一 種 免 許 状		
第 二 欄		開 設 コース等	第 二 欄		開 設 コース等
教科に関する科目	授 業 科 目		教科に関する科目	授 業 科 目	
代数学	○代数学概論 代数学概論演習 代数内容研究 代数学研究法Ⅰ 代数学A 代数学B	数理系コース	代数学	○代数学概論 代数学概論演習 代数内容研究 代数学研究法Ⅰ 代数学A 代数学B	数理系コース
幾何学	○幾何学概論 幾何学概論演習 幾何内容研究 幾何学研究法Ⅰ 幾何学研究法Ⅱ 幾何学A 幾何学B	数理系コース	幾何学	○幾何学概論 幾何学概論演習 幾何内容研究 幾何学研究法Ⅰ 幾何学研究法Ⅱ 幾何学A 幾何学B	数理系コース
解析学	○解析学概論 解析学概論演習 解析内容研究 解析学研究法Ⅰ 解析学研究法Ⅱ 解析学A 解析学C	数理系コース	解析学	○解析学概論 解析学概論演習 解析内容研究 解析学研究法Ⅰ 解析学研究法Ⅱ 解析学A 解析学C	数理系コース
「確率論，統計学」	○数理統計学概論 数理統計内容研究 確率論・統計学研究法Ⅰ 確率・統計A 確率・統計B	数理系コース	「確率論，統計学」	○数理統計学概論 数理統計内容研究 確率論・統計学研究法Ⅰ 確率・統計A 確率・統計B	数理系コース
コンピュータ	○コンピュータ基礎演習Ⅰ コンピュータ基礎演習Ⅱ	数理系コース	コンピュータ	○コンピュータ基礎演習Ⅰ コンピュータ基礎演習Ⅱ	数理系コース
最低修得単位数	20		最低修得単位数	20	
教科又は教職に関する科目	数学教育史	数理系コース	教科又は教職に関する科目	数学教育史	数理系コース
	○介護等体験事前指導			道徳教育指導法	
最低修得単位数	8		最低修得単位数	16	

備考

- 印は，免許状取得のための必修科目を示す。
- 『教科又は教職に関する科目』は，上記科目又は最低修得単位を超えて履修した『教職に関する科目』若しくは『教科に関する科目』について，所定の単位を修得すること。

⑥ 理科

中学校教諭一種免許状			高等学校教諭一種免許状		
第二欄	授業科目		第二欄	授業科目	
教科に関する科目		開設コース等	教科に関する科目		開設コース等
物理学	○自然システムの理解(物理) 力とエネルギーのリテラシーⅠ 力とエネルギーのリテラシーⅡ 物理教材内容論Ⅰ 物理教材内容論Ⅱ 物理教材内容論Ⅲ 物理教材内容演習	自然系コース	物理学	○自然システムの理解(物理) 力とエネルギーのリテラシーⅠ 力とエネルギーのリテラシーⅡ 物理教材内容論Ⅰ 物理教材内容論Ⅱ 物理教材内容論Ⅲ 物理教材内容演習	自然系コース
物理学実験 (コンピュータ活用を含む。)	○自然システム理解実験(物理) 物理教材内容実験	自然系コース	化学	○自然システムの理解(化学) 物質と反応のリテラシーⅠ 物質と反応のリテラシーⅡ 化学教材内容論Ⅰ 化学教材内容論Ⅱ 化学教材内容論Ⅲ 化学教材内容演習	自然系コース
化学	○自然システムの理解(化学) 物質と反応のリテラシーⅠ 物質と反応のリテラシーⅡ 化学教材内容論Ⅰ 化学教材内容論Ⅱ 化学教材内容論Ⅲ 化学教材内容演習	自然系コース	生物学	○自然システムの理解(生物) 生物とその多様性のリテラシーⅠ 生物とその多様性のリテラシーⅡ 生物教材内容論Ⅰ 生物教材内容論Ⅱ 生物教材内容論Ⅲ 生物教材内容演習	自然系コース
化学実験 (コンピュータ活用を含む。)	○自然システム理解実験(化学) 化学教材内容実験	自然系コース	地学	○自然システムの理解(地学) 宇宙と地球のリテラシーⅠ 宇宙と地球のリテラシーⅡ 地学教材内容論Ⅰ 地学教材内容論Ⅱ 地学教材内容論Ⅲ 地学教材内容演習	自然系コース
生物学	○自然システムの理解(生物) 生物とその多様性のリテラシーⅠ 生物とその多様性のリテラシーⅡ 生物教材内容論Ⅰ 生物教材内容論Ⅱ 生物教材内容論Ⅲ 生物教材内容演習	自然系コース	「物理学実験(コンピュータ活用を含む。), 化学実験(コンピュータ活用を含む。), 生物学実験(コンピュータ活用を含む。), 地学実験(コンピュータ活用を含む。)」	自然システム理解実験(物理) △物理教材内容実験 自然システム理解実験(化学) △化学教材内容実験 自然システム理解実験(生物) △生物教材内容実験 自然システム理解実験(地学) △地学教材内容実験	自然系コース
生物学実験 (コンピュータ活用を含む。)	○自然システム理解実験(生物) 生物教材内容実験	自然系コース			
地学	○自然システムの理解(地学) 宇宙と地球のリテラシーⅠ 宇宙と地球のリテラシーⅡ 地学教材内容論Ⅰ 地学教材内容論Ⅱ 地学教材内容論Ⅲ 地学教材内容演習	自然系コース			
地学実験 (コンピュータ活用を含む。)	○自然システム理解実験(地学) 地学教材内容実験	自然系コース			
最低修得単位数	20		最低修得単位数	20	
教科又は教職に関する科目	理科教育評価論 比較科学教育論 科学教育デザイン論 科学教育教材メタ・イテ・サ・イン論 科学教育史	自然系コース	教科又は教職に関する科目	理科教育評価論 比較科学教育論 科学教育デザイン論 科学教育教材メタ・イテ・サ・イン論 科学教育史	自然系コース
	○介護等体験事前指導			道徳教育指導法	
最低修得単位数	8		最低修得単位数	16	

備考

- 印は免許状取得のための必修科目を，△印は第二欄に掲げる各区分内での選択必修科目を示す。
- 『教科又は教職に関する科目』は，上記科目又は最低修得単位を超えて履修した『教職に関する科目』若しくは『教科に関する科目』について，所定の単位を修得すること。

⑦ 音楽

No. 1

中学校教諭一種免許状			高等学校教諭一種免許状		
第二欄	授業科目		第二欄	授業科目	
教科に関する科目		開設コース等	教科に関する科目		開設コース等
ソルフェージュ	○ソルフェージュⅠ ○ソルフェージュⅡ	音楽文化系コース	ソルフェージュ	○ソルフェージュⅠ ○ソルフェージュⅡ	音楽文化系コース
声乐（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）	○声乐基礎研究Ⅰ ○声乐基礎研究Ⅱ 声乐1 声乐2 声乐3 声乐4 声乐5 声乐6 ○合唱Ⅰ ○合唱Ⅱ ○合唱Ⅲ 合唱Ⅳ オペラ実習Ⅰ オペラ実習Ⅱ オペラ実習Ⅲ オペラ実習Ⅳ	音楽文化系コース	声乐（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）	○声乐基礎研究Ⅰ ○声乐基礎研究Ⅱ 声乐1 声乐2 声乐3 声乐4 声乐5 声乐6 ○合唱Ⅰ ○合唱Ⅱ ○合唱Ⅲ 合唱Ⅳ オペラ実習Ⅰ オペラ実習Ⅱ オペラ実習Ⅲ オペラ実習Ⅳ	音楽文化系コース
器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）	○鍵盤楽器基礎研究Ⅰ ○鍵盤楽器基礎研究Ⅱ ピアノ1 ピアノ2 ピアノ3 ピアノ4 ピアノ5 ピアノ6 器楽基礎研究Ⅰ 器楽基礎研究Ⅱ 弦楽器1 弦楽器2 弦楽器3 弦楽器4 弦楽器5 弦楽器6 ○アンサンブルA(管弦楽)Ⅰ アンサンブルA(管弦楽)Ⅱ アンサンブルA(管弦楽)Ⅲ アンサンブルA(管弦楽)Ⅳ アンサンブルA(管弦楽)Ⅴ アンサンブルA(管弦楽)Ⅵ アンサンブルBⅠ アンサンブルBⅡ アンサンブルBⅢ アンサンブルBⅣ アンサンブルBⅤ アンサンブルBⅥ 管弦打楽器Ⅰ 管弦打楽器Ⅱ 管弦打楽器Ⅲ 管弦打楽器Ⅳ 管弦打楽器Ⅴ 管弦打楽器Ⅵ	音楽文化系コース	器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）	○鍵盤楽器基礎研究Ⅰ ○鍵盤楽器基礎研究Ⅱ ピアノ1 ピアノ2 ピアノ3 ピアノ4 ピアノ5 ピアノ6 器楽基礎研究Ⅰ 器楽基礎研究Ⅱ 弦楽器1 弦楽器2 弦楽器3 弦楽器4 弦楽器5 弦楽器6 ○アンサンブルA(管弦楽)Ⅰ アンサンブルA(管弦楽)Ⅱ アンサンブルA(管弦楽)Ⅲ アンサンブルA(管弦楽)Ⅳ アンサンブルA(管弦楽)Ⅴ アンサンブルA(管弦楽)Ⅵ アンサンブルBⅠ アンサンブルBⅡ アンサンブルBⅢ アンサンブルBⅣ アンサンブルBⅤ アンサンブルBⅥ 管弦打楽器Ⅰ 管弦打楽器Ⅱ 管弦打楽器Ⅲ 管弦打楽器Ⅳ 管弦打楽器Ⅴ 管弦打楽器Ⅵ	音楽文化系コース
指揮法	○指揮法Ⅰ 指揮法Ⅱ	音楽文化系コース	指揮法	○指揮法Ⅰ 指揮法Ⅱ	音楽文化系コース
音楽理論，作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）	○作曲基礎研究Ⅰ 作曲基礎研究Ⅱ 作曲1 作曲2 作曲3 作曲4 作曲5 作曲6	音楽文化系コース	音楽理論，作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）	○作曲基礎研究Ⅰ 作曲基礎研究Ⅱ 作曲1 作曲2 作曲3 作曲4 作曲5 作曲6	音楽文化系コース

中学校教諭一種免許状			高等学校教諭一種免許状		
第二欄	授業科目	開設コース等	第二欄	授業科目	開設コース等
教科に関する科目			教科に関する科目		
	○西洋音楽史Ⅰ 西洋音楽史Ⅱ 日本音楽概論 ○中等音楽科教育法 (日本音楽・民族音楽)			○西洋音楽史Ⅰ 西洋音楽史Ⅱ 日本音楽概論 ○中等音楽科教育法 (日本音楽・民族音楽)	
最低修得単位数	20		最低修得単位数	20	
教科又は教職に関する科目	音楽文化教育史	音楽文化系コース	教科又は教職に関する科目	音楽文化教育史	音楽文化系コース
	○介護等体験事前指導			道徳教育指導法	
最低修得単位数	8		最低修得単位数	16	

備考

- 印は免許状取得のための必修科目を示す。
- 『教科又は教職に関する科目』は、上記科目又は最低修得単位を超えて履修した『教職に関する科目』若しくは『教科に関する科目』について、所定の単位を修得すること。

⑧ 美術

中学校教諭一種免許状			高等学校教諭一種免許状		
第二欄	授業科目		第二欄	授業科目	
教科に関する科目		開設コース等	教科に関する科目		開設コース等
絵画（映像メディア表現を含む。）	○絵画表現実習基礎 ○絵画表現論 絵画表現研究 絵画表現演習 絵画表現実習Ⅰ 絵画表現実習Ⅱ	造形芸術系コース	絵画（映像メディア表現を含む。）	○絵画表現実習基礎 ○絵画表現論 絵画表現研究 絵画表現演習 絵画表現実習Ⅰ 絵画表現実習Ⅱ	造形芸術系コース
彫刻	○彫刻表現実習基礎 ○彫刻表現論 彫刻表現演習 彫刻教育素材実習 彫刻表現実習 彫刻表現総合演習	造形芸術系コース	彫刻	○彫刻表現実習基礎 ○彫刻表現論 彫刻表現演習 彫刻教育素材実習 彫刻表現実習 彫刻表現総合演習	造形芸術系コース
デザイン（映像メディア表現を含む。）	○デザイン表現実習基礎 ○デザイン概論 立体デザイン教育演習 色彩学演習 CG基礎演習 平面デザイン教育演習	造形芸術系コース	デザイン（映像メディア表現を含む。）	○デザイン表現実習基礎 ○デザイン概論 立体デザイン教育演習 色彩学演習 CG基礎演習 平面デザイン教育演習	造形芸術系コース
工芸	○工芸表現実習基礎 ○工芸表現論 工芸教育素材研究Ⅰ 工芸教育素材研究Ⅱ 工芸表現演習	造形芸術系コース	/	/	/
美術理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）	○造形芸術基礎論 日本美術史概説 西洋美術史概説 造形芸術学演習	造形芸術系コース	美術理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）	○造形芸術基礎論 日本美術史概説 西洋美術史概説 造形芸術学演習	造形芸術系コース
最低修得単位数	20		最低修得単位数	20	
教科又は教職に関する科目	○介護等体験事前指導	/	教科又は教職に関する科目	道徳教育指導法	/
最低修得単位数	8		最低修得単位数	16	

備考

- 印は、免許状取得のための必修科目を示す。
- 『教科又は教職に関する科目』は、上記科目又は最低修得単位を超えて履修した『教職に関する科目』若しくは『教科に関する科目』について、所定の単位を修得すること。

⑨ 保健体育

No.1

中学校教諭一種免許状			高等学校教諭一種免許状		
第二欄	授業科目	開設コース等	第二欄	授業科目	開設コース等
教科に関する科目			教科に関する科目		
体育実技	<ul style="list-style-type: none"> △球技A I (バレーボール) 球技A II (バレーボール) △球技B I (サッカー) 球技B II (サッカー) △球技C I (バスケットボール) 球技C II (バスケットボール) 球技D I (テニス) ▲陸上競技 I 陸上競技 II ▲器械運動 I 器械運動 II ▲舞踊 I 舞踊 II ▲水泳 I 水泳 II 野外活動A I (登山・キャンプ) 野外活動B I (スキー) アクアスポーツ ▲武道A I (柔道) 武道A II (柔道) ▲武道B I (剣道) 武道B II (剣道) トレーニング実習 I トレーニング実習 II 	健康スポーツ系コース	体育実技	<ul style="list-style-type: none"> △球技A I (バレーボール) 球技A II (バレーボール) △球技B I (サッカー) 球技B II (サッカー) △球技C I (バスケットボール) 球技C II (バスケットボール) 球技D I (テニス) ▲陸上競技 I 陸上競技 II ▲器械運動 I 器械運動 II ▲舞踊 I 舞踊 II ▲水泳 I 水泳 II 野外活動A I (登山・キャンプ) 野外活動B I (スキー) アクアスポーツ ▲武道A I (柔道) 武道A II (柔道) ▲武道B I (剣道) 武道B II (剣道) トレーニング実習 I トレーニング実習 II 	健康スポーツ系コース
「体育原理, 体育心理学, 体育経営管理学, 体育社会学, 体育史」及び運動学(運動方法を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> △スポーツ社会学 スポーツ社会学演習 体育・スポーツ行政学 △スポーツ経営学 スポーツ経営学演習 △スポーツ心理学 ▲舞踊教育論 舞踊教育論演習 ▲運動技術論 運動技術論実験 ▲コーチング論 コーチング論実験 ▲スポーツトレーニング学 スポーツトレーニング学実験 	健康スポーツ系コース	「体育原理, 体育心理学, 体育経営管理学, 体育社会学, 体育史」及び運動学(運動方法を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> △スポーツ社会学 スポーツ社会学演習 体育・スポーツ行政学 △スポーツ経営学 スポーツ経営学演習 △スポーツ心理学 ▲舞踊教育論 舞踊教育論演習 ▲運動技術論 運動技術論実験 ▲コーチング論 コーチング論実験 ▲スポーツトレーニング学 スポーツトレーニング学実験 	健康スポーツ系コース
生理学(運動生理学を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> ○スポーツ生理学 スポーツ生理学実験 バイオメカニクス 	健康スポーツ系コース	生理学(運動生理学を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> ○スポーツ生理学 スポーツ生理学実験 バイオメカニクス 	健康スポーツ系コース
衛生学及び公衆衛生学	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ医学(スポーツ栄養学を含む。) ○公衆衛生学 	健康スポーツ系コース	衛生学及び公衆衛生学	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ医学(スポーツ栄養学を含む。) ○公衆衛生学 	健康スポーツ系コース
学校保健(小児保健, 精神保健, 学校安全及び救急処置を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> ○学校保健 ○救急看護法 	健康スポーツ系コース	学校保健(小児保健, 精神保健, 学校安全及び救急処置を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> ○学校保健 ○救急看護法 	健康スポーツ系コース
最低修得単位数	20		最低修得単位数	20	

中 学 校 教 諭 一 種 免 許 状			高 等 学 校 教 諭 一 種 免 許 状		
教科又は教職に関する科目	○介護等体験事前指導		教科又は教職に関する科目	道徳教育指導法	
最低修得単位数	8		最低修得単位数	16	

備考

- 印は免許状取得のための必修科目を，△印及び▲印は第二欄に掲げる各区分内での選択必修科目を示す。
 なお，「体育実技」については，△印から2種目2単位，▲印から4種目4単位を，「体育原理，体育心理学，体育経営管理学，体育社会学」及び運動学（運動方法学を含む。）については，△印から2単位を修得すること。
- 『教科又は教職に関する科目』は，上記科目又は最低修得単位数を超えて履修した『教職に関する科目』若しくは『教科に関する科目』について，所定の単位を修得すること。

⑩ 技 術（中学校）・工 業（高等学校）

中 学 校 教 諭 一 種 免 許 状			高 等 学 校 教 諭 一 種 免 許 状		
第 二 欄	授 業 科 目		第 二 欄	授 業 科 目	
教科に関する科目		開 設 コース等	教科に関する科目		開 設 コース等
木材加工（製図及び実習を含む。）	○木材活用概論 ○木材活用教材演習Ⅰ 木材活用教材演習Ⅱ 木材活用教材演習Ⅲ 木材機械加工概論 ○基礎製図	技術・情報系コース	工業の関係科目	○木材活用概論 木材活用教材演習Ⅰ 木材活用教材演習Ⅱ 木材活用教材演習Ⅲ 木材機械加工概論 基礎製図	技術・情報系コース
金属加工（製図及び実習を含む。）	○金属活用概論 ○金属活用教材演習Ⅰ 金属活用教材演習Ⅱ 金属機械加工概論	技術・情報系コース		○金属活用概論 金属活用教材演習Ⅰ 金属活用教材演習Ⅱ 金属機械加工概論	
機械（実習を含む。）	○機械活用概論 エネルギー活用論 ○メカトロニクス教材演習 メカトロニクス設計製図 メカトロニクス基礎実習 メカトロニクス創造実習 メカトロニクス 機構運動学	技術・情報系コース		○機械活用概論 エネルギー活用論 メカトロニクス教材演習 メカトロニクス設計製図 メカトロニクス基礎実習 メカトロニクス創造実習 メカトロニクス 機構運動学	
電気（実習を含む。）	○電気電子活用概論Ⅰ 電気電子活用概論Ⅱ 電気・電子工学	技術・情報系コース		○電気電子活用概論Ⅰ 電気電子活用概論Ⅱ 電気・電子工学 栽培活用概論 栽培活用教材演習	
栽培（実習を含む。）	○栽培活用概論 ○栽培活用教材演習	技術・情報系コース		○ハードウェア概論 ハードウェア教材演習	
情報とコンピュータ（実習を含む。）	○ハードウェア概論 ○ハードウェア教材演習	技術・情報系コース		○工業教育の数理	
最低修得単位数	20		職業指導	○職業指導	技術・情報系コース
最低修得単位数	20		最低修得単位数	20	
教科又は教職に関する科目	○介護等体験事前指導		教科又は教職に関する科目	道徳教育指導法	
最低修得単位数	8		最低修得単位数	16	

備考

- 印は、免許状取得のための必修科目を示す。
- 『教科又は教職に関する科目』は、上記科目又は最低修得単位を超えて履修した『教職に関する科目』若しくは『教科に関する科目』について、所定の単位を修得すること。

⑪ 情 報

高等学校教諭一種免許状		
第 二 欄	授 業 科 目	
教科に関する科目		開設コース等
情報社会及び情報倫理	○情報社会論	技術・情報系コース
コンピュータ及び情報処理（実習を含む。）	○情報活用概論Ⅰ ○情報活用概論Ⅱ ○プログラミングの学習 ○アルゴリズム論 自動制御工学 線形システム理論 ○デジタル制御 モデリングとシミュレーション ハードウェア研究法 ソフトウェア研究法	技術・情報系コース
情報システム（実習を含む。）	○情報システム概論 データベース	技術・情報系コース
情報通信ネットワーク（実習を含む。）	○情報ネットワーク概論 ネットワーク研究法	技術・情報系コース
マルチメディア表現及び技術（実習を含む。）	○マルチメディアの活用 マルチメディア研究法	技術・情報系コース
情報と職業	○情報と職業	技術・情報系コース
最低修得単位数	20	
教科又は教職に関する科目	道徳教育指導法	
最低修得単位数	16	

備考

- 印は、免許状取得のための必修科目を示す。
- 『教科又は教職に関する科目』は、上記科目又は最低修得単位を超えて履修した『教職に関する科目』若しくは『教科に関する科目』について、所定の単位を修得すること。

⑫ 家庭

中学校教諭一種免許状			高等学校教諭一種免許状		
第二欄	授業科目		第二欄	授業科目	
教科に関する科目		開設コース等	教科に関する科目		開設コース等
家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）	○生活経営学 ○生活経済学 ○家族関係学 生活設計論 消費生活論	人間生活系コース	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）	○生活経営学 ○生活経済学 ○家族関係学 生活設計論 消費生活論	人間生活系コース
被服学（被服製作実習を含む。）	○アパレル素材学 ○アパレル管理科学 アパレル設計学 アパレル科学実験 ○アパレル設計学実習Ⅰ アパレル設計学実習Ⅱ 服飾デザイン論 色彩論	人間生活系コース	被服学（被服製作実習を含む。）	○アパレル素材学 ○アパレル管理科学 アパレル設計学 アパレル科学実験 ○アパレル設計学実習Ⅰ アパレル設計学実習Ⅱ 服飾デザイン論 色彩論	人間生活系コース
食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）	フード・スเปシャルティスト論 ○食生活栄養学 ○食品科学 食品材料学 食物学実験 調理科学 食品鑑別論 ○調理学実習Ⅰ 調理学実習Ⅱ フード・コーディネート論	人間生活系コース	食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）	フード・スペシャルティスト論 ○食生活栄養学 ○食品科学 食品材料学 食物学実験 調理科学 食品鑑別論 ○調理学実習Ⅰ 調理学実習Ⅱ フード・コーディネート論	人間生活系コース
住居学	○住居学 住居管理学 ○住居環境学 インテリア計画 住居計画学 設計製図 住居設計演習Ⅰ 住居設計演習Ⅱ	人間生活系コース	住居学（製図を含む。）	○住居学 住居管理学 ○住居環境学 インテリア計画 住居計画学 ○設計製図 住居設計演習Ⅰ 住居設計演習Ⅱ	人間生活系コース
保育学（実習を含む。）	家庭看護学 児童保健学 生涯発達学 ○保育学	人間生活系コース	保育学（実習及び家庭看護を含む。）	○家庭看護学 児童保健学 生涯発達学 ○保育学	人間生活系コース
			家庭電気・機械及び情報処理	○家庭機械及び家庭電気 ○情報処理	人間生活系コース
最低修得単位数	20		最低修得単位数	20	
教科又は教職に関する科目	人間生活教育史 家庭機械及び家庭電気 ○介護等体験事前指導	人間生活系コース	教科又は教職に関する科目	人間生活教育史 道徳教育指導法	人間生活系コース
最低修得単位数	8		最低修得単位数	16	

備考

1 ○印は、免許状取得のための必修科目を示す。

2 『教科又は教職に関する科目』は、上記科目又は最低修得単位を超えて履修した『教職に関する科目』若しくは『教科に関する科目』について、所定の単位を修得すること。

⑬ 英 語

中 学 校 教 諭 一 種 免 許 状			高 等 学 校 教 諭 一 種 免 許 状		
第 二 欄	授 業 科 目		第 二 欄	授 業 科 目	
教科に関する科目		開設コース等	教科に関する科目		開設コース等
英語学	○英語学概説Ⅰ ○英語学概説Ⅱ 英語教師のための音声学 英語語用法演習 英語教育文法 英語史 現代英語演習	英語文化系コース	英語学	○英語学概説Ⅰ ○英語学概説Ⅱ 英語教師のための音声学 英語語用法演習 英語教育文法 英語史 現代英語演習	英語文化系コース
英米文学	○英語文学概説 イギリス文学史講義A イギリス文学史講義B アメリカ文学史講義 英語教育教材研究 IS教科書研究Ⅰ(英語) IS教科書研究Ⅱ(英語)	英語文化系コース	英米文学	○英語文学概説 イギリス文学史講義A イギリス文学史講義B アメリカ文学史講義 英語教育教材研究 IS教科書研究Ⅰ(英語) IS教科書研究Ⅱ(英語)	英語文化系コース
英語コミュニケーション	○英語コミュニケーション演習Ⅰ 英語コミュニケーション演習Ⅱ ○コミュニケーションライティングⅠ コミュニケーションライティングⅡ 英語ホッピング演習 英語発音演習 CALL演習 上級コミュニケーション演習	英語文化系コース	英語コミュニケーション	○英語コミュニケーション演習Ⅰ 英語コミュニケーション演習Ⅱ ○コミュニケーションライティングⅠ コミュニケーションライティングⅡ 英語ホッピング演習 英語発音演習 CALL演習 上級コミュニケーション演習	英語文化系コース
異文化理解	○英語教育のための異文化理解 英語圏の文化と社会	英語文化系コース	異文化理解	○英語教育のための異文化理解 英語圏の文化と社会	英語文化系コース
最低修得単位数	20		最低修得単位数	20	
教科又は教職に関する科目	英語教育史 英語教育評価論 ○介護等体験事前指導	英語文化系コース	教科又は教職に関する科目	英語教育史 英語教育評価論 道徳教育指導法	英語文化系コース
最低修得単位数	8		最低修得単位数	16	

備考

- 印は、免許状取得のための必修科目を示す。
- 『教科又は教職に関する科目』は、上記科目又は最低修得単位を超えて履修した『教職に関する科目』若しくは『教科に関する科目』について、所定の単位を修得すること。

特別支援学校教諭一種免許状（5領域）

*数字は、免許法・省令上の最低修得単位数

科目の区分		授業科目	最低修得単位数		
特別支援教育に関する科目	第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目	○特別支援教育総論	2	
	第二欄	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	大脳生理・病理、○視覚障害心理学、視覚障害測定・評価演習、○聴覚障害心理学、聴覚障害測定・評価演習、○知的障害心理学、知的障害測定・評価演習、○肢体不自由心理学、○病弱心理学	28
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	○視覚障害教育基礎論、視覚障害「自立活動」指導法Ⅰ、点字の理論と実際Ⅰ、視覚障害「自立活動」指導法Ⅱ、点字の理論と実際Ⅱ、○聴覚障害教育基礎論、聴覚障害「自立活動」指導法、聴覚障害教育授業法Ⅰ、聴覚障害コミュニケーションⅠ、聴覚障害コミュニケーションⅡ、○知的障害教育基礎論、知的障害指導法Ⅰ、知的障害指導法Ⅱ、○肢体不自由教育基礎論、肢体不自由指導法Ⅰ、肢体不自由指導法Ⅱ、○病弱教育基礎論、病弱指導法Ⅰ、病弱指導法Ⅱ		
	第三欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 ・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	○言語障害教育総論、○LD等教育総論、○重複障害教育総論	5
第四欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	○特別支援学校教育実習	3		
合 計			38		

注1：○印は、免許状取得のための必修科目を示す。

注2：第二欄については、「視覚障害測定・評価演習」「視覚障害「自立活動」指導法Ⅰ」「点字の理論と実際Ⅰ」「視覚障害「自立活動」指導法Ⅱ」「点字の理論と実際Ⅱ」の中から4単位以上及び「聴覚障害測定・評価演習」「聴覚障害「自立活動」指導法」「聴覚障害教育授業法Ⅰ」「聴覚障害コミュニケーションⅠ」「聴覚障害コミュニケーションⅡ」の中から4単位以上を修得すること。

幼稚園教諭一種免許状

*数字は、免許法上の最低修得単位数

科目の区分			授業科目	最低修得単位数	
職に 関 す る 科 目	第二欄	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割	○教職入門	2
			教員の職務内容（研修，服務及び身分保障等を含む。）		
			進路選択に資する各種の機会の提供等		
	第三欄	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	○教育の思想と原理，同和教育，学校教育思想史，学校教育基礎論	6
			幼児，児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児，児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	○児童・青年期発達論	
			教育に関する社会的，制度的又は経営的事項	○教育と社会・制度，学校制度・経営論	
	第四欄	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	○幼児教育論	18
			保育内容の指導法	△保育内容論（健康），△保育内容論（人間関係），△保育内容論（環境），△保育内容論（言葉），△保育内容論（表現Ⅰ），△保育内容論（表現Ⅱ），△保育内容論（表現Ⅲ）	
			教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	○幼児教育方法論	
	第五欄	生徒指導，教育相談及び進路指導等に関する科目	・幼児理解の理論及び方法 ・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	○幼児心理学	2
	第六欄	教育実習		○教育実習指導 A ○小学校教育実習 I 幼稚園教育実習	5
	第六欄	教職実践演習		○教職実践演習（幼・小）	2
小 計				35	
教科に 関 す る 科 目	国 語（書写を含む。）		△初等国語，国語科学習材講義	6	
	算 数		△算数，算数科学習材講義		
	生 活		△生活，生活科学習材講義		
	音 楽		△初等音楽，音楽科学習材講義		
	図画工作		△図画工作，図画工作科学習材講義		
	体 育		△初等体育，体育科学習材講義		
小 計				6	

*数字は、免許法上の最低修得単位数

科目の区分		授業科目	最低修得単位数
教科又は教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	※最低修得単位数を超えて履修した『教職に関する科目』若しくは『教科に関する科目』について、併せて10単位以上修得する。	10
小計			10
合計			51

注：○印は免許状取得のための必修科目を，△印は選択必修科目を示す。

備考

【教職に関する科目】

- 1 「保育内容の指導法」に必要な14単位のうち、6単位までは、小学校教諭一種免許状の授与を受ける場合の「各教科の指導法」及び「特別活動の指導法」の単位をもってあてることができる。
- 2 「教育実習」（第五欄）、「教職実践演習」（第六欄）の単位は、「教育実習」にあつては3単位まで、「教職実践演習」にあつては2単位まで、他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の、それぞれの科目の単位をもってあてることができる。

【教科に関する科目】

国語（書写を含む）、算数、生活、音楽、図画工作及び体育の教科に関する科目のうち、一以上の△印（選択必修）科目を含めて修得すること。

3 教育実習履修要領

☆ 教育実習は、事前の説明会、オリエンテーションに出席しておかなければ受講できません。
 ☆ 説明会、オリエンテーション、実習全てにおいて、無断欠席・遅刻等は認められません（即実習停止もあり得ます。）。ただし、やむを得ない理由がある場合、必ず事前に学生支援室に連絡すること。

- 1 教育学部第一類初等教育教員養成コースの学生は、小学校教育実習入門（2単位）、教育実習指導A（1単位）及び小学校教育実習Ⅰ（5単位）を修得しなければならない。特別支援教育教員養成コースの学生は、教育実習指導Aと基礎となる免許に関わる小学校教育実習Ⅰ（4単位）、特別支援学校教育実習（3単位）を修得しなければならない。
- 2 教育学部第二類～第五類の学生のうち、中学校及び高等学校教諭免許状を取得しようとする者は教育実習指導B（1単位）と中・高等学校教育実習Ⅰ（4単位）を、高等学校教諭免許状を取得しようとする者は教育実習指導B（1単位）と中・高等学校教育実習Ⅱ（2単位）を修得しなければならない。
- 3 他学部生は前項2に準ずる。（教育実習指導は、教育実習指導C（1単位）を修得すること。）
- 4 教育実習指導（事前指導）

授業区分	対象学生	開設期	単位	授業内容
小学校教育実習入門	第一類の学生	1	2	講義及び附属の小学校の授業観察
中・高等学校教育実習入門	第二類～第五類の学生	1	2	講義及び附属の中・高等学校の授業観察
小学校教育実習観察	第一類の学生	4	1	小学校教育実習Ⅰの観察
中・高等学校教育実習観察	第二類～第五類の学生	4	1	中・高等学校教育実習Ⅰの観察
教育実習指導A	第一類の学生	5	1	附属の小学校を中心に観察実習
教育実習指導B	第二類～第五類の学生	5	1	附属の中学校・高等学校を中心に観察実習
教育実習指導C	他学部生 (中学校及び高等学校教諭免許状取得希望者)	4	1	講義及び演習
	他学部生 (高等学校教諭免許状取得希望者)	6		

備考 教育実習指導は出席、遅刻、学習態度、レポート提出などが厳格に評価される点に十分留意しておくこと。

5 教育実習（本実習）

実習区分	対象学生	開設期	単位	実習施設
①小学校教育実習Ⅰ	第一類の学生	6	注1 5 (4)	附属の小学校
②小学校教育実習Ⅱ	第二類～第五類の学生 (教育学部が認めた者)	8	2	附属の小学校
③特別支援学校教育実習	第一類の特別支援教育教員養成 コースの学生	6	3	県内の特別支援学校
④中・高等学校教育実習Ⅰ	第二類～第五類及び他学部の学生 (中学校及び高等学校教諭免許状取得希望者)	6	4	附属の中学校・高等学校
⑤中・高等学校教育実習Ⅱ	第二類～第五類及び他学部の学生 (高等学校教諭免許状取得希望者)	7	2	附属の中学校・高等学校
⑥中・高等学校教育実習Ⅲ	第一類の学生 (中学校又は高等学校教諭免許状取得希望者)	8	2	附属の中学校・高等学校
⑦幼稚園教育実習	第一類の学生	7	2	附属の幼稚園

- 備考 1 特別支援学校教育実習以外は本学附属学校園で実施する。
ただし、法学部夜間主コース及び経済学部の学生のうち、教育学部において特に認めた者については、
母校又は協力校の高等学校で履修させることがある。
- 2 注1：()は特別支援教育教員養成コースの小学校教育実習Ⅰ(4単位)を示す。

6 教育実習(本実習)受講資格

① 小学校教育実習Ⅰ(5単位)

- 1) 教育実習指導Aの単位を修得していること。
- 2) 介護等体験を終了していること。
- 3) 2年生後期終了時点で次の単位を修得していること。ただし、本学で用意している「単位互換」が可能な留学制度により留学した者は、「3年生前期終了時点」とする。(該当する学生は、必ず留学前に申し出ること)

【教職に関する科目】

教職入門2単位、

初等教育教員養成コースで開設されている各教科の指導法4単位以上、教育の思想と原理、教育課程論、教育と社会・制度、児童・青年期発達論、特別活動指導法、初等教育カリキュラム開発論、及び同和教育のうち、
4単位以上 合計14単位以上

【教科に関する科目】

初等国語、初等社会、算数、初等理科、生活、初等音楽、図画工作、初等家庭、初等体育のうち、
6科目12単位以上

・特別支援教育教員養成コースの学生用(4単位)

- 1) 教育実習指導Aの単位を修得していること。
- 2) 2年生後期終了時点で次の単位を修得していること。ただし、本学で用意している「単位互換」が可能な留学制度により留学した者は、「3年生前期終了時点」とする。(該当する学生は、必ず留学前に申し出ること)

【教職に関する科目】

教職入門2単位、

教育の思想と原理、教育課程論、教育と社会・制度、児童・青年期発達論、初等国語科教育法、初等理科教育法、生活科教育法、特別活動指導法、初等教育カリキュラム開発論、同和教育のうち、
8単位 合計10単位以上

【教科に関する科目】

初等国語、初等社会、算数、初等理科、生活、初等音楽、図画工作、初等家庭、初等体育のうち、
4科目8単位以上

② 小学校教育実習Ⅱ(2単位)

- 1) 中・高等学校教育実習Ⅰの単位を修得していること。
- 2) 4年生前期終了時点で次の単位を修得していること。

【教職に関する科目】

初等国語科教育法、初等社会科教育法、算数科教育法、初等理科教育法、生活科教育法、
初等音楽科教育法、図画工作科教育法、初等体育科教育法、初等家庭科教育法のうち、
8単位以上

【教科に関する科目】

初等国語、初等社会、算数、初等理科、生活、初等音楽、図画工作、初等家庭、初等体育のうち、
2科目4単位以上

③ 特別支援学校教育実習(3単位)

2年生後期終了時点で次の単位を修得していること。ただし、本学で用意している「単位互換」が可能な留学制度により留学した者は、「3年生前期終了時点」とする。(該当する学生は、必ず留学前に申し出ること)

〔必修科目群〕特別支援教育総論、視覚障害心理学、視覚障害教育基礎論、聴覚障害心理学、聴覚障害教育基礎論、知的障害心理学、知的障害教育基礎論、肢体不自由心理学、肢体不自由教育基礎論、病弱心理学、病弱教育基礎論、LD等教育総論

〔選択科目群〕

(共通選択科目群) 大脳生理・病理、特別支援学校教育実習入門、特別支援学校教育実習観察

(視覚障害教育領域選択科目群) 視覚障害「自立活動」指導法Ⅰ、点字の理論と実際Ⅰ

(聴覚障害教育領域選択科目群)

聴覚障害「自立活動」指導法、聴覚障害教育授業法Ⅰ、聴覚障害コミュニケーションⅠ

(知的障害・肢体不自由・病弱教育領域選択科目群)

知的障害測定・評価演習、知的障害指導法Ⅰ、肢体不自由指導法Ⅰ

これらのうち、〔必修科目群〕の中から16単位以上、〔選択科目群〕の中から14単位以上

④ 中・高等学校教育実習Ⅰ（４単位）

- 1) 教育実習指導B（他学部生は教育実習指導C）の単位を修得していること。
- 2) 介護等体験を終了していること。
- 3) 2年生後期終了時点で次の単位を修得していること。ただし、本学で用意している「単位互換」が可能な留学制度により留学した者は、「3年生前期終了時点」とする。（該当する学生は、必ず留学前に申し出ること）

【教職に関する科目】

各教科の指導法 4 単位、

教職入門、教育の思想と原理、教育と社会・制度、生徒・進路指導論、特別活動指導法のうち 8 単位

合計 12 単位以上

【教科に関する科目】

10 単位以上

⑤ 中・高等学校教育実習Ⅱ（２単位）

- 1) 教育実習指導B（他学部生は教育実習指導C）の単位を修得していること。
- 2) 3年生後期終了時点で次の単位を修得していること。

【教職に関する科目】

各教科の指導法 4 単位、

教職入門、教育の思想と原理、教育と社会・制度、児童・青年期発達論、

教育課程論、教育方法・技術論、生徒・進路指導論、特別活動指導法のうち 14 単位

合計 18 単位以上

【教科に関する科目】

10 単位以上

⑥ 中・高等学校教育実習Ⅲ（２単位）

- 1) 小学校教育実習Ⅰの単位を修得していること。
- 2) 3年生後期終了時点で次の単位を修得していること。

【教職に関する科目】

各教科の指導法 2 単位以上

【教科に関する科目】

10 単位以上

⑦ 幼稚園教育実習（２単位）

- 1) 小学校教育実習Ⅰの単位を修得していること。
- 2) 3年生後期終了時点で次の単位を修得していること。
幼児教育論、幼児心理学、保育内容論（言葉）の 6 単位

7 科目等履修生の教育実習受講資格

- ・小学校教育実習Ⅰ、特別支援学校教育実習はいかなる場合も受講を認めない。
- ・次の教育実習は本学出身者のうちで、それぞれが定める受講資格を満たした者に受講を認める。
 - (1) P. 専門 148 の小学校教育実習Ⅱ（2 単位）は、1) 中学校教諭一種免許状の授与資格を有する者で、2) の条件を満たした者
ただし、「4 年生前期終了時点で」とあるのは「実習を受講する学期の前までに」と読み替える。
 - (2) P. 専門 149 の中・高等学校教育実習Ⅰ（4 単位）は、1), 2) 及び 3) の条件を満たした者
ただし、3) については「2 年生後期終了時点で」とあるのを「実習を受講する前年度末までに」と読み替える。
 - (3) P. 専門 149 の中・高等学校教育実習Ⅱ（2 単位）は、1) 及び 2) の条件を満たした者
ただし、2) については「3 年生後期終了時点で」とあるのを「実習を受講する前年度末までに」と読み替える。

4 介護等体験履修要領

- ☆ 介護等体験は、事前の説明会、オリエンテーションに出席しておかなければ受講できません。
- ☆ 説明会、オリエンテーション、体験全てにおいて、無断欠席・遅刻等は認められません（即実習停止もあり得ます。）。ただし、やむを得ない理由がある場合、必ず事前に学生支援室に連絡すること。

- 1 小学校及び中学校教諭免許状を取得する者は、介護等体験が義務づけられている。具体的には、特別支援学校において2日間、社会福祉施設等において5日間、計7日間の体験を行うこととなる。体験後、特別支援学校及び社会福祉施設等からそれぞれ証明書が発行され、それを免許状申請時に提出することとなる。

なお、介護等体験を行う者は、教育学部開設の「介護等体験事前指導」1単位を必ず履修しなければならない。

- 「介護等体験事前指導」（1単位） 3セメ 第一類〔初等教育教員養成コース〕 必修
- 「介護等体験事前指導」（1単位） 3セメ 第二類～第五類 選択（中学校教諭免許状取得希望者の場合は必修）

○介護等体験実施のスケジュール

- 10月 介護等体験希望調査
- 10月末 広島県教育委員会及び広島県社会福祉協議会へ体験等予定者数報告
- 4月上旬（土・日） 「介護等体験事前指導」
- 4月下旬 介護等体験申込（誓約書、「介護等体験」申込書及び介護等体験学生個人票）
- 5月～12月 介護等体験実施（特別支援学校 2日間）
- 8月～翌年1月 介護等体験実施（社会福祉施設等 5日間）

- 2 科目等履修生の介護等体験受講については、本学出身者に限り認める。履修要領は、前項1に準ずる。

5 教職実践演習履修要領

- ☆教職実践演習では、「教員免許ポートフォリオ」が重要な役割を果たします。評価材一覧に沿って、セメスターごとに評価材を蓄積し、決められた時期に「自己振り返り」を行い、「教員によるレベル判定」を受けること。

教職実践演習（幼・小）を履修する場合は広島大学の小学校教育実習Ⅰの単位を、教職実践演習（中・高）を履修する場合は広島大学の中・高等学校教育実習Ⅰ又はⅡの単位を、それぞれ修得していること。

ただし、教職実践演習を受講するセメスターまでに、教育実習の単位を修得できない場合は、同セメスターで教育実習の単位を修得見込みであることを条件に、履修を認める。教育実習の単位を修得できなかった場合は、教職実践演習の履修を中止とし単位を認めない。

6 免許状授与の申請手続

卒業予定者で免許状の授与を申請する者は、教育学部学生支援室で一括申請するので、以下の書類等を所定の期日までに提出すること。

なお、書類の提出が遅れた者又は卒業後に免許状の授与を申請する者は、個人で各都道府県教育委員会に提出することが必要になる。

- 1 教育職員免許状授与申請書等（所定の用紙） 申請する免許状1種類につき一式
- 2 学力に関する証明書（学生支援室で作成）
- 3 申請手数料納付書（広島県所定の用紙） 申請する免許状1種類につき3,400円（平成26年度申請時）

提出期日は、例年4年次の10月～11月頃の予定であるが、変更される場合があるので、「Myもみじ」及び掲示板で必ず確認すること。

1 1 教職実践演習及び教員免許ポートフォリオについて

<教職実践演習について>

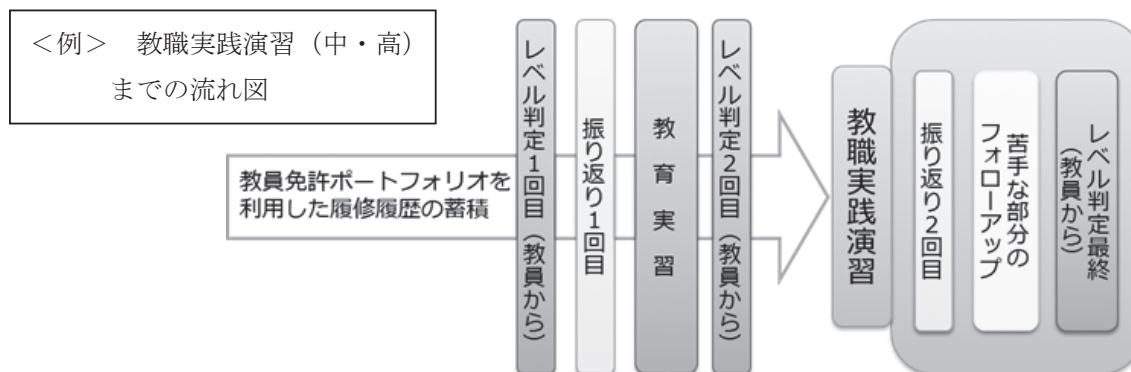
「教育職員免許法施行規則」の一部改正により、平成22年度入学生から「教職実践演習」（4年生の後期の授業）が新設されました。この授業は、教員として必要な知識技能などが習得できていることを確認する授業となっています。そのため、それらの知識技能などを習得できているという証拠や振り返るための資料を残していく必要があります。文部科学省は、“履修カルテ”を作成することを求めています。この“履修カルテ”に対応するものを、広島大学では『教員免許ポートフォリオ』と呼んでいます。

<教員免許ポートフォリオについて>

教員として必要な知識技能などを習得しているという証拠や振り返るための資料を、広大スタンダードの8規準それぞれにおいて、授業や実習で残していくことができます。また、それらを利用して、振り返りを行ったり、教職実践演習への活用を行ったりしていきます。さらに、広大スタンダードの8規準それぞれについて、現在の到達レベルを3段階で確認することができます。

<教職実践演習までの流れ>

教職実践演習は、教員免許を取得する際の必修の科目となります。教職実践演習を履修する場合、教員免許の取得を希望する校種・教科のうち、教育実習を受講する際の校種・教科で教員免許ポートフォリオに評価材を蓄積していく必要があります。校種・教科によっては1セメスターから蓄積が始まります。教員免許の取得を少しでも考えている場合は、下記のホームページで、いつ、何を必要があるのか、必ず確認しておいてください。このことは、ホームページの「免許種および教科の選択」のページでダウンロードできる資料「評価材一覧」から確認できますが、ログインするためには、「ユーザー名」と「パスワード」が必要です。ホームページの使用方法について、「Myもみじ」とおして連絡がありますので、必ず確認してください。分からないことがあれば、チューターや、下記の問い合わせ先まで連絡してください。



教職実践演習・教員免許ポートフォリオのページ

URL <http://home.hiroshima-u.ac.jp/eport/>

問い合わせ先

問い合わせ内容	担当窓口	電話番号	E-mail アドレス
教職実践演習について	教育学研究科支援室 (学士課程担当)	082-424-6725	kyoiku-gakusi@office.hiroshima-u.ac.jp
教員免許ポートフォリオについて	教員免許ポートフォリオ支援室 (教育学部管理棟1階)	082-424-4683	e-port@office.hiroshima-u.ac.jp

1 2 資格取得について

下記に示す資格取得については、各資格取得特定プログラムへ登録手続きを行うことによって履修することになっているので、詳細については、学生便覧に掲載の「I 広島大学の到達目標型教育プログラム「HiPROSPECTS®」」に関する項 (p. ハイプロ 1～27) や次のホームページで確認してください。

<http://www.hiroshima-u.ac.jp/prog/>

●社会教育主事

(社会教育主事の職務)

- 1 社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。
- 2 社会教育主事補は、社会教育主事の職務を助ける。

(社会教育主事となる資格)

- 1 大学に2年以上在学して、62単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、1年以上社会教育主事補の職にあったもの。
- 2 その他 (略)

(社会教育主事となるため大学において修得すべき科目並びに単位数)

社会教育主事講習等規定 (昭和26年文部省令第12号) 第11条第1項の規定により大学において修得すべき社会教育に関する科目の単位並びに本学部において開講される科目との関係を示すと学生便覧 (p. ハイプロ 16) のとおりである。

●学芸員

(学芸員の職務)

学芸員は、博物館法に基づき、博物館に置かれる専門的職員であり、博物館資料の収集、保管、展示、調査研究、教育普及活動などの多様な博物館活動の推進のために重要な役割を担っている。

(学芸員の資格)

学芸員となる資格は、博物館法第5条に規定されており、学士の学位を有し、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得することによって得ることができる。

ただし、ここでいう「資格」とは所要の要件を満たすことにより、学芸員となる資格を有するというものであり、教育職員免許状のように、免許状を得るものとは異なる。

(大学において修得すべき博物館に関する科目の単位)

学芸員の資格取得に必要な科目とその単位数は、博物館法施行規則第1条に規定されており、本学において開講される科目との関係を示すと学生便覧 (p. ハイプロ 15) のとおりである。

●学校図書館司書教諭

(学校図書館司書教諭の職務)

学校図書館は、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備 (学校図書館法第1条) であり、図書、視聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料を収集、整理、保存して、これを児童生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備 (学校図書館法第2条) である。

学習指導要領においても、学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童（生徒）の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること（第1章 総則第6の2(10)）とされ、重要視されているところである。

司書教諭とは、その学校図書館の専門的職務をつかさどり、教諭を持って充てられる職員（学校図書館法第5条）である。

（学校図書館司書教諭の資格）

司書教諭となるためには、司書教諭の講習を修了したものでなければならない（学校図書館法第5条の2）が、本学部において開設されている授業科目10単位（p.ハイプロ16）をあらかじめ履修しておくことによって、司書教諭講習の受講資格を得た後、講習を受講する手続きを経て資格を取得することができる。

注）卒業時に資格を得ようとする場合は、3年次に単位を修得し、4年次に司書教諭講習を受講する手続きを行う必要がある。

13 広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する 細則による履修（早期履修）制度について

○早期履修制度について

早期履修は、本学大学院に進学を志望する学業優秀な学部生に対して本学大学院教育課程の授業科目を履修する機会を提供するとともに、大学院教育との連携を図ることを目的として実施します。

また、修得した単位については、早期履修者が卒業後当該研究科に入学した場合に限り、10単位の範囲内で当該研究科が定める単位数を限度として修了要件単位に含めることができます。

なお、平成27年度入学の学部生の申請手続に関するお知らせは、平成29年度に「Myもみじ」で掲示します。

○実施予定研究科（平成27年4月現在）

総合科学研究科，社会科学研究科，理学研究科，先端物質科学研究科，工学研究科，
生物圏科学研究科，国際協力研究科

○履修資格

- (1) 履修時に、所属する学部の卒業予定年次に在籍する者
- (2) 本学大学院に進学を志望する者
- (3) 履修しようとする年度の前年度（後期）までのGPAが、進学を志望する研究科（専攻）が定める値を上回る者

○早期履修に関する情報の掲載場所

「もみじTop」－「学びのサポート」－「学士課程」のページに掲載しています。

1 4 諸手続等について

1 掲示及び「My もみじ」について

大学から学生のみなさんへの伝達事項は、「My もみじ」の「掲示」機能により行いますので、1日1度は必ず「My もみじ」を確認するよう心掛けてください。閲覧できる掲示情報は、ログインした学生本人に関するもののみとなります。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、本部及び各学部の掲示板にも掲示されます。

また、重要な事項についても同様に掲示します。

- (1) 履修登録期間中の掲示
- (2) 新入生に対する掲示→4月末日まで
- (3) 「もみじ」が正常に稼働しない場合の連絡

掲示を見なかったため被る不利益は自己の責任となります。

2 諸書類の提出期限

在学中、提出を要する願・届出等の書類は多数あります。掲示等により提出期限を周知するので、注意してください。(p. 専門157「教育学研究科支援室(学士課程担当) 関係各種願・届一覧」参照)

(1) 休学

病気その他の理由により3か月以上就学できない者は、休学することができます。この場合、本人の自署及び父母等連署のうえ、各自の指導教員又はチューター等に了承(了承印が必要)を得て、休学願を提出しなければなりません。

なお、授業料等納付すべき金額が完納されていない場合は休学は許可されません。

願い出に際しては、その日付をさかのぼって処理することはできないので、早めに願い出るよう留意してください。遅れると授業料を余分に納めなければならないことがあります。

また、病気等の理由による場合は、必ず医師の診断書を添付してください。

1回の手続きで休学できる期間は1年以内ですが、特別の事情により休学期間が1年以上になる場合は、手続きの更新を要します。

(2) 復学

休学期間中であっても就学が可能な状況になれば、所定の手続きを行い、許可を得て復学することができます。この際には、休学理由が解消されたことを示す証明書(病気の場合は医師の診断書)を添付のうえ、復学願を提出してください。なお、月の途中で復学した場合は、その月の授業料は納めなければなりません。

(3) 留学

外国の大学又は短期大学に留学する場合は、留学願を提出しなければなりません。休学と異なり留学期間は、本学の在学期間に算入され、留学先で修得した単位は60単位(入学前に大学等で履修した授業科目の既修得単位等の認定がある場合は、その単位を含む。広島大学通則第28条参照)を限度として認定されます。ここでは、広島大学の留学制度のうち、主なものを紹介します。

2～3週間の留学プログラム

① STARTプログラム

海外経験の少ない新入生を対象に、海外の協定大学やその周辺都市を訪問し、日本と異なる文化や環境を体験する機会を提供し、国際交流や留学への関心を高めるきっかけをつくることを目的とする。広島大学教職員が引率する。参加学生は事前・事後学習への参加が必須。

- 渡航先 : ベトナム、アメリカ、インドネシア、台湾、オーストラリア、ニュージーランドなど
期間 : 夏期・春期休業期間中の2週間程度
対象 : 学部一年生
募集人数 : 各回24～30名
単位認定 : 2単位(教養教育科目「海外フィールドスタディ」として)
費用 : 参加費7～10万円(広大基金による補助のため)
募集時期 : 6月と11月

担当窓口：国際交流グループ（学生プラザ3F）

② HUSAショートプログラム

外国語学習や文化体験を中心とした、夏休みや春休みに行う短期間のプログラムで、協定大学からの通知があれば、その都度募集する（毎年定期的に募集されるものではない）。

渡航先：ロシア、中国、台湾、韓国など

期間：夏期・春期休業期間中の2～3週間

対象：学部生、大学院生

募集人数：各若干名

単位認定：無

費用：渡航費、海外旅行保険料、滞在費（総額約8～15万円）

募集時期：不定期

半年～1年の留学プログラム

③ HUSA・USAC交換留学プログラム

広島大学に在籍しながら、交換留学生として海外の協定大学に半年もしくは1年間留学できるプログラム。留学先では、現地の学生と同じ授業を受講し、取得した単位を広大の単位として認定できる。留学中の授業料は広島大学に納め、留学先大学への支払いは不要。協定大学は世界24カ国約70大学に及ぶ。

USACプログラムは、ネバダ大学リノ校が取りまとめているコンソーシアム型の言語・文化を中心とした研修で、世界各国からの留学生と共に、主に英語で行われる授業を受講する。

渡航先：交流のバランスを取るため、年度により派遣先・派遣人数の変動あり

期間：概ね4ヶ月から10ヶ月（1学期または1年間）

対象：学部生、大学院生

募集人数：80名程度

単位認定：単位互換による認定可

費用：渡航費、滞在費、海外留学保険料、ビザ申請料

※月額6～10万円の奨学金（返済不要の給付型）への応募ができます。

募集時期：派遣前年度11月

担当窓口：国際交流グループ（学生プラザ3F）

④ 西日本3大学アメリカ・コンソーシアム交換留学プログラム

広島大学に在籍しながら、交換留学生としてアメリカノースカロライナ州3大学いずれかに留学することができるプログラム。

渡航先：ノースカロライナ大学ウィルミントン校、イーストカロライナ大学、ウェスタンカロライナ大学のいずれかの大学。

期間：6ヶ月あるいは1年間

対象：教育学部生、教育学研究科の院生

募集人数：3名程度

単位認定：認定可

費用：渡航費、生活費

募集時期：派遣前年度11月

担当窓口：教育学研究科支援室（大学院課程担当）

(4) 退学

諸般の理由により退学を願い出る場合は、本人の自署及び父母等連署のうえ、指導教員又はチューター等に了承（了承印が必要）を得て、退学願を提出しなければなりません。休学と同じく日付をさかのぼって許可することはできないので、早めに願い出てください。学生証は返還してください。

なお、授業料等納付すべき金額が完納されていなければ退学は許可されません。

(5) 転コース, 転学部, 転学

他の学部等へ移ることを希望する者は、指導教員と相談のうえ、所定の手続きを行い、許可を得なければなりません。しかしながら、これらのケースにはそれぞれ種々の事情及び条件があるので、事前に詳細を了知しておいてください。

(6) 身上異動 (改姓等)

改姓等は、学籍関係事項のうちもっとも基本的なものであると同時に、学生生活上日常的に必要な事項です。変更が生じた場合は、住民票等を添えて速やかに届け出てください。

(7) 授業時間割

授業時間割は、前期開始時に発表するとともに、各自に配付します。

教養教育科目、他学部専門科目等を履修する場合は、それぞれの学部の指示に従ってください。

教育学研究科支援室 (学士課程担当) 関係各種願・届一覧

区 分	提 出 期 限	必 要 な 承 認 印 (署 名)
休 学 願	その都度	父母等・コース主任・チューター (指導教員)
復 学 願	〃	〃
留 学 願	〃	〃
退 学 願	〃	〃
転コース願	2月10日まで	〃
転学部願	〃	〃
身上異動届	その都度	〃
論文題目届	10月31日まで (9月卒業予定者は4月30日まで)	指導教員

3 各種証明書の交付, 各種願・届の手続

(1) 『証明書自動発行機』により発行する証明書

①在学証明書 (和文・英文)

学部, 大学院, 専攻科の学生

②卒業 (修了) 見込証明書 (和文・英文)

学部, 博士課程前期の学生で卒業 (修了) 年次の学生, 専攻科生

③学業成績証明書 (和文・英文)

学部の学生, 大学院, 専攻科の学生

④学割証 (学校学生生徒旅客運賃割引証)

学部, 大学院, 専攻科の学生

⑤健康診断証明書 (和文)

学部, 大学院, 専攻科の学生 (健康診断を受診し異常なしと診断された者)

自 動 発 行 機 設 置 場 所	稼 働 時 間
東広島キャンパス 総合科学部 文学部 教育学部 法学部・経済学部 理学部 工学部 生物生産学部 } 学生支援室入口付近	月～金曜日 8:30～17:15 (土曜日は停止)

霞キャンパス 霞会館1F 歯学部C棟2F	月～金曜日	8:30～21:30
	土曜日	8:30～17:00
東千田キャンパス 法学部・経済学部（1Fロビー）	月～金曜日	8:30～21:15
	土曜日	9:45～18:30

《使用上の注意事項》

- (ア) 日、祝日、8月中旬及び12月29日～翌年1月3日は停止します。
- (イ) パスワードは「広大パスワード」を入力してください。パスワードが不明なときは、教育学研究科支援室で変更手続きをしてください。
- (ウ) 使用に際しては、画面の指示に従って操作してください。
- (エ) 学生証を再発行したときは、旧学生証は使用できません。
- (オ) 故障等により自動発行機が使用できないとき及び発行された証明書等の内容について、上記証明書の①～④は支援室（学士課程担当）、⑤は保健管理センターへ問い合わせてください。
- (カ) 記載内容及び発行枚数が異なるときは、教育学研究科支援室（学士課程担当）へ連絡してください。

(2) 教育学研究科支援室（学士課程担当）関係（窓口交付）各種願・届の手續

（証明書自動発行機で発行する証明書以外のもの）

事項	提出期日	備考
* 学生証再交付願	その都度	再発行費用がかかる場合があります。
* 住所・電話番号変更届	その都度	父母等の連絡先の変更を含む 「住所変更届シート」提出
教室使用願	使用予定の3日前	使用教室に制限あり
ピアノ練習室使用願	使用予定の3日前	授業関連に限定
* 学割証（船舶用）	その都度	会社により取扱いが異なる
学生団体旅行割引	その都度	学生8人以上 要 引率教員
* 通学証明書	その都度	居住地と大学間の通学のみ
教育実習通学証明書	教育実習開始 1か月前	居住地と実習校間の通学のみ
事件・事故報告	その都度	警察署・チューターにも報告
社会貢献活動証明	その都度	活動内容等証明書類を添付
学生団体結成届	その都度	教育・国際室学生生活支援グループ（学生プラザ3F）へ届出
学生団体更新届	5月末日	
教育学部貸出物品	使用予定の3日前	貸出物品一覧で確認すること 個人への貸し出しはしない

（注）*印＝学部1年次生は、総合科学部学生生活支援担当で手続きを行う。

- (3) この他わからないことについては、「学生生活の手引」に掲載されていますので、いつも手元に置いて、確認するようにしてください。

4 国立大学法人附属図書館の相互利用

中国・四国地区に存置する各国立大学法人においては、学生・大学院生等の教育・研究環境のさらなる充実への支援の一環として、各大学附属図書館を相互に活用することが可能になりました。夏季休業等で帰省、旅行、長期遠征、合宿等の際には、本学学生証を持参のうえ、ふるって利用してください。

諸規則について

15 諸規則について

(1) 広島大学学生交流規則

(平成16年4月1日規則第7号)

広島大学学生交流規則

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
 - 第2章 派遣学生(第3条—第10条)
 - 第3章 特別聴講学生(第11条—第18条)
 - 第4章 雑則(第19条)
- 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号)第28条第5項、第29条第7項、第30条第4項及び広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第35条第4項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)における派遣学生及び特別聴講学生の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「派遣学生」とは、本学に在学中の学生で、本学の教育課程の一環として他の大学等の授業科目を履修するもの(外国の大学又は短期大学(大学以外の高等教育機関を含む。以下「外国の大学等」という。)へ留学するもの、外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修するもの及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の教育課程における授業科目を履修するものを含む。)をいう。

2 この規則において「特別聴講学生」とは、他の大学等に在学中の学生で、その大学等の教育課程の一環として本学の授業科目を履修するものをいう。

3 この規則において「他の大学等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 本学と学生の交流を行う大学、短期大学(専攻科を含む。以下同じ。)又は高等専門学校(専攻科を含む。以下同じ。)

(2) 外国の大学等又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもの

(3) 国際連合大学

4 この規則において「大学間協議」とは、学生を交流するに当たって、あらかじめ本学と他の大学等との間で、履修できる授業科目の範囲、対象となる学生数、単位の認定方法、授業料等の費用の取扱い方法、その他必要とされる具体的な措置に関して行う協議をいう。

5 この規則において「部局間協議」とは、学生を交流するに当たって、あらかじめ本学の学部又は研究科(以下「学部等」という。)と他の大学等との間で、履修できる授業科目の範囲、対象となる学生数、単位の認定方法、授業料等の費用の取扱い方法、その他必要とされる具体的な措置に関して行う協議をいう。

第2章 派遣学生

(取扱いの要件)

第3条 派遣学生の取扱いは、原則として大学間協議又は部局間協議が成立したものについて行う。

2 前項の大学間協議は、学部にあつては学部の教授会、研究科にあつては研究科の教授会(以下「当該教授会」という。)の議を経て、学長が行う。

3 第1項の部局間協議は、当該教授会の議を経て、当該学部等の長が行う。

(出願手続)

第4条 派遣学生を志願する者は、所定の願書に大学間協議又は部局間協議により決定した事項を記載した書類を添えて、学長に願出しなければならない。

2 出願の時期は、大学間協議又は部局間協議の定めるところによる。

(派遣の許可)

第5条 派遣学生の願出があつたときは、当該教授会の議を経て、学長が派遣を許可する。

2 学長は、他の大学等の授業科目を履修することを認めたときは、当該他の大学等の長に必要な書類を添えて学生の受入れを依頼するものとする。ただし、部局間協議によるものについては、当該学部等の長が当該他の大学等の長に依頼するものとする。

(履修期間)

第6条 派遣学生の履修期間は、1学期又は1学年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、学長が事情やむを得ないと認めるときは、当該他の大学等の長と協議の上(部局間協議によるものについては、当該学部等の長が当該他の大学等の長と協議の上)、履修期間を変更することができる。ただし、履修期間は、通算して2年を超えることができない。

(在学期間への算入)

第7条 前条に規定する履修期間は、本学の在学期間に算入する。

(履修報告書の提出)

第8条 派遣学生は、履修期間が終了したときは、直ちに(外国の大学等へ留学する学生については、帰国の日から1月以内に)所属の学部等の長を経て、学長に履修報告書を提出しなければならない。

(授業料等)

第9条 派遣学生は、本学に正規の授業料を納付するものとする。

2 派遣学生の受入大学等における授業料等の費用の取扱いは、大学間協議又は部局間協議により定めるものとする。

3 前項の規定により、派遣学生が受入大学等における授業料等の費用を負担する場合は、第1項の規定にかかわらず、当該大学間協議又は部局間協議ごとに理事(平和・国際担当)が定める期間、本学の授業料を徴収しないことができる。

(派遣の許可の取消し)

第10条 学長は、派遣学生がその履修の実が上がらないと認められるとき、その本分に反する行為があると認められるとき、又は授業料等の納付の義務を怠ったときは、当該他の大学等の長と協議の上(部局間協議によるものについては、当該学部等の長が当該他の大学等の長と協議の上)、派遣の許可を取り消すことがある。

第3章 特別聴講学生

(取扱いの要件等の準用)

第11条 第3条、第5条第1項、第6条及び第10条の規定は、特別聴講学生に準用する。この場合において、第3条、第5条第1項、第6条及び第10条中「派遣学生」とあるのは「特別聴講学生」と、第5条中「派遣」とあるのは「受入れ」と、第10条中「派遣の許可」とあるのは「受入れの許可」と読み替えるものとする。

2 前項の場合において、特別聴講学生が歯学部と外国の大学との間で成立した部局間協議に基づき受入れる学生であるときは、第6条第1項中「1学期又は1学年間」とあるのは「4学年間」と、同条第2項ただし書中「2年」とあるのは「5年」と読み替えるものとする。

(出願手続)

第12条 特別聴講学生を志願する者は、次の各号(他の大学等(外国の大学等及び国際連合大学を除く。)の学生にあつては第4号を除く。)に掲げる書類を、履修を希望する学期の始まる2月前(外国の大学等の学生の場合は、原則として6月前。ただし、外国の大学等との大学間協議又は部局間協議において定めのある場合は、その期日)までに、所属大学等の長を通じて学長に提出しなければならない。

- (1) 本学所定の特別聴講学生願
 - (2) 在学証明書及び成績証明書
 - (3) 所属大学等の長の推薦書
 - (4) 医師の健康診断書
- (受入れの通知)

第13条 学長は、特別聴講学生の受入れを許可したときは、その所属大学等の長を経て本人にその旨を通知するものとする。

第14条 削除
(学業成績証明書の交付)

第15条 学部等の長は、特別聴講学生の学業成績証明書を交付するものとする。
(学生証)

第16条 特別聴講学生は、所定の学生証の交付を受け、常に携帯しなければならない。
(検定料、入学科及び授業料)

第17条 特別聴講学生に係る検定料及び入学科は、徴収しない。

2 特別聴講学生が国立の大学、短期大学又は高等専門学校 of 学生であるときは、本学での授業料は、徴収しない。

3 特別聴講学生が公立若しくは私立の大学、短期大学若しくは高等専門学校、外国の大学等又は国際連合大学の学生であるときは、履修するそれぞれの学期(前期又は後期)ごとに1単位に相当する授業について14,800円の授業料を所定の期日までに納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、授業料の納付を要しない。

- (1) 公立又は私立の大学、短期大学又は高等専門学校との間で締結した大学間相互単位互換協定において、当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。
- (2) 外国の大学等又は国際連合大学との間で締結した大学間交流協定、部局間交流協定又はこれらに準ずるものにおいて、当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。

4 既納の授業料は、返還しない。
(費用の負担)

第18条 実験、実習に要する費用は、必要に応じ特別聴講学生の負担とする。

第4章 雑則

(雑則)

第19条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、学部等が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に旧広島大学学生交流規程(昭和47年広島大学規程第32号)に基づき許可されている派遣学生及び特別聴講学生については、この規則により許可された派遣学生及び特別聴講学生とみなす。

(略)

附 則(平成25年11月19日規則第94号)

この規則は、平成25年11月19日から施行する。

(2) 広島大学学位規則

(平成16年4月1日規則第8号)

広島大学学位規則

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 学位授与の要件及び専攻分野(第2条・第3条)

第3章 博士の学位授与の申請及び学位論文の審査方法等(第4条―第10条)

第4章 博士の学位授与等(第11条―第14条)

第5章 雑則(第15条―第17条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条第1項、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号)第46条第2項及び広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第46条第3項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)が行う学位の授与に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 学位授与の要件及び専攻分野

(学位授与の要件)

第2条 本学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 本学大学院の課程を修了した者には、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

3 前2項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の博士課程を経ない者であっても学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、試問に合格したときにも授与する。

(専攻分野の名称)

第3条 学士の学位を授与するに当たっては、別表第1に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

2 修士及び博士の学位を授与するに当たっては、別表第2に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

3 専門職学位を授与するに当たっては、別表第3に掲げる学位の名称を付記するものとする。

第3章 博士の学位授与の申請及び学位論文の審査方法等

(博士の学位授与の申請及び受理)

第4条 博士の学位の授与の申請に要する学位論文は1編とし、2通を提出するものとする。ただし、別に参考論文を添付することができる。

2 前項の学位論文の審査のため必要があるときは、論文の訳文、模型及び標本等を提出させることができる。

3 第2条第3項に該当する者が、博士の学位の授与を申請する場合は、学位申請書に学位論文、論文目録、論文の要旨、履歴書及び審査手数料57,000円を添え、学位に付記する専攻分野の名称を指定し、当該研究科の長を経て学長に提出するものとする。ただし、本学大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得し(博士課程の後期の課程に単位の修得の定めがない場合は、単位の修得を要しない。)、かつ、学位論文の作成等に対する指導を受けた後退学した者(以下「本学大学院博士課程の教育課程を終えて退学した者」という。)が、再入学しないで、退学したときから1年以内に博士の学位の授与を申請するときは、審査手数料を免除することができる。

4 前項により学位論文の提出があったときは、学長は、学位に付記する専攻分野の名称により、適当と認める研究科の教授会(以下「教授会」という。)に審査を付託する。

5 受理した学位論文及び審査手数料は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(審査委員会・試問委員会)

第5条 教授会は、博士の学位論文の審査及び試験を行うため、審査委員3人以上からなる審査委員会を設ける。

2 教授会は、第2条第3項に定める試問を行うため、試問委員3人以上からなる試問委員会を設ける。

3 教授会において必要と認めるときは、当該研究科若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員又は試問委員に加えることができる。

(試験及び試問の方法)

第6条 試験は、博士の学位論文を中心として、これに関連ある科目について行うものとする。

2 試問は、筆答試問及び口頭試問により、専攻分野に関し本学大学院において博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認するために行う。

3 前項の試問については、外国語は2種類を課することを原則とする。ただし、教授会が特別な事由があると認めるときは、1種類のみとすることができる。

4 本学大学院博士課程の教育課程を終えて退学した者から各研究科が定める年限内に学位論文を受理したときは、第2条第3項の規定にかかわらず、試問に代えて試験とする。

(審査期間)

第7条 博士の学位論文の審査及び試験又は試問は、学位論文を受理したときから1年以内に終了するものとする。ただし、特別な事由があるときは、教授会の議を経て、その期間を1年以内に限り延長することができる。

(審査委員会・試問委員会の報告)

第8条 審査委員会は、学位論文の審査及び試験を終了したときは、直ちに論文の内容の要旨、論文審査の要旨及び試験の結果の要旨を、文書をもって教授会に報告しなければならない。

2 試問委員会は、試問を終了したときは、直ちにその結果の要旨を、文書をもって教授会に報告しなければならない。

(教授会の審議決定)

第9条 教授会は、前条の報告に基づいて審議の上、博士の学位を授与すべきかどうかを議決する。

2 前項の議決をするには、教授会の構成員(海外出張中及び長期療養中の者を除く。)の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

3 教授会において必要と認めるときは、当該研究科若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を、この審議に出席させることができる。ただし、その出席者は、議決に加わることはできない。

(教授会の報告)

第10条 教授会が博士の学位を授与できるものとしたときは、研究科の長は、学位論文とともに論文の内容の要旨、論文審査の結果の要旨及び試験又は試問の結果の要旨を、文書をもって学長に報告しなければならない。

2 教授会が博士の学位を授与できないものとしたときは、研究科の長は、その旨を文書をもって学長に報告しなければならない。

第4章 博士の学位授与等

(博士の学位授与)

第11条 学長は、前条の報告を踏まえ、博士の学位を授与すべき者には、学位記を授与し、博士の学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(博士の学位登録)

第12条 本学が博士の学位を授与したときは、学長は、学位簿に登録し、文部科学大臣に報告するものとする。

(学位論文要旨の公表)

第13条 本学が博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第14条 本学において博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。
- 4 前3項の規定により当該博士の学位の授与に係る論文を公表するときは、「広島大学審査学位論文」と明記しなければならない。

第5章 雑則

(修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与の取消し)

第15条 本学において修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、教育研究評議会(以下「評議会」という。)の議を経て、修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与を取り消し、学位記を返還させるものとする。

- (1) 不正の方法により修士若しくは博士の学位又は専門職学位を受けたことが判明したとき。
- (2) その名誉を汚辱する行為があったとき。
- 2 評議会において、前項の議決を行う場合は、評議員(海外出張中及び長期療養中の者を除く。)の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の4分の3以上の賛成がなければならない。
- 3 学位の授与を取り消したときは、その旨の理由を付して本学学報に公表するものとする。

(学位記及び申請書等の様式)

第16条 学位記及び第4条第3項の申請書等の様式は、別記様式第1号から別記様式第7号までのとおりとする。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、各学部又は各研究科が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成15年度以前に入学した学生の学士の学位に付記する専攻分野の名称については、別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成15年度以前に入学した学生の修士又は博士の学位に付記する専攻分野の名称については、別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 第2条第3項の規定による博士の学位の授与は、本学大学院の博士課程を経た者に同種類の学位を授与した後において取扱うものとする。

(略)

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1(第3条第1項関係)

学士の学位に付記する専攻分野の名称

学部名	専攻分野の名称	備考
総合科学部	総合科学	
文学部	文学	
教育学部	教育学	第五類(心理学系コース)を除く
	心理学	第五類(心理学系コース)
法学部	法学	
経済学部	経済学	
理学部	理学	
医学部	医学	医学科
	看護学	保健学科(看護学専攻)
	保健学	保健学科(理学療法学専攻及び作業療法学専攻)
歯学部	歯学	歯学科
	口腔健康科学	口腔健康科学科
薬学部	薬学	薬学科
	薬科学	薬科学科
工学部	工学	
生物生産学部	農学	

(略)

(3) 広島大学授業料等免除及び猶予規則

(平成16年4月1日規則第9号)

広島大学授業料等免除及び猶予規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号)第16条の2第3項及び第48条第3項(広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第49条第4項及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成19年3月20日規則第44号)第21条第1項において準用する場合を含む。)並びに広島大学大学院規則第22条第3項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部、研究科及び専攻科の学生の入学料及び授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項を定めるものとする。

(経済的理由等に基づく入学料の免除、徴収猶予等)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者には、入学料の全額又は半額を免除することができる。

- (1) 本学の研究科又は専攻科の学生として入学する者であって経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業が優秀と認められるもの
 - (2) 本学の学部、研究科又は専攻科(以下「学部等」という。)に学生として入学する者であって、入学前1年以内において学生の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が死亡した場合、本人若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であって学長が相当と認める事由がある場合で納付が著しく困難であると認められる者
- 2 前項の免除を受けようとする者は、入学手続終了の日までに次の書類を学長に提出し、その許可を受けなければならない。
- (1) 入学料免除申請書(別記様式第1号)
 - (2) その他学長が必要と認める書類

第3条 本学の学部等に学生として入学する者であって、次の各号のいずれかに該当するものには、入学料の徴収を猶予することができる。

- (1) 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業が優秀と認められる者
 - (2) 入学前1年以内において、学資負担者が死亡した場合、本人若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であって学長が相当と認める事由がある場合で納付期限までに納付が困難であると認められる者
- 2 前項による徴収猶予を受けようとする者は、入学手続終了の日までに入学料徴収猶予申請書(別記様式第2号)に前条第2項第2号の書類を添えて学長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、入学料免除を申請し、免除を不許可とされた者及び半額免除を許可された者が徴収猶予を受けようとする場合は、免除の不許可及び半額免除の許可を告知された日から起算して14日以内に提出しなければならない。
- 3 第1項により徴収を猶予する期間は次のとおりとし、当該期間内に納付すべき入学料を納付しなければならない。
- (1) 4月入学者 当該年度の8月末日
 - (2) 10月入学者 当該年度の2月末日
- 4 免除又は徴収猶予を許可又は不許可とするまでの間は、免除又は徴収猶予を申請した者に係る入学料の徴収を猶予する。
- 5 免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者(第2項ただし書により徴収猶予の申請をした者を除く。)は、免除若しくは徴収猶予の不許可又は半額免除の許可を告知された日から起算して14日以内に、納付すべき入学料を納付しなければならない。
- (フェニックス奨学生に係る入学料の免除及び徴収猶予)

第3条の2 広島大学フェニックス奨学制度による奨学生(以下「フェニックス奨学生」という。)に係る入学料の免除及び徴収猶予については、広島大学フェニックス奨学制度に関する規則(平成20年1月15日規則第6号)の定めるところによる。

(博士課程リーダー育成プログラム履修生に係る入学料の徴収猶予)

第3条の3 広島大学大学院博士課程リーダー育成プログラムの履修を認められた者(以下「博士課程リーダー育成プログラム履修生」という。)に係る入学料の徴収猶予については、広島大学大学院博士課程リーダー育成プログラム規則(平成24年9月18日規則第122号)の定めるところによる。

(死亡等による入学料の免除)

第4条 入学料の徴収猶予を申請した者について、第3条第3項に規定する期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。

2 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者について、第3条第4項の規定により徴収を猶予している期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。

3 免除又は徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者について、第3条第5項に規定する期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。

4 免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者であつて、納付すべき入学料を納付しないことにより学籍を有しないこととなる場合は、その者に係る未納の入学料の全額を免除する。

(経済的理由に基づく授業料免除)

第5条 学資の支弁が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合は、各期ごとの授業料について全額又は半額を免除することができる。

2 前項の免除を受けようとする者は、納付期限までに次の書類を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(1) 授業料免除申請書(別記様式第3号)

(2) その他学長が必要と認める書類

(成績優秀学生に対する授業料免除)

第5条の2 成績優秀学生の授業料免除については、広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ規則(平成18年4月18日規則第91号)の定めるところによる。

(フェニックス奨学生に対する授業料免除)

第5条の3 フェニックス奨学生の授業料免除については、広島大学フェニックス奨学制度に関する規則の定めるところによる。

(やむを得ない事情があると認められる場合の授業料免除)

第6条 死亡、行方不明等やむを得ない事情があると認められる場合は、次のとおり授業料を免除することができる。

(1) 死亡、行方不明のため学籍を除いた場合は、未納の授業料の全額

(2) 授業料の各期ごとの納付月前6月以内(入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内)において、学資負担者が死亡した場合、学生若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であつて学長が相当と認める事由がある場合で納付が著しく困難であると認められる場合は、当該事由の発生した日の属する期の翌期に納付すべき授業料の全額又は半額。ただし、当該事由発生が当該期の授業料の納付期限以前であり、かつ、当該学生が当該期分の授業料を納付していない場合においては、翌期に納付すべき授業料に代えて当該期分の授業料の全額又は半額を免除することができる。

(3) 授業料又は入学料未納のため除籍した場合は、未納の授業料の全額

(4) 授業料の徴収猶予(月割分納による徴収猶予を含む。)を許可している者に対し、その願出により退学を許可した場合は、月割計算による退学の翌月以降に納付すべき授業料の全額

2 休学を許可した場合は、休学当月の翌月(休学開始日が月の初日の場合は休学当月)から復学当月の前月までの月数に授業料年額の12分の1に相当する額を乗じて得た額の全額を免除する。ただし、授業料の納付期限経過後休学を許可した場合は、その期の授業料は免除しない。

3 第1項第2号の取扱手続については、第5条第2項の規定を準用する。

(経済的理由等に基づく授業料の徴収猶予)

第7条 学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、各期ごとの授業料の全部又は一部を徴収猶予することができる。

(1) 経済的理由によって納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

(2) 行方不明の場合

(3) 授業料の各期ごとの納付月前6月以内(入学した月の属する期分は入学前1年以内)において、学生又は学資負担者が災害を受け、納付が困難であると認められる場合

(4) その他やむを得ない事情があると認められる場合

2 前項の取扱手続については、第5条第2項の規定を準用する。

3 第1項により徴収を猶予する期間は次のとおりとし、当該期間内に納付すべき授業料を納付しなければならない。

(1) 前期分 当該年度の8月末日

(2) 後期分 当該年度の2月末日

(博士課程リーダー育成プログラム履修生に係る授業料の徴収猶予)

第7条の2 博士課程リーダー育成プログラム履修生に係る授業料の徴収猶予については、広島大学大学院博士課程リーダー育成プログラム規則の定めるところによる。

(授業料の月割分納)

第8条 第7条第1項第3号又は第4号に該当する特別の事情があると認められる場合は、授業料の月割分納を許可することができる。この場合の月割分納額は、年額の12分の1に相当する額とする。

2 前項の月割分納の許可を受けようとする者は、納付期限までに授業料月割分納許可申請書(別記様式第4号)に第5条第2項第2号の書類を添えて学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(許可された者の義務等)

第9条 免除、徴収猶予及び月割分納を許可された者は、当該期間の中途においてその事由が消滅したときは、直ちにその旨を学長に届け出なければならない。

2 前項の者に対する許可は、届出の日からその効力を失う。

3 許可された事由について虚偽の事実が判明したときは、その許可を取り消す。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、学生の入学料及び授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 東日本大震災において本人又は学資負担者が被災した場合で、入学料の納付が著しく困難であると認められる者については、第2条第1項第2号及び第3条第1項第2号の規定にかかわらず、当分の間、入学料の全額若しくは半額を免除し、又は徴収を猶予することができる。

(略)

附 則(平成24年9月18日規則第123号)

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

(4) 広島大学長期履修の取扱いに関する細則

(平成16年4月1日副学長(教育・学生担当)決裁)

広島大学長期履修の取扱いに関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号。以下「通則」という。)第22条第2項及び広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号。以下「大学院規則」という。)第32条第2項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)における長期履修の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる学生)

第2条 長期履修を願い出できる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、修業年限(研究科にあつては標準修業年限)を超えて、一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを希望したものとする。

- (1) 職業を有し、かつ、就業している者(アルバイトとして就業する者を含む。)で、学修時間の確保が著しく困難であるもの
- (2) 家庭において家事、育児及び介護を行う者で、学修時間の確保が著しく困難であるもの
- (3) 本学フェニックス入学制度により入学した者

(長期履修の期間)

第3条 長期履修の期間の最長年限は、通則第6条又は大学院規則第10条に規定する在学年限の範囲内で、各学部又は各研究科において定める年数とする。

(手続)

第4条 長期履修を希望する者は、前期は4月1日から4月15日までに、後期は10月1日から10月15日までに、所定の長期履修願を所属する学部又は研究科(以下「所属学部等」という。)を経て、学長に願い出なければならない。

- 2 前項の規定による願い出があつたときは、当該学部又は当該研究科の教授会の議を経て、学長が許可する。
- 3 学長は、前項の規定により許可したときは、所属学部等の長へ通知するとともに、本人へ許可書を交付する。

(履修形態の変更)

第5条 在学途中における長期履修への変更は、所属学部等の在学者数(長期履修学生の在学者数は指定の算式による。)が収容定員を超えない範囲内で認めることができるものとする。ただし、卒業又は修了予定年次の者の変更は認めないものとする。

- 2 既に長期履修を許可されている者の履修期間の短縮(長期履修の取りやめを含む。以下同じ。)は認めることができるものとする。ただし、履修期間の延長は認めないものとする。
- 3 在学途中における長期履修への変更及び既に長期履修を許可されている者の履修期間の短縮(以下「履修形態の変更」という。)は1回に限るものとする。
- 4 履修形態の変更に係る手続は、前条に準じて行うものとする。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(平成26年2月28日 一部改正)

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

(5) 広島大学既修得単位等の認定に関する細則

(平成16年4月1日副学長(教育・学生担当)決裁)

広島大学既修得単位等の認定に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号。以下「通則」という。)第31条第4項及び広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号。以下「大学院規則」という。)第36条第3項の規定に基づき、新たに広島大学(以下「本学」という。)の学部の第1年次に入学した者又は大学院に入学した者の既修得単位等の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定単位数等)

第2条 通則第31条第1項及び第2項の規定による既修得単位等の認定単位数等については、通則第31条第3項又は大学院規則第36条第2項に規定する範囲内で、学部又は研究科がそれぞれ定める。

2 本学における既修得単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)の認定単位数等については、学部又は研究科がそれぞれ定める。

3 副専攻プログラム又は特定プログラムに係る既修得単位等の認定単位数等については、広島大学副専攻プログラム履修細則(平成18年3月14日副学長(教育・研究担当)決裁)又は広島大学特定プログラム履修細則(平成18年3月14日副学長(教育・研究担当)決裁)の定めるところによる。

(手続)

第3条 既修得単位等の認定を受けようとする者は、4月入学者にあつては入学した年度の6月30日までに、10月入学者にあつては入学した年度の12月28日までに、副専攻プログラム又は特定プログラムを登録した者にあつては登録した年度の6月30日までに、別記様式第1号の既修得単位等認定願に成績証明書その他必要な書類を添えて、所属する学部又は研究科(以下「所属学部等」という。)の長に申請しなければならない。

第4条 所属学部等の長は、前条の規定による申請があつたときは、所属学部等の教授会の審査を経て、第2条第1項及び第2項の規定に基づき定めた単位数等を超えないよう既修得単位等の認定を行うものとする。

2 前項の場合において、認定を希望する本学の授業科目(教養教育科目を除く。)のうち、所属学部等以外が開設するものについては、原則として関係する学部又は研究科等(研究科、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設をいう。以下同じ。)と事前に協議するものとする。

第5条 所属学部等の長は、前条第1項の審査の結果について、既修得単位等の認定を行ったときは別記様式第2号又は別記様式第3号の既修得単位等認定通知書により、認定を行わなかったときは適宜な方法により、速やかに申請した者に通知するものとする。

2 所属学部等の長は、所属学部等以外が開設する授業科目(教養教育科目を除く。)の既修得単位等の認定を行ったときは、その旨を関係する学部又は研究科等の長に通知するものとする。

(履修の指導)

第6条 既修得単位等の認定を行ったときは、認定した単位に代えて他の選択科目等の履修を行わせるなど、所属学部等において適切な指導を行うものとする。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(平成22年3月5日 一部改正)

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

(略)

(6) 広島大学転学部の実扱ひに関する細則

(平成16年4月1日副学長(教育・学生担当)決裁)

広島大学転学部の実扱ひに関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号)第36条第2項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)における転学部の実扱ひに関し必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 転学部は、本学に在学する学生で、所属学部及び志望学部の教授会が学生の適性上転学部させることによりその能力を伸長させることになると認められるときに、許可することがある。

(公示)

第3条 各学部長は、転学部を志望する者に対する当該年度の選考方法その他必要な事項を決定し、12月15日までに学長へ届け出るものとする。

2 学長は、1月10日までに各学部の選考方法等を公示するものとする。

(手続)

第4条 転学部を志望する者は、転学部願(別記様式第1号)を2月1日から2月10日までに所属学部のチューターを経て所属学部の長に提出しなければならない。

2 前項により出願できる学部は、一の学部に限るものとする。

3 所属学部のチューターは、転学部を志望する者から志望理由を聴取の上、調査書(別記様式第2号)を作成するものとする。

4 転学部の志望を認めた所属学部の長は、2月末日までに志望学部の長に転学部願及び調査書を送付するものとする。

(選考方法)

第5条 転学部願を受理した志望学部は、志望の動機、入学試験の成績、学業成績、面接、小論文、筆記試験、実技検査等を組み合わせて総合的に判定し、受入れの可否を決定するものとする。

2 志望学部の長は、学長へ転学部許可の申請を3月31日までに終えるものとする。

(許可の時期)

第6条 転学部の許可の時期は、4月1日とする。

(配属年次)

第7条 転学部を許可された者のカリキュラム上の配属年次は、原則として2年次とする。

(在学年限)

第8条 転学部を許可された者の残りの在学年限は、転学部先の学部における所定の在学年限から当該者が既に在学した期間を差し引いた期間とする。

(転学部の制限)

第9条 転学部を許可された者は、原則として再び転学部を願ひ出ることはいできない。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年2月20日 一部改正)

1 この細則は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成17年度以前に入学した学生の実扱ひに関する取扱いについては、この細則による改正後の広島大学転学部の実扱ひに関する細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(7) 広島大学科目等履修生規則

(平成16年4月1日規則第12号)

広島大学科目等履修生規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号。以下「通則」という。)第52条の2第2項及び広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号。以下「大学院規則」という。)第54条第2項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の科目等履修生に関し必要な事項を定めるものとする。

(履修期間)

第2条 科目等履修生の履修の期間は、1学年又は1学期(前期又は後期)とする。

(入学資格)

第3条 科目等履修生として入学することができる者は、学部にあつては通則第11号各号に規定する者、大学院にあつては大学院規則第15条各号に規定する者で、本学において科目等履修生として適当と認められたものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本学の科目等履修生になることによって在留資格を得ようとする者は入学を認めない。

(出願手続)

第4条 科目等履修生として入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)は、学年又は学期の始めの1月前までに次に掲げる書類に検定料9,800円を添え、履修を希望する学部又は研究科を経て、学長に願出しなければならない。

(1) 科目等履修生許可願(別記様式)

(2) 履歴書

(3) 最終学校の卒業証明書

(4) 官公署又は会社等に在職している者は、その所属長の承諾書

(5) 外国人で、既に日本に在住している者(永住者及び特別永住者は除く。)は、在留カードの写し

2 前項の規定にかかわらず、入学志願者が現職教育職員で所轄庁の推薦派遣による者(以下「現職教育職員」という。)であるときは、前項第1号及び第2号の書類に当該所轄庁の推薦派遣委託書を添付するものとする。

(入学志願者の選考及び入学の許可)

第5条 前条の入学志願者に対しては、当該学部又は当該研究科の教授会がその定める方法により、選考を行う。

2 前項の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに誓約書を提出するとともに、入学科28,200円を納付しなければならない。

3 学長は、前項の手続を完了した者に入学を許可する。

(履修期間の更新)

第6条 前期の履修期間で入学を許可された科目等履修生が引き続き後期において履修することを志願するときは、第2条の規定にかかわらず、その期間を更新することができる。

2 前項の更新手続は、前2条の規定を準用する。この場合において、入学科は、納付を要しない。

(授業料)

第7条 科目等履修生は、履修するそれぞれの学期(前期又は後期)ごとに、指定の期日までに1単位に相当する授業について14,800円の授業料を納付しなければならない。

2 指定の期日までに授業料を納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。

3 第1項の規定にかかわらず、科目等履修生が、広島大学履修証明プログラム規則(平成20年12月16日規則第172号)に定める履修証明プログラム履修生であり、当該履修証明プログラムに登録されている授業科目の単位を修得する場合は、当該授業科目に係る授業料は納付を要しない。

(現職教育職員の検定料等)

第8条 現職教育職員については、第4条第1項及び第5条第2項の規定にかかわらず、検定料及び入学料は、納付を要しない。

2 現職教育職員で履修した授業科目について単位の認定を受けないものについては、前項に定めるもののほか、前条の規定にかかわらず、授業料は、納付を要しない。

(既納の検定料、入学料及び授業料の返還)

第9条 既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。

(実験、実習等の費用)

第10条 実験、実習等に要する費用は、必要に応じ科目等履修生の負担とする。

(単位の授与)

第11条 履修した授業科目について単位の認定を受けようとする者は、当該授業科目の試験を受けなければならない。

2 前項の試験及び出席状況により、所定の単位を与える。

(証明書の交付)

第12条 前条により授与された単位については、本人の請求により、単位を修得した旨の証明書を交付する。

(大学の命ずる退学)

第13条 学長は、科目等履修生がその本分に反する行為があると認めるときは、退学を命ずることができる。

(履修許可の取消し)

第14条 学長は、科目等履修生が履修の実が上がらないと認めるとき、又は授業料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しないときは、当該授業科目の履修の許可を取り消すことができる。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、通則又は大学院規則の規定を準用する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(平成24年8月30日規則第119号)

この規則は、平24年8月30日から施行し、この規則による改正後の広島大学科目等履修生規則の規定は、平成24年7月9日から適用する。

(8) 広島大学研究生規則

(平成16年4月1日規則第10号)

広島大学研究生規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号。以下「通則」という。)第52条第2項及び広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号。以下「大学院規則」という。)第53条第2項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部、大学院、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設(以下「学部等」という。)において1学期又は1学年間特定の事項を研究する研究生に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究の願い出及び検定料)

第2条 研究生として学部、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (3) 本学において、相当の学力を有し研究生として適当と認められた者

2 研究生として大学院に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 本学大学院において、相当の学力を有し研究生として適当と認められた者

第3条 研究生を志願する者は、学期始めの1月前までに次に掲げる書類に検定料9,800円を添え、研究を希望する学部等を経て、学長に願い出なければならない。

- (1) 研究生許可願(別記様式)
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の卒業証明書
- (4) 官公署又は会社等に在職している者は、その所属長の承認書

2 現職教育職員で所轄庁の推薦派遣による者は、前項第1号及び第2号の書類に当該所轄庁の推薦派遣委託書を添付するものとする。ただし、検定料は、徴収しない。

(受入れの許可)

第4条 研究生の受入れは、当該学部等の教授会(全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設にあつては運営委員会。以下同じ。)の議を経て、学長が許可する。

(研究期間及び願い出期限の特例)

第5条 学長は、特別な事情があると認める場合は、第1条及び第3条第1項の規定にかかわらず、研究期間及び願い出期限の特例を、当該学部等の教授会の議を経て認めることができる。

(研究継続)

第6条 研究生が研究期間終了後なお引き続き研究を希望するときは、研究終了日の15日前までに次に掲げる書類により当該学部等を経て、学長に願い出てその許可を受けなければならない。この場合において、研究期間については、第1条の規定を準用する。

- (1) 研究生研究継続許可願
- (2) 官公署又は会社等に在職している者は、その所属長の承認書

2 前項の規定による研究継続をする者の検定料及び入学料は、徴収しない。

(入学料)

第7条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに入学料84,600円を納付しなければならない。ただし、第3条第2項の規定による者については、徴収しない。

(研究料)

第8条 研究生は、1月につき29,700円の研究料を、研究期間に応じ6月分ずつ(研究期間が6月未満のときはその期間分)指定の期日までに納付しなければならない。ただし、第3条第2項の規定による者については、徴収しない。

2 指定の期日までに研究料を納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。

(指導教員)

第9条 当該学部等の長は、研究生に対する指導教員を定めなければならない。

(費用の負担)

第10条 研究に要する費用は、必要に応じ研究生の負担とする。

(研究許可の取消し)

第11条 学長は、研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、研究の許可を取り消すことがある。

- (1) 研究の実があがらないと認められるとき。
- (2) その本分に反する行為があると認められるとき。
- (3) 研究料の納付の義務を怠ったとき。

(既納の検定料、入学料及び研究料の返還)

第12条 既納の検定料、入学料及び研究料は、返還しない。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、通則又は大学院規則の規定を準用する。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に旧広島大学研究生規程(昭和51年広島大学規程第1号)により引き続き研究生として研究を許可されている者は、この規則により引き続き研究生として研究を許可された者とみなす。
- 3 本学大学院博士課程リーダー育成プログラムの履修を認められた者が、履修を開始するまでの間研究生として学部等に入学を希望し、当該者の受入れを許可する場合は、第3条第1項、第7条及び第8条第1項の規定にかかわらず、検定料、入学料及び研究料は、徴収しないものとする。

(略)

附 則(平成24年5月15日規則第103号)

この規則は、平成24年5月15日から施行し、この規則による改正後の広島大学研究生規則附則第3項の規定は、平成24年4月1日から適用する。

(9) 広島大学外国人研究生規則

(平成16年4月1日規則第11号)

広島大学外国人研究生規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号。以下「通則」という。)第52条第2項及び広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号。以下「大学院規則」という。)第53条第2項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部、大学院、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設(以下「学部等」という。)において特定の事項を研究する外国人の研究生(国費外国人留学生制度実施要項(昭和29年3月31日文科大臣裁定)に基づく研究留学生(以下「研究留学生」という。))を含む。以下「外国人研究生」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究の願い出及び検定料)

第2条 外国人研究生として学部、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- (2) 外国において、学校教育における12年の課程を修了し、日本の大学又は短期大学を卒業した者
- (3) 本学において、相当の学力を有し外国人研究生として適当と認められた者

2 外国人研究生として大学院に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (2) 本学大学院において、相当の学力を有し外国人研究生として適当と認められた者

第3条 外国人研究生を志願する者で、日本に居住する者については研究開始日の30日前までに、外国に居住する者については研究開始日の原則として4月前までに、次に掲げる書類に検定料9,800円を添えて、研究を希望する学部等を経て学長に願い出なければならない。

- (1) 外国人研究生許可願
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の卒業証明書及び成績証明書
- (4) 住民票の写し又は在留資格を記載した住民票記載事項証明書(日本に居住している者の場合に限る。)
- (5) 出身学校長又は所属長の発行する推薦書
- (6) 医師の健康診断書

(受入れの許可)

第4条 外国人研究生の受入れは、当該学部等の教授会(全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設にあつては運営委員会)の議を経て、学長が許可する。

2 学長は、前項の規定により許可する者のうち外国に居住する者には、あらかじめ承諾書を交付するものとする。

(研究期間)

第5条 外国人研究生の研究期間は、1学期又は1学年間とする。ただし、学長が特別の事情があると認められた場合は、この限りでない。

(研究継続)

第6条 外国人研究生が研究期間終了後なお引き続き研究を希望するときは、研究終了日の30日前までに次に掲げる書類により当該学部等を経て、学長に願い出てその許可を受けなければならない。この場合において、研究期間については、前条の規定を準用する。

- (1) 外国人研究生研究継続許可願
- (2) 自国政府若しくは在日公館又は所属長の発行する承認書

2 前項の規定による研究継続をする者の検定料及び入学料は、徴収しない。

(入学料)

第7条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに入学料 84,600 円を納付しなければならない。

(研究料)

第8条 外国人研究生は、1月につき 29,700 円の研究料を研究期間に応じ6月分ずつ(研究期間が6月未満のときはその期間分)指定の期日までに納付しなければならない。

2 指定の期日までに納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。

(指導教員)

第9条 当該学部等の長は、外国人研究生に対する指導教員を定めなければならない。

(費用の負担)

第10条 研究、実験及び実習に要する費用は、必要に応じ外国人研究生の負担とする。

(研究許可の取消し)

第11条 学長は、外国人研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、研究の許可を取り消すことがある。

(1) 研究の実があがらないと認められるとき。

(2) その本分に反する行為があると認められるとき。

2 学長は、研究料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しない外国人研究生について、本学が当該外国人研究生に対し研究料の請求を行った日(郵送で請求を行った場合は請求書が到達した日)から起算して3月以内に納付しないときは、研究の許可を取り消す。

(研究修了証書)

第12条 学長は、所定の研究を修了したと認めた者には、研究修了証書を授与する。

(既納の検定料、入学料及び研究料の返還)

第13条 既納の検定料、入学料及び研究料は、返還しない。

(研究留学生等に対する特例)

第14条 研究留学生については、第3条及び第6条第1項の規定にかかわらず、検定料の納付並びに第3条第3号及び第5号に掲げる書類及び第6条第1項第2号に掲げる書類の提出を要しない。

2 本学と外国の大学又は短期大学(大学以外の高等教育機関を含む。)との間で締結した大学間交流協定、部局間交流協定又はこれらに準ずるもので検定料、入学料及び研究料を不徴収とする外国人研究生(以下「協定に基づき授業料等が不徴収となる外国人研究生」という。)については、第3条の規定にかかわらず、検定料の納付を要しない。

3 研究留学生及び協定に基づき授業料等が不徴収となる外国人研究生については、第7条及び第8条の規定を適用しない。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、外国人研究生に関し必要な事項は、通則又は大学院規則の規定を準用する。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に旧広島大学外国人研究生規程(昭和47年広島大学規程第5号)により外国人研究生として受入れを許可されている者は、この規則により外国人研究生として受入れを許可された者とみなす。

3 本学大学院博士課程リーダー育成プログラムの履修を認められた者が、履修を開始するまでの間外国人研究生として学部等に入学を希望し、当該者の受入れを許可する場合は、第3条、第7条及び第8条第1項の規定にかかわらず、検定料、入学料及び研究料は、徴収しないものとする。

(略)

附 則(平成25年3月12日規則第4号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(10) 広島大学学生表彰規則

(平成16年4月1日規則第14号)

広島大学学生表彰規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号)第39条第2項(広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第40条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成19年3月20日規則第44号)第16条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学生の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する本学の学生又は学生を構成員とする団体について行う。

- (1) 学術研究活動において、特に顕著な業績を挙げたと認められる者
- (2) 課外活動において、特に優秀な成績をおさめ、課外活動の振興に功績があったと認められる者
- (3) 社会活動において、特に顕著な功績を残し、社会的に高い評価を受けたと認められる者
- (4) その他前3号と同等以上の表彰に値する行為等があったと認められる者

(表彰対象者の推薦)

第3条 理事(教育担当)、副学長(学生支援担当)、学部長及び研究科長は、前条各号のいずれかに該当すると認められるものがあるときは、学長に推薦することができる。

(表彰の審議)

第4条 学長は、前条の推薦があったときは、審査会を設置する。

2 審査会の構成員は、別に定める。

3 表彰は、審査会の意見を聴き、教育研究評議会の議を経て行う。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、原則として次の日に行う。

入学式の日

学位記授与式の日

2 前項の規定にかかわらず、表彰する必要があると判断されるときは、その都度行う。

(公表)

第7条 被表彰者は、学内に公表する。

(事務)

第8条 学生の表彰に関する事務は、学生総合支援センターにおいて処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、学生の表彰に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(平成23年3月31日規則第51号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(11) 広島大学学生懲戒指針

(平成16年4月1日学長決裁)

広島大学学生懲戒指針

広島大学(以下「本学」という。)における学生の懲戒については、以下の原則により取り扱うものとする。

1 趣旨

この指針は、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号。以下「通則」という。)第40条第3項(広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号。以下「大学院規則」という。)第41条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成19年3月20日規則第44号。以下「専攻科規則」という。)第16条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、学生の懲戒に関し必要な事項を定めるものとする。

2 懲戒の趣旨

学生の懲戒は、教育的指導の観点から退学、停学又は訓告をもって行うものとする。

3 懲戒の要否等の決定

通則第40条(大学院規則第41条及び専攻科規則第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する懲戒に相当する行為の存否、懲戒の種類及び懲戒の内容は、学生の事件事故に係る原因行為の「悪質性」及び結果の「重大性」を総合的に勘案して決定するものとする。

4 懲戒の対象として検討する事件事故

(1) 懲戒等の目安

- ① 事件事故の原因行為が悪質で、その結果に重大性が認められる場合
退学又は停学
- ② 事件事故の原因行為は悪質であるが、その結果に重大性が認められない場合
停学又は訓告
- ③ 事件事故の原因行為は悪質なものではないが、その結果に重大性が認められる場合
訓告
- ④ 前3号のいずれにも該当しない場合
学部等の指導(学部長厳重注意等)

(2) 悪質性の判断

原因行為の「悪質性」の有無は、加害者たる学生の主観的態様、行為の性質及び当該行為に至る動機等を勘案して判断するものとする。

(3) 重大性の判断

結果の「重大性」の有無は、精神的損害を含めた人身損害の有無、その程度及びその行為が社会に与えた影響等を勘案して判断するものとする。

ただし、結果が物的損害にとどまる場合であっても、それが甚大なものであれば、その「重大性」について考慮するものとする。

(4) 懲戒の具体例

懲戒は、原則として次の例によるが、これらの場合において、実際に刑事訴追がなされるかどうかを処分決定の絶対的な基準とはしないものとする。

ア 刑事法上の処罰の対象となる行為の凶悪犯(殺人、強盗、放火及び強姦をいう。以下同じ。)が既遂に達したものと認定できる場合は、「悪質性」も「重大性」も認められるため、原則として①に該当するものとする。

イ 刑事法上の処罰の対象となる行為の凶悪犯が未遂に止まった場合又は凶悪犯以外の行為が既遂に達したものと認定できる場合は、原則として「悪質性」が認められるため②に該当するものとする。

ウ 過失犯が重大な結果を招来した場合は、原則として③に該当するものとする。

エ 悪質な道路交通法違反(飲酒運転, 無免許運転, 著しい速度超過等)については, 原則として②に該当するものとし, 比較的軽微な道路交通法違反(駐車違反, 一時停止違反等)については, ①から④のいずれにも該当しないものとする。

オ 交通事故については, その結果が重大であった場合(重大な人身事故又は物損事故)に限り, 原則として③に該当するものとする。

ただし, 悪質な道路交通法違反による場合でその結果が重大であったときは, ①に該当するものとし, 相手方に与えた損害が軽傷又は物損でその結果が重大でないときは, ②に該当するものとする。

カ 飲酒運転については, 運転者が飲酒していることを承知の上で同乗した学生は, 当該学生が運転していた場合に受ける懲戒に準じた処分とする。

キ 学生の不正受験については, ②に該当するものとする。

(5) 過去に懲戒等を受けた者に対する懲戒

過去に懲戒を受け, 又は学部等の指導を受けた者が, 再び懲戒に相当する行為をした場合は, より「悪質性」が高いものとみなし, 前記(1)の基準を超える重い処分をすることができるものとする。

5 懲戒の手続き

(1) 事件事故の報告

学生による事件事故が発生した場合, 当該学生が所属する学部及び研究科の長(以下「学部長等」という。)は, 速やかに学長に通報するとともに, 事実関係の調査に努め, その結果を学長に報告するものとする。

(2) 審査会

ア 学長は, 学部長等から報告のあった事件事故の中に, 懲戒について検討すべき事案が含まれていると認めるときは, 原則として審査会を設置するものとする。

イ 審査会は, 副学長(学生支援担当), 関係学部等の長及びその他の学部等の長若干人で組織するものとする。

ウ 審査会は, 関係学部等による事実関係の調査及び調査報告について, 必要に応じて説明及び追調査を求めることができるものとする。

エ 審査会は, 関係学部等による調査報告に基づき, 当該事件事故に係る学生への懲戒の要否, 懲戒の種類及び懲戒の内容等について審議し, その結果を学長に報告するものとする。

(3) 審査結果の通知

学長は, 審査会から報告のあった審議の結果を当該学生が所属する学部長等に通知する。

(4) 懲戒の審議

ア 学部長等は, 学長からの通知に基づき, 当該学生の懲戒について教授会の審議に付し, その結果を学長に対して報告するものとする。

イ 学長は, 審査会からの報告及び学部等からの意見の双方又は一方が懲戒を提案するものであるときは, 当該学生の懲戒について教育研究評議会(以下「評議会」という。)に諮問するものとする。

(5) 学生の意見陳述機会の確保

学長は, 評議会への諮問に際し, 懲戒の対象とされる学生に対して懲戒の提案がある旨を通知し, 懲戒に対する口頭又は文書による意見陳述の機会を与えるものとする。

(6) 懲戒の決定

学長は, 評議会での審議を踏まえ, 学生の懲戒について決定する。

(7) ハラスメントに関する取扱い

学長は, 広島大学ハラスメントの防止等に関する規則に基づき評議会が学生の懲戒等が相当と判断したときは, 審査会を設置する。

(8) 不正受験に関する取扱いの特例

ア 学生の不正受験が発覚した場合は, 学部長等は, 教授会等の議を経て, 学長に対して懲戒についての意見を提出するものとする。

イ 学長は、学部長等からの意見を踏まえて、評議会に諮問して懲戒を決定する。この場合、審査会は設置しないものとする。

(9) 職員の守秘義務

学生の懲戒に関する事項に係わった職員には、守秘義務があるものとする。

6 事実関係の調査

(1) 関係学部等による事実関係の調査には、原則として当該学生からの事情聴取を行わなければならない。

ただし、当該学生が事情聴取に応じない場合は、関係学部等は、その旨を審査会に報告するものとする。

また、当該学生が刑事法上の身柄拘束を受けているなど、事情聴取ができない場合は、事情聴取が可能となるまでの間、関係学部等は、最終の調査報告を留保するものとする。

(2) 関係学部等は、事実の存否及び周辺事情の認定にあたって、当該学生の確認を得なければならない。

ただし、事実を認定するための証拠が伝聞であり、かつ当該学生が異議を述べている場合には、同人の供述よりも信用するに足るべき他者の供述が得られたなど、特別な状況があるときに限り、懲戒の対象となる行為があったものと認定できるものとする。

7 処分の執行

(1) 停学の種類

ア 3か月未満の停学を有期の停学とし、確定期限を付すものとする。

イ 3か月以上の停学を無期の停学とし、確定期限を付さず、指導の状況を勘案しながら解除の時期を決定するものとする。

(2) 無期停学の解除

無期の停学の解除は、学部長等からの申し出により、学長が評議会に諮問して行う。

(3) 停学に伴う学生指導

停学中の学生に対する指導は、当該学生の所属学部等が担当するものとする。

(4) 停学中の受験及び履修手続き等

ア 有期の停学の期間が、期末試験又は履修手続の期間にかかるときは、当該学生に対し期末試験の受験又は履修登録を認めるものとする。

イ 無期の停学の期間が、期末試験又は履修手続の期間にかかるときは、処分を開始したセメスターの期末試験のみの受験を認め、履修登録は各セメスターごとの登録を認めるものとする。

ウ 期末試験の期間中に不正受験が発覚し、これを理由として停学の処分を決定した場合において、当該期末試験の期間中に処分を開始するときは、前記ア及びイに係わらず、当該期末試験の受験は認めないものとする。

8 懲戒に関する情報の取扱い

(1) 告示

学長は、学生を懲戒したときは、当該学生が特定されるおそれのある内容を除き、原則として、事案の概要、懲戒の種類、処分年月日を懲戒告示(別記様式)により学内に告示するものとする。

(2) 証明書類等への記載の禁止

本学が作成する成績証明書等に懲戒の有無、その内容等を記載してはならない。

(3) 推薦書類等への記載の禁止

学生の就職、進学に際して、指導教員等の本学関係者が作成する推薦書類等に懲戒の有無、その内容等を記載してはならない。

9 雑則

この指針に定めるもののほか、この指針の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この指針は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この指針の施行前に発した事件事故に対する懲戒の適用については、なお従前の例による。

(略)

附 則(平成26年2月18日 一部改正)

- 1 この指針は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この指針の施行の日前に発した事件事故に対する懲戒の適用については、この指針による改正後の広島大学学生懲戒指針の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(12) 広島大学学生懲戒指針の運用について(申合せ)

(平成22年9月21日学長決裁)

広島大学学生懲戒指針の運用について(申合せ)

広島大学学生懲戒指針(平成16年4月1日学長決裁)の規定に基づき、運用等については以下のとおりとする。

記

1 広島大学懲戒指針(以下「指針」という。)4(2)「悪質性の判断」について

原因行為の「悪質性」の有無は、原則として、その行為が加害者たる学生の故意によるものか否かで判断するものとする。ただし、故意であっても、当該行為自体に強度な違法性が認められない場合は、「悪質性」は存在しないことになる。

2 指針4(4)「懲戒の具体例」について

指針4(4)は、凶悪犯についてはその原因行為の「悪質性」も結果の「重大性」も認められるから、指針4(1)「懲戒等の目安」にいう①に該当し、凶悪犯以外の行為は、原則として「悪質性」は認められるから、同②に該当するとする考え方に依拠している。

もともと、凶悪犯以外の行為であっても、原因行為の「悪質性」が否定されて、③又は④に該当すると判断される場合もある。また、凶悪犯以外の行為であっても、結果の「重大性」を勘案し、①に該当すると判断すべき場合もある。

例えば、他人の住居に侵入した場合、与えた損害が軽微であっても行為に「悪質性」が認められるから、②に該当することになる。これに対して、小学校等のフェンスを乗り越えてプールに侵入した場合など、同様に住居侵入であっても、当該行為の性質を勘案すると「悪質性」は認めがたく、当該小学校等に何らの損害も与えていないのであれば、結果の「重大性」も認められないから、④による学部等での指導で足りることになる。

また、傷害の場合、凶悪犯には当たらないという意味では、②に該当することになるが、人身損害を発生させた以上、それが軽微なものでない限り、①に該当することになる。

次に、大麻などの薬物の所持、使用又は栽培などは、その行為が社会に与える影響を考慮し、行為の「悪質性」も結果の「重大性」も認めることができ、原則①に該当することになる。

なお、指針4(4)エに記載のとおり、道路交通法違反のうち、比較的軽微な違反(駐車違反、一時停止違反等)については、行為の性質からして「悪質性」を認めるほどのものとはいえず、結果においても損害といえる損害を与えていない以上、①から④のいずれにも該当しないものとしている。

3 指針5「懲戒の手続き」について

[1] 指針5(2)ウに規定する審査会の審査に当たり、審査会は原則として懲戒の対象とされる学生に対して、懲戒に対する口頭又は文書による意見陳述の機会を与えるものとする。

[2] [1]による意見陳述は、指針5(5)の口頭又は文書による意見陳述をもって代えることができるものとする。

4 指針8(3)「推薦書類等への記載の禁止」について

指針8(3)では、指導教員等の本学関係者が、懲戒を受けた学生の就職、進学にあたって作成する書類等に懲戒の有無、その内容等を記載してはならないものとしているが、本学教職員は、学生本人に対しても、就職、進学に際して学生が作成する履歴書等の身上書に懲戒の有無、その内容等の事項を記載する必要はない旨の指導をすることが望ましい。

附 則

この申合せは、平成22年9月21日から施行する。

附 則(平成26年2月18日 一部改正)

この申合せは、平成26年4月1日から施行する。

(13) 広島大学学生生活に関する規則

(平成16年4月1日規則第15号)

広島大学学生生活に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学通則(平成16年4月1日規則2号)第56条の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学生(以下「学生」という。)が学生生活上守るべき必要な事項について定めるものとする。

(学生証)

第2条 学生は、学生証の交付を受け、常に携帯するものとする。

2 学生証の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(住所届)

第3条 学生は、入学後速やかに、本人の住所並びに帰省先住所及び連絡先(以下「住所等」という。)を所定の様式で所属学部の長に届け出るものとする。住所等に変更があったときには、速やかにその旨を届け出るものとする。

(健康診断)

第4条 学生は、本学が行う健康診断を受けるものとする。ただし、やむを得ない理由のため受診することができないときは、所属学部の長に届け出てその指示を受けるものとする。

(学生団体の届出)

第5条 学生が、単一の学部の学生をもって団体を結成するときは、代表責任者は、その所属学部の長に所定の学生団体結成届を提出するものとする。

2 団体の構成員が2学部以上にわたる団体であるときは、代表責任者は、学長に所定の学生団体結成届を提出するものとする。

3 結成された団体の活動が継続する場合は、毎年5月末日までに、第1項に基づく学生団体の代表責任者にあつてはその所属学部の長に、前項に基づく学生団体の代表責任者にあつては学長に、所定の更新届を提出するものとする。

4 前3項に規定する届には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 団体の名称

(2) 団体の目的

(3) 連絡先

(4) 代表責任者の氏名

(5) 所属学部別の構成員数

(学生又は学生団体の施設使用)

第6条 学生又は学生団体が学内施設(運動場及び道路等を含む。)を使用するときは、責任者は、原則として3日前までに、学部の施設の場合にあつては当該学部の長に、その他の施設の場合にあつては学長に、所定の施設使用願を提出し、その承認を受けるものとする。

2 前項に規定する施設使用願には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 使用目的

(2) 日時及び場所

(3) 責任者の氏名

(4) 参加人員(学外者の人員を含む。)

(掲示及び立看板等)

第7条 学生又は学生団体による学内での掲示物の掲示、立看板の掲出又はちらし・ビラ等の文書の配付については、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 掲示物は、所定の学生用掲示板に掲示すること。
- (2) 立看板は、所定の学生用掲示場に掲出すること。
- (3) 掲示板の掲示物の大きさは1平方メートル以内、立看板の大きさは2平方メートル以内とすること。
- (4) 掲示及び掲出の期間は3週間以内とし、この期間を経過した掲示物及び立看板は、掲示責任者において撤去すること。
- (5) 教室内で配付したちらし・ビラ等の文書は机上等に放置せず、配付責任者において回収し、その散乱防止に努めること。

(放送等)

第8条 学生又は学生団体が、学内において、拡声放送の必要が生じた場合並びに行事及び集会を行う場合は、授業、研究及び診療等に支障を来すことがないよう十分配慮しなければならない。

(準用)

第9条 この規則の規定は、大学院及び専攻科の学生並びに研究生(外国人研究生を含む。)及び科目等履修生について準用する。

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に旧広島大学学生生活に関する規程(平成7年広島大学規程第4号。以下「旧規程」という。)により交付されている学生証は、この規則により交付された学生証とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規程により届け出されている住所届及び学生団体は、この規則により届け出された住所届及び学生団体とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規程により使用の承認を受けている学生又は学生団体は、この規則により使用の承認を受けた学生又は学生団体とみなす。

(14) 広島大学学生証取扱細則

(平成16年4月1日副学長(教育・学生担当)決裁)

広島大学学生証取扱細則

(趣旨)

第1条 この細則は、広島大学学生生活に関する規則(平成16年4月1日規則第15号)第2条第2項の規定に基づき、学生証の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付)

第2条 学生は、入学、転学部若しくは転学科をしたとき、又はその有効期間が経過したときには、所属の学部又は研究科で、所定の学生証(別記様式)の交付を受け、常にこれを携帯しなければならない。

第3条 学生証には、本学指定の形式による本人の写真を掲載しなければ有効と認めない。

(有効期間)

第4条 学生証の有効期間は、発行の日から学部にあつては広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号。以下「通則」という。)第4条に定められた修業年限、研究科にあつては広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号。以下「大学院規則」という。)第6条から第9条までに定められた標準修業年限の末日までとする。

2 修業年限又は標準修業年限を超えて在学し、前項に規定する有効期間が経過した後に交付する学生証の有効期間は、次のとおりとする。

(1) 通則第22条第1項又は大学院規則第32条第1項の規定に基づき長期にわたる教育課程の履修を認められている者は、発行の日から当該履修を認められた期間の末日までとする。

(2) 前号以外の者は、発行の日から1年間とする。ただし、発行時において休学を許可されている者にあつては、発行の日から当該許可された休学期間の終了後1年を経過する日までとする。

(提示)

第5条 学生証は、本学職員の要求があれば、いつでもこれを提示しなければならない。

(取扱い)

第6条 学生証は、他人に貸与してはならない。

第7条 学生証は、学生が学籍を離れたとき、又は有効期間を経過したとき、速やかに発行者に返さなければならない。

(再交付)

第8条 学生証を紛失したときは、速やかに紛失始末書を添えて、再交付を願い出なければならない。

(準用)

第9条 この細則(第4条ただし書を除く。)の規定は、研究生(外国人研究生を含む。以下同じ。)及び科目等履修生に準用する。この場合において、第2条中「学部又は研究科」とあるのは研究生にあつては「学部、研究科、原爆放射線医科学研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設」と、第4条本文中「学部にあつては広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号)第4条に定められた修業年限、研究科にあつては広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第6条から第9条までに定められた標準修業年限」とあるのは研究生にあつては「許可された研究期間」と、科目等履修生にあつては「許可された履修期間」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により、研究生及び科目等履修生に対して学生証を交付するときは、それぞれ研究生又は科目等履修生の表示をするものとする。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この細則は、平成16年4月1日から施行する。

- 2 この細則の施行の際現に旧広島大学学生証取扱細則(昭和31年9月14日制定)に基づき交付されている学生証の取扱いについては、第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(略)

附 則(平成23年10月18日 一部改正)

- 1 この細則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行の際現にこの細則による改正前の広島大学学生証取扱細則に基づき交付されている学生証は、その有効期限内に限りその効力を有する。

(15) 広島大学ピア・サポート・ルーム規則

(平成16年4月1日規則第130号)

広島大学ピア・サポート・ルーム規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号。以下「通則」という。)第56条の規定に基づき、広島大学ピア・サポート・ルームの設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 広島大学(以下「本学」という。)の学生が、学生生活上の諸問題に対処するに当たり、学生同士が気軽に相談し、互いに助け合う学風を醸成するよう、学生ボランティアが学生の相談に応じるため、本学に広島大学ピア・サポート・ルーム(以下「ピア・サポート・ルーム」という。)を置く。

(組織)

第3条 ピア・サポート・ルームは、学長が選考した次に掲げる者で組織する。

- (1) 本学が実施する広島大学ピア・サポーター養成セミナーを受講した本学学生のうち、ボランティアとして学生の相談を受ける者(以下「ピア・サポーター」という。)数十人
- (2) 本学が実施する広島大学ピア・アドバイザー養成セミナーを受講した本学大学院生のうち、ボランティアとしてピア・サポーターに助言をする者(以下「ピア・アドバイザー」という。)若干人
- (3) 本学の専任教員及び相談活動に精通した学外の者のうち、ピア・サポーター及びピア・アドバイザーに対し専門的な見地から指導・助言を行う者(以下「専門アドバイザー」という。)若干人

2 ピア・サポーター及びピア・アドバイザーの任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

3 専門アドバイザーの任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

第4条 ピア・サポート・ルームに室長を置き、専門アドバイザーで、本学の専任教員のうちから学長が任命する。

2 室長の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(設置場所)

第5条 ピア・サポート・ルームは、学生プラザ4階に設置する。

(開室時間)

第6条 ピア・サポート・ルームの開室時間は、原則として、通則第9条に規定する休業日を除く日の午前9時から午後5時までとする。

(事務)

第7条 ピア・サポート・ルームに関する事務は、学生総合支援センターにおいて処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、ピア・サポート・ルームの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(平成22年5月14日規則第104号)

この規則は、平成22年5月14日から施行し、この規則による改正後の広島大学ピア・サポート・ルーム規則の規定は、平成22年4月6日から適用する。

(16) 広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則

(平成16年4月1日規則第129号)

広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号)第56条(広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第56条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成19年3月20日規則第44号)第24条において準用する場合を含む。)の規定及び広島大学(以下「本学」という。)が身体等に障害のある者を受け入れ、就学等の支援(以下「支援」という。)を積極的に行うという理念に基づき、本学において身体等に障害のある学生を入学前から卒業に至るまで支援する体制を整備し、その支援を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「障害学生」とは、身体等に障害があり、障害者手帳を有する者又はそれに準ずる障害があることを示す診断書を有する者で、本人が支援を受けることを希望し、かつ、その必要性が認められたものをいう。

(支援の申出)

第3条 支援は、入学前、入学後のいずれの時期においても、障害学生本人から申し出ることができる。

2 支援の必要性の有無及び支援の範囲については、その都度協議するものとする。

(支援体制)

第4条 支援は、障害学生が志望又は所属する学部、研究科又は専攻科(以下「所属学部等」という。)が主たる責任を持つものとする。

2 所属学部等は、教養教育に関しては大学院総合科学研究科等と緊密な協力関係を持つなど、相互に積極的に連携及び協力するものとする。

3 前2項の支援を円滑かつ適切に行うため、教育・国際室アクセシビリティセンター会議は、関係部局間の調整を行うものとする。

(入学試験等に関する相談体制)

第5条 学長は、本学の入学試験の受験を希望する身体等に障害のある者に対し、入学試験の特別措置等の相談及び入学後の就学等に関する相談に応じるための指針を設ける。

2 前項の指針は、別に定める。

(試験等に関する特別措置)

第6条 学長は、障害学生に対し、試験等において他の学生と同じ基準で評価を受けることを保証するため、試験等に関して特別措置を講ずる。

2 前項の特別措置に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第7条 支援に関する事務は、学生総合支援センター並びに所属学部等を支援する東広島地区運営支援部の支援室及び霞地区運営支援部学生支援グループにおいて処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(平成26年7月14日規則第74号)

この規則は、平成26年7月14日から施行し、この規則による改正後の広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則の規定は、平成26年6月1日から適用する。

(17) 身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置 について(申合せ)

(平成16年4月1日学長決裁)

A 理念

この特別措置は、広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則(平成16年4月1日規則第129号)第6条第2項の規定に基づき、身体等に障害のある学生に対して、試験等の評価基準は変更しないが、その伝達方法及び回答方法等について、当該学生の障害に応じて変更を加え、その学生の不利益にならないようにするために定める。

B 特別措置の対象者

次のいずれかに該当する者

- 1 入学試験(大学入試センター試験を含む)において特別措置を講じた者
- 2 障害者手帳の交付を受けている者、あるいはそれと同程度の障害を有する者
- 3 通常の授業の受講の様子から、担当教員が特別措置を必要と認めた者

C 特別措置の内容・方法等

以下の特別措置の内容・方法等を基準として、具体的には、当該学生及びチューター(指導教員)と授業担当教員が協議して決める。

【視覚障害者(点字使用者)】

- 1 出題形式は、①点字 *1, ②普通文字の読み上げ, ③録音テープの再生, ④フロッピーディスク *2, などによる。
- 2 解答形式は、①点字 *1, ②口頭, ③テープ録音, ④ワープロ *3, などによる。
- 3 上記1及び2のそれぞれの①~④は、さまざまな組合せを可能とする。
- 4 必要に応じて、試験時間を延長する。
- 5 出題形式や解答形式、試験時間の延長により、必要があれば、別室で行う。

【視覚障害者(弱視者)】

- 1 希望があれば、問題用紙や解答用紙を拡大コピーする。(拡大倍率は当該学生と協議して決める)
- 2 当該学生の必要性に応じて、弱視レンズ、拡大読書器、補助照明器具等の使用や、ワープロによる解答等を認める。
- 3 窓際の明るい座席を希望する場合は、その座席を保証する。
- 4 必要に応じて、試験時間を延長する。
- 5 出題形式や解答形式、試験時間の延長により、必要があれば、別室で行う。

【聴覚障害者】

- 1 問題用紙に印刷されない、口頭による説明がある場合は、当該学生に対しては、紙に書いたものを渡すか、黒板に書く。
- 2 試験時間・終了の指示が明確に伝わるようにする。
- 3 必要に応じて、手話通訳者を配置するか、筆談によるコミュニケーションを図る。
- 4 必要に応じて、試験時間を延長する。
- 5 コミュニケーションの方法や試験時間の延長により、必要があれば、別室で行う。

【上肢機能障害者】

- 1 解答形式は、必要に応じて、①ワープロ *4, ②口頭 *5, ③テープ録音, ④代筆 *6, などによる。
- 2 自筆解答による場合は、必要に応じて、解答用紙を拡大したり、自由記述形式 *7 などによることも可能とする。
- 3 必要に応じて、試験時間を延長する。
- 4 解答形式や試験時間の延長により、必要があれば、別室で行う。

【体幹機能障害者】

- 1 座位を保つことが不可能又は困難な場合は、別室において、当該者にとって受験しやすい状況を設定する。
- 2 解答形式は、必要に応じて、上肢障害者に準じて配慮する。
- 3 必要に応じて、介助者の同席を認める。
- 4 必要に応じて、試験時間を延長する。
- 5 上記1に該当しない場合でも、解答形式や試験時間の延長により、必要があれば、別室で行う。

【その他の障害者】

- 1 上述の障害種別に該当しない者に対する特別措置は、上述の障害種別による措置に準じて配慮するか、あるいは、当該学生及びチューター(指導教員)と担当教員が協議して、配慮の内容・方法を決定する。
- 2 上述の障害を複数併せ持つ者に対しては、それぞれの障害種別による措置を参考にしながら、当該学生及びチューター(指導教員)と担当教員が協議して、配慮の内容・方法を決定する。

《一般的事項》

- 1 試験時間の延長範囲の適切さは、障害の種別や程度、問題の内容、出題形式や解答形式などにより、異なるので、一律に規定することは出来ない。
一つの参考として、大学入試センター試験においては、
 - (1) 点字受験者に対しては一般の試験時間の1.5倍
 - (2) 弱視者に対しては1.3倍
 - (3) 体幹機能障害により座位を保つことが困難な者、両上肢の機能障害が著しい者のうち、通常のマークシートとは別のチェック解答用紙により解答する者に対しては1.3倍
 - (4) 代筆により解答する者に対しては、科目により1.3倍又は1.5倍の時間延長が認められている。
 - 2 試験時間の延長にあたっては、その試験の直前又は直後の授業や試験との時間的重複が生じないように、以下のような配慮をする。
 - (1) その試験の後の授業や試験がなければ、延長分を後に追加する。
 - (2) その試験の後の授業や試験はあるが、その試験の前の授業や試験がなければ、延長分を前に追加する。
 - (3) その試験の前後とも授業や試験がある場合は、別室において、一般の受験者との間に試験の内容について交渉がもてない状況を設定して、順次、試験時間をずらして実施する。
 - (4) 一般問題とは別の問題により、時間帯や日を変えて試験を行う。
 - (5) 一般問題とは別に、レポートにより評価する。
 - 3 課題を提示してから、後日レポートを提出させる場合は、当該学生のレポート作成のための時間を考慮して、提出期日を延期するかどうかを、当該学生及びチューター(指導教員)と担当教員が協議して決める。
 - 4 当該学生の身体等の障害に関連する体調の不良等により、試験日に受験できない場合の追試等の取り扱いについては、担当教員の裁量とする。
- *1 点字により出題する場合は、普段の授業の教材等を点訳している学生に、問題の点訳を依頼することが適切でないものについては、①教育学研究科、②広島県立広島中央特別支援学校、③広島県立点字図書館、④一般の点訳奉仕団体、などに依頼する。なお、点訳には、問題の内容や量により、時間がかかることを考慮する必要がある。
- また、出題内容に図や表がある場合、その内容によっては、修正を必要とすることがあったり、触察・触読が不可能なため代替問題にする必要があることもある。
- 点字による解答の処理については、①解答を回収した後で、本人に読み上げさせる、②普段点訳を担当している学生(出題内容を知らない者)に読み上げさせるか、又は普通文字への書きなおしを依頼する、③問題の点訳を依頼した前段の団体等に、普通文字への書きなおしを依頼する、などの方法が考えられる。
- *2 フロッピー・ディスクによる出題とは、当該視覚障害者が、パソコンの音声ディスプレイ又は点字ディスプレイによる読取りが可能な場合に、行いうる方法。ファイル様式など具体的な方法については、本人と協議する。

- *3 視覚障害者が漢字を含む普通文字による文書を作成できる視覚障害者用ワープロシステムがある。
- *4 上肢機能障害者がワープロを使う場合、通常の手でキーを叩く入力の方法以外に、くわえた(あるいは額に固定した)棒でキーを叩くなど、特殊な方法をとる者もいる。
- *5 肢体不自由者の中には、発音に問題があり、普段から本人とのコミュニケーションに慣れていないとスムーズに聞き取れないことがあり、通訳者を介することが必要なこともある。
- *6 代筆者の選定にあたって、上記*5と同じ問題があり、普段から本人とのコミュニケーションに慣れている者を代筆者にすることが必要なこともある。
- *7 上肢機能障害者の中には、規定された罫線や枠の中に文字を書くことが困難な者がいる。そのような場合には、白紙の解答用紙を与え、問題番号等を明記させたうえで、自由に記述させる解答方法もある。

D 特別措置の周知と申請

- 1 各学部、各研究科及び専攻科(以下「学部等」という。)は、身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置の内容等について、学生及び教員に対して周知を図る。
- 2 当該学生は、特別措置を受けようとする試験科目の開設学部等の教務担当に、原則として履修登録確定後から試験日の3週間前までに申請する。(ただし、点字による出題又は代筆による解答を希望する場合は、原則として履修登録確定後から4週間前までに申請する)
なお、不測の事態により特別措置の必要が生じた場合には、上述の期間にかかわらず速やかに申請する。
- 3 申請をうけた教務担当は、当該授業の担当教員に連絡する。
- 4 当該授業の担当教員は、必要があれば当該学生及びチューター(指導教員)と特別措置の内容・方法等について協議する。

E 特別措置の措置状況報告

特別措置の申請があった授業科目を開設する学部等の長は、特別措置の意義・内容の周知徹底を図るため、各学期ごとに特別措置の措置状況を取りまとめ、アクセシビリティセンター長に文書で報告する。

(注)(平成17年11月1日 一部改正)

この申合せは、平成17年11月1日から施行し、この申合せによる改正後の身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について(申合せ)は、平成17年7月15日から適用する。

(略)

(注)(平成20年5月14日 一部改正)

この申合せは、平成20年5月14日から施行する。

(18) 社会貢献活動に従事したことに関する証明書発行要項

(平成16年4月1日学長決裁)

社会貢献活動に従事したことに関する証明書発行要項

(趣旨)

第1 この要項は、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号)第56条(広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第56条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成19年3月20日規則第44号)第24条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、社会貢献活動を行った広島大学の学生(以下「学生」という。)に対する証明書発行に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2 この要項は、ボランティア活動、人名救助、犯罪防止、災害防止等の社会貢献活動を行った者に対して、証明書を発行することにより、学生が行う自由な社会貢献活動を支援することを目的とする。

(証明できる活動)

第3 本学の学部、大学院又は専攻科(以下「学部等」という。)に在籍する学生が、次の各号のいずれかに規定する活動を行った場合は、所属する学部等の長(以下「所属長」という。)に別記様式第1号により証明書の発行を願い出ることができるものとする。

- (1) 身体に障害のある学生への勉学等支援活動
- (2) ピア・サポーターによる学生相談支援活動
- (3) 学生個人又は学生を構成員とする団体が行う特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)別表に掲げる活動
- (4) その他前3号に掲げる活動に準ずる活動

(所属長の推薦)

第4 所属長は、第3により証明書の発行の願い出があった場合は、その内容を検討の上、別記様式第1号により、学長に推薦するものとする。

(証明書の発行)

第5 学長は、所属長の推薦により、別記様式第2号により証明書を発行するものとする。

(取消し)

第6 学生が虚偽の記載を行った場合又は虚偽の記載が明らかな場合は、学長は、発行時にさかのぼって証明を取り消すものとする。

(事務)

第7 証明書の発行に関する事務は、学生総合支援センターにおいて処理する。

(準用)

第8 この要項の規定は、研究生(外国人研究生を含む。)及び科目等履修生に準用する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(平成20年1月15日 一部改正)

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

(19) 期末試験等における不正行為の取扱いについて

(平成16年4月1日学長決裁)

- 1 期末試験等において不正行為を行った者の当該期の履修科目の取扱いについては、次のとおりとする。
 - (1) 教養教育科目の試験において不正行為を行った者は、すべての教養教育科目の評価を「不可」とする。ただし、教養ゼミを除く。
 - (2) 専門教育科目の試験において不正行為を行った者は、すべての専門教育科目の評価を「不可」とする。なお、教養教育科目のうち、専門教育科目として登録申請した科目は、専門教育科目として扱う。
- 2 期末試験等において不正行為を行った者は、広島大学学生懲戒指針(平成16年4月1日学長決裁)により懲戒処分を行う。
- 3 大学院及び専攻科の期末試験等については、1及び2に準じて取り扱う。

(注)(平成18年3月14日 一部改正)

- 1 この改正は、平成18年4月1日から適用する。
- 2 教養的教育科目及び専門的教育科目の期末試験等における不正行為の取扱いについては、この改正による改正後の期末試験等における不正行為の取扱いについての定めにかかわらず、なお従前の例による。

(20) 広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則

(平成16年4月1日副学長(財務担当)決裁)

広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、広島大学構内駐車場利用規則(平成16年4月1日規則第115号)第9条の規定に基づき、広島大学東広島キャンパス構内(以下「構内」という。)における自動車及び二輪車(以下「車両」という。)の交通規制に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この細則において「自動車」とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)に規定する自動車(自動二輪車を除く。)をいい、「二輪車」とは、同法に規定する自動二輪車及び原動機付自転車をいう。

2 この細則において「部局等」とは、構内に所在する学部、研究科、研究院、図書館、教養教育本部、全国共同利用施設、学内共同教育研究施設、学内共同利用施設、附属学校、学長室、大学経営企画室、監査室、理事室及び東広島地区運営支援部をいう。

(入構制限)

第3条 構内に自動車により入構しようとする者は、入構の許可を受け、広島大学(以下「本学」という。)が発行する職員証、学生証又はパスカードのいずれか及び構内駐車証(以下「構内駐車証等」という。)を所持していなければならない。

2 前項に定める入構の許可は、部局等に所属する者にあつては当該部局等の長、その他の者にあつては関係の部局等の長が行う。

3 前項の規定にかかわらず、本学の公用車、消防車等の緊急自動車、構内を警備する自動車その他本学の業務上及び安全管理上、必要があると認められる自動車に対しては、理事(財務・総務担当)(以下「理事」という。)が入構の許可を行うことができる。

(構内駐車証等の交付申請資格)

第4条 前条第1項に定める構内駐車証等の交付申請資格者は、次に掲げる者とする。

(1) 部局等に所属する職員(障害者手帳の交付を受けている者を除く。)で自動車による通勤届出があり、かつ、自動車任意保険のうち「対人賠償保険」(以下「任意保険」という。)の契約を締結をしている者又はその保険の被保険者となっている者。ただし、次に該当する者は除く。

イ 下見職員宿舎又はががら職員宿舎に居住している者

ロ 県道馬木八本松線、県道吉川西条線、市道下見御菌宇線及び構内境界線に囲まれた地域に居住している者

(2) 部局等に所属する学生(研究生等を含む。以下同じ。ただし、この号において、障害者手帳の交付を受けている者を除く。)で任意保険の契約を締結している者又はその保険の被保険者となっている者で、副学長(学生支援担当)が定める安全教育(以下「安全教育」という。)を受講しているもの(構内駐車証等の交付までに受講する者を含む。)。ただし、次に該当する者は除く。

イ 学部学生の1年次生及び2年次生

ロ 池の上学生宿舎又は国際交流会館に居住している者

ハ 県道馬木八本松線、県道吉川西条線、市道下見御菌宇線及び構内境界線に囲まれた地域に居住している者

(3) 商用等のため構内を訪れる業者

(4) 部局等に所属する職員又は学生のうち障害者手帳の交付を受けている者で、次に該当するもの。

イ 職員にあつては、任意保険の契約を締結している者又はその保険の被保険者となっている者

ロ 学生にあつては、任意保険の契約を締結している者又はその保険の被保険者となっている者で、安全教育を受講しているもの

(5) 本学における教育、研究又は診療等のため学外から構内を訪れる者

(6) その他教育研究の遂行のため特に必要があると理事が認めた者

(構内駐車証等の申請が可能な期間等)

第5条 次の各号に掲げる者が構内駐車証等の交付を申請できる期間は、当該各号に掲げる期間とする。

(1) 前条第1号から第3号までに該当する者 次に掲げる期間

イ 毎年理事が定める日から4月15日まで

ロ 毎年理事が定める日から10月15日まで

ハ 4月16日以降及び10月16日以降(ただし、駐車場に余裕がある場合のみ申請できるものとする。)

(2) 前条第4号から第6号までに該当する者 随時

2 構内駐車証等の種類及び交付申請手続の方法等は、別紙第1のとおりとする。

3 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者から自動車による構内への入構の申し出があった場合は、部局等の長は、当該各号に規定する期間を限度として、当該申し出た者に構内駐車証等を貸し出すことができる。

(1) 業務上自動車を使用する必要があると認められる者 1週間

(2) 本学構内での営繕工事等により自動車による入構が必要な者 1月

(3) 疾病等により自動車を使用する必要があると認められる者 3月

4 前条の規定にかかわらず、自動車により入構しようとする当日に次の各号のいずれかに該当するときは、関係の部局等の長の許可を得たものとみなす。

(1) 部局等以外に所属する本学の職員が、一時的に自動車により入構するため、ゲート管理要員に身分を証明できる書類等を提示し、その用務を申し出て、認められたとき。

(2) 所用のため構内を訪れる外来者又は商用等のため構内を訪れる業者が、一時的に入構するため、用務を申し出て、認められたとき。

(経費等)

第6条 自動車による入構及び駐車整理業務に要する経費については、自動車による入構の許可を受けた者(以下「利用者」という。)の負担とし、その負担金(以下「利用者負担金」という)は、自動車による入構及び駐車整理業務に要する最低限度の費用相当額とする。

2 前項の規定にかかわらず、本学は、午後9時から翌日午前6時までの入構及び駐車整理業務等に要する経費及び構内の安全管理に必要な経費を負担する。

3 第1項に規定する利用者負担金の額は次の表のとおりとし、日割り計算は行わないものとする。

区分	金額
1 第4条第1号から第3号までのいずれか又は第6号に該当する者	
(1) 駐車場を利用する期間1年	6,500円
(2) 駐車場を利用する期間半年	3,500円
2 第4条第4号又は第5号に該当する者	無料
3 パスカード再発行(1枚)	500円

4 特別の事情により前項の表第1項第1号及び第2号に規定する期間の構内駐車証等を申請できない者であつて、部局等の長が認めたものは、駐車場を利用する期間に応じた構内駐車証等を申請することができるものとする。この場合における利用者負担金の額は、駐車場を利用する月数に500円を乗じた額に事務手数料500円を加えた額とする。

5 利用者負担金は、本学が指定する金融機関の口座への振込、給与からの控除又は現金による納付のいずれかの方法により納付するものとする。

6 次の各号のいずれかに該当する場合で、利用者から所定の様式により、納付した利用者負担金の返還の請求があったときは、当該各号に規定する額を当該利用者に返還するものとする。ただし、当該返還の請求が、入構を中止する日が属する年度の3月末日までに受理されなかった場合は、この限りでない。

- (1) 構内駐車証等の交付までに、申請者が当該申請を取下げた場合 納付した額
- (2) 第4条及び第5条第1項第1号に規定する構内駐車証等の交付に係る要件を満たしていないことにより不交付となった場合 納付した額
- (3) 構内駐車証等の交付後に構内に自動車により入構する必要がなくなったため、利用者が、当該構内駐車証等をその有効期限内において未使用のまま本学に戻却した場合 納付した額
- (4) 錯誤による納付があった場合 第3項に規定する利用者負担金の額を超えて納付した額
- (5) 職員が部局等から本学の他の地区等に異動又は他の機関に転出した場合 入構を中止する日が属する月の翌月から構内駐車証等の有効期限の末日が属する月までの月数に500円を乗じた額
- (6) 学生が休学又は卒業した場合 入構を中止する日が属する月の翌月から構内駐車証等の有効期限の末日が属する月までの月数に500円を乗じた額
- (7) その他理事が認めた場合 納付した額又は入構を中止する日が属する月の翌月から構内駐車証等の有効期限の末日が属する月までの月数に500円を乗じた額

(構内駐車証等の貸与等の禁止)

第7条 構内駐車証等の交付又は貸与を受けた者は、構内駐車証等を他人に貸与し、若しくは譲渡し、又は構内駐車証等の記載事項を変更してはならない。

(構内駐車証等の有効期限等)

第8条 構内駐車証等の有効期間は、4月1日から翌年3月31日までの間を限度とする。ただし、臨時構内駐車証にあつては、当日限りとする。

(ゲートの運用)

第9条 自動車により入出構できるゲート及び時間等については、別紙第2のとおりとする。

(遵守事項)

第10条 構内において車両を運転する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 歩行者の安全を第一とし、構内に設置した道路標識及び道路標示に従って運転すること。
- (2) 構内駐車証は、運転席前面に置くこと。
- (3) 構内では、時速20キロメートル以内を厳守し、騒音には特に注意すること。
- (4) 駐車場又は駐輪場以外の場所に駐車又は駐輪しないこと。
- (5) 外来者用駐車場には、外来者以外駐車しないこと。
- (6) 身障者用駐車場には、身障者以外駐車しないこと。

(指導及び取締り)

第11条 構内の車両の交通指導及び取締りは、理事が指定する者(以下「交通指導員」という。)が行うものとする。

(違反者に対する措置)

第12条 車両を運転して入構した者が、この規定に違反した場合は、次に掲げる措置を採ることができる。

- (1) 違反車両については、別紙第3の告知書をのり付けした上、当該車両を固定する。
- (2) 違反回数が3回以上の者については、以後車両による入構を禁止する。ただし、構内駐車証等を偽造させる等悪質な者については、直ちに車両による入構を禁止する。

2 前項第1号の規定により車両を固定された者は、学生にあつては指導教員又はチューター、職員にあつては部局等の長、学外者にあつては用務先の部局等の長の固定解除承諾書を交通指導員に提示の上、固定解除を受けるものとする。

(放置車両に対する措置)

第13条 長期間にわたり構内に放置された車両については、1月間警告措置を採った上、撤去するものとする。
ただし、撤去に要した費用は、当該放置車両所有者の負担とする。

(事故処理等)

第14条 この細則に定めるもののほか、構内における車両の通行方法及び事故処理等については、関係法令の定めるところによる。

2 駐車場その他構内における車両の盗難等の事故については、本学は一切責任を負わない。

(臨時の規制)

第15条 緊急事態が発生した場合又は本学の行事等を行う場合は、この細則にかかわらず、臨時の構内交通規制等を行うことができる。

(雑則)

第16条 この細則に定めるもののほか、東広島キャンパスの構内交通に関し必要な事項は、理事が定める。

附 則

1 この細則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この細則の施行の際現に旧広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する要項(平成11年3月9日全部改正)に基づいて許可されている者は、この細則に基づき許可された者とみなす。

(略)

附 則(平成26年11月20日 一部改正)

この細則は、平成26年11月20日から施行し、この細則による改正後の広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則の規定は、平成26年6月1日から適用する。

(21) 広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則

(平成16年4月1日規則第111号)

広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学学則(平成16年4月1日規則第1号)第28条の規定に基づき、広島大学(以下「大学」という。)におけるハラスメントが職員、学生、生徒、児童及び園児並びにその関係者(以下「構成員」という。)の人権を侵害し、又は就学、就労、教育若しくは研究(以下「就学・就労」という。)の権利等を侵害するものであるという認識にたち、大学においてその発生を防止するとともに、事後、適切に対応するため、ハラスメントの防止に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規則において「ハラスメント」とは、セクシュアル・ハラスメント及びそのほかのハラスメントをいう。

2 この規則において「セクシュアル・ハラスメント」とは、一定の就学・就労上の関係にある大学の構成員が、相手の意に反する性的な性質の不適切な言動を行い、これによって相手が、精神的な面を含めて、学業や職務遂行に関連して一定の不利益・損害を被るか、若しくは学業や職務に関連して一定の支障が生じること、又は就学・就労のための環境を悪化させることをいう。

3 この規則において「そのほかのハラスメント」とは、セクシュアル・ハラスメントにはあたらないが、一定の就学・就労上の関係にある大学の構成員が、相手の意に反する不適切な言動を行い、これによって相手が、精神的な面を含めて、学業や職務遂行に関連して一定の不利益・損害を被るか、若しくは学業や職務に関連して一定の支障が生じること、又はそのようなおそれがあることをいう。

4 ハラスメントの行為者とされた者(以下「行為者とされた者」という。)の言動が次の各号のいずれかに該当する場合は、ハラスメントがあると認めるものとする。

(1) 行為者とされた者が第2項又は前項の行為を行うとの意図を有していたと認められるとき。

(2) 当該言動が明らかに社会的相当性を欠くと認められるとき。

(防止及び啓発)

第3条 大学は、職員及び学生等に対し、ハラスメントの発生を防止するための啓発に努める。

(相談体制)

第4条 大学におけるハラスメントに関する相談への対応は、広島大学ハラスメント相談室(以下「相談室」という。)が行う。

2 相談室は、前項の相談に際し、ハラスメントの被害を受けたとする者(以下「被害を受けたとする者」という。)のプライバシーを保護し、人権を侵害しないよう十分に配慮するものとする。

(調査体制)

第5条 学長は、ハラスメントの事実関係を調査するため、及び必要な措置を講じるため、当該の事案ごとに広島大学ハラスメント調査会(以下「調査会」という。)を設置する。

2 前項の調査会に関し必要な事項は、別に定める。

3 調査会は、被害を受けたとする者、行為者とされた者及びそのほかの関係者から公正な事情聴取を行い、調査結果を速やかに学長に報告する。

4 前項の事情聴取においては、事情聴取対象者の人権やプライバシーの保護には十分に配慮するものとする。

5 調査会は、調査の過程で、被害を受けたとする者の緊急避難措置、被害を受けたとする者と行為者とされた者との間の調整又は被害を受けたとする者若しくは行為者とされた者の所属する部局等での調査や調整等の勧告等の必要を認めるときは、これを行う。

6 前項の勧告に基づき、部局等に調査会を置くことができる。

(措置等の決定)

第6条 学長は、調査会からの調査結果の報告を受け、被害を受けたとする者の不利益の回復、環境の改善及び行為者とされた者に対する指導の措置等を決定する。

2 学長は、前項の決定に当たり、さらに審議が必要と認められる事項については、教育研究評議会(以下「評議会」という。)に付議する。

(措置等の実施)

第7条 学長は、前条の決定(評議会の審議内容等を含む。)に基づき、必要な措置等を講じる。

(告知及び不服申立て)

第8条 学長は、前2条の結果について、被害を受けたとする者及び行為者とされた者に対し告知するものとする。

2 前項の告知内容について不服がある者は、学長に異議を申し立てることができるものとする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、ハラスメントの防止及び事後の対応に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 旧広島大学ハラスメントの防止等に関する規程(平成11年広島大学規程第12号。以下「旧規程」という。)により置かれたハラスメント相談員及び同専門相談員が行ったハラスメントに関する相談業務等の行為は、この規則により置かれたハラスメント相談員及び同専門相談員が行ったものとみなす。

3 旧規程により設置されたハラスメント調査会については、この規則に基づき設置されたものとみなす。

附 則(平成17年1月18日規則第2号)

この規則は、平成17年2月1日から施行する。

(22) 広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則

(平成21年3月31日理事(教育担当)決裁)

広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号)第26条第2項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部生が本学大学院の授業科目を履修すること(以下「早期履修」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 早期履修は、本学大学院に進学を志望する学業優秀な学部生に対して本学大学院教育課程の授業科目を履修する機会を提供するとともに、大学院教育との連携を図ることを目的とする。

(実施研究科及び授業科目等)

第3条 早期履修を実施する研究科、授業科目等は、別表のとおりとする。

(履修資格)

第4条 早期履修ができる者は、次に該当する者とする。

- (1) 履修時に本学の学部の卒業予定年次に在籍する者
- (2) 本学大学院に進学を志望する者
- (3) 進学を志望する研究科が定めるGPAの値を上回る者

(申請手続)

第5条 早期履修を希望する者は、履修しようとする年度の始めの1月前までに大学院授業科目早期履修申請書(別記様式第1号)により、研究科が指定する授業科目を記載の上、所属学部の長に申請するものとする。

2 前項により申請できる研究科は、一の研究科に限るものとする。

(学部長の推薦)

第6条 所属学部の長は、本学大学院の授業科目を履修することが教育上有益と認めるときは、大学院授業科目早期履修申請書に履修しようとする年度の前年度までの成績を記載した書類を添えて、当該授業科目を開設する研究科の長に推薦するものとする。

(履修の許可)

第7条 研究科の長は、前条の推薦に基づき審査の上、当該研究科の授業科目の履修を許可するものとし、大学院授業科目早期履修通知書(別記様式第2号)により、所属学部の長を通じて本人に通知するものとする。

(履修科目の上限)

第8条 履修科目として申請することができる単位数は、10単位の範囲内で各研究科が定める。

(履修科目の取消し・変更)

第9条 早期履修を許可された授業科目の取消し又は変更をしようとする者は、履修手続期間内に、大学院授業科目早期履修取消・変更届(別記様式第3号)により、当該授業科目を開設する研究科の長に届け出るものとする。

2 前項に規定する授業科目の取消しは、早期履修を許可された授業科目と学部の授業科目の曜日・時限が重複する等、特別の事情がある場合に限り、認めることができるものとする。

3 第1項に規定する授業科目の変更は、前項の規定による授業科目の取消しを行う場合に限り、その取消しを行う単位数の範囲内において、認めることができるものとする。

(授業科目の成績評価及び単位の授与)

第10条 授業科目の成績評価及び単位の授与については、広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第29条及び第30条の規定を適用する。

(修得した単位の取扱い)

第11条 第6条の規定により履修を許可された者（以下「早期履修者」という。）が修得した単位については、早期履修者が卒業後当該研究科に入学した場合に限り、10単位の範囲内で当該研究科が定める単位数を限度として当該研究科の修了要件単位に含めることができる。

2 前項に規定する研究科が定める単位数を、広島大学既修得単位等の認定に関する細則(平成16年4月1日副学長(教育・学生担当)決裁)第2条第2項に規定する認定単位数等を含めるかどうかは、各研究科が定める。

3 早期履修者が修得した単位は、所属学部の卒業要件単位に含めることはできない。

(授業料)

第12条 早期履修者が履修する本学大学院の授業科目に係る授業料は、徴収しないものとする。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

(略)

附 則(平成27年2月6日 一部改正)

1 この細則は、平成27年2月6日から施行する。

2 この細則による改正後の広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則の規定は、平成24年度入学生から適用する。

別表(第3条関係)

(略)

(23) 学業に関する評価の取扱いについて

平成18年4月1日

副学長(教育・研究担当)決裁

I 学部学生の学業に関する評価について

1. 授業科目の成績評価及び到達度の評価について

(1) 授業科目の成績評価

次のいずれか又は併用によるものとする。

- ① 秀, 優, 良, 可及び不可の5段階評価とする。なお, 不可については, その評価が出席回数不足, 期末試験未受験等の理由による場合, 学生に対して欠席と通知することができる。

5段階評価の基準は, 100点満点で採点した場合に, 90点以上を秀, 80~89点を優, 70~79点を良, 60~69点を可とし, 60点未満は不可(不合格)とする。

- ② 0~100点の点数評価とする。

60点未満は不合格とする。

(2) 到達度の評価

教育プログラムが詳述書で定めた学習の成果の評価項目と評価基準に基づき, 到達度の評価は, 「極めて優秀」, 「優秀」及び「良好」の3段階評価とする。

2. 平均評価点(GPA : Grade Point Average)について

本学共通の平均評価点(GPA : Grade Point Average)の算出方法等については, 以下の方法によるものとする。

[計算式]

$$\text{平均評価点} = \frac{\text{秀の単位数} \times 4 + \text{優の単位数} \times 3 + \text{良の単位数} \times 2 + \text{可の単位数} \times 1}{\text{総登録単位数} \times 4} \times 100$$

- (1) 平均評価点は, 小数点第3位以下を切り捨てるものとする。
- (2) 各学期(直前の期)及び通年(入学後から直前の期)で計算するものとする。
- (3) 5段階評価が付されている授業科目を計算の対象とする。

II 大学院学生及び専攻科学生の学業に関する評価について

授業科目の成績評価を行い, その評価は, 次のいずれかによるものとする。

1. 秀, 優, 良, 可及び不可の5段階評価とする。なお, 不可については, その評価が出席回数不足, 期末試験未受験等の理由による場合, 学生に対して欠席と通知することができる。

5段階評価の基準は, 100点満点で採点した場合に, 90点以上を秀, 80~89点を優, 70~79点を良, 60~69点を可とし, 60点未満は不可(不合格)とする。

2. ただし, 特別な理由により, 5段階評価により難しい場合のみ合格又は不合格の合否評価とする。

III 認定科目について

1. 入学前に他大学等で行った学修又は修得した単位(外国語検定試験等及び編入学した場合を含む。)を本学における授業科目の履修とみなし, 単位認定する場合, 成績評価は付さない。
2. 入学後に他大学等で行った学修又は修得した単位(外国語検定試験等を含む。)を本学における授業科目の履修とみなし, 単位認定する場合, 原則として成績評価は付さない。ただし, 協定等によ

- り成績評価を付す相応の根拠がある場合に限り、学部等の判断により成績評価を付すことができる。
3. 入学前に本学で修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を単位認定する場合は、学部等の判断により成績評価を付すことができる。
 4. 成績評価を付さない授業科目の評価欄は、認定と表示する。

IV 適用について

1. この取扱いは、平成27年度入学生から適用する。
2. 平成26年度以前に入学した学生の学業に関する評価の扱いについては、この扱いにかかわらず、なお従前の例による。

(注) (平成22年3月16日 一部改正)

この改正は、平成22年4月1日から適用する。

(注) (平成23年3月10日 一部改正)

この改正は、平成23年4月1日から適用する。

(注) (平成27年1月7日 一部改正)

この改正は、平成27年4月1日から適用する。

(24) 気象警報の発令、公共交通機関の運休又は事件・事故等の場合における授業等の取扱いについて

平成 24 年 2 月 13 日
理事(教育担当)決裁

気象警報の発令、公共交通機関の運休又は事件・事故等の場合における授業(期末試験等を含む。)の取扱いについては、次のとおりとする。

第 1 授業を全学(東広島キャンパス、霞キャンパス及び東千田キャンパス)一斉休講(授業日における授業(土曜日開講のものを除く。)の休講をいう。)とする際の取扱い

1 理事(教育担当)(以下「理事」という。)の判断を必要としない全学一斉休講

広島地方気象台から、暴風、大雨、大雪又は暴風雪のいずれかの警報が、広島市及び東広島市の両地域に対して 1 つ以上発令された場合は、当日のその後に開始する授業を全学一斉休講とする。

ただし、両地域の警報が解除された場合は、解除後 90 分以上経過した後に開始される授業を実施するものとする。

2 理事の判断を必要とする全学一斉休講

次の場合で、授業を実施することが困難であると理事が判断したときは、当日のその後に開始する授業を全学一斉休講とする。

ただし、警報の解除等で理事が授業を実施することに支障がないと判断した場合は、理事の指示により、判断後 90 分以上経過した後に開始される授業を実施するものとする。

(1) 広島地方気象台から、暴風、大雨、大雪又は暴風雪のいずれかの警報が、広島市又は東広島市のいずれか一方の地域に対して 1 つ以上発令された場合

(2) 広島地方気象台から、暴風、大雨、大雪又は暴風雪以外の警報が、広島市又は東広島市の両地域に対して、又はいずれか一方の地域に対して 2 つ以上発令された場合

(3) JR 山陽本線等の公共交通機関が、事故、大雨等の災害又はストライキ等で運休する場合

(4) 学生・職員が大学へ通学・通勤することが困難な状況が発生した場合

(5) その他、事件・事故等が発生し、構内への立ち入りが規制された場合

第 2 第 1 以外の取扱い

第 1 の取扱いに基づき、各学部長又は各研究科長は授業を休講とするかどうか判断することとし、決定した措置等については、速やかに理事へ報告するものとする。

第 3 その他

第 2 にかかわらず、理事が授業を実施することが困難であると判断した場合は、休講措置を講じることができるものとする。

(25) 広島大学教育学部教室使用要領

平成12年4月1日学部制定
平成16年4月1日一部改正
平成18年4月1日一部改正
平成25年4月1日一部改正

(趣旨)

第1 この要領は、広島大学教育学部（以下「本学部」という。）の教室を授業以外の目的で学生に使用させる場合の必要事項を定めるものとする。

(使用できる教室)

第2 使用できる教室は、次のとおりとする。

区 分		教 室
K 棟	1階	102, 104, 108, 109, 113, 114, 115
	2階	201, 203, 214, 215, 216
L 棟	1階	102, 104, 107, 108, 109
	2階	202, 204, 205, 206, 207

(使用できる者)

第3 使用できる者は、原則として本学部の学生とする。

(使用できる日及び時間)

第4 使用できる日及び時間は、次のとおりとする。ただし、教育学部長（以下「学部長」という。）が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 使用できる日は、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月28日から翌年1月4日までの期間以外の日とする。
- (2) 使用できる時間は、次のとおりとする。

区 分	使用できる時間	
授業期間	平日	18:00～21:00
	土曜日	9:00～17:00
休業期間	9:00～17:00	

(使用手続及び使用許可)

第5 使用しようとする者は、広島大学教育学部教室使用願により、使用する日の1か月前から3日前までの間に、学部長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 学部長は、前項の願い出に対し適当と認めたときは、使用条件を付して広島大学教育学部教室使用許可書を交付するものとする。

(使用の中止)

第6 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用を中止しようとするときは、速やかに学部長に届け出るものとする。

(使用者の遵守事項)

第7 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された使用目的以外の目的に使用しないこと。
- (2) 使用者以外の者にその全部又は一部を転貸しないこと。
- (3) 使用の許可を受けた日時を厳守すること。
- (4) 許可された教室及び備品以外は使用しないこと。
- (5) 火気を使用しないこと。
- (6) 教室内では喫煙しないこと。
- (7) 施設・設備及び備品を破損又は紛失した場合は、速やかに本学部学生支援室（以下「学生支援室」という。）に連絡し、その指示に従うこと。
- (8) 机等を移動させた場合は、使用后原状に復帰すること。

(9) 使用後は、室内の清掃、窓の施錠及び消灯をした上、学生支援室又は本学部警備員室に届け出ること。

(10) その他指示事項を厳守すること。

(使用許可の取消し)

第8 学部長は、使用者が第7の各号の一つに違反したときは、使用の許可を取り消すことがある。

2 学部長は、前項に定めるもののほか、公務上必要と認めるときは、使用の許可を取り消すことができる。

3 使用者が前項の取り消しにより損害を受けても、本学部はその責任を負わない。

(損害の弁償)

第9 使用者は、故意又は重大な過失により施設・設備及び備品に破損又は紛失等の損害を与えたときは、直ちに学生支援室に届け出るとともに、速やかにこれを修復し、又はその損害を弁償するものとする。

(雑則)

第10 この要領に定めるもののほか、教室の使用に関し必要な事項は、学部長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

専攻科

16 広島大学特別支援教育特別専攻科規則

(平成19年3月20日規則第44号)

(平成16年4月1日規則第4号)

(全部改正)

(1) 広島大学特別支援教育特別専攻科規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学学則(平成16年4月1日規則第1号)第18条の規定に基づき、広島大学特別支援教育特別専攻科(以下「特別専攻科」という。)の学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 特別専攻科は、特別支援教育の充実に資するため、現職教員及び特別支援教育教員を志望する者を対象として特別支援教育に関する高度の専門教育を施すことを目的とする。

(専攻及びコース)

第3条 特別専攻科に、次の専攻及びコースを置く。

特別支援教育専攻

知的障害教育領域コース

特別支援教育コーディネーターコース

(学生定員)

第4条 特別専攻科の入学定員は、30人とする。

(修業年限)

第5条 特別専攻科の修業年限は、1年とする。

(在学年限)

第6条 特別専攻科の在学年限は、2年とする。

(学年、学期及び休業日)

第7条 特別専攻科の学年、学期及び休業日については、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号。以下「通則」という。)第7条から第9条までの規定を準用する。

(入学)

第8条 入学は、学年の始めとする。

第9条 知的障害教育領域コースに入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者で幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状を有するものとする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第4項の規定により独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(7) 文部科学大臣の指定した者

第10条 特別支援教育コーディネーターコースに入学できる者は、視覚障害者、聴覚障害者又は知的障害者に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭一種免許状を有する者とする。

第 11 条 入学志願者に対しては、入学試験を行う。

2 入学試験の方法は、特別専攻科が定める。

(教育課程及び履修方法)

第 12 条 教育課程は、別表のとおりとする。

第 13 条 特別専攻科の学生は、所定の授業科目を履修し、30 単位以上を修得しなければならない。

(休学及び退学)

第 14 条 休学については、通則第 32 条(第 2 項ただし書を除く。)から第 34 条までの規定を準用する。

第 15 条 退学については、通則第 35 条の規定を準用する。

(賞罰)

第 16 条 表彰については、通則第 39 条の規定を準用する。

2 懲戒については、通則第 40 条から第 42 条までの規定を準用する。

(除籍)

第 17 条 除籍については、通則第 43 条の規定を準用する。

(修了)

第 18 条 特別専攻科は、特別専攻科に 1 年以上在学し、別表に規定する 30 単位以上を修得した者には、修了を認定する。

(修了証書)

第 19 条 学長は、特別専攻科において修了の認定を受けた者には、修了証書を授与する。

(教育職員免許状)

第 20 条 修了を認定された者は、教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)及び教育職員免許法施行規則(昭和 29 年文部省令第 26 号)に定めるところにより、次の表に掲げる特別支援学校教員の普通免許状の授与の所要資格を取得することができる。

コース	免許状の種類
知的障害教育領域コース	特別支援学校教諭一種免許状 (知的障害者に関する教育の領域) (肢体不自由者に関する教育の領域) (病弱者に関する教育の領域)
特別支援教育コーディネーターコース	特別支援学校教諭専修免許状 (視覚障害者に関する教育の領域) (聴覚障害者に関する教育の領域) (知的障害者に関する教育の領域)

(検定料、入学料及び授業料)

第 21 条 検定料の額は 16,500 円、入学料の額は 58,400 円、授業料の額は 273,900 円とし、その納付手続等については、検定料は通則第 12 条第 1 項の規定を、入学料は通則第 16 条から第 16 条の 3 までの規定を、授業料は通則第 47 条第 2 項から第 50 条までの規定を準用する。

2 成績優秀学生に対しては、後期分の授業料の全額を免除することができる。

第 22 条 既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、検定料及び入学料の返還については通則第 17 条第 2 項(第 1 号及び第 2 号を除く。)の規定を、授業料の返還については通則第 51 条第 2 項の規定を準用する。

3 授業料を納付した者が成績優秀学生として授業料免除対象者となったときは、納付した者の申出により、後期分の授業料に相当する額を返還する。

(管理運営)

第 23 条 特別専攻科の管理運営の方法については、特別専攻科が定める。

(雑則)

第24条 この規則に定めるもののほか、特別専攻科の学生の修学に関し必要な事項は、通則の規定を準用する。

(略)

附 則(平成25年3月29日規則第29号)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前に入学した学生の教育課程については、この規則による改正後の広島大学特別支援教育特別専攻科規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(2) 教育課程及び履修について

知的障害教育領域コース 教育課程

科目区分	授業科目	開設単位数		要修得単位数
		前期	後期	
基礎理論に関する科目	特別支援教育概論	②		2
心理、生理及び病理に関する科目	大脳生理・病理概論	2	2	6
	知的障害心理・生理・病理概論	②		
	知的障害アセスメント論Ⅰ	2		
	知的障害アセスメント論Ⅱ			
	肢体不自由心理・生理・病理概論	②		
	病弱心理・生理・病理概論	②		
教育課程及び指導法に関する科目	知的障害教育課程概論	②	② ① ①	15
	知的障害指導法概論	②		
	知的障害授業法概論	②		
	肢体不自由指導法概論	②		
	病弱指導法概論			
	視覚障害指導法概論			
	聴覚障害指導法概論			
	LD等指導法概論	②		
	重複障害指導法概論	①		
発展科目	特別支援教育実践演習	2		
	知的障害職業教育実践論	2		
	特別支援教育臨床演習	2		
	知的障害キャリア教育総論	2		
教育実習	教育実習		③	3
特別研究	特別研究基礎演習Ⅰ	①	①	4
	特別研究基礎演習Ⅱ			
	特別研究	②		
計				30

注1：開設単位数欄の○印は、必修を示す。

注2：「発展科目」の履修単位は免許取得のための単位には含まれない。

特別支援教育コーディネーターコース 教育課程

科目区分		授業科目	開設単位数		要修得単位数	
			前期	後期	必修	選択
必修科目		特別支援教育論	2		14	
		特別支援教育コーディネーター論	2			
		コミュニケーション障害指導法特論		2		
		重複障害教育方法論	2			
		LD等教育支援方法論		2		
		特別支援教育研究Ⅰ	1			
		特別支援教育研究Ⅱ		1		
		特別支援教育特別研究	2			
選択必修科目	視覚障害教育領域	視覚障害教育方法論Ⅰ	2		6	10
		視覚障害教育方法論Ⅱ		2		
		視覚障害診断・評価法		2		
	聴覚障害教育領域	聴覚障害教育方法論Ⅰ	2			
		聴覚障害教育方法論Ⅱ		2		
		聴覚障害診断・評価法		2		
	知的障害教育領域	知的障害教育方法論Ⅰ	2			
		知的障害教育方法論Ⅱ		2		
		知的障害診断・評価法	2			
選択科目		肢体不自由教育方法論	2			
		病弱教育方法論		2		
発展科目		特別支援教育コーディネーター実践演習	2			
		特別支援教育コーディネーター臨床演習	2			
		特別支援教育ファシリテーション演習	2			
計					30	

注1：選択必修科目は、視覚障害教育領域、聴覚障害教育領域又は知的障害教育領域のいずれか一つの領域から6単位を修得すること。

注2：「発展科目」の履修単位は免許取得のための単位には含まれない。

履修手続

(1) 履修届受付期間

各学期の指定する期間に、所定の手続をしてください。受付期間終了後は、履修科目の追加、取り消しなどの変更は原則として認めません。

(2) 手続き上の注意

集中講義を履修する場合も、必ず受付期間内に所定の手続をしてください。

特別支援教育コーディネーターコースの取得可能な資格について

視覚障害者に関する教育の領域、聴覚障害者に関する教育の領域、知的障害に関する教育領域のいずれかに加えて、入学時に肢体不自由者に関する教育の領域または病弱者に関する教育の領域の一種免許状を有している者は、それらの領域の専修免許状の授与の所要資格を取得することができる。

そ の 他

1 7 教育学部の沿革と特色

1 教育学部の理念・目標

科学技術の飛躍的進歩や高度情報化、国際化、さらには少子・高齢化など、地球的規模で進行している大きな変化の流れの中にあつて、人類の平和的共存や自然と人間との豊かな共生は、21世紀の最も重要な課題である。この課題に応えるために、「教育」という営みはかつてないほど重要になっている。

平成12年4月に発足した教育学部は、「教育」や「学び」という人類に普遍の営みを専門的に学習することが、21世紀の地球的課題を「学ぶ」ことにつながるという理念の下、学生のみならず教職員を含む全ての構成員が、幅広い社会的視野と豊かな課題探究能力を培うことを目標としている。

この理念・目標実現のため、教育学部は、旧教育学部と学校教育学部がこれまで行ってきた教育研究の成果と特色を活かしながら、社会の変化とともに多様化する教育諸課題を理論と実践の統合化によって、学際的・総合的視点から探究するとともに、21世紀にふさわしい学校教育の創造と生涯学習社会構築への貢献をめざして、小学校から高等学校までの教員のみならず、生涯学習社会の幅広い職業分野で活躍できる人材の育成に努めている。

2 教育学部設置の経緯

(1) 設置当初の教育学部

現在の教育学部の源流は、昭和24年5月31日、法律第150号国立大学設置法により、広島大学が、広島文理科大学（附属研究所を含む。）、広島高等学校、広島工業専門学校、広島高等師範学校、広島女子高等師範学校、広島師範学校及び広島青年師範学校を包括し、広島市立工業専門学校を併合して、6学部（文学部、教育学部、政経学部、理学部、工学部及び水畜産学部）からなる新制総合大学として発足した時点で遡る。

当初の教育学部は、東千田町に教育学部（本部）、東雲分校、三原分校及び福山分校の3つの分校並びに11の附属学校園（うち附属幼稚園は昭和41年設置）を擁した全国でも最大規模の学部であった。また、東千田町の教育学部（本部）は、中等学校教員養成にあたってきた広島高等師範学校（明治35年創設）の文科・理科、広島文理科大学（昭和4年創設）の教育学科（教育学専攻及び心理学専攻）を母体として、教育学科と心理学科及び高等学校教員養成のための高等学校教育科の3学科で構成されていた。

東雲分校は、明治5年の学制頒布による教員養成所であった白島学校（明治7年創設）に端を発した広島師範学校（昭和18年創設）を母体に、三原女子師範学校（明治42年創設）を前身とする三原分校とともに、義務教育諸学校の教員を養成する分校として発足した。福山分校は、広島青年師範学校（昭和19年創設）と広島女子高等師範学校（昭和20年創設）を母体に、高等学校教員養成の高等学校教育科として発足した。

(2) 旧教育学部と学校教育学部

当初2年課程で発足した東雲分校は、昭和30年以降逐次4年課程に移管し、小学校教育科、中学校教育科、特殊教育科として次第にその内容の充実が図られた。また、昭和37年三原分校は東雲分校に統合された。昭和38年教員養成大学・学部「課程」を置く規程が制定され、昭和39年高等学校教育科は高等学校教員養成課程と改称され、東雲分校では、各教育科が小学校教員養成課程、中学校教員養成課程、盲・聾・養護各教員養成課程に改称された。昭和41年附属幼年教育研究施設が、昭和48年東雲分校に特殊教育特別専攻科が、それぞれ設置された。

当初の教育学部は、昭和53年に改組され、東千田町の教育学部本部と福山分校を統合して教育学部となり、東雲分校は独立学部となり学校教育学部が設置された。

これに伴い、教育学部は従来の小講座を再編し、教育学科（教育哲学・教育史学、教育社会学・教育方法学及び教育行政学の3大講座）、心理学科（実験心理学と教育心理学の2大講座）に加え、高等学校教員養成課程が教科教育学科（国語、英語、社会科、数学、理科、音楽、体育、家政各教育学の8大講座、うち音楽、体育、家政各教育学は福山分校）となって、3学科体制の学部となった。さらに、昭和61年日本語教育学科（日本語教育学、日本語学、言語学及び日本文化学の4大講座）を増設し、4学科17大講座となった。平成元年9月、教育学部と教育学部福山分校が東広島市に統合移転を完了した。

学校教育学部は、義務教育諸学校の教員養成を目的とした学部となり、昭和63年教育実践研究指導センターを設置した。広島大学の統合移転に伴い平成7年3月東広島市に移転した。同年障害児教育実践センタ

一を設置し、平成8年教育実践指導センターは教育実践総合センターに改組された。

(3) 教育学部の改組・統合と大学院講座化

平成9年の統合移転完了から4年後の平成12年4月、従来の教育学部と学校教育学部を改組・統合し、教育組織と教官組織を一新し現在の教育学部が発足した。更に、平成13年4月には大学院教育学研究科の整備に伴い、学部所属の教官組織である16大講座が大学院の講座となり、大学院講座所属の教官が学部教育を併任して担当するという形を取るようになった。

3 現在の教育学部とその特色

(1) 教育組織の特色

現在の教育学部の教育組織の特色は、類一コース制によって、専門教育の選択履修の幅を拡大し、学生の学習ニーズや卒業後の幅広い進路に対応できる豊富なカリキュラムを用意し、入学後に、進路に対応した授業科目を学生自身が選択して履修することができることにある。また、希望するコースを選択して受験できるので、学生の目的意識に沿った専門教育を受けることができる。

本学部の5類一15コース制は、以下の教育組織から構成されている。小学校、盲学校、聾学校及び養護学校の教員を専門的に養成する第一類（学校教育系）には、初等教育教員養成と特別支援教育教員養成の2コースがある。中学校・高等学校教員を希望する学生には、主に第二類（科学文化教育系）、第三類（言語文化教育系）及び第四類（生涯活動教育系）の三類において、卒業要件単位内で希望する校種・教科の一種免許状が取得できるカリキュラムが用意されている。

また、第二類には、自然系、数理系、技術・情報系、社会系の4コースが、第三類には、国語文化系、英語文化系、日本語教育系の3コースが、第四類には、健康スポーツ系、人間生活系、音楽文化系、造形芸術系の4コースがある。これらの内、特に、日本語教育系コースは、外国人の日本語教育を行う人材養成を目的としている。第五類（人間形成基礎系）には、教育に関わる人間形成の基礎学を学ぶことを目的とした教育学系と心理学系の2コースがある。

第二類から第五類では、生涯学習・文化諸施設等での指導者、民間企業における企業内教育の専門家、さらには教員以外の教育関係公務員等を希望する学生に対し、所属コースのみならず他コースや他学部で開設する科目の履修を大幅に認めている。さらに、専門諸科学を深く究明することを希望する場合には、大学院教育学研究科に進学し、高度専門職業人や研究者をめざす道も開かれている。

(2) 教員の研究組織と学部教育の特色

教員の研究組織は、大学院所属の16大講座と学部附属の1研究施設（幼年教育研究施設）3センター（教育実践総合センター、障害児教育実践センター、心理臨床教育研究センター）からなっている。また、学部で開設する授業は、これらの教員組織に所属する全教員が提供する方式をとっており、従来の講座制による狭い教員組織に対応した学部教育となっていない点が、本学部における学部教育の特色である。

4 現在の教育学部と教育学研究科の沿革

昭和24年5月	広島大学発足とともに教育学部設置
昭和28年4月	大学院教育学研究科（教育学、教育行政学、実験心理学、教育心理学の4専攻で構成された修士課程、博士課程）設置
昭和28～29年	東雲分校に盲・聾教育兼修課程設置
昭和30年4月	小学校教育科（4年課程）を東千田町地区より東雲分校に移管
昭和31年6月	教育学部（本部）の建物が東千田町に竣工
昭和33年4月	福山分校に教育専攻科（保健体育専攻）設置
昭和34年4月	中学校教育科図画工作科を4年課程に昇格（昭和37年美術科に改称）
昭和35年4月	東雲分校の特殊教育（盲・聾教育兼修）課程を4年課程に昇格とともに養護学校教育兼修課程設置 中学校教育職業科を福山分校より東雲分校に移管（昭和37年技術科に改称）
昭和36年4月	中学校教育科（4年課程：国語・社会・数学・理科・英語）を東千田町地区より東雲分校に移管 福山分校の教育専攻科に音楽専攻、家政専攻増設
昭和37年3月	三原分校を東雲分校に統合

昭和 39 年 4 月	広島大学通則で東雲分校の小・中・盲・聾・養護の各教育科並びに東千田町と福山分校の高等学校教育科が、それぞれ教員養成課程となる。
昭和 41 年 4 月	大学院教育学研究科に教科教育学専攻（国語教育，英語科教育，社会科教育，数学科教育，理科教育）の修士課程と博士課程を増設 附属幼年教育研究施設（幼児教育学部門）設置
昭和 42 年 4 月	中学校教員養成課程の音楽・体育・家政を福山分校より東雲分校に移管
昭和 44 年 4 月	教科教育学専攻に音楽科教育，保健体育科教育，家政科教育（修士課程）を増設
昭和 45 年 4 月	東雲分校に教育専攻科設置
昭和 46 年 4 月	附属幼年教育研究施設に幼児心理学部門増設
昭和 48 年 4 月	東雲分校に特殊教育特別専攻科設置
昭和 50 年 4 月	大学院教育学研究科に幼児学専攻（修士課程）増設 大学院教育学研究科に幼児保健学講座（幼児学専攻基幹講座）設置 大学院教育学研究科の教育学，教育行政学，実験心理学，教育心理学及び教科教育学の 5 専攻を，博士課程（前期，後期）に改組
昭和 51 年 5 月	日本語・日本事情講座増設
昭和 53 年 6 月	改組により，3 学科 13 大講座の教育学部（東千田町（本部）と福山分校）再編と学校教育学部（東雲分校）設置
昭和 55 年 4 月	大学院学校教育研究科（学校教育・障害児教育・言語教育・社会科教育・理科教育・保健体育の 6 専攻の修士課程）設置
昭和 56 年 4 月	大学院学校教育研究科に数学教育・美術教育 2 専攻の修士課程増設
昭和 57 年 4 月	大学院学校教育研究科に音楽教育専攻（修士課程）増設
昭和 60 年 7 月	広島大学外国人留学生日本語研修コース設置
昭和 61 年 4 月	教育学部に日本語教育学科設置
昭和 63 年 4 月	学校教育学部に附属教育実践研究指導センター設置
平成 元年 4 月	大学院教育学研究科に幼児学専攻（博士課程）設置
平成 元年 5 月	福山分校廃止。ただし，学内措置により平成元年 9 月まで存続。
平成 元年 9 月	教育学部及び教育学部福山分校が東広島市統合移転地に移転完了
平成 2 年 4 月	大学院教育学研究科に日本語教育学専攻（修士課程）増設
平成 3 年 4 月	大学院学校教育研究科に生活科学教育専攻（修士課程）増設
平成 4 年 4 月	大学院教育学研究科に日本語教育学専攻（博士課程）増設
平成 7 年 4 月	学校教育学部が東広島市統合移転地に移転完了
平成 7 年 4 月	学校教育学部に附属障害児教育実践センター設置
平成 8 年 5 月	学校教育学部附属教育実践研究指導センターを改組し，教育実践総合センター設置
平成 9 年 4 月	大学院教育学研究科に学習開発専攻（博士課程後期独立専攻）増設 大学院教育学研究科の教育学，教育行政学，実験心理学，教育心理学，教科教育学，日本語教育学，幼児学の 7 専攻を，教育科学専攻，心理学専攻，教科教育科学専攻，生涯活動教育学専攻，日本言語文化教育学専攻及び幼年期総合科学専攻の 6 専攻に改組
平成 12 年 3 月	教育専攻科廃止
平成 12 年 4 月	教育学部と学校教育学部を統合し，教育学部に改組 大学院教育学研究科（博士課程）と学校教育研究科（修士課程）を改組・統合し大学院教育学研究科を設置
平成 13 年 4 月	大学院教育学研究科の整備に伴い，学部所属の 16 大講座が大学院所属となる大学院講座化が行われた。
平成 14 年 4 月	学部附属施設の研究科附属施設への移行（附属幼年教育研究施設，附属教育実践総合センター，附属障害児教育実践センター）附属心理臨床教育研究センター設置
平成 16 年 4 月	国立大学法人広島大学発足
平成 19 年 3 月	学校教育学部廃止
平成 19 年 4 月	特殊教育特別専攻科（知的障害教育専攻）を特別支援教育特別専攻科（特別支援教育専攻）に名称変更
平成 20 年 4 月	附属障害児教育実践センターを附属特別支援教育実践センターに名称変更

1 8 研究施設・センター等とその機能

施設等の名称	施設等の概要
附属幼年教育研究施設	<p>幼年教育研究施設は、幼児教育・保育にかかわる諸課題に関して、学内外の諸機関と連携をとりつつ、共同研究を企画施行するとともにシンポジウムや講演などの企画施行をとおして、その成果を保育現場や地域に還元・普及し、あわせて保育者の専門性の向上に資することを目的としている。</p> <p>施設には幼児教育学部門と幼児心理学部門の2部門をおき、乳幼児期の認知的・社会的発達、幼年期のカリキュラムの開発、指導法、政策、障害児保育など、ひろく子どもの心身の発達と家族支援にかかわって、学際的に研究を行っている。広島大学附属幼稚園と密接な連携を保ちつつ、実践的な共同研究を行っていることも、本研究施設の特徴の一つである。</p> <p>さらに、本研究施設に所属する教員は大学院教育学研究科前後期課程学生の指導を担当し、院生指導と研究活動を連携させつつ、幼児教育学・幼児心理学の研究者と高度な専門性をそなえた職業人の養成にあたっている。</p>
附属教育実践総合センター	<p>教育実践総合センターは、社会的要請に応える教員養成のための学部教育カリキュラムの開発研究と指導、先進的な指導法や教材開発に関する実践研究と交流、並びに現下の学校教育が抱える諸問題の早期解決を図るための実践研究の推進を目的とするものである。</p> <p>センターには、①教育実践研究開発部門、②学校教育相談実践部門の2部門を置き、教育委員会及び本学附属学校等と緊密な連携をとり、目的達成のための研究・実践活動を推進している。</p> <p>なお、学校教育相談実践部門には、平成18年度より、学校心理教育相談室(にこにこルーム)を設置し、学習や生徒指導・教育相談にかかわる心理教育的支援、学校心理学に関する研究・教育を行うとともに、学校心理学に関する研修の機会を提供している。</p>
附属特別支援教育実践センター	<p>特別支援教育実践センターは、特別支援教育分野に関する基礎的・実践的研究を推進するとともに、同分野に関する教育及び教育相談等を実施することにより、教育臨床効果の高いエビデンスを探求する研究眼を持ち、なおかつ高度な実践力を有する教員を養成し、もって障害児(者)の教育と福祉に寄与することを目的としている。</p> <p>センターは、下記の事業について活動を行っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 障害児(者)の教育に関する相談、助言及び障害児(者)に対する教育的支援 2. 学生への特別支援教育分野に関する実践的教育 3. 現職の教師、指導者への研修 4. 障害児(者)の教育的支援及び支援にかかわる諸問題についての調査及び研究

施設等の名称	施設等の概要						
	<p>センターには、①視覚障害教育分野、②聴覚障害教育分野、③知的障害教育分野、④肢体不自由教育分野、⑤発達障害教育分野、⑥言語・コミュニケーション障害教育分野の6分野があり、センターと特別支援教育学講座の教員とが連携し、さまざまな障害のある子ども・成人の相談・臨床を行うとともに、学部学生や大学院学生らをセンターの研修相談員として位置づけ、教員の指導のもと教育相談・臨床業務に携わっている。</p>						
<p>附属心理臨床教育研究センター</p>	<p>心理臨床教育研究センターは、心理臨床に関する理論的・実践的研究を推進するとともに、心理臨床に関する教育及び相談等を行い、心理臨床に係る諸問題の解決に寄与することを目的として、平成14年4月に設置された。センターは、昭和58年に特別施設として設置された心理教育相談室を発展的に改組したものである。</p> <p>センターの主要業務は下記のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 心理臨床の研究及び研究交流 2. 臨床心理学を専攻する大学院生等の心理臨床教育 3. 地域社会の人々に対する心理臨床的支援（心理教育相談） 4. 心理臨床関係者の再教育・研修 <p>センターの心理教育相談部門では、文部科学省より認可を受けて本学「心理教育相談受託規則」に基づき、上記の主要業務3に関係する有料制の心理教育相談事業を行っている。発達やことばの遅れ、子どものしつけ、いじめや不登校、生徒や従業員への対応、性格や行動、自分の生き方、家族や夫婦の葛藤、仕事上の悩みやストレス、などの広範な心理的問題を抱えて来談する人たちに対して心理査定やカウンセリングを行い、心理教育相談に応じている。なお、相談の種類は以下の通りである。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">1. 初回面接</td> <td style="width: 50%;">2. 本人との面接</td> </tr> <tr> <td>3. 遊戯療法</td> <td>4. 保護者との面接</td> </tr> <tr> <td>5. 心理検査</td> <td>6. コンサルテーション面接</td> </tr> </table>	1. 初回面接	2. 本人との面接	3. 遊戯療法	4. 保護者との面接	5. 心理検査	6. コンサルテーション面接
1. 初回面接	2. 本人との面接						
3. 遊戯療法	4. 保護者との面接						
5. 心理検査	6. コンサルテーション面接						
<p>ペスタロッチャー資料室</p>	<p>ペスタロッチャーならびにコメニウスに関する図書1,000有余部を蔵し、殊にペスタロッチャーの直筆書簡や初版による著書は珍書として、その他チェコスロバキア共和国より受贈したコメニウス文献等は、日本における貴重な資料として尊重されている。また、故長田新教授の蔵書が長田文庫として保管されている。</p>						

19 教育学研究科支援室の業務

担 当	主 な 業 務 内 容
(学部学生) 学士課程担当	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程，履修手続き，学期末試験，学業成績 ・外国留学，研究生，科目等履修生 ・休学，退学，転コース，転学部，卒業等の学籍異動 ・各種証明（在学，成績，卒業，卒業見込み等）
(学部・大学院共通) 学士課程担当	<ul style="list-style-type: none"> ・学生証，通学定期，学割証，住所変更等の届出 ・奨学金，授業料免除 ・課外活動，構内駐車証 ・健康診断，学生健康保険，学生教育研究災害傷害保険 ・就職
(大学院学生) 大学院課程担当	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程，履修手続き，学期末試験，学業成績 ・外国留学，研究生，科目等履修生，外国人留学生 ・休学，退学，修了等の学籍異動 ・修士・博士の学位，特別支援教育特別専攻科 ・各種証明（在学，成績，修了，修了見込み等）
(学部・大学院共通) 教育実習担当	<ul style="list-style-type: none"> ・教育実習 ・介護等体験 ・教育職員免許状
(学部・大学院共通) なんでも相談	<ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメント，メンタルヘルス等，専門窓口の紹介 ・その他学生生活上の悩みの相談，専門窓口の紹介

- (注) 1 各種証明は，自動発行機による発行分以外の証明を行う。
- 2 奨学金，授業料免除，学生健康保険等の業務は，教育・国際室学生生活支援グループの所掌事務を除く。

教育学研究科支援室 配置図

